

土木請負工事必携

平成16年3月

九州地方整備局

土木請負工事必携

ま え が き

土木請負工事必携は、工事における施工管理及び品質確保のため、現場技術者の参考となるよう現場の品質管理に関連する諸基準を掲載し、活用できるよう出版してきたところです。

改正の「土木工事施工管理基準及び規格値」については、別冊の「土木工事施工管理の手引き」版に掲載していますので、併せて活用頂けるよう願います。

九州地方整備局

目 次

1	土木工事安全施工技術指針 -----	1
2	建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編） -----	135
3	建設副産物適正処理推進要綱 -----	171
4	土木工事における建設資材の品質管理について -----	203
5	環境関連法令 -----	209
6	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 -----	243
7	排出ガス対策型建設機械について -----	255
8	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 -----	279
9	薬液注入工法の管理について -----	287
10	道路工事現場における標示施設等の設置基準（案） -----	297
11	道路台帳作成要領について（案） -----	341
12	建設リサイクル推進に係る実施事項について -----	355
13	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に 基づく国の機関からの都道府県知事への計画の通知について --	375
14	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の施行に伴う 契約事務手続きについて -----	385
15	再生資源の利用の促進について -----	393
16	公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について -----	399
17	工事請負契約書 -----	407

◎土木工事施工管理基準及び規格値

◎写真管理基準(案)について

は、別冊の「土木工事施工管理の手引き」に掲載していますので、併せて活用頂けるよう願います。

1 土木工事安全施工技術指針

	建設省官技発第37号
	昭和43年4月17日
一部改正	建設省官技発第127号
	昭和50年6月10日
一部改正	建設省官技発第94号
	昭和57年3月16日
一部改正	建設省官技調発第79号
	平成5年3月31日
一部改正	建設省官技調発第77号
	平成10年3月19日
一部改正	国官技第61号
	平成13年3月29日

土木工事安全施工技術指針

本指針は建設省で行う、一般的な工事の安全施工の技術指針である。

工事を行うに当って施工の安全を確保するため、「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬取締法」等を参考として、建設省所管工事に適用出来る様に作成した。工事の設計、施工、監督に当って安全施工の参考として使用されたい。

目 次

第1章	総 則	4
第1節	総 則	7
第2節	事前調査	7
第3節	施工計画	7
第4節	工事現場管理	8
第2章	安全措置一般	
第1節	作業環境への配慮	10
第2節	工事現場周辺の危害防止	10
第3節	立入禁止の措置	12
第4節	監視員、誘導員等の配置	12
第5節	墜落防止の措置	13
第6節	飛来落下の防止措置	14
第7節	異常気象時の対策	15
第8節	火災予防	18
第9節	工事現場のイメージアップ	19
第10節	現場管理	20
第3章	地下埋設物一般	
第1節	工事内容の把握	21
第2節	事前確認	21
第3節	施工計画	22
第4節	現場管理	22
第4章	機械・装置・設備一般	
第1節	建設機械作業の一般的留意事項	23
第2節	建設機械の運用	24
第3節	建設機械の搬送	26
第4節	据付型・据置型機械装置	27
第5節	移動式クレーン作業	28
第6節	賃貸機械等の使用	31
第5章	仮設工事	
第1節	一般事項	32
第2節	土留・支保工	33
第3節	仮締切工	35
第4節	足 場 等	36
第5節	通路・昇降設備・栈橋等	37
第6節	作業床・作業構台	38
第7節	仮設定置機械設備	40
第8節	仮設電気設備	41
第9節	溶接作業	41
第6章	運 搬 工	
第1節	一般事項	43
第2節	トラック・ダンプトラック・トレーラー等	43
第3節	不整地運搬車	45

第4節	コンベヤ	45
第5節	機関車・運搬車	46
第6節	索道及びケーブルクレーン	47
第7節	インクライン	49
第7章 土工工事		
第1節	一般事項	51
第2節	人力掘削	52
第3節	機械掘削	53
第4節	盛土工及びのり面工	55
第5節	発破掘削	55
第8章 基礎工事		
第1節	一般事項	59
第2節	既成杭基礎工	60
第3節	機械掘削基礎工	61
第4節	オープンケーソン基礎工事、深礎工法、その他	62
第9章 コンクリート工事		
第1節	一般事項	64
第2節	鉄筋工	64
第3節	型わく工	65
第4節	コンクリート工	66
第10章 圧気工事		
第1節	一般事項	69
第2節	圧気作業	69
第3節	仮設備	71
第4節	施工中の調査及び管理	73
第5節	ニューマチックケーソン基礎工事	74
第11章 鉄道付近の工事		
第1節	事前協議及び事前調査	76
第2節	近接作業	77
第3節	各種作業	78
第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事		
第1節	一般事項	81
第13章 道路工事		
第1節	一般事項	83
第2節	交通保安施設	84
第3節	道路舗装	85
第4節	維持修繕工事	85
第5節	道路除雪	87
第14章 橋梁工事（架設工事）		
第1節	一般事項	89
第2節	鋼橋架設設備	90
第3節	鋼橋架設作業	91

第4節	P C 橋架設設備	-----	94
第5節	P C 橋架設作業	-----	94
第15章 山岳トンネル工事			
第1節	一般事項	-----	96
第2節	仮設備	-----	98
第3節	作業環境保全	-----	99
第4節	粉じん対策	-----	100
第5節	爆発・火災防止	-----	104
第6節	避難・救護措置	-----	104
第7節	可燃性ガス対策	-----	105
第8節	掘削工	-----	108
第9節	運搬工	-----	109
第10節	支保工	-----	110
第11節	覆工	-----	111
第16章 シールド・推進工事			
第1節	一般事項	-----	112
第2節	仮設備	-----	113
第3節	立坑工事	-----	114
第4節	シールド工事	-----	115
第5節	推進工事	-----	116
第17章 河川及び海岸工事			
第1節	一般事項	-----	117
第2節	水辺及び水上作業	-----	118
第3節	潜水作業	-----	119
第4節	作業船及び台船作業	-----	120
第18章 ダム工事			
第1節	一般事項	-----	125
第2節	基礎掘削工	-----	126
第3節	基礎処理工	-----	128
第4節	堤体コンクリート工事	-----	128
第5節	ダム材料盛立工事（フィルタイプダム）	-----	130
第19章 構築物の取りこわし工事			
第1節	一般事項	-----	132
第2節	取りこわし工	-----	133

第1章 総 則

第1節 総 則

1. 目 的

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

2. 適用範囲

本指針は、国土交通省で行う一般的な土木工事の安全施工に適用する。

3. 関連法令等の遵守

土木工事の施工にあたっては、本指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

第2節 事前調査

1. 工事内容、施工条件等の把握

施工計画を作成するにあたっては、あらかじめ設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い、安全確保のための施工条件等を把握しておくこと。

2. 事前調査

施工計画の作成に際しては、地形、地質、気象、海象等の自然特性、工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理等の立地条件について適切な調査を実施すること。

第3節 施工計画

1. 施工計画の作成

- (1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（工事数量、地形地質、構造規模、適用工法、工期、工程、材料、用地等）を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。

また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

- (2) 関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し、特に工事の安全確保に留意すること。この場合、当該事項に係わる内容は、一般的に工程計画の立案に際して制約条件となるので、よく把握すること。
特に都市内工事にあつては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。
- (3) 現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確なものであること、また、災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。
- (4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。
- (5) 使用機械設備の計画・選定にあつては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。
- (6) 工事による作業場所及びその周辺への振動、騒音、水質汚濁、粉じん等を考慮した環境対策を講じること。
- (7) 工程は、準備作業から工事終了まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、気象・海象条件等を十分考慮して作成すること。

2. 施工計画の変更等

施工時においては、当初の施工計画に従って忠実に実施すること。ただし、事前検討の条件と実際の施工条件との相違又は、新たに生じた状況等により当初の施工計画書に記載した内容に変更が生じるときは、全体状況を十分勘案してすみやかに計画書を変更すること。

第4節 工事現場管理

1. 安全施工体制

工事の施工にあつては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の安全施工体制及び隣接地工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。

安衛法10～19の2

2. 工事内容の周知・徹底

当該工事の内容、設計条件、施工条件、工法を工事関係者へ周知・徹底させること。

安衛則642の3

3. 作業員の適正配置

施工時においては、確保できる作業員数を考慮した施工計画とするとともに、未熟練者、高齢者に対しては、作業内容、作業場

所等を考慮し、適切な配置を行うこと。

また、作業員の配置については、作業員の業務経験、能力等の個人差も十分考慮すること。

4. 現場条件に応じた措置

施工中現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になった場合は、すみやかにその原因を調査分析し、変更となった条件を考慮して対策をたて直し、適切な施工管理に努めること。

5. 緊急通報体制の確立

- (1) 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。
- (2) 通報責任者を指定しておくこと。
- (3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

6. 臨機の措置

施工中災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、作業員を退避させ、必要な情報連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うこと。

7. 安全管理活動

日々の建設作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。

- ① 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
- ② 安全朝礼（全体的指示伝達事項等）
- ③ 安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）
- ④ 安全点検
- ⑤ 安全訓練等の実施

8. 工事関係者における連携の強化

- (1) 設計、施工計画、施工の連携の強化を図ること。
- (2) 各種作業において設定した設計条件あるいは施工計画における条件と変化する現場の条件を常に対比し、不都合がある場合は、適宜相互確認のうえ、対処すること。

第2章 安全措置一般

第1節 作業環境への配慮

1. 換気の悪い場所等での必要な措置

- (1) 自然換気が不十分なところで内燃機関を使用するときは、十分な換気の措置を講じること。
- (2) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。

2. 強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置

- (1) 強烈な騒音を発生する場所であることを、明示するとともに作業員へ周知させること。
- (2) 強烈な騒音を発生する場所では、耳栓等の保護具を使用すること。

安衛法583の2

3. 狭い作業空間での機械施工に際しての安全確保

- (1) 施工計画の立案に際しては、作業空間と機械動作範囲・作業能力等を把握し、機械選定等に十分配慮すること。
- (2) 空間的に逃げ場が無いような場所での機械と人力との共同作業では、運転者、作業員及び作業主任者又は作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること。

4. 作業環境項目の測定

以下の作業場所では、必要とされる各環境項目の測定を行うこと。

安衛法65

- ① 土石、岩石等の粉じんを著しく発散するような坑内、屋内の作業場等での粉じん測定。
- ② 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量、気温、炭酸ガスの測定等。
- ③ 酸素欠乏等の危険のある場所における作業場での酸素、硫化水素の濃度測定等。

粉じん則26

安衛則592

酸欠則3

第2節 工事現場周辺の危害防止

1. 工事区域の立入防止施設

- (1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。

- (2) 立入防止施設は、子供等第三者が容易に侵入できないような構造とすること。
- (3) 立入防止施設に併設した工事看板、照明器具等は保守管理を行うこと。
- (4) 立入防止施設に設けた出入口は、施錠できるようにすること。
- (5) 道路に近接して掘削等により開口している箇所がある場合には、蓋をするか防護柵を設置して転落防止措置を講じること。

2. 現道占用の管理

- (1) 工事のため現道を使用する場合には、立入防止施設を含め占用許可条件に適合した設備とし、常に保守管理を行うこと。
- (2) 看板、標識類は所定の場所に通行の妨げとならないよう設置し、常に点検整備を行うこと。
- (3) 夜間照明、保安灯、誘導灯等は、電球切れ等の点検を行い常に保守管理を行うこと。

3. 看板・標識の整備

- (1) 現道の上に設置する工事看板、迂回路案内板等各種標識類は、所定の場所に交通の支障とならないよう設置し、振動や風等で倒れないよう固定措置を講じること。
- (2) 案内標識、協力要請看板等は、運転者及び歩行者の見やすい場所に設置すること。
- (3) 標示板、標識等看板類は、標示内容が夜間においても明瞭に見えるよう必要な措置を講じること。
- (4) 看板標識等は、保守管理を行うこと。

4. 工事現場出入口付近での交通事故防止

- (1) 現道に面して歩道を切り下げ又は覆工して出入口を設けた場合には、段差、すき間、滑りのない構造として常に保守管理を行うこと。
- (2) 工事車両の出入口には、工事車両の出入を歩行者等に知らせるためブザー又は黄色回転灯を設置すること。
- (3) 出入口では、歩行者及び一般交通を優先し、工事車両の出入りに伴う交通事故防止に努めること。
- (4) 出入口には、必要に応じて交通整理員を配置すること。

5. 地域住民との融和

- (1) 工事着手前に地区自治会等を通じ、周辺住民等に工事概要を周知し協力要請に努めること。
- (2) 工事場所がスクールゾーン内にある場合には、登下校時の工事車両の通行に関する留意事項を工事関係者に周知すること。
- (3) 地元住民が容易に理解できるよう工事の進捗状況を必要に応じて回覧するか看板を作成して掲示する等して、工事に対する理解を求めること。

- (4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じること。

6. 現場外での交通安全管理

工事現場外においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に対し、十分に注意をうながし事故等の防止に配慮すること。

第3節 立入禁止の措置

1. 関係者以外の立入禁止

以下のような場所では、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい個所にその旨を標示すること。

- ① 関係者が十分に注意を払いながら、危険な作業を行っている場所
- ② 関係者以外の者が立入ると、作業をしている者に危険が生じるおそれのある場所
- ③ 有害な作業箇所、人が保護具等の装備をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所

安衛則585

第4節 監視員、誘導員等の配置

1. 監視員、誘導員等の配置

- (1) 建設工事においては、現場の状況、作業の方法に応じて、適宜監視員、誘導員等を配置すること。
- (2) 監視員、誘導員には、現場状況、危険防止等について十分周知を図ること。

2. 合図、信号等の統一

- (1) 複数の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・誘導員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一すること。
 - ① クレーン等の運転についての合図の統一
 - ② 警報等の統一
 - ③ 避難等の訓練の実施方法等の統一
 - ④ その他必要な事項
- (2) 伝達方法は、複数の移動式受話器やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等、現場条件に適した方法をとること。

安衛則104, 159, 151の8

クレーン則25, 71

クレーン則639

安衛則642

安衛則642の2

安衛則639

3. 合図、信号の周知

- (1) 新規に入場した作業員、監視員、誘導員等に対しては、当該作業に適合した合図・信号について教育すること。

- (2) 毎日当該作業開始前に、定められた合図・信号についての再確認をすること。
- (3) 各種標準合図信号の看板を作成し、現場内に掲示するとともに縮小版を当該機械に掲示する等により周知を図ること。

第5節 墜落防止の措置

1. 足場通路等からの墜落防止措置

- (1) 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組立てる等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中さん、幅木を取付けること。
- (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは、防護網を張り、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。
- (3) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、安全帯が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。
- (4) 足場等の作業床は、常に点検し保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。
- (5) 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。
- (6) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。
- (7) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。

安衛法21
安衛則519

安衛則519

安衛則521, 519

2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置

- (1) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手すり、覆い等を設置すること。
- (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため防護網を張り、安全帯を使用させる等の措置を講じること。
- (3) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。
- (4) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。

安衛則540

安衛則541
安衛則542

安衛則563
安衛則563

安衛則530

3. 掘削作業における墜落防止措置

- (1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、安全帯を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。
- (2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し安全帯を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないように十分安全性について確認すること。
- (3) のり肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。
- (4) 土留・支保工内の掘削には、適宜通路を設けることとし、切梁、腹起し等の土留・支保工部材上の通行を禁止すること。

安衛則518, 519

4. 作業員に対する措置

- (1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。
- (2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。
- (3) 安全帯等保護具の保管管理について指導すること。
- (4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。
- (5) 高所の作業においては未熟練者、高齢者の配置は避けること。

安衛則60の2

安衛則642の3

安衛法62

安衛法62

第6節 飛来落下の防止措置

1. ネット・シートによる防護

- (1) 構造物の出入口と外部足場が交差する場所の出入口上部には、飛来落下の防止措置を講じること。また、安全な通路を指定すること。
- (2) 作業の都合上、ネット、シート等を取りはずしたときは当該作業終了後すみやかに復元すること。
- (3) ネットは目的に合わせた網目のものを使用すること。
- (4) ネットに網目の乱れ、破損があるものは使用しないこと。また、破損のあるものは補修して使用すること。
- (5) シートは強風時（特に台風時）には足場に与える影響に留意し、巻き上げる等の措置を講じること。

安衛則537, 538, 540

2. 飛来落下防護

現道又は民家等に近接している場所での工事では、飛来落下防止対策を講じること。

3. 投下設備の設置

- (1) 高さ3 m以上の高所からの物体の投下を行わないこと。
- (2) やむを得ず高さ3 m以上の高所から物体を投下する場合には、投下設備を設け、立入禁止区域を設定して監視員を配置して行うこと。
- (3) 投下設備はゴミ投下用シュート又は木製によるダクトシュート等のように、周囲に投下物が飛散しない構造とすること。
- (4) 投下設備先端と地上との間隔は投下物が飛散しないように、投下設備の長さ、勾配を考慮した設備とすること。

安衛則536

安衛則536

4. 高所作業・掘削箇所周辺の材料等の集積

- (1) 足場、鉄骨等物体の落下しやすい高所には物を置かないこと。また、飛散物を仮置きする場合には緊結するか、箱、袋に収納すること。やむを得ず足場上に材料等を集積する場合には、集中荷重による足場のたわみ等の影響に留意すること。
- (2) 作業床端、開口部、のり肩等の1 m以内には集積しないこと。作業床の開口部等では、幅木等により、落下を防止する措置を講じること。
- (3) 杭、コンクリート管等曲面のある材料を集積する際には、ころがり防止のため歯止め等の措置を講じること。
- (4) ベニヤ板等風に飛ばされやすい材料については、ロープ等ではばる等の飛散防止の措置を講じること。

5. 上下作業時の連絡調整

- (1) 上下作業は極力避けること。やむを得ず上下作業を行うときは、事前に両者の作業責任者と場所、内容、時間等をよく調整し、安全確保を図ること。
- (2) 上下作業は、飛来落下の危険を生ずるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ、安全確保を図ること。
- (3) 防護措置が困難な場合には、監視員、合図者等を適宜配置すること。

第7節 異常気象時の対策

1. 緊急連絡体制の確立

第1章4節に準ずること。

2. 気象情報の収集と対応

- (1) 事務所にテレビ、ラジオ等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。
- (2) 事務所、現場詰所及び作業場所間の連絡伝達のための設備を必要に応じ設置すること。電話による場合は固定回線の他に、

異常時の対応のために、複数の移動式受話器等で常に作業員が現場詰所や監視員と瞬時に連絡できるようにしておくこと。また、現場状況に応じて無線機、トランシーバー等で対応すること。

- (3) 現場における伝達は、現場条件に応じて、無線機、トランシーバー、拡声器、サイレン等を設け、緊急時に使用できるよう常に点検整備しておくこと。
- (4) 工事責任者は、非常時の連絡を行った場合は、確実に作業員へ伝達され周知徹底が図られたことを確認すること。

3. 作業の中止、警戒及び各種点検

- (1) 気象の状況に応じて作業を中止すること。
- (2) 天気予報等であらかじめ異常気象が予想される場合は、作業中止を含めて作業予定を検討しておくこと。
- (3) 洪水が予想される場合は、各種救命用具（救命浮器、救命胴衣、救命浮輪、ロープ）等を緊急の使用に際して即応できるように準備しておくこと。
- (4) 発火信号、照明灯及び自家発電機等は、作動点検を定期的実施すること。
- (5) 工事責任者は、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班を出動させて巡回点検を実施すること。
- (6) 警戒員は、気象の急変及び非常事態に注意し、工事責任者との連絡を適宜行い、周辺の状態把握に努めること。
- (7) 危険箇所が発見された場合には、すみやかに危険箇所に立入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示すること。
- (8) 警報及び注意報が解除され、作業を再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検すること。

4. 大雨に対する措置（作業現場及び周辺の整備）

- (1) 作業現場及び周辺の状況を点検確認し、次のような防災上必要な箇所は対策を講ずるとともに、必要に応じて立入禁止の措置と標示を行うこと。
 - ① 土砂崩れ、がけ崩れ、地すべりが予想される箇所及び土石流の到達が予想される箇所
 - ② 物の流出、土砂の流出箇所
 - ③ 降雨により満水し、沈没又は、転倒するおそれのあるもの。
 - ④ 河川の氾濫等により浸水のおそれのある箇所
- (2) 流出のおそれのある物件は、安全な場所に移動する等流出防止の措置を講じること。
- (3) 大型機械等の設置してある場所への冠水流出、地盤のゆるみ、転倒のおそれ等がある場合は、早めに適切な場所への退避又は

安衛則151の6, 157

転倒防止措置を講じること。

- (4) 降雨により冠水流出のおそれがある仮設物等は、早めに撤去するか、水裏から仮設物内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか、補強するなどの措置を講じること。
- (5) 土石流、計画又は想定を上回る規模の異常出水に対する安全対策及び緊急体制を確立しておくこと。

5. 強風に対する措置

- (1) 強風の際には、クレーン、杭打機等のような風圧を大きく受ける作業用大型機械の休止場所での転倒、逸走防止には十分注意すること。
- (2) 強風により高圧電線が大きく振れても触れないように電線類から十分な距離をとって退避させておくこと。
- (3) 河川・海岸工事での通路の作業床等は、強風による転倒及び波浪による流出事故のないよう十分補強しておくこと。
- (4) 予期しない強風が吹き始めた場合には、特に高所作業では、作業を一時中止すること。この際、物の飛散が予想されるときは、飛散防止措置を施すとともに、安全確保のため、監視員、警戒員を配置すること。
- (5) 強風下での警戒及び巡視は2名以上を構成員とする班で行うこと。
- (6) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること。

クレーン則31の2,
74の3

6. 雪に対する措置

- (1) 道路、水路等には幅員を示すためのポール、赤旗の設置等の転落防止措置を講じること。
- (2) 道路、工事用栈橋、階段、スロープ、通路、作業足場等は、除雪するか又は滑動を防止するための措置を講じること。
- (3) 標識、掲示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものにしておくこと。

安衛則567

7. 雷に対する措置

- (1) 警報器、ラジオ等により雷雲の発生や接近の情報を入手した時は、その状況に応じて拡声機、サイレン等により現場作業員に伝達すること。
- (2) 電気発破作業を行う現場では、特に警戒体制を確立し、警報（作業中止、退避等）、連絡方法を定め、作業中止又は退避の場所等に関する措置を適切な所に看板等で示し、全員に徹底すること。
- (3) 電気発破作業においては、雷光と雷鳴の間隔が短い時は、作業を中止し安全な場所に退避させること。また、雷雲が直上を通過した後も、雷光と雷鳴の間隔が長くなるまで作業を再開し

ないこと。

8. 地震及び津波に対する措置

- (1) 地震及び津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ作業員を避難させること。
- (2) 地震及び津波が発生した後に、工事を再開する場合は、あらかじめ建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検すること。

クレーン則37

第8節 火災予防

1. 防火管理体制の確立

- (1) 工事現場には事務所、寄宿舍等の防火に関し、防火管理組織を編成すること。
- (2) 事務所、寄宿舍等に勤務者又は居住者が50人以上の場合は、資格を有する者の中から防火管理者を選任し消防署長に届出ること。
- (3) 事務所、寄宿舍の建物毎に火元責任者を指名し表示すること。

消防法8

2. 防火設備

- (1) 消火栓、消火器、防火用水等は、建物延面積に合せた消火能力を勘案した設備とすること。
- (2) 火気を取扱う場所には、用途に応じた消火器等消火設備を備えること。消火器は有効期間を確認すること。

消防法17

消防則6, 7

建設業附属寄宿舍規定12

3. 危険物の管理

- (1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。
- (2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、設置許可手続きをすること。
- (3) 危険物の貯蔵所又は取扱所には、立入禁止の措置をし、かつ火気使用禁止の表示をすること。
- (4) 危険物取扱作業方法を定め、工事関係者への周知徹底を図ること。
- (5) 可燃性塗料等の危険物は、直射日光を避け、通風換気の良いところに置場（危険物倉庫）を指定して保管のうえ、施錠し、「危険物置場」「塗料置場」「火気厳禁」等の表示をして、周辺での火気使用を禁止すること。
- (6) 指定された数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。
- (7) 危険物の貯蔵所を設置する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けること。

消防法13

消防法4, 9, 11

安衛則262, 263

危規令7

4. アセチレンガス，溶接作業

- (1) ガスボンベは，通風，換気，置き方に留意し，適切な場所に貯蔵すること。
- (2) ガス溶接，溶断に使用する器具類は作業前に点検し，不良箇所は補修又は取替えること。
- (3) ガスボンベは，使用前，使用中，使用済の区分を明確にしておくこと。
- (4) ガス溶接，溶断による火花等に対する防護措置は適切に行うこと。
- (5) ガス溶接，溶断作業は有資格者以外には行わせないこと。

5. 避難設備

- (1) 事務所，寄宿舎の要所に避難経路を表示すること。
- (2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には，すべり台，すべり棒，避難ばしご，避難ロープ等を設置すること。

建設業附属寄宿舎規定8条
消防令25
消防則26, 27

第9節 工事現場のイメージアップ

1. 整然とした工事現場の維持

- (1) 作業場所，資材置場等の資機材は適宜整理し，残材，不用物は整理・処分し，必要資材の整頓に努めること。
- (2) 連絡車等は，整然とした駐車に努めること。また，建設機械の駐機についても整然とした配置に努めること。
- (3) 柵等は常に整備し，破損・乱れは放置せず，維持管理を図ること。

2. 土工事，基礎工事等のある工事現場

- (1) 工事現場の状況に応じて，工事用道路には粉じん防止のため砕石あるいは舗装を施すとともに，排水施設を設けること。また，工事用車両出入口には，必要に応じて，タイヤ洗浄設備等を設けて，土砂の散逸防止に努めること。
また，上記の措置が困難な場合には，現場路面の清掃を適宜行い，土砂を散逸させないこと。
- (2) 人家密集地等，周辺の状況に応じて仮囲いを設け，土砂飛散防止の措置を講じること。
- (3) 現場状況に応じて防じん処理等の措置を講じること。

3. 住民等への周知

騒音，振動を伴う作業を行う現場では，地域住民等の理解を得るよう，作業時間を標示すること等により，事前に周知を図ること。

4. イメージアップ

現場事務所、作業員宿舎、休憩所及び作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、看板並びに現場周辺的美装化に努めること。

第10節 現場管理

1. 施工計画、指揮命令系統の周知

施工計画、指揮命令系統及び作業の順序、方法等をあらかじめ作業員に周知すること。

2. 作業主任者の選任

災害を防止するため管理を必要とする作業については、作業の区分に応じて免許を受けた者又は技能講習を終了した者を作業主任者として選任し、作業員の指揮を行わせること。

安衛法14

3. 作業指揮者の選任

- (1) 車両系の機械を使用する作業では指揮者を定め、作業計画に基づき、その作業を指揮させること。
- (2) 作業指揮者は作業が作業手順どおり行われているか、また状況の変化により作業方法を変更しなければならないかを見極めるため、必要に応じ適切な措置を講じること。

安衛法31の2

安衛則151の4, 194の6

4. 有資格者の選任

クレーンの運転・玉掛作業等有資格者を必要とする作業には、必ず有資格者をあてるとともに、技能の確認を行うこと。

安衛法61

クレーン則33, 221

5. 保護具等の着用と使用

作業に携わる者は、作業に適した服装を身につけ、保護具等を携帯し、必要時には必ず使用すること。

安衛則366, 539

6. 水上作業時の救命具

- (1) 水上作業には必ず救命具をそろえておくこと。
- (2) 水中に転落するおそれのあるときは、救命具を使用すること。

7. 非常事態における応急処置

非常事態の発生時における連絡の方法、応急処置の方法等を作業員に周知すること。

8. 危険箇所の周知

架空工作物、特に高圧電線等は、その危険性について作業員に十分認識させておくこと。

9. 作業環境の整備

材料の置場は、作業に適した場所を選定し、通路・非常口・分電盤・操作盤の前面等は避けること。

第3章 地下埋設物一般

第1節 工事内容の把握

1. 設計図書での地下埋設物に関する事項の確認

- (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
- (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。

2. 道路に近接した掘削工事がある場合

掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。

3. 郊外地、山間地の道路

郊外地、山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。

第2節 事前確認

1. 調査及び埋設物の確認

埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。

2. 保安措置

- (1) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。
- (2) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。
- (3) 工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。

公災防(土) 36

公災防(土) 35

公災防(土) 36

公災防(土) 36

第3節 施工計画

1. 共通事項

第1章3節に準ずること。

2. 工法選定

掘削工事を行おうとする場合には、地下埋設物の状況を十分に把握したうえで工法を選定し、施工を行うこと。この際には埋設復旧までの一連の工事内容を考慮し、埋設物の保全に努めること。

3. 工程計画

- (1) 市街地における土木工事では、埋設物が多く、その正確な位置がつかめない場合もあることを考慮し、調査に必要な日数を十分に見込んだ施工計画を作成すること。
- (2) 埋設物は主として道路敷地内にあるため、工事に際しては、道路交通との調整に十分配慮し、試掘工事、切廻工事、移設工事等の内容をよく把握すること。そのうえで、作業時間の制約等を考慮した工程を事前に関係機関と協議しておくこと。

4. 施工方法

埋設箇所に関係する工事の施工計画は、関係する埋設物管理者との協議が必要であり、工事の方法、防護方法等、必要事項を打合せのうえとりまとめること。

第4節 現場管理

1. 現場管理

第1章4節に準ずること。

2. 施工時の安全管理

- (1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。
- (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

安衛則362
安衛法29の2

第4章 機械・装置・設備一般

第1節 建設機械作業の一般的留意事項

1. 安全運転のための作業計画・作業管理

- (1) 作業内容，作業方法，作業範囲等の周知を図ること。
- (2) 路肩，のり肩等危険な場所での作業の有無，人との同時作業の有無等を事前に把握して，誘導員，監視員の配置及び立入禁止箇所の特定措置を明らかにしておくこと。
- (3) 作業内容により，やむを得ず，人と建設機械との共同作業となる場合には，必ず誘導員を指名して配置すること。誘導員及び作業員には合図・誘導の方法の他，運転者の視認性に関する死角についても周知を図ること。

安衛則155

安衛則157

安衛則158

2. 現場搬入時の装備点検

- (1) 前照灯，警報装置，ヘッドガード，落下物保護装置，転倒時保護装置，操作レバーロック装置，降下防止用安全ピン等の安全装置の装備を確認すること。
- (2) 前照灯，警報装置，操作レバーロック装置等の正常動作を確認すること。
- (3) 建設機械の能力，整備状況等を確認すること。

安衛則170

3. 作業前点検

- (1) 作業開始前の点検を行うこと。
- (2) 点検表に基づき各部を点検し，異常があれば整備が完了するまで使用しないこと。
- (3) 作業装置の動作点検の際には，再度周辺に人がいないこと，障害物がないこと等の安全を確認してから行うこと。

4. 建設機械の登坂，降坂，その他

- (1) 指定された建設機械の登坂能力及び安定度を超えて走行しないこと。その他機種に応じた運転基本事項を厳守すること。
- (2) 走行中に，地形，地盤その他に異常を感じたときは，走行を一旦停止して，地形，地盤その他を確認すること。

5. 運転終了後及び機械を離れる場合

- (1) 建設機械を地盤の良い平坦な場所に止め，バケット等を地面まで降ろし，思わぬ動きを防止すること。やむを得ず，坂道に停止するときは，足回りに歯止め等を確実にすること。
- (2) 原動機を止め，ブレーキは完全に掛け，ブレーキペダルをロックすること。また，作業装置についてもロックし，キーをは

安衛則160

ずして所定の場所へ保管すること。

6. 用途外使用の制限

- (1) 原則として、建設機械は、用途以外に使用しないこと。
- (2) パワーショベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、その際には、以下を満たすことを確認したうえで行うこと。
 - ① 十分な強度をもつ吊り上げ用の金具等を用いること。
 - ② 吊り荷等が落下しないこと。
 - ③ 作業装置からはずれないこと。

安衛則164

安衛則164

第2節 建設機械の運用

1. 建設機械の適切な選定と運用

- (1) 機械選定に際しては、使用空間、搬入・搬出作業及び転倒等に対する安全性を考慮して選定すること。また、操作性の状況、振動、騒音、排出ガス等を考慮して選定すること。
- (2) 使用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全通路を設けること。
- (3) 建設機械の運転、操作にあたっては、有資格者及び特別の教育を受けた者が行うこと。

安衛法30

2. 使用取扱環境

- (1) 危険防止のため、作業箇所には、必要な照度を確保すること。
- (2) 機械設備には、粉じん、騒音、高温低温等から作業員を保護する措置を講じること。これにより難しいときは、保護具を着用させること。
- (3) 運転に伴う加熱、発熱、漏電等で火災のおそれがある機械については、よく整備してから使用するものとし、消火器等を装備すること。また、燃料の補給は、必ず機械を停止してから行うこと。
- (4) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。

安衛法29の2

安衛則349

電圧と離隔距離

電路の電圧（交流）	離 隔 距 離
特別高圧 (7,000V以上)	2 m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高 圧 (7,000～600V)	1.2m以上

〔 労働省通達基発759号 (S50.12.17) 〕

低 圧 (600V以下)	1.0m以上
-----------------	--------

- (5) 電気機器については、その特性に応じて仮建物の中に設置する等、漏電に対して安全な措置を行うこと。
- (6) 異常事態発生時における連絡方法、応急処置の方法は、分かりやすい所に表示しておくこと。
- (7) 機械の使用中に異常が発見された場合には、直ちに作業を中止し、原因を調べて修理を行うこと。

3. 安全教育

運転者、取扱者を定め、就業前に以下の教育を行うこと。また、指定した運転者、取扱者以外の取扱を禁止し、その旨表示すること。作業方法を変えた場合には、関連事項について教育を行うこと。

- ① 当該機械装置の危険性及び機械、保護具の性能・機能、取扱方法、非常停止法
- ② 安全装置の機能、性能、取扱方法
- ③ 作業手順、操作手順、運転開始の合図・連絡、作業開始時の点検
- ④ 掃除等の場合の運転停止、通電停止、起動装置施錠等の手順及び必要な措置
- ⑤ 非常時、緊急時における応急措置及び退避・連絡等
- ⑥ 整理整頓及び清潔の保持、その他必要事項

4. 取扱責任者

- (1) 取扱者の中から取扱責任者を選任し、指定した取扱者以外の使用の禁止を徹底すること。
- (2) 安全運転上、取扱責任者の行うべき事項を定め、それを実行させること。

5. 点検・修理作業時の安全確保

- (1) 運転停止、通電停止、起動装置施錠等の手順及び必要な措置をとること。
- (2) 点検・修理作業時の墜落、転倒等を防止するための必要な措置をとること。
- (3) 点検・整備作業を行う場所は、関係者以外の立入りを禁止すること。
- (4) 点検・整備作業は、平坦地で建設機械を停止させて行うこと。やむを得ず傾斜地で行う場合は、機械の足回りに歯止めをして逸走を防ぎ、かつ転倒のおそれのない姿勢で行なうこと。
- (5) 建設機械は、原動機を止め、ブレーキ、旋回等のロックを必ず掛けておくこと。

安衛則35

(6) アタッチメント等の作業装置は必ず地上に降ろしておくこと。やむを得ずブレード、バケット等を上げ、その下で点検・整備作業を行う場合には、支柱又はブロックで指示するなどの降下防止策をとること。

安衛則151の15

(7) 修理作業を行うときは、機械の機能を完全に停止したうえで、修理中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じること。

安衛則151の11

6. オペレータの指導

安衛則35

(1) 新規入場のオペレータには、安全教育を実施し、各現場の状況、特徴、留意点を詳しく指導すること。また、定期的に安全教育を実施すること。

安衛則36

(2) オペレータの健康状態には細心の注意を払い、過労、睡眠不足等にならないよう配慮すること。

(3) オペレータが当該機械の運転に不適當（飲酒、二日酔、極度の疲労等）な状態であると判断された場合は就業させないこと。

7. 機械・工具・ロープ類の点検・整備

(1) 法令で定められた点検を必ず行うこと。

(2) 機械・設備内容に応じた、始業、終業、日、月、年次の点検・給油・保守整備を行うこと。

(3) それぞれの機械に対し、適切な点検表の作成・記入を行い必要に応じて所定の期間保存すること。

(4) 機械の管理責任者を選任し、必要に応じて、次に示す検査、点検をオペレータ又は点検責任者に確実に実施させること。

安衛法45

① 始業、終業、日常点検

② 月例点検

③ 年次点検、特定自主検査

(5) 鋼索（ワイヤロープ）が次の状態の場合には、交換したうえで切捨て等の処理を行うこと。

安衛法217

① 一よりの間で素線数の10%以上の素線が断線した場合

② 直径の減少が公称径の7%を越えた場合

③ キンク、著しい形くずれ又は腐食の認められる場合

第3節 建設機械の搬送

1. 建設機械の積込み、積降し

安衛則161

(1) 大型の建設機械をトレーラ又はトラック等に積載して移送する場合は、登坂用具又は専用装置を備えた移送用の車両を使用すること。

(2) 積降しを行う場合は、支持力のある平坦な地盤で、作業に必

要な広さのある場所を選定すること。

- (3) 積込み、積降し作業時には、移送用車両は必ず駐車ブレーキを掛け、タイヤに歯止めをすること。
- (4) 登坂用具は、積降しする機械重量に耐えられる強度、長さ及び幅を持ち、キャタピラの回転によって荷台からはずれないような、爪付きのもの又ははずれ止め装置の装備されたものを使用すること。

2. 積込後の固定等

- (1) 荷台の所定位置で停止し、ブレーキを掛けロックすること。
- (2) ショベル系建設機械は、ブーム、アーム等の作業装置が制限高さを超えないように低く下げ、バケット等はトレーラ等の床上に降ろし固定すること。
- (3) 積込の状態及び歯止め等固定の状態が適切であることを確認すること。

3. 自走による移送

- (1) 現場内の軟弱な路面を走行するときは、路肩の崩れ等に注意すること。
- (2) 無人踏切や幅員の狭い箇所を通過するときは、一旦停止し安全を確認してから通過すること。
- (3) ショベル系建設機械では、架空線や橋桁等の道路横断構造物の下を通過するときは、垂直方向の離隔に注意すること。

4. アタッチメント等作業装置の装着及び取はずし作業

- (1) アーム、ブーム等の降下、転倒を防止するため、支柱、ブロック等により支持し、装着又は取りはずしを行うこと。
- (2) 重量のある作業装置の装着及び取はずしにおいては、合図を確実にし、誤操作、過大操作等に伴う挟まれ防止に細心の注意を払うこと。

安衛則166

第4節 据付型・据置型機械装置

1. 設置場所の選定

設置場所の選定に際しては、供用中の風水害、土砂崩壊、雪崩及び墜落、転落等の安全、設備間の必要な離隔の確保、設置、撤去工事の際の安全等を考慮して選定すること。

2. 原動機、回転軸等の設備の保全

- (1) 機械の原動機、回転軸、歯車等は、覆い・囲い・スリーブを設けること。
- (2) 回転部に付属する止め金具は、埋込型を使用するか又は覆いを設けること。

安衛則101

第5節 移動式クレーン作業

1. 作業計画・移動式クレーンの選定

- (1) 移動式クレーンの選定については、その性能、機構を十分把握しておくこと。
- (2) 移動式クレーンの選定の際は、作業半径、吊り上げ荷重・フック重量を設定し、性能曲線図で能力を確認し、十分な能力をもった機種を選定すること。
- (3) 作業内容をよく理解し、作業環境等をよく考慮して作業計画をたてること。
- (4) 送配電線の近くでの作業は、絶縁用防護措置がされていることを確認してから行うこと。
- (5) 絶縁用防護措置のされていない送配電線の近くでの作業時は、安全離隔距離を厳守して行うこと。

クレーン則66の2

安衛則29の2

2. 配置・据付

- (1) 移動式クレーンの作業範囲内に障害物がないことを確認すること。障害物がある場合は、あらかじめ作業方法をよく検討しておくこと。
- (2) 移動式クレーンを設置する地盤の状態を確認すること。地盤の支持力が不足する場合は、移動式クレーンが転倒しないよう地盤の改良、鉄板等により吊り荷重に相当する地盤反力が確保できるまで補強した後でなければ移動式クレーンの操作は行わないこと。
- (3) 移動式クレーンの機体は水平に設置し、アウトリガーは作業荷重に応じて、完全に張り出すこと。
- (4) 荷重表で吊り上げ能力を確認し、吊り上げ荷重や旋回範囲の制限を厳守すること。
- (5) 作業前には必ず点検を行い、無負荷で安全装置・警報装置・ブレーキ等の機能の状態を確認すること。
- (6) 運転開始からしばらくの時間が経ったところで、アウトリガーの状態を点検し、異常があれば矯正すること。

クレーン則70の3,
70の4

クレーン則70の5

クレーン則69

クレーン則78

3. 移動式クレーンの誘導・合図

- (1) 合図者は1人とし、打合せた合図で明確に行うこと。
- (2) 合図者は、吊り荷がよく見え、オペレーターからもよく見える位置で、かつ、作業範囲外に位置して合図を行うこと。やむを得ずオペレーターから見えない位置で合図する場合には、無線等で確実に合図が伝わる方法をとること。
- (3) 荷を吊る際は、介錯ロープを吊り荷の端部に取り付け、合図者が安全な位置で誘導すること。

クレーン則71

クレーン則71

4. 移動式クレーンの運転

- (1) 運転は、吊り上げ荷重により、以下の資格を有するものが行うこと。
 - ① 吊り上げ荷重が1 t未満の移動式クレーン；
特別教育，技能講習の修了者，免許取得者
 - ② 吊り上げ荷重が1 t以上5 t未満の移動式クレーン；
技能講習の修了者，免許取得者
 - ③ 吊り上げ荷重が5 t以上の移動式クレーン；
免許取得者
- (2) 移動式クレーンに装備されている安全装置（モーメントリミッター）は、ブームの作業状態とアウトリガーの設置状態を正確にセットして作動させること。
- (3) 作業中に機械の各部に異常音，発熱，臭気，異常動作等が認められた場合は，直ちに作業を中止し，原因を調べ，必要な措置を講じてから作業を再開すること。
- (4) 吊り荷，フック，玉掛け用具等吊り具を含む全体重量が定格吊り上げ荷重以内であることを確認すること。

クレーン則67, 68

5. 移動式クレーンの作業

- (1) 荷を吊り上げる場合は，必ず地面からわずかに荷が浮いた状態で停止し，機体の安定，吊り荷の重心，玉掛けの状態を確認すること。
- (2) 荷を吊り上げる場合は，必ずフックが吊り荷の重心の真上にくるようにすること。
- (3) 移動式クレーンで荷を吊り上げた際，ブーム等のたわみにより，吊り荷が外周方向に移動するためフックの位置はたわみを考慮して作業半径の少し内側で作業をすること。
- (4) 旋回を行う場合は，旋回範囲内に人や障害物のないことを確認すること。
- (5) 吊り荷は安全な高さまで巻き上げた後，静かに旋回すること。
- (6) オペレーターは合図者の指示に従って運転し，常にブームの先端の動きや吊り荷の状態に注意すること。
- (7) 荷降ろしは一気に着床させず，着床直前に一旦停止し，着床場所の状態や荷の位置を確認した後，静かに降ろすこと。
- (8) オペレーターは，荷を吊り上げたままで運転席を離れないこと。

クレーン則69

クレーン則74

クレーン則75

6. 作業終了後の措置

- (1) 作業終了後は，フックを安全な位置に巻き上げる等必要な措置を講じること。なお，走行姿勢にセットした場合は，各部の固定ピン等を確実に挿入すること。
- (2) 走行時には，旋回ブレーキロック，ウインチドラムロックを

行うこと。

- (3) 操作関係のスイッチは全て“切”にしておくこと。

7. 玉掛作業

- (1) 玉掛作業は、吊り上げ荷重が1 t以上の移動式クレーンの場合には、技能講習を終了した者が、1 t未満の移動式クレーンの場合には特別教育を修了した者がそれぞれ行うこと。
- (2) 吊り荷に見合った玉掛け用具をあらかじめ用意点検し、ワイヤロープにうねり・くせ・ねじりがあるものは、取り替えるか又は直してから使用すること。
- (3) 玉掛け用具は、雨や粉じん等が防げる定められた保管場所へ整理して保管することとし、腐食するおそれのある時（海岸・海上作業等）は、給油を行うこと。
- (4) 移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に誘導し、吊り角度と水平面とのなす角度は60°以内とすること。
- (5) ロープが滑らない吊り角度・あて物・玉掛位置等、荷を吊ったときの安全を事前に確認すること。
- (6) 重心の片寄った物等、特殊な吊り方をする場合には、事前にそれぞれのロープにかかる荷重を計算して、安全を確認すること。
- (7) 半掛け4本吊り、フックに対する半掛けは、ワイヤロープが滑って危険なため禁止すること。
- (8) パイプ類などの滑りやすいものを吊るときは、あだ巻、目通し吊り又ははかま等を使用し、脱落防止の措置を講じること。また、寸法の長いものと短いものとはそれぞれ仕分けし、混在させて吊らないこと。
- (9) わく組足場材等は、種類及び寸法ごとに仕分けし、玉掛用ワイヤロープ以外のもので緊結する等、抜け落ち防止の措置を行うこと。
- (10) 単管用クランプ等の小物は、吊り箱等を用いて作業を行うこと。

クレーン則221, 222

クレーン則215, 220

8. 立入禁止場所の指定、標識類の設置

- (1) 移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。
- (2) 立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等に周知させること。

クレーン則74の2

第6節 賃貸機械等の使用

1. 賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合

- (1) 賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には、点検整備状況、使用者の資格等を確認すること。
- (2) 賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には、機械性能等の関係者等への周知、運転者と関係作業員との意志疎通の確保に努めること。
- (3) 使用機械が日々変る場合は、機体の整備状況、安全装置の装備、その正常動作を適宜確認すること。

安衛則666, 667, 668

2. 運転者付き機械を使用する作業の場合

- (1) クレーン作業、コンクリートポンプ打設作業、機械回送作業、運搬作業等運転者付き機械を使用する作業については、作業指示、作業打合せ、現場作業条件等を運転者に適切に、事前に連絡しておくこと。
- (2) 到着時に作業方法等の必要事項を確認するとともに、作業開始前に作業方法を確認するための打合せを行うこと。

第5章 仮設工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

必要に応じて工事予定場所の踏査を行い、必要な事項を把握すること。

2. 施工条件の把握

- (1) 設計図書は十分に検討・把握し、施工計画に反映させること。
- (2) 当該工事に関する立地条件を仮設工事計画に反映するよう十分考慮すること。
- (3) 当該工事のみならず周辺で行われている工事または行われようとする工事との関連性を把握すること。
- (4) 第1章第2節1.に準ずること。

3. 周辺環境調査

騒音，振動，地盤変状等による施工現場周辺の土地，建物，道路，構造物等に対する影響及び井戸枯れ等を把握するため，事前に十分な現況調査を行い，資料を整理すること。また，仮設工事のための施工機械の選定及び施工計画について十分検討すること。

4. 地下埋設物等の調査

- (1) 第3章2節に準ずること。
- (2) 架空工作物に対する調査を行うこと。

5. 施工計画

第1章3節に準ずること。

6. 工事施工段階の内容把握

- (1) 仮設工事計画の作成にあたっては，工事目的物の各施工段階の内容を十分把握すること。
- (2) 各施工段階における仮設工事計画は，仮設工事自体の安全性，工事目的物の品質，出来形，美観，工程，経済性等について十分検討すること。

7. 仮設工事内容の全体把握

- (1) 各仮設工事のうち，個々の工事目的物の施工に直接的に使用されるもの（直接仮設工事）と各工事目的物の施工に共通して使用するもの（共通仮設工事）を区分して，全体の仮設工事計画にあたること。
- (2) 直接仮設工事と共通仮設工事については，相互に関連するところを十分把握して，工事の安全性を重視した計画・施工とす

ること。

- (3) 設計図書に基づき指定仮設と任意仮設の区分を把握して、全体の仮設工事計画にあたること。

8. 仮設工事計画の作成の注意事項

- (1) 仮設工事の計画にあたっては、各仮設物の目的を十分把握すること。
- (2) 仮設工事ではその仮設物の形式や配置計画が重要なので、安全でかつ能率のよい施工ができるよう各仮設物の形式、配置及び残置期間等を施工計画書に記載すること。
- (3) 仮設に使用する諸材料の規格（寸法、材質、強度）は、工事の安全性を重視したものであること。
- (4) リース材を使用する場合は、材質、規格等に異常がないものを使用すること。

安衛法30
安衛則638の3

第2節 土留・支保工

1. 一般事項

- (1) 掘削作業を行う場合は、掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し、掘削の深さ、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討したうえで、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め土留・支保工の安全管理計画をたて、これを実施すること。
- (2) 切土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが1.5mを越える場合には、原則として土留工を施すこと。
- (3) 土留・支保工は、変形や位置ずれにより、安全性が損なわれないよう十分注意するとともに、十分な強度を有するものとする。
- (4) 土留・矢板は、根入れ、応力、変位に対して安全である他、土質に応じてボーリング、ヒービングの検討を行い、安全であることを確認すること。

公災防（土）41

安衛則369

2. 施工時の安全管理

- (1) 土留・支保工の施工にあたっては、土留・支保工の設計条件を十分理解した者が施工管理にあたること。
- (2) 土留・支保工は、施工計画に沿って所定の部材の取付けが完了しないうちは、次の段階の掘削を行わないこと。
- (3) 道路において、杭、鋼矢板等を打込むため、これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上

げておくこと。

- (4) 土留板は、掘削後速やかに掘削面との間に隙間のないようにはめ込むこと。隙間が出来た時は、裏込め、くさび等で隙間の無いように固定すること。
- (5) 土留工を施してある間は、点検員を配置して定期的に点検を行い、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は、直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の段階の施工は行わないこと。
- (6) 必要に応じて測定計器を使用し、土留工に作用する土圧、変位を測定すること。
- (7) 定期的に地下水位、地盤の変化を観測、記録し、地盤の隆起、沈下等の異常が発生した時は、埋設物管理者等に連絡して保全の措置を講じるとともに、他関係者に報告すること。

3. 土留・支保工の組立て

安衛則370

土留・支保工の組立ては、あらかじめ計画された順序に基づいて行うこと。

なお、計画された組立図と異なる施工を行う場合は、入念なチェックを行い、その理由等を整理し、記録しておくこと。

4. 材 料

安衛則368

土留・支保工の材料は、ひび割れ変形又は腐れのない良質なものとし、事前に十分点検確認を行うこと。

5. 点検者の指名

安衛則373

- (1) 新たな施工段階に進む前には、必要部材が定められた位置に安全に取り付けられていることを確認した後に作業を開始すること。
- (2) 作業中は、指名された点検者が常時点検を行い、異常を認められた時は直ちに作業員全員を避難させ、責任者に連絡し、必要な措置を講じること。

6. 部材の取付け

- (1) 腹起し及び切梁は溶接、ボルト、かすがい、鉄線等で堅固に取付けること。
- (2) 圧縮材（火打ちを除く）の継手は突合わせ継手とし、部材全体が一つの直線となるようにすること。木材を圧縮材として用いる場合は、2個以上の添え物を用いて真すぐに継ぐこと。

安衛則371

安衛則371

7. 材料の上げ下ろし

切梁等の材料、器具又は工具の上げ下ろし時は、吊り綱、吊り袋等を使用すること。

安衛則372

8. 異常気象時の点検

次の場合は、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。

- ① 中震異常の地震が発生したとき。
- ② 大雨等により、盛土又は地山が軟弱化するおそれがあるとき。

安衛則373

9. 日常点検・観測

(1) 土留・支保工は、特に次の事項において点検すること。

- ① 矢板、背板、腹起し、切梁等の部材のきしみ、ふくらみ及び損傷の有無
- ② 切梁の緊圧の度合
- ③ 部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態
- ④ 矢板、背板等の背面の空隙の状態

安衛則373

(2) 必要に応じて安全のための管理基準を定め、変位等を観測し記録すること。

10. 土砂及び器材等の置き方

土留め支保工の肩の部分に掘り出した土砂又は器材等を置く場合には、落下しないように注意すること。

11. グランドアンカー工の留意事項

施工にあたっては、あらかじめ設計された土留工前面の掘削深さと土留工の天端高さ、根入れ深さ及びグランドアンカー工の位置並びに土質構成等に関する設計条件等を掌握し、施工中の状況が、これらの設計条件を合致していることを確認しつつ施工すること。

第3節 仮締切工

1. 一般事項

- (1) 軟弱地盤における仮締切工の設計は、施工には、ヒービング等を生じさせないよう格段の注意を払うこと。
- (2) 仮締切の計画において、様々な外的条件を受け、その条件が施工途中で変化することがあるので、掘削深度と支保工の位置・支保工の段数並びに補強部材の設置、ボルト等の連結は、施工計画に基づいて忠実に実施すること。また、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め仮締切工の安全管理計画をたて、これを実施すること。
- (3) 締切を行って作業する場合には、急激な水位の上昇、洗掘、ヒービング、ボーリング等により締切が破壊しないよう十分検討のうえ計画し、やむを得ない場合は、水裏部から締切内に水

官技発第97

(S45. 8. 17)

を入れて水位差による倒壊を防ぐなどの対策を講じ、かつ常に点検を怠らないこと。

- (4) 偏土圧等が作用する仮締切工においては、締切工全体についての安定性について十分検討すること。
- (5) 切梁により締切を保持する場合は、波浪により切梁、腹起し等の取付部がゆるまないよう堅固な構造とし、常に点検を怠らないこと。
- (6) 工事施工中、仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生した場合は、作業員を避難させ、安全を確認したうえで、補強等の安全対策を講じた後でなければ、仮締切工内の作業を行わないこと。
- (7) 工事施工中、万一異常な自然現象が発生した場合を想定し、関係者において安全を確保するための避難方法を定めておくこと。

2. 河川における仮締切

- (1) 仮締切の築造にあたっては、流水に対して安全なものとする
- こと。
- (2) 流心の移動や洗掘による水深の変化を考慮すること。
- (3) 洪水による水位、流速、流量、衝突物対策を講じること。
- (4) 水位の堰上げの影響を検討し、その対策を講じること。
- (5) 玉石やその他障害物対策を講じること。

3. 河口付近及び海岸地帯における仮締切

- (1) 潮位、波高に対する対策を講じること。
- (2) 波浪、潮流の影響を考慮すること。
- (3) 船舶等の衝突に対する対策を講じること。

4. 使用材料

- (1) 締切用鋼材は、ひび割れ、変形等損傷がないものを使用
- こと。
- (2) 鋼矢板は一枚物を原則とするが、やむを得ず継ぎ手を設ける
- 場合には、突合せ溶接と添接板溶接を併用し、継ぎ手は同一の
- 高さに揃わないようにすること。

第4節 足場等

1. 墜落防止の措置

第2章5節に準ずること。

2. 計画・組立・解体の留意事項

- (1) 足場等を設置する場合は、風、雪荷重、上載するものの荷重
- など常時作用することのない荷重も考慮し計画すること。

- (2) 足場の種類，構造，高さを各面に明示すること。
- (3) 足場組立て，解体の時期を明らかにすること。
- (4) 本足場が設けられない立地条件で一側足場，布板一側足場及び特殊な足場については，墜落，倒壊防止について十分検討すること。

3. 組立設置作業

- (1) 組立，変更の時期，範囲及び順序を当該作業員に周知させること。 安衛則564
- (2) 作業を行う区域内には，関係作業員以外の作業員の立入を禁止すること。 安衛則564
- (3) 足場材の緊結，取りはずし，受渡し等の作業には幅20cm以上の足場板を設け，作業員に安全帯を使用させること。 安衛則564
- (4) 架空電路に接近して足場を設けるときは，電路の移設又は電路に絶縁防護具を装着すること。 安衛則349, 570
- (5) 材料，器具，工具等の上げ下ろし時には，吊り綱，吊り袋を使用すること。 安衛則564

4. 標識類の表示

- (1) 構造及び材料に応じて，作業床の最大積載荷重を定め，かつこれを足場の見やすい場所に表示すること。 安衛則562
- (2) 特別高圧活線に近接して作業を行う場合には，当該充電電路に対する接近限界距離を保つため，見やすい箇所に標識等を設けること。 安衛則349

5. 点 検

- (1) 材料及び器具・工具を点検し，不良品を取り除くこと。 安衛則566
- (2) 床材の損傷，取り付け及び掛渡しの状態，建地・布・腕木等の緊結部，接続部及び取付部のゆるみの状態を点検すること。 安衛則567

6. 就業の制限

高所作業車を用いた作業を行う場合の装置の運転は，有資格者によるものとし，責任者から指示された者以外は運転しないこと。

安衛令20
安衛則36

第5節 通路・昇降設備・栈橋等

1. 安全通路の設定

- (1) 作業場に通じる場所及び作業場内には，作業員が使用するための安全な通路を設けること。 安衛則540
- (2) 高さ又は深さ1.5mをこえる箇所には安全な昇降設備を設けること。

2. 非常口・避難通路

- (1) 危険物，爆発性・発火性のものを取扱う作業場及び当該作業 安衛則546

場を有する建築物の避難階（直接地上に通じる出入口のある階をいう）には2以上の出入口を設けること。なお、出入口の戸は引戸又は外開戸とすること。

- (2) 直通階段又は傾斜路のうちの一つは、屋外に設けること。
ただし、すべり台・避難用はしご・タラップ等の避難用器具が設けられているときはこの限りではない。 安衛則547
- (3) 危険な作業場には、非常時の場合のための自動警報設備・非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器・手動式サイレン等の警報用器具を備えること。 安衛則548

3. 危険場所への立入禁止

- (1) 第2章3節に準ずること。
- (2) 特別高圧活線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つ見やすい箇所に標識等を設けること。 安衛則349

4. 点 検

第5章4節5.に準ずること。

5. 棧橋・登り棧橋の組立・解体・撤去

- (1) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅20cm以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。 安衛則564
- (2) 材料・器具・工具等を上げ下ろしするときは吊り綱・吊り袋等を使用すること。 安衛則564
- (3) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。 安衛則562
- (4) 解体・撤去の範囲及び順序を当該作業員に周知すること。

第6節 作業床・作業構台

1. 作 業 床

- (1) 高さ2m以上の箇所での作業及びスレート・床板等の屋根の上での作業においては作業床を設置すること。 安衛則518, 524
- (2) 床材は十分な強度を有するものを使用すること。また、幅は40cm以上とし、床材間のすき間は3cm以下とし、床材は、転位又は脱落しないよう支持物に2箇所以上取り付けること。 安衛則563
- (3) 足場板を長手方法に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。 安衛則563
- (4) 床材を作業に応じて移動させる場合は、3箇所以上の支持物にかけ、支点からの突出部の長さは10cm以上とし、かつ足場板長の18分の1以下とすること。
- (5) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。 安衛則562

2. 手 摺

- (1) 墜落による危険のある箇所には手摺を設けることとし、材料は損傷・腐食等がないものとする。
- (2) 高さは75cm以上とし、高さ90cm以上の場合は中材を設けること。

安衛則563
安衛則575の6, 563

3. 柵・仮囲い

- (1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、柵・仮囲いを設置すること。また、必要に応じて移動柵を設置すること。
- (2) 使用材料は、損傷・腐食等のないものとする。
- (3) 柵高は1.2m以上とし、支柱は簡単に移動したり破損しないものとする。
- (4) 移動柵高は0.8m～1.0m以下、長さは1.0m～1.5m以下とすること。
- (5) 仮囲い高さは1.8m以上で支柱・水平材・控材を取付けること。
- (6) 突出・端部を防護するとともに、金網等、透視できるものとする。

公災防（土）11
公災防（土）11
公災防（土）99
建築基準法施工令136
公災防（土）99

4. 巾木・地覆・車止め

- (1) 巾木・地覆、車止めを手摺・柵・仮囲い設置箇所に設置すること。
- (2) 巾木の高さは10cm以上とし、地覆・車止めは十分な強度を有するものとし、取付・固定は確実にすること。

5. 作業構台の組立

- (1) 支柱の滑動・沈下を防止するため、地盤に応じた根入れをするとともに、支柱脚部に根がらみを設けること。また、必要に応じて敷板・敷角等を使用すること。
- (2) 材料に使用する木材、鋼材は十分な強度を有し、著しい損傷、変形又は腐食のないものを使用すること。
- (3) 支柱・はり・筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないように緊結金具等で緊固に固定すること。
- (4) 道路等との取付部においては、段差がないようにすりつけ緩やかな勾配とすること。
- (5) 組立て、解体時には、次の事項を作業に従事する作業員に周知すること。
 - ① 材料、器具、工具等を上げ下ろしするときの吊り綱、吊り袋の使用
 - ② 仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、トラワイヤ等による倒壊防止
 - ③ 適正な運搬・仮置
- (6) 作業構台の最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。

安衛則575の6
安衛則575の2
安衛則575の6
安衛則575の7
安衛則575の4

6. 点 検

第5章4節5.に準ずること。

第7節 仮設定置機械設備

1. 機械設備

- (1) 機械の据付，組立，解体は作業指揮者の指揮のもとに行うこと。
クレーン則
33, 118, 191
- (2) 機械は，水平な基礎に設置し，沈下を防止するために，必要に応じ敷板，敷角等を使用すること。構造物の上に据付ける場合には，特に構造物の状態に応じて必要な補強をすること。
- (3) 歯車，ベルト，チェーン，フライホール等，接触による危険があるものには覆いや柵を設けること。
安衛則101
- (4) 機械の設置場所は，照明を十分にしておくこと。
- (5) クレーン，デリック，ウインチ等の機械には定格荷重等明示しておくこと。
クレーン則
17, 64, 104, 181

2. 運転作業

- (1) 機械の取扱主任者又は係員を定め，その氏名を見やすい箇所に標示すること。
安衛則12, 13
- (2) 定められた合図や信号は作業員に周知し，確実に守らせること。
安衛法26
安衛則104
- (3) 運転中は関係者以外の立入を禁止すること。
- (4) 運転者は，運転者，振動，臭気，温度等の異常を認めた場合は運転を停止して点検すること。また，機械の無理な使い方をしないこと。
- (5) グラインダーの砥石車は定められた大きさのものを使い，取扱前にはキズの有無を点検すること。
安衛則118
- (6) グラインダー作業中は，必ず保護眼鏡を使用し，必要に応じて防じんマスクを使用すること。
安衛則538
- (7) 機械の使用前に，次の事項について適宜点検し，整備すること。
 - ① 清掃， 給油の状況
 - ② 回転部分の磨耗， 損傷の有無
 - ③ 安全装置の完備
 - ④ 異常な音， 振動等の有無
 - ⑤ ブレーキ， クラッチ等の機能
 - ⑥ 接地の状況
 - ⑦ 開閉器， 配線等の異常の有無
 - ⑧ 警戒用ブザーまたは点滅灯の作動

⑨ 周辺の整理，整頓

第8節 仮設電気設備

1. 一般保守

架空電線又は電気機器の充電電路に近接する場所で，工作物の建設等の作業を行う場合には，次の措置を講じること。

- (1) 作業の前に通電を停止したうえで，絶縁用防具の装着を確認し，検電すること。 安衛則341～349
- (2) 定期的に絶縁抵抗，接地抵抗を測定し，安全を確認すること。 電技14, 18

2. 設置・移設・撤去

- (1) 工事用電気設備は，電気設備の技術基準に基づいて設置，移設作業を行うこととし，その作業にあたっては，次の事項について定めておくこと。 安衛則350
 - ① 作業の方法，順序
 - ② 作業場所，位置，地盤の作業許容強度
 - ③ 作業用機器，車両の配置
 - ④ 装置類の仮置，転倒防止
- (2) 通電を禁止したうえで絶縁用防具の装着の確認，検電を行い，仮吊，仮受，仮締め，仮控え等の措置をとること。 安衛則
339, 342, 343, 347

第9節 溶接作業

1. 電気溶接作業

- (1) 電気溶接の作業をするときは，溶接機のフレームに確実にアースを取付けること。また，使用前に必ず確認すること。
- (2) 配線の被覆が損傷していないかを調べ，損傷していたら修理してから作業を行うこと。 安衛則336
- (3) 遮光面，保護手袋，エプロン等の保護具を使うこと。他の作業員には肉眼でアークを見ないように指導すること。 安衛則593
- (4) ホルダーは使用前に十分点検を行い，作業中止の際は必ず所定のサックに納めること。 安衛則331
- (5) 交流アーク溶接機には自動電撃防止装置を使うこと。 安衛則332
- (6) 湿気を帯びた手袋，たび等を着用して作業をしないこと。
- (7) 雨天あるいは降雨後の作業では特に注意すること。

2. アセチレン溶接作業

- (1) アセチレン溶接等の作業は，ガス溶接作業主任者免許の所持者，又はガス溶接技能講習修了者に行わせること。 安衛法61
- (2) 溶接等の作業を行う場所の近くには適当な消火設備又は消火 安衛則312

器を備えておくこと。	
(3) 引火物を取り除いた後、作業をすること。	安衛則279
(4) ポンベの取扱いはていねいにすること。投げ出したり、衝撃を与えることは厳禁とすること。	安衛則263
(5) 圧力計、口金は随時検査を受け、完全なものを使うこと。	
(6) 引火性、又は爆発性の材料を入れたことのある容器を溶接又は溶断するときは、容器を洗浄してから作業すること。	安衛則285
(7) ガス洩れの点検は石けん水等を使い、火気は使わないこと。	安衛則315
(8) 作業をするときはあらかじめ吹管、ホース、減圧弁を点検すること。	安衛則262
(9) 凍結のおそれがあるときは、雨濡れや湿気の多いところに置かぬこと。口金や減圧弁が凍った時は温湯を使用して融解し、直接火気を使用しないこと。	安衛則315
(10) 作業中は保護眼鏡、作業手袋、エプロン等を使うこと。	安衛則593
(11) 換気状態の悪い狭い室内等で作業を行う場合には、特にガス洩れに注意すること。	
(12) 溶解アセチレン容器は立てておくこと。	消防法則263
(13) 容器の温度は40℃以下に保つこと。	
(14) 転倒のおそれのないよう保持すること。	
(15) 容器には充空の表示を行い、区別を明らかにすること。	
(16) 容器は、電気装置のアース線等の付近に置かないこと。	

第6章 運搬工

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節，第5章1節3.4.に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 運搬経路の計画及び機械の選定を行うため，工事現場の地山の土質（岩，礫，砂等），広さ及び地形等を調査すること。
- (2) 適切な運搬方法を決定するには，工事現場に至る運搬経路の幅員，勾配，カーブ，高さ制限，重量制限，架空工作物等を調査すること。
- (3) 安全で速やかな運搬を行うため，工事現場に至る運搬経路の交通量，交通状況等を調査すること。
- (4) 環境対策を立てるため，運搬作業が周辺環境に与える影響（騒音，振動等）を調査すること。

安衛則151の3

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における留意事項

- (1) 運搬の施工計画は，全体の工程，資機材の搬入計画，他の工種用機械（積込機械，掘削機械等）の選定にも大きな影響を及ぼすため，安全性，効率性を含めて十分に検討すること。
- (2) 工事現場内の自動車による事故を防止するため，運行管理計画を策定すること。

6. 運搬作業における現場管理

第1章4節，第2章10節に準ずること。

第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラー等

1. 運搬路，設備

- (1) 工事現場内の走路は常に補修し，安全に走行できるよう維持すること。
- (2) 工事現場内の必要と認められる箇所には，制限速度を示す標識を立て，カーブ，交差点，危険箇所（路肩，崖縁等）等にも注意標識を立てること。

安衛則151の6

- (3) 規模の大きな工事場においては専用道路を設け，なるべく一方通行として，必要に応じて適当な退避所を設けること。
- (4) 夜間作業では夜光塗料を塗った標識や赤色電灯等を用いるとともに，必要に応じて道路照明を施すこと。
- (5) 車両には発炎筒を備え付け，オペレータにその使用方法を周知すること。
- (6) 車庫等では特に火気に注意し，必ず消火器を配置しておくこと。
- (7) 多量の燃料，潤滑油等を工事場内に保管する場合には，保管場所付近に消火器，警報設備の設置等を行うこと。

2. 運搬作業

- (1) 現道を走行する車両は，交通関係法令（道路交通法，道路運送車両法，道路法）に適合したものであること。
- (2) 積込みは，車両制限令を遵守し，荷崩れ，荷こぼし等をおこさないようにすること。 安衛則151の10
- (3) 積込場，土捨場，崖縁，見通しのきかない場所，一般用道路との交差部または他の作業箇所に近接する箇所には，安全を確保するための誘導員を配置すること。 安衛則151の6
- (4) 後進作業の際は，原則として誘導員の合図によること。また，必要に応じてバックブザーを取付けること。 安衛則151の6
- (5) 誘導員は目立つ服装で，笛，旗（夜間は合図灯）等を決められた合図・方法により，オペレータから見やすい安全な場所で誘導すること。 安衛則151の8
- (6) 駐車は指定された場所で行い，駐車ブレーキをかけ，必要に応じて確実な歯止めを行うこと。 安衛則151の11
- (7) 自走機械運搬のためトレーラに機械を積込む作業は，積込足場の角度をできるだけ小さくし，滑り等による事故を防止すること。 安衛則161
- (8) 荷台上の資材，トレーラ上の機械等は緊固に結合し，走行中に荷揺れや荷崩れをおこさないようにすること。また，固定用のワイヤの点検を行うこと。 安衛則151の10，
151の69
- (9) 長尺物を運搬する場合には，その荷の先端に赤旗または標灯をつけること。
- (10) 積み降しは，特に合図，指示等を確認したうえで周囲に十分配慮して行うこと。
- (11) 特装自動車の走行は，必要な免許，資格等を取得している者が行うこと。

3. 点検

- (1) 第4章2節7.，第4章1節2.3.に準ずること。
- (2) 運搬に使用する車両それぞれについて，始業点検表を作成し，

始業時の点検を行うこと。

- (3) オペレータ又は点検責任者は、作業開始前には点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。

安衛則151の75

4. 修 理

点検の結果、異常を認めた場合は、直ちに修理又はその他必要な措置を講じること。

第3節 不整地運搬車

1. 運搬路, 設備

第6章2節1. に準ずること。

2. 運 搬 作 業

- (1) 第6章2節2. に準ずること。
 (2) 最大積載量が1 t以上のものについては免許又は技能講習を修了した者、1 t未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれ運転を行うこと。
 (3) あおりのない荷台に作業員を乗車させて走行しないこと。
 あおりのある荷台に作業員を乗車させるときは、荷の歯止め、滑り止め等を行うこと。

安衛則36

安衛法59, 61

安衛則151の50, 51

3. 点 検

- (1) 第4章2節7., 第4章1節2. 3., 第6章2節3. に準ずること。
 (2) 不整地運搬車については、特定自主検査を2年以内ごとに1回、定められた事項について検査すること。

安衛則151の55, 56

4. 修 理

第6章2節4. に準ずること。

5. 作業上の注意

最大積載量5 t以上の不整地運搬車に荷を積む作業を行うときは、床面と荷台の上の荷の上面との間と安全に昇降するための設備を設けること。

安衛則151の45

第4節 コンベヤ

1. 設 置 工 事

構造、工事の規模によっては基礎等の土木工事部分と機械施設の据付部分に区分されるが、基礎が機械荷重を適切に支持できることを確認し、設置すること。

2. 試 運 転

設置完了時には試運転を行い、不具合、安全上の問題があれば

改善すること。

3. 運搬作業

- (1) コンベヤへの巻込まれ, 接触等には十分注意すること。また, 必要に応じて立入禁止措置を講じること。
- (2) 荷運搬専用のコンベヤには人を乗せないこと。

安衛則
151の78, 151の79
安衛則151の81

4. 点検

- (1) 第4章2節7., 第4章1節2.3., 第6章2節3. に準ずること。
- (2) コンベヤそれぞれについて, 始業点検表を作成し, 始業時の点検を行うこと。

安衛則151の82

5. 修理

第6章2節4. に準ずること。

第5節 機関車・運搬車

1. 軌道, 車両の設備

- (1) 軌道は, 計画図に基づき車両重量に応じた適切なものとし, 経験者の指揮のもと敷設すること。
- (2) 道床が碎石, 砂利等で形成されているものは, まくら木及び軌条を安全に保持するため, 道床を十分につき固め, かつ排水を良好にするための措置を講じること。
- (3) 作業場に応じた制限速度を定め, 必要箇所には制限速度, 注意又は危険等の交通標識及び標灯を設けること。
- (4) レールの継ぎ目は, 継目板を用い, 溶接を行うとともに, 枕木とは堅固に固定すること。
- (5) 保線係を選任し, 随時レール及び路面の状態を見回り, 点検補修を行うこと。
- (6) 車両が逸走する危険性のある場合には, 逸走防止装置を設置しておくこと。
- (7) 機関車には, 警笛, ブザー等の警報装置, 前照灯, 及び運転席の照明灯を設けること。
- (8) 人車には, 囲い及び乗降口, 座席, 握り棒等の設備を設けること。
- (9) 設置完了時には試運転を行い, 不具合, 安全上の問題があれば改善すること。

安衛則200
安衛則222
安衛則197, 198
安衛則232
安衛則204
安衛則209
安衛則211

2. 運搬作業

- (1) 機関車の運転は, 特別教育を受けた者が行うこと。
- (2) オペレータ, 合図者, 信号係等には, あらかじめ運転ダイヤ, 建設用軌道車両の標準合図の方法等, 運転に必要な事項について十分教育し, かつ確実に守らせること。なお, その他の関係

安衛則36
安衛則220

者にもあらかじめ必要な注意を与えておくこと。

- (3) 車両が動いている際の飛び乗り、飛び降りは絶対に禁止すること。
- (4) オペレータが運転席を離れる場合には、必ずスイッチを切り、ブレーキをかけること。また、勾配のある軌道において車両を停車、駐車する際には確実に車輪止めを行うこと。
- (5) 後押し運転を行う時は次の措置を講じるか、その区域への立入りを禁止すること。
 - ① 誘導者を配置し誘導させること。
 - ② 先頭車両に前照灯を備えること。
 - ③ 誘導者とオペレータとの連絡装置を備えること。

安衛則226

安衛則224

3. 点 検

- (1) 第4章2節7.、第4章1節2.3.に準ずること。
- (2) 第6章2節3.の点検項目の他にそれぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。
- (3) 車両それぞれについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。
- (4) 1か月に1回、定められた事項について自主検査を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。
- (5) 1年に1回、定められた事項について自主検査を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。

安衛則232

安衛則230, 231

安衛則229, 231

第6節 索道及びケーブルクレーン

1. 索道設備、ケーブルクレーン設備

- (1) 組立、解体その他の作業は製造メーカーの設計図、仕様書をもとにした施工図、組立図等に従い確実に行うこと。
- (2) 組立、解体の作業は、選任された作業指揮者の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書を作成し、作業員に周知させること。
- (3) 組立、解体の作業箇所付近は、関係者以外立入禁止とすること。また、見やすい箇所に立入禁止の表示をすること。
- (4) 電線路、鉄道、道路（工事用道路を含む）等の上空を横断して架設する場合には、物の落下による危険を防止するための保護設備を設けること。また、許可が必要なものについては、必要な手続を行うこと。
- (5) 部材、ワイヤロープ、付属品は損傷、磨耗、変形、腐食等のないものを使用すること。
- (6) 控え用のワイヤロープ、綱等は、架空電線に近接して配置し

クレーン則33

クレーン則33

クレーン則33

安衛則349

<p>ないこと。また、それらをゆるめる場合には、予備の控えをとり、テンションブロック、ウィンチ等で支持しながら行うこと。</p>	<p>クレーン則17, 18, 19</p>
<p>(7) 巻上装置，走行装置，横行装置には過巻防止装置を取付けること。</p>	<p>クレーン則17, 18</p>
<p>(8) ワイヤロープは，ドラムに直角に巻くようにし，捨巻はドラムに2巻以上残るようにすること。</p>	<p>クレーン則17, 18</p>
<p>(9) 制御装置付のクレーンの試運転については，装置の安全性が未確認であるため周辺の状況を考慮して行うこと。</p>	<p></p>
<p>2. 運搬作業</p>	
<p>(1) 運転は，定格荷重が5 t以上のケーブルクレーンを使用する場合は免許を取得した者，5 t未満のケーブルクレーンを使用する場合はクレーン運転士特別教育を受けた者がそれぞれ行うこと。</p>	<p>クレーン則21, 22</p>
<p>(2) 強風，大雨，大雪等の悪天候時の運転休止基準を作成しそれに従うこと。</p>	<p>クレーン則31</p>
<p>(3) 運転室には関係者以外の立入りを禁止すること。</p>	<p>クレーン則32</p>
<p>(4) オペレータは，荷を吊った状態等の危険な状態で所定の位置を離れないこと。</p>	<p>クレーン則25</p>
<p>(5) 信号，合図はケーブルクレーン標準合図で確実に言い，オペレータは信号，合図を確認しながら運転を行うこと。</p>	<p>クレーン則26</p>
<p>(6) 点検，検査，修理その他やむを得ない事由による場合を除き，トロリやバケットには人を乗せないこと。</p>	<p>クレーン則23</p>
<p>(7) 定格荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。</p>	<p>クレーン則221, 222</p>
<p>(8) 玉掛作業は第4章4節に準ずること。</p>	<p></p>
<p>(9) 作業終了時はトロリ，バケット等を所定の位置に置くこと。</p>	<p></p>
<p>(10) 非常信号を受けた時は直ちに運転を停止し，その原因を確認すること。また，その原因を除去するまでは，運転を再開しないこと。</p>	<p></p>
<p>3. 点検</p>	
<p>(1) 第4章2節7.，第4章1節2.3.に準ずること。</p>	<p>クレーン則36</p>
<p>(2) 第6章2節3.の点検項目の他，それぞれの車両の有す機能に応じた点検を行うこと。</p>	<p></p>
<p>(3) ケーブルクレーンについての始業点検表，月例点検表，年次点検表を作成し，それぞれの点検を行うこと。</p>	<p>クレーン則34, 35</p>
<p>(4) 1か月に1回必要な事項について自主検査を実施し，また1年に1回荷重試験を行い，各々の記録を3年間保存しておくこと。</p>	<p>クレーン則37, 38</p>
<p>(5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は中震以上の地震が起こった後に作業をする場合には，あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し，その結果を記録して3年間保存しておくこと。</p>	<p></p>

くこと。

- (6) 修理作業を行う時は、ケーブルクレーンの機能を完全に停止したうえで、修理中に誤って作動しないような措置を講じること。
- (7) ワイヤロープが異常脈動を起こしている場合には、搬器の脱落等の事故が起きる危険性があるので、直ちに運転を停止して点検、修理を行うこと。

4. 設置届等

- (1) 吊り上げ荷重が3 t以上のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長に設置届を提出し、設置後に落成検査を受けること。また、その後2年毎に性能検査を受けること。
- (2) 吊り上げ荷重が3 t未満のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長にクレーン設置報告書を提出すること。
- (3) 索道については、その設置前に所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出すること。

クレーン則5, 6, 40, 43

クレーン則11

第7節 インクライン

1. 運搬作業

- (1) ウインチの運転は、特別教育を受けた者が行うこと。
- (2) インクラインの運行する付近は立入り禁止とすることとし柵、標示等必要な措置を講じること。
- (3) オペレータは、運転中は所定の位置を離れないこと。
- (4) 運転は、あらかじめ定められた信号、合図に従い、相互に十分連絡をとり、確実にを行うこと。
- (5) 台車には最大積載量を越えるものは積まないこと。また、人車には搭乗定員数を越える人数を乗せないこと。
- (6) ワイヤロープはドラムに直角に巻くようにし、運転の際には、ワイヤロープが常に正しく巻かれているかを確認すること。

安衛則36

安衛則227, 220

2. 点検

- (1) 第4章2節7., 第4章1節2.3.に準ずること。
- (2) 第6章2節3.の点検項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。
- (3) インクラインについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。
- (4) オペレータ又は点検責任者は、1か月に1回必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。

安衛則230, 231

- (5) オペレータ又は点検責任者は、1年に1回必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。
- (6) 支柱の締付けボルトの増締めを適度に行うこと。なお、頂部アーム及びステー等の部分には特に注意すること。

第7章 土工工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節，第3章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) あらかじめ地山の形状，地質等を調査すること。
- (2) あらかじめ地山の含水，湧水，きれつの状態を調査すること。

安衛則355, 154

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における留意事項

- (1) 地山の形状，地質等の調査の結果に基づき，これに応じて削面の高さ及び勾配を箇所毎に定めること。また，必要に応じて土留・支保工等を計画すること。
- (2) 地山の含水，湧水，きれつの状態に基づき，施工中の排水工を計画すること。
- (3) 必要に応じて落石防護工等を計画すること。
- (4) 地形，表土の状態に合わせ，施工の安全性を考え，掘削の順序，羽口の位置及び数，並びに土石運搬の方法等について十分検討し，あらかじめ計画をたてること。
- (5) 掘削機械の配置等については，地形，土質に適合するものを選定し，工事の規模，工期等を考慮して能力以上の無理な作業を強いないよう計画すること。

安衛則155

6. 土工工事における現場管理

第1章4節，第2章10節に準ずること。

7. 監視員等の配置

- (1) 道路に接近して作業をする場合には，監視員を配置すること。
- (2) 埋設物近接箇所において，作業をする場合には，状況に応じ監視員を配置すること。

8. 崩壊防止計画

- (1) 掘削に伴い，土留・支保工を必要とする場合は，第5章4節に準ずること。
- (2) のり面が長くなる場合は，数段に区切って掘削すること。

9. 掘削中の措置

- (1) 掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土留・支保工を行うか、又は適正なのり勾配をつけること。 安衛則361
- (2) 埋設物は垂り防護，受け防護等により堅固に支持するとともに，状況に応じて明確に標示し，防護柵を設けること。 安衛則362

10. 落石等に対する危険予防措置

- (1) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは，その下方で作業しないこと。 安衛則361
- (2) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは，その下方に通路等を設けないこと。
- (3) 女子，年少者は，のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所では，作業をさせないこと。 女子則9
年少則8
- (4) のり尻付近では休息，食事等をしないこと。

11. 埋設物の近接作業

第3章に準ずること。

12. 地盤改良工法

- (1) 軟弱地盤箇所の土質調査は，特に入念に行うこと。
- (2) 長尺の施工機械を用いた施工の場合は，機械の設置条件，能力，周囲の状況等を十分に考慮し，転倒等の事故防止措置を講じること。

第2節 人力掘削

1. 作業主任者の選任

高さ2.0m以上の削掘作業は，技能講習を修了した作業主任者を選任し，その者の指揮により行うこと。 安衛則359

2. 掘削面の勾配

掘削面の勾配は，次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下とすること。なお，土留・支保工を必要とする掘削深さについては，第5章2節に準じること。ただし，特に地質が悪い地山では，更にゆるやかな勾配とすること。 安衛則356, 357

地 山 の 種 類	掘 削 の 高 さ	掘 削 面 の 勾 配
岩 盤 又 は 堅 い 粘 土	5 m 未 満	90°
	5 m 以 上	75°
そ の 他	2 m 未 満	90°
	2m以上2m未満	75°
	5 m 以 上	60°
砂	掘削面の勾配35°以下又は高さ5m未満	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配45°以下又は高さ2m未満	

3. 掘削作業

- (1) すかし掘りは、絶対にしないこと。
- (2) 2名以上で同時に掘削作業を行うときは、相互に十分な間隔を保つこと。
- (3) 浮石を割ったり起こしたりするときは、石の安定と転がる方向を良く見定めて作業すること。

4. てこ作業

- (1) てこを使うときは、あらかじめ動かすものに適した長さで強さを有するものを選ぶこと。
- (2) つるはしやシャベル等は、てこに使わないこと。

5. 土砂等の置き場

やむを得ず掘り出した土砂等を掘削部の上部もしくはのり肩付近に仮置きする場合には、掘削面の崩落や土砂等の落下が生じないように留意すること。

6. 湧水の処理

湧水のある場合は、これを処理してから行うこと。

7. 狭い作業空間条件下での安全確保

第2章1節3.に準ずること。

第3節 機械掘削

1. 作業主任者の選任

技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。

安衛則359

2. 有資格者での作業

掘削機械、トラック等は法定の資格を持ち指名された運転手のほかは運転しないこと。

安衛則41

3. 機械掘削作業における留意事項

- (1) 作業範囲付近の他の作業員の位置に絶えず注意し、互いに連絡をとり、作業範囲内に作業員を入れないこと。 安衛則158
- (2) 後進させる時は、後方を確認し、誘導員の指示を受けてから後進すること。 安衛則158
- (3) 荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れないこと。 安衛則160
- (4) 斜面や崩れやすい地盤上に機械を置かないこと。 安衛則157
- (5) 掘削機械等は安全能力以上の使い方及び用途以外の使用をしないこと。 安衛則163, 164
- (6) 既設構造物等の近傍を掘削する場合は、転倒、崩壊に十分配慮すること。 安衛則362
- (7) 危険範囲内に人がいないかを常に確認しながら運転すること。また、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示すること。 安衛則158
- (8) 軟弱な路肩、のり肩に接近しないように作業を行うこと。近づく場合は、誘導員を配置すること。 安衛則157
- (9) 落石等の危険がある場合は、運転席にヘッドガードを付けること。 安衛則153

4. 誘導員の配置

次のような場所で機械を運転するときは、誘導員を配置すること。

- ① 作業場所が道路、建物、その他の施設等に近接する場所
- ② 見通しの悪い場所
- ③ 崖縁
- ④ 土石等の落下崩壊のおそれのある場所
- ⑤ 掘削機械、運転車両が他の作業員と混在して作業を行う場所
- ⑥ 道路上での作業を行う場所

5. 照明設備の設置

夜間作業をするときは、照明を十分に行うこと。

6. 道路上での作業

道路上で作業する場合は、「道路工事保安施設設置基準」に基づいて各種標識、バリケード、夜間照明等を設置すること。

7. さく岩機使用での作業

- (1) さく岩機は、作業前によく点検してから使うこと。
- (2) 作業は機械の足元をよく安定させ、作業場所を整理してから作業すること。
- (3) 斜面で作業するときは、機械を落とさないよう必要に応じて、ロープを付けておくこと。また、さく岩機のオペレータは、安全帯を使用すること。
- (4) エヤーホースは長さに余裕のあるものを使用すること。

安衛則157, 158

安衛則367

- (5) 落石のおそれがある場合には、浮石の除去、落石防止設備の設置、監視員の配置等の対策を講じること。
- (6) 作業中機械の振動による落石には特に注意すること。
- (7) 交換ロッド等は作業及び通行を阻害しない位置に置くこと。

8. ショベル系掘削機械の作業

運転手は、バケットをトラックの運転席の上を通過させないこと。

9. 狭い作業空間下での安全確保

第2章1節3.に準ずること。

第4節 盛土工及びのり面工

1. 盛土施工前の処置

- (1) 盛土箇所はあらかじめ伐開除根を行う等、有害な雑物を取除いておくこと。
- (2) 施工に先立ち、湧水を処理すること。
- (3) 盛土場所は排水処理を行うこと。
- (4) 急な勾配を有する地盤上に盛土を施工する場合は、段切を設けること。

2. 盛土の施工

- (1) 捨土ののり面、勾配はなるべく緩やかにしておくこと。
- (2) のり肩の防護を十分にし、重量物を置かないようにすること。
- (3) 盛土後、転圧等を行う場合は、施工機械の能力、接地圧、周囲の状況等に十分配慮し、事故防止の措置を講じること。

3. 盛土の安全対策

- (1) のり肩、のり尻排水を十分行うこと。
- (2) のり肩付近からの水の流入を出来るだけ防ぐこと。

4. 切土のり面の安全対策

- (1) 切土のり面の変化に注意を払うこと。
- (2) 擁壁類が計画されているのり面では、掘削面の勾配が急勾配となるので、擁壁等の施工中には地山の点検等、安全管理を十分に行うこと。
- (3) 降雨後は地山が崩壊しやすいので、流水、きれつ等ののり面の変化に特に注意すること。

第5節 発破掘削

1. 火薬類作業従事者に係わる事項

- (1) 火薬類取扱いについては、火薬類取扱保安責任者及び副保安

火取法30

責任者を選任し、取扱事故防止にあたらせること。	
(2) 発破作業は、必ず発破技士に行わせること。	安衛則41
(3) 発破の作業を行う時は、発破の業務に就くことが出来る者のうちから作業指揮者を選任すること。	安衛則320
(4) 発破作業員は腕章、保護帽の標示等により他の作業員と識別出来るようにすること。	火取則51
(5) 発破作業員には発破作業の危険性、保安の心得について十分教育すること。	
2. 作業員及び第三者への危害防止	
(1) 危険区域を定め、立札、赤旗等で明示し、区域内への立入りを禁止すること。	火取則53
(2) 区域境には発破時刻、サイレン符号その他の注意事項を示した掲示板を立てておくこと。	
(3) 退避場所を設定し、これを周知させること。	
(4) 点火は、見張員を配置し、全員の退避を確認してから行うこと。	
3. 火薬庫での貯蔵	
(1) 法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事の許可を受けて設置すること。	火取法11, 12 火取則13, 20, 21
(2) 規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫外の貯蔵庫の施設の規定」により、知事の認可を受け安全な場所に貯蔵すること。	火取則 15, 16, 23～32
(3) 一日の火薬類消費見込量が規定以上の場合は、火薬類の管理及び発破の準備（親ダイの作製、取扱作業を除く）をするため、火薬類取扱所を設けること。	火取則52
4. 火薬類の一時置場	
(1) 火薬関係者以外の者が立入らない、清潔で乾燥した場所で、かつ、日光の直射を受けない場所であること。	
(2) 火気又は落石の危険がある所に設けないこと。	
(3) 火薬、爆薬と雷管とを同一の箱、袋等に入れないこと。	
5. 火薬類の取扱い	
爆薬、雷管等は、叩いたり、投げ出したり、取り落としたりすることのないように慎重に取扱い、衣服のポケットに入れたりしないこと。	
6. 数量の管理	
(1) 火薬類の受払数量を厳重に管理し、紛失、盗難に注意すること。	
(2) 発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する装填方法について、記録を残すこと。	火取則52
7. 発破作業時の留意事項	
(1) 発破作業を行う前に、発破箇所上部の表土は、原則として全	

部取り除くこと。	
(2) 電気発破を行う時には迷走電流がないことを確認すること。 また、懐中電灯等は絶縁装置のあるものを使用すること。	
(3) 落雷の危険がある時は、発破作業を中止すること。	火取則51
8. せん孔作業の留意事項	
(1) 前回の発破の不発孔や残留薬がないことを確かめたうえでなければせん孔しないこと。	
(2) 発破後切羽を点検し、不発の装薬がある場合には、適切な方法を用いて処置すること。	
(3) 前回の発破の孔尻を利用してせん孔しないこと。	火取則53
9. 装てん作業の留意事項	
(1) 電気雷管を運搬するときは、脚線を裸出しないようにし、電灯線・動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ近づかないこと。 また、発破母線を敷設するときも、電線路から離すこと。	
(2) 装てん作業については発破孔や岩盤の状況を検査し、安全を確認してから適切な方法により装てんすること。	火取則53
(3) 発破を行うときは、あらかじめ定めた危険区域内の者を退避させ、見張員を配置してその区域内への立入りを禁止し、発破を知らせたうえで点火すること。	安衛則320 火取則53
(4) 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には電気発破をしないこと。	
(5) 装てん中は付近でせん孔その他の作業をさせないこと。	
(6) 装薬前には、孔をよく掃除して小石等を残さないこと。	
(7) 装てんが終わって使用予定数が余ったときは、数量を確認し、増ダイは火薬取扱所に、親ダイは火工所に直ちに返納して、紛失等を防止すること。	
10. 電気雷管の脚線の連結作業	火取則54
(1) 母線は切断、結線もれ、結線ちがい等がないよう脚線に連結する前に必ず点検すること。	
(2) 母線の結線後、安全な箇所で導通試験を行うこと。切羽では原則として導通試験をしないこと。全員が安全な場所に退避するまで、母線を発破器又は電源スイッチに連結しないこと。	
(3) 母線を地上のレール、パイプあるいは他の電気が流れ、又は漏れている可能性のある箇所に接触させないこと。	
11. 電気発破の点火作業の留意事項	安衛則320, 321
(1) 点火位置は、爆破の程度に応じて隔離した安全な場所とすること。	火取則54
(2) 発破器のハンドルは、点火するとき以外は施錠又は取り外しておくこと。	

- (3) 発破器と母線との連結は、点火直前に行うこと。
- (4) 退避の合図は、サイレン、振鈴等の確実な方法で行うこと。
点火の合図は、全員の退避を確認してから行うこと。

第8章 基礎工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2. 事前調査

第1章2節に準ずること。

3. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

4. 施工計画における留意事項

- (1) 周辺の人家及び構築物の防護，移設等の計画をすること。
- (2) 第三者に対する危害を防止するための防護施設を計画すること。
- (3) 地下埋設物，架空工作物に対する防護又は移設の計画をすること。

5. 基礎工事における現場管理

第1章4節，第2章10節に準ずること。

6. 地下埋設物等の防護時における関係者の立会

地下埋設物，架空工作物，鉄道施設等に近接して作業を行う場合には，各関係先に連絡し，その立会を求めること。

7. 機械運転に関する留意事項

- (1) 機械類のうち，くい打，くい抜機及びボーリングマシンの運転は有資格者によるものとし，その他の機械類は責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。
- (2) 玉掛作業は指定された有資格者である玉掛作業員以外にはさせないこと。
- (3) 機械の運転は，定められた信号，合図によって確実に行うこと。
- (4) 機械の移動にあたって，近くに高圧電線がある場合には，各関係先と打合せのうえ，ゴムシールドを取り付ける等の防護を行うこと。
- (5) 防護措置を施さない場合で，高圧線等の付近で作業，又は移動を行うときは，必ず監視員をおき，各関係者の立会を求めること。また，タワー等は電線から十分な離隔をとること。

安衛法61

安衛令20

クレーン則221

安衛則189

安衛則349

安衛法29の2

安衛則349

電圧と離隔距離

電路の電圧（交流）	離 隔 距 離
特別高圧 （7,000V以上）	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高 圧 （7,000～600V）	1.2m以上
低 圧 （600V以下）	1.0m以上

〔労働省通達
基発759号
（S 50. 12. 17）〕

8. 杭穴への転落防止措置

くい打ち、くい抜き施工後は、杭穴への転落防止措置を確実に講じること。

安衛則519

9. ニューマチックケーソン基礎工事

第10章 5 節に準ずること。

第 2 節 既成杭基礎工

1. 作業指揮者の配置

機械の据付け、組立て、移動及び解体にあたっては、必ず作業指揮者の指示に従って行うこと。

安衛則190

2. 機械の据付

- (1) 機械は、安定した場所を選び、機械の安定を図るため必要に応じて敷鉄板、敷角又は軌条等を水平に敷設した上に据付けること。
- (2) 機械を据付けた箇所は、常に排水をよくしておくこと。
- (3) 軟弱な地盤に据付けるときは、地盤の強度を確認し、必要に応じて地盤の改良を行うほか、敷板又は敷角等を使用し、滑動、転倒等の危険を排除すること。

安衛則173

安衛則173

安衛則173

3. 杭等の搬入

- (1) 第6章 1 節3.5.6.、第6章 2 節2. に準ずること。
- (2) 長尺ものの搬出入には、進大路、置場等を選定し、危険のない取扱いをすること。

安衛則185, 186

4. 運転位置からの離脱の禁止

吊り荷作業中作業を一時停止する場合は、歯止め等を確実にを行い、運転席を離れないこと。

安衛則174

5. 的確なワイヤロープ

- (1) 巻上用ワイヤロープ及び吊り金具等には、変形、亀裂、損傷しているものは使用しないこと。
- (2) 巻上用ワイヤロープには、過巻防止のため、目印その他の措置を講じること。

6. 玉掛作業

玉掛作業は定格荷重の範囲内で確実にを行い、玉掛けがすんだらすぐ安全な場所に待避すること。

7. くい打ち作業における留意事項

(1) くいのカップは正規のものを使用し、建て込みに際してはハンマーに確実に台付すること。

(2) くい材の吊り込み作業には手元クレーンを使用し、引寄せ作業は原則として行わないこと。

ただし、手元クレーンが使用できない場合については、現場の状況を十分検討し作業を慎重に行うこと。

(3) リーダーに登る場合には、親綱を設置し、ロリップによる安全帯を使用すること。

(4) 中掘圧入工法の施工では排土が飛散するおそれがあるため、防護ガード等を使用して飛散防止を図ること。

8. くい抜き作業における留意事項

(1) くい抜き作業では機械の接地面積を大きくとり、必要に応じて敷鉄板、敷角等を使用し、地下埋設物を損傷しないように行うこと。

(2) くい抜後の穴は、空隙が生じないように念入りに埋戻しをすること。

(3) くい抜作業では、設備は引抜き初期の最大荷重に耐えるよう十分安全なものとし、作業は慎重に行うこと。

9. 点検

(1) 部材、ワイヤロープ、及び付属装置、付属部品等は常に点検を行い、不良箇所は修理交換を施してから運転すること。

(2) 吊り込み用の器具類等は常時点検し、ひび割れ、損傷等のあるものは使用しないこと。

第3節 機械掘削基礎工

1. オールケーシング工法にあたっての留意事項

(1) 機械をけん引又はジャッキで移動させるときは、指揮者の信号又は呼笛の合図のもとに作業をすること。

(2) ジャッキ、滑車等は常に整備し、ワイヤロープは規定の安全率のあるものを使用すること。

(3) ハンマーグラブの操作中は、掘削機に近寄らないこと。その必要があるときは、ハンマーグラブがケーシング内に入って停止してからにすること。

(4) バンドの盛り替えは、定められた作業順序によること。

安衛則189

安衛則174, 175

- (5) ケーシング内に入るときは、あらかじめ換気をするか、又は有害ガス等を測定して危険のないことを確認すること。

2. リバースサーキュレシヨンドリル工法にあたっての留意事項

- (1) 櫓の組立て、解体、移動の作業は、作業指揮者の直接の指揮のもとに行うこと。
- (2) 櫓の作業台上にあるワイヤロープ類は、常に整理しておくこと。
- (3) ケーシング打込み又は引抜き中は、必要な作業員以外の者は櫓に近づけないこと。
- (4) ケーシング等の横引はしないこと。
- (5) ロッドの継ぎ足し又は撤去の作業中は、手や指をはさまれないように十分注意すること。
- (6) 手元クレーンを使用して、トレミー管や鉄筋籠を投入する作業では、クレーン運転手、玉掛者及び合図者は合図方法を定め、確実な合図のもとに作業をすること。
- (7) 強風時は、クレーンのブームを倒し、櫓はケーシングと連結して転倒防止を図ること。

安衛則190

第4節 オープンケーソン基礎工事、深礎工法、その他

1. 一般事項

- (1) 掘削時においては土質等の変化に常に留意し、変化があった場合は適切な対策を講じること。
- (2) ガス検知機、酸素濃度測定器具その他の諸器機は、常時使用できるよう整備しておくこと。
- (3) 有毒ガス等（酸素欠乏空気を含む）の発生のおそれがある潜函又は深さ20mをこえる潜函等では、送気のための設備を設けること。
- (4) 入坑前に有害ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定にあたっては指定された者（酸欠危険作業については、作業主任者）が行うこと。
- (5) 可燃性ガスが発生するおそれのある坑に入坑するときは、マッチ、ライター等は持ちこまないこと。
- (6) 入坑中に有害ガス、酸素欠乏等の発生を認めるときは、直ちに坑外に退避すること。
- (7) 坑内の出入には、昇降設備を使用し、バケットには乗らないこと。

酸欠則4

安衛則377
酸欠則5

酸欠則3

酸欠則14

- (8) 緊急時の信号・合図及び、退避の方法をあらかじめ定めておくこと。
 - (9) 機械の故障，電気関係の不備，漏電等を生じたときは，修理完了までは使用を禁止すること。
- 2. オープンケーソン基礎工事にあたっての留意事項**
- (1) 掘削は小さざみにし，無理な掘り起しをしないこと。
 - (2) 刃口の掘削は，作業主任者の指示に従って行うこと。
 - (3) 沈下の合図があったときは，所定の場所に退避させ，退避を確認してから沈下を行うこと。
- 3. 深礎工法による基礎の施工にあたっての留意事項**
- (1) コンクリート打設には，原則として，トレミー管又はシュートを使用すること。
 - (2) 2段切掘削の場合には，下段の作業は中止すること。やむを得ず作業を行う場合は，堅固な防護施設を設けること。
 - (3) 作業開始前に，開壁の状況，ライナープレートの異常の有無を点検すること。
 - (4) 坑口作業員は，坑内作業員が入坑中に坑口を離れないこと。
 - (5) 坑内作業員は，バケットの昇降中は内壁に身を寄せ，退避すること。
 - (6) 昇降には梯子等の昇降設備を設け，かつ非常用梯子等を設けておくこと。梯子は，損傷，変形，腐食等がないことを確認すること。
 - (7) 地下水位以下を掘進するときは，排水設備等を用い，湧水対策等を確立してから作業を進めること。

第9章 コンクリート工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2. 事前調査

第1章2節に準ずること。

3. 施工計画

第1章3節に準ずること。

4. コンクリート工事における現場管理

第1章4節，第2章10節に準ずること。

5. 危険箇所の周知

ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは，バケツの直下に立入らないこと等の注意事項を，予め作業員に十分周知させておくこと。

第2節 鉄筋工

1. 工具類の整備

加工場は，常に材料及び工具類を整理整頓しておくこと。

2. 作業開始前の点検

鉄筋加工機及び工具類は作業前に点検し，適正な工具を使用し，不良品は使用しないこと。

3. 運搬作業

- (1) 長尺物は2人以上で持ち，無理な運搬はしないこと。また，バラものは束ねて運搬すること。
- (2) 運搬中は他のものに接触しないよう前後を注意すること。曲げた長尺鉄筋等は特に注意すること。

4. 作業床の設置

高所で組立作業を行うときは，安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは，必ず安全帯を使用するか防護網を設けること。

5. 通路の確保

鉄筋の組立箇所では，鉄筋上に歩み板を敷く等により，安全な通路を確保すること。

安衛則518

第3節 型わく工

1. 型わく支保工の構造

- (1) 型わく支保工は、コンクリート打設の方法に応じた堅固な構造とし、組立図に従って組立てること。なお、組立図は、部材の設計計算に基づき作成すること。安衛則239, 240
- (2) 型わく支保工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとする。安衛則242

2. 材 料

材料は著しい損傷、変形又は腐食があるものを使わないこと。安衛則237

3. 作業主任者の配置

型わく支保工の組立・解体の作業は、技能講習を修了した作業主任者の直接の指揮により行うこと。安衛則246

4. 悪天候時の作業中止

強風、大雨等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。安衛則245

5. 規格品の使用

- (1) 支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材及びパイプサポートには、それぞれ規格品又は規定のものを使用すること。安衛則238
- (2) 型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設方法等に応じた堅固な構造のものとする。安衛則239

6. 型わく支保工についての措置

- (1) 支柱の沈下、滑動を防止するため、必要に応じ敷砂・敷板の使用、コンクリート基礎の打設、杭の打込み、根がらみの取付け等を行うこと。安衛則242
- (2) 支柱の継手は突合せ又は差込みとし、鋼材はボルト、クランプ等を用いて緊結すること。安衛則242
- (3) 型わくが曲面の場合には、控の取り付け等、型わくの浮上りを防止するための措置を講じること。安衛則242
- (4) 支柱は大引の中央に取り付ける等、偏心荷重がかからないようにすること。
- (5) 型わく支保工の組立、解体の作業では、作業区域には関係者以外の立入を禁止すること。また、材料、工具の吊り上げ、吊り下げには吊り綱、吊り袋を使用すること。安衛則245
- (6) 鋼管支柱は、高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、堅固なものに固定すること。安衛則242
- (7) パイプサポートは3本以上継いで用いないこと。また、パイプサポートを継いで用いるときは、4個以上のボルト又は安衛則242

専用の金具を用いること。

(8) 鋼管わくと鋼管わくとの間には、交差筋かいを設けること。

安衛則242

(9) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの個所において、型わく支保工の側面並びにわく面の方向及び交差筋かい方向に、5わく以内ごとの個所に水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

安衛則242

(10) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの個所において、型わく支保工のわく面の方向における両端及び5わく以内ごとの個所に、交差筋かいの方向に布わくを設けること。

安衛則242

7. 型わく組立解体作業

(1) 足場は作業に適したものを使用すること。

安衛則245

(2) 吊り上げ、吊り下げのときは、材料が落下しないように玉掛けを確実にすること。

(3) 高所から取りはずした型わくは、投げたり、落下させたりせずロープ等を使用して型わくに損傷を与えないよう降ろすこと。

(4) 型わくの釘仕舞はすみやかに行うこと。

(5) 型わくの組立て解体作業を行う区域には、関係作業員以外の者の立入りを禁止すること。

第4節 コンクリート工

1. コンクリート混合設備

(1) プラントの組立作業には作業主任者を定め、組立図に従って安全な作業を行い、組立完了後、試運転を行ってから使用すること。

(2) プラント出入口には、状況に応じて誘導員を配置すること。

(3) 安全な作業通路を設け、照明は十分に行うこと。

安衛則540, 541

(4) 計量室その他には、必要に応じて換気扇を設置し、計量室では防じんマスクを使用すること。

(5) 骨材ストックパイルの内部には、立入りを禁止すること。

(6) 機械の注油、清掃等をする時は、必ず機械を止めてから行うこと。

安衛則107

2. コンクリート打設設備

(1) ケーブルクレーンを使用するときは、操作については第6章6節2.によるとともに、バケットからコンクリートが漏れないように、きちんと口をしめること。

(2) バケットの下及びバンカー線内には作業員を入れないこと。

(3) 移動式クレーン等を使用するときは、第4章5節によること。	
(4) コンクリートポンプ類を使用するときは、パイプ類は堅固に保持し、パイプ類の取付、取りはずしは丁寧に行うこと。	安衛則171の2
(5) 移動式のベルトコンベヤには、感電を防止するための感電防止用漏電遮断装置を接続すること。	安衛則333
(6) 固定式のベルトコンベヤは、しっかりした架構に固定し、ベルトに沿って通路を設けること。	
(7) 作業員の身体の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるとき等緊急時には、直ちに運転を停止できる装置を設けること。	安衛則151
(8) コンクリート打設にシュートを使用するときは、コンクリートがあふれないように、コンクリートの品質、投入法、シュート形状、勾配及び連結法等を配慮してシュートを配置すること。	
(9) ブーム車はアウトリガーを確実に設置し、つつ先との合図を明確にして、転倒やホースの横振れを防止すること。	安衛則171の2
(10) コンクリート打設の最後に水又はエアで管内のコンクリートを送る場合には、配管先端にボール受け管の吐け口を下に向けて（飛散に安全な方向に向けて）、チェーン等を用いて配管先端部を振れないように固定しておくこと。	安衛則171の2
3. コンクリート打設作業	
(1) 作業前に足がかり、型わく支保工及び型わくを点検し、不備な箇所は作業前に補修しておくこと。また、異常を認めた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じること。	安衛則244
(2) ホッパやシュートの勾配と接続部を点検し、適正なものとしておくこと。	
(3) 作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき、合図を確実に行うこと。	
(4) 高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、安全帯の使用、手すりの設置、防護網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じること。	安衛則518, 519
(5) 型わく支保工等に偏圧が作用しないように、事前に、打設順序及び1日の打設高さを定め、均等に打設すること。	
(6) コンクリート等の吹出し等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には、立入禁止措置を講じること。	安衛則171の2
(7) 打設中は、型わく、型わく支保工、シュート下、ホッパ下等の状態を適宜点検し、安全であることを確かめること。	
(8) コンクリートポンプ車の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転しないこと。	安衛則36

4. 運転手付き機械等の使用

第4章6節2.に準ずること。

第10章 圧気工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 有毒ガス、地熱、酸素欠乏のおそれ等について調査を行い、その結果を記録・保存すること。
- (2) 砂れき層等酸素欠乏空気発生のおそれのある地層を掘削する場合の圧気工法の圧気のかかる部分から周辺1km以内の範囲にある井戸、配管について、酸欠空気漏出の有無について調査すること。

酸欠則24

4. 施工計画

第1章3節に準ずること。

第2節 圧気作業

1. 有資格者の選任

圧力0.1MPa以上の圧気を必要とする場合には、高压室内作業主任者の免許を有する者を作業主任者に専任すること。

高压則10

2. 特別の教育

- (1) 高压室作業に関する特別教育を、全作業員に行うこと。
- (2) 下記の業務については、その業務について特別の教育を受けた者以外は作業に従事させないこと。また、作業中はその持場を離れないこと。
 - ① 作業室への送気を調節するための弁又はコックを操作する業務（ゲージ係）
 - ② 高压室に出入りする作業員に加圧又は減圧を行うための送気又は排気の調節弁又はコックを操作する業務（ロックテンダー）

高压則11

3. 非常事態に対する措置

非常事態に対する対策を検討し、連絡方法、信号、合図等及び作業員の避難の方法をあらかじめ定めておくこと。

安衛法25, 30

4. 救護の措置

- (1) 0.1MPa以上の圧気工法による作業を行うときは、作業員の救護に関する器具等を備え付けること。
- (2) 救護に関し備え付けられた機械等の使用方法及び救急処置、安全な救護の方法等について訓練を行い、これを記録しておくこと。
- (3) 作業員の救護に関し、次の事項を定めておくこと。
 - ① 救護に関する組織
 - ② 救護に関し必要な機械等の点検整備に関する事項
 - ③ 救護に関する訓練の実施に関する事項
- (4) 高圧室内において作業を行う作業員の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じておくこと。
- (5) 工事責任者は作業員の救護に関し技術的事項を管理するものを選任し、その者を工事現場に常駐させ、安全に関し必要な措置をとらせること。

安衛則24の2
 安衛令9の2
 安衛則24の3

 安衛則24の4

 安衛則24の5

 安衛則24の6, 24の7, 24の8

5. 健康管理

- (1) 高圧室作業員には、定期的に特殊健康診断を行い、不適当な者には作業をさせないこと。
- (2) 高圧室作業員の勤務表を作り、健康管理を行うこと。

高圧則38, 41

 高圧則15

6. 高圧室内作業の管理

- (1) 作業員以外の者が圧気室に入ることを禁止すること。特に入室の必要がある者については、その都度、高圧室内作業主任者が許可を与えること。
- (2) 加圧、減圧の速度は規定のとおり行うこと。(毎分0.08MPa以下の速度及び減圧の場合には規定された減圧停止時間を含める。)
- (3) 高圧室の作業員には、規定された作業時間以上室内作業をさせないこと。
- (4) 連絡方法、信号、合図等を規定し、全作業員に周知させること。
- (5) 減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知させること。
- (6) 非常時の退避方法について作業員に周知させること。
- (7) 再圧室は常時使用出来る状態であるか確認をすること。

高圧則13

 高圧則14, 18

 高圧則15

 高圧則21

 高圧則20

 高圧則44
 高圧則26

7. 作業主任者の携帯器具

作業主任者は携帯式の圧力計、懐中電灯、ガス測定器、非常信号用器具を携帯すること。

8. 火気類の危険の周知

- (1) 作業員に高圧下における可燃物の燃焼危険について周知させること。
- (2) マッチ・ライター等、発火のおそれのあるものの持込みは

高圧則25の2

禁止し、その旨を表示すること。

- (3) 溶接，溶断等火気又はアークを使用する作業を行わないこと。

9. 高圧室の設備

作業室の気積は，作業員1人について，4以上確保できるように計画すること。

高圧則2

10. 作業の禁止

- (1) 送気設備の故障，出水等，他の事故により高圧室内作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは，高圧室内作業員を潜函，圧気シールド等の外部へ退避させること。
- (2) 事故により高圧室内作業員を外部に退避させたときは，送気設備の異常の有無，潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態，部材の変形等について点検し，安全を確認した後でなければ，内部を点検する者等を潜函，圧気シールド等に入れないこと。

高圧則23

11. 発破作業

作業室内において発破を行ったときは，作業室内の空気が，発破前の状態に復するまで，高圧室内作業員を入室させないこと。

高圧則25

第3節 仮設備

1. 送気設備

- (1) 停電，故障等による送気の中断に対処し得るよう，予備のコンプレッサを用意すること。（予備のコンプレッサは他の系統の動力を使用すること。）
- (2) 作業室及び気閘室への圧縮空気並びに冷却装置を通過した空気温度が異常に上昇した場合は，関係者にすみやかに知らせるための自動警報装置を設けること。
- (3) 自記気圧計，送気自動調節装置を取り付け，作業室内の気圧管理を確実に行うこと。
- (4) 送気管，送排気弁，空気圧縮機，空気洗浄装置等は常に点検し，不備のないよう保管管理しておくこと。

高圧則7の2

2. 気閘室

- (1) 気閘は，原則として入用気閘（マンロック）と材料用気閘（マテリアルロック）を独立して設置し，常時使用できるように点検管理を行うこと。
- (2) 潜函において，気閘は，原則として水面上にあるようにシャフトの組立てを行うこと。

<p>(3) 気閘室の床面積及び気積は、加圧又は減圧を受ける高圧室内作業員1人について、それぞれ0.3 以上及び0.6 以上とすること。</p>	<p>高圧則3</p>
<p>(4) 圧力0.1MPa以上の気圧下に使用する気閘室には、自記記録圧力計を備えること。</p>	<p>高圧則20の2</p>
<p>(5) 気閘室の床面の照明は20ルクス以上とし、気閘室内の温度が10℃以下の場合、適切な保温用具を設けること。また、気閘室内には椅子その他の休息用具を設けること。</p>	<p>高圧則20</p>
<p>3. 再 圧 室</p>	
<p>(1) ホスピタルロック（再圧室）を用意し、常時使用できる状態にしておくこと。</p>	<p>高圧則42</p>
<p>(2) 再圧室は、法令で定める構造規格に合致したもので、送・排気設備、外部との連絡設備、暖房設備及び消火設備などを完備したものであること。</p>	
<p>4. 換 気 設 備</p>	
<p>(1) 有毒ガス及び酸素欠乏空気による事故を防止するため、換気は十分にを行い、ガス、酸素の測定及びそれらへの対策として必要な措置を講じること。</p>	<p>高圧則17</p>
<p>(2) 作業室及び気閘室における炭酸ガスの分圧は、作業室内作業員の健康障害を防止するため、0.5kPaを超えないように換気その他必要な措置を講じること。</p>	<p>高圧則16</p>
<p>5. 作 業 室</p>	
<p>(1) 作業室内及びロック内には十分な照明を行うこと。</p>	
<p>(2) 作業室、シャフト及び気閘室には、停電による異常事態の発生に備え、避難経路が確認できる非常灯を設置すること。</p>	
<p>(3) 作業室内において電動式の掘削・積込機械を使用する場合は、電気機器の漏電による感電の危険を防止するため、必要な措置を講じること。</p>	
<p>(4) 作業室内において電気発破を使用する場合は、函内照明配線等からの漏洩電流による爆発がないように、適切な措置を講じること。</p>	
<p>6. 連 絡 設 備</p>	
<p>(1) 作業室及びロックと外部との連絡設備を必ず設けること。（独立した2系統の設備とすること。）</p>	<p>高圧則21</p>
<p>(2) 信号配線は、専用回路とすること。</p>	
<p>7. 電 力 設 備</p>	
<p>(1) 電球及び開閉器等は防爆構造のものを使用し、他の可燃物に対する着火源とならないようにすること。</p>	<p>高圧則25の2</p>
<p>(2) 停電時の対策のために、異なる2系統から受電するか又は、専用発電機を設備すること（切り替え送電にあたっては、自</p>	

動的に行える設備とする。)

- (3) 引き込み用主開閉器，分岐開閉器，及び遮断器は原則として圧気されていない箇所に設けること。
- (4) 電動機は，全閉形電動機を使用すること。
- (5) 移動用電動器及び移動用照明器具は，必ず感電防止用漏電遮断器を接続して配線すること。
- (6) 作業室内で使用する電動機器の接地は，原則として接地線を用い，函外において接地工事を行うこと。

8. 消火設備

圧気工事現場には，消火設備を設けること。

第4節 施工中の調査及び管理

1. 沿道調査

工事の進捗にともない周辺の地表面，隣接構造物等に変状をきたすことのないように，一定期間定期的に観測を行い，必要に応じて適切な対策を講じること。

2. 可燃性ガスの濃度測定

可燃性ガスが発生するおそれのあるときは，爆発又は火災を防止するため，可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し，毎日作業を開始する前に，当該可燃性ガスの濃度を測定し，その結果を記録すること。

安衛則382の2

3. 圧気設備の点検

高圧室内作業を行うときは，設備について定められた期間ごとに点検し，作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認められたときは，修理その他必要な措置を講じること。また，修理その他必要な措置を講じたときは，その都度，その概要を記録して，これを3年間保存すること。

高圧則22

4. 作業環境の測定

圧気作業現場には，その日の作業を開始する前に，当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定すること。また，測定を行ったときは，その都度記録して，これを3年間保存すること。

酸欠則3

5. 酸素濃度測定

酸素欠乏空気の発生するおそれのある地層，又はこれに接近する箇所において圧気工法による作業を行うときは，当該作業により酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある井戸又は配管について，空気の漏出の有無，及びその空気中の酸素の濃度を定められた範囲で調査すること。

酸欠則24

第5節 ニューマチックケーソン基礎工事

1. 刃口据え付け

据え付け地盤は十分な支持力を有する不陸のない地盤とすること。

2. 連絡設備

- (1) 作業室及び気閘室とケーソン外部との連絡には、必ず通話装置を含む2系統以上の連絡装置を設置すること。
- (2) 掘下げの深さが20mを超えるときは、作業を行う箇所と外部との連絡のための電話、電鈴等の設備を設けること。

高圧則21

安衛則377

3. 救護体制及び避難訓練

- (1) 停電、事故等の場合の退避については、常に方法、順序等を訓練しておくこと。
- (2) 潜函に入る場合、室内に人員がいなるときは1人で入らないこと。

安衛法25

4. 掘削設備

- (1) 掘削土砂排出用のバケットとワイヤロープとの連結器具及びワイヤロープ等は常に点検し、不備のまま使用しないこと。
- (2) バケットの反転止金具は、昇降ごとにはずれていないことを確認すること。
- (3) バケットはシャフトの中程に宙吊にして止めておかないこと。
- (4) 潜函の上扉、下扉は常に点検し、開閉が円滑に行われるようにしておくこと。

安衛則377

5. 昇降設備

作業員が安全に昇降するための設備を設けること。

6. 潜函への出入り

潜函に出入する際は、扉の上に乗らないこと。

7. 荷役作業

- (1) 止むを得ない場合を除いて、バケットに乗って昇降しないこと。
- (2) 掘削土砂の排出、資材の搬入等は相互に信号を確認してから行うこと。

8. 掘削作業

- (1) 掘削作業は、地質図、沈下関係資料等により確認したうえで行うこと。
- (2) 掘削はシャフトの中心より外側へ小刻みに掘り進み、刃口下方は50cm以上掘り下げないこと。
- (3) 減圧して潜函を沈下させる場合には、作業員を必ず外部へ

高圧則25の3

高圧則24

退避させてから行うこと。

- (4) 作業室内で発破を行った場合には、十分換気して清浄な空気になってから入ること。
- (5) 昇降設備、連絡設備、送気設備が故障しているとき、潜函内部へ多量の水が浸入するおそれのあるときは、潜函などの内部で掘削の作業を行わないこと。

高圧則25

安衛則378

第11章 鉄道付近の工事

第1節 事前協議及び事前調査

1. 適用

線路に近接して列車運転に影響を及ぼすおそれのある土木工事に適用する。

なお、鉄道の線路内で土木工事を施工する場合は、鉄道事業者と十分協議のうえ、その指示に従うこと。

2. 事前協議

鉄道に近接して土木工事を施工する場合で、列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ鉄道事業者と協議して、次の事項について、協議書・覚書等を取り交わすこと。

- ① 鉄道事業者に委託する工事と範囲の決定
- ② 工事施工のための、詳細な施工計画及び事故防止対策
- ③ 工事施工の順序及び方法、並びに作業時間等に関する規制と、その規制を実施するための具体的な方法
- ④ 工事施工に支障する鉄道施設の移設並びに防護方法に関する事項
- ⑤ 安全確保のための有資格者の配置及び鉄道事業者の立会の範囲
- ⑥ 列車運転等の安全並びに鉄道諸設備の保全に関し必要な事項
- ⑦ 列車運転及び旅客公衆の安全並びに危険があると認めた場合等の緊急措置の方法
- ⑧ 保安及び保全に関する安全教育の内容

3. 変更時の再協議

事前協議により決定された事項に変更の必要が生じた場合、並びに疑義が生じた場合等は、鉄道事業者と再協議すること。

4. 事前調査

- (1) 第1章2節に準ずること。
- (2) 鉄道付近の工事における事前調査は、特に次の事項に留意して実施する。
 - ① 工事が列車運転によって制限される場合は、運転状況を調査すること。
 - ② 工事施工地域付近の線路と道路との関係及び鉄道の運行

公災防（土）28

計画，道路の交通量等を調査すること。

第2節 近接作業

1. 共通事項

第1章3節に準ずること。

2. 鉄道付近の工事における留意事項

列車運転に支障を及ぼすおそれのある工事では，作業時間，作業場所，作業人員，使用機械，使用資材等を十分検討のうえ，施工計画書を作成し，本章第1節に述べた鉄道事業者との事前協議を行うこと。

3. 保安体制の確立及び安全設備

事前協議によって定められた保安体制の確立及び有資格者の配置並びに安全設備（線路立入禁止柵，架空線防護工，落下物防護工等）等の設置を行った後，工事に着手すること。

安衛法14, 19の2, 20, 5
9, 61

4. 保安教育

鉄道付近の土木工事従事者には，鉄道に関する建築限界，架空線，地下埋設物，列車運転状況，緊急時の措置等について，必要に応じて事前に適切な指導教育を行うこと。

安衛法20, 29, 30
安衛則638

5. 作業責任者

それぞれの作業毎の作業責任者を定め，その指揮のもとに作業を行うこと。

安衛法14

6. 毎日の作業内容打合せ

- (1) 毎日の作業内容について，保安打合せ票等を作成し，鉄道事業者の立会者と事前の打合せを行うこと。
- (2) 打合せ票に決められた事項は，毎日作業開始前に作業員全員に周知徹底し，決められた事項を厳守すること。

7. 列車見張員

列車見張りを必要とする作業には，作業開始前に鉄道事業者の指定する資格を有する列車見張員を配置するとともに，所定の保安設備を設置すること。

8. 鉄道建築限界の明示

必要な箇所には標識ロープ，表示杭等により鉄道建築限界を明示すること。

9. 地下埋設物，架空線の取り扱い

- (1) 地下埋設物については，確認のうえ注意標等を設け，施工により損傷のおそれがある場合は鉄道監督員等の立会のうえ施工を行うこと。
- (2) 架空線に接触のおそれがある工事の施工にあたっては，架

安衛則342, 345, 347

空線の防護工を設置し、架空線と機械、工具、材料等は、安全な離隔を確保すること。

10. 工事中重機械等の運転資格と管理

工事中重機械及び工事中自動車は所定の資格を有する者に運転操縦及び誘導をさせ、事故防止上適切な管理を行うこと。

安衛法61
安衛令20

11. 列車通過時の一時施工中止

列車の振動、風圧等によって不安定な状態となるおそれがある工事又は乗務員に不安を与えるおそれのある工事は、列車の接近時から通過するまで一時施工を中止すること。

12. 既設構造物への影響調査と報告

既設建築物、施設等に影響を与えるおそれのある工事の施工にあたっては、鉄道事業者等の指示により異常の有無を検査し、報告すること。

13. 線路内への立入り

- (1) 線路内には、みだりに立入らないこと。
- (2) 鉄道事業者の承認を得て、やむを得ず線路横断をするときは、指差称呼して列車等の進来を確認し、線路に対し直角に横断すること。

14. 軌道回路の短絡防止

自動信号区間におけるレール付近では、電導体（鉄筋、コンベックス等）が左右レールに接触することにより発生する軌道回路の短絡事故（片側のレールに触れるだけで電位差による短絡もある）に留意すること。

15. 緊急時の対応

- (1) 万一事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は直ちに列車防護の手配をとるとともに速やかに関係箇所に連絡し、その指示を受けること。
- (2) 緊急連絡表は見やすい場所に掲示しておくこと。

安衛法25

第3節 各種作業

1. 仮設工等

- (1) 線路に近接して工事事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設を行う場合は安全、堅固にし、絶対に建築限界を侵さないこと。特に暴風雨、天災のおそれのある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強をすること。また、仮置等にあたっては、シート等が飛散しないよう留意すること。
- (2) 線路に近接した足場の組み立て解体は、作業方法、作業を定め列車運転状況を確認し、安全な列車間合いに行うか、又

安衛法31

は線路閉鎖工事で行うこと。	
(3) 足場、控えづな、切梁等を取り付ける場合は、レール・まくら木、橋げた、電柱等の鉄道施設物を利用しないこと。	
(4) 架空線等に接近して仮設作業をする場合は、架空線と取扱材料の必要な離隔を確保するための措置を講じること。	安衛則342, 345, 347, 349
(5) 乗降場等に接近して設置する仮設通路等の仮設物は、特に旅客公衆等の安全確保のための措置を講じること。	
(6) 線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、落下防護網等を設け、落下物による事故防止を図ること。	安衛則537 公防災（土）101
2. くい打ち工	
(1) 地下埋設物に接近して杭を打ち込む場合は関係者の立会で作業を行うこと。	安衛則194
(2) 杭の打ち込みにより、レールに変状を起こさないよう措置を講じること。	
3. 掘削	
(1) 掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ、地下埋設物は、試掘等により確認を行うこと。また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。	安衛則355, 363 公防災（土）36
(2) 掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施すこと。	安衛則362
(3) 掘削に伴って発生する周辺の地盤沈下の測定を行うこと。特にレール及びその周辺地盤の沈下の測定は所定の頻度で行い、鉄道事業者に報告すること。また、特に地下水位が高い砂層又は軟弱地盤を掘削する場合は、ボーリング、ヒービング等の発生に注意する他、周辺地盤の沈下防止に努めること。	安衛則358
(4) 重機械を使用して掘削する場合は、線路方向へ旋回しないこと。地下埋設物の付近では重機械を使用しないこと。	安衛則363
4. 切取、盛土工事	
(1) 線路に接近して切取又は盛土工事を行う場合は、土砂崩壊、落石等により列車又は鉄道施設等に危害のないよう適切な線路防護工を設置すること。	安衛則362
(2) 切取又は盛土土砂が多量な場合は、一回あたりの掘削量は、運搬能力に応じた量とし、発生土は線路側に置かないようにして建築限界を侵さないこと。	
(3) 降雨によるのり面等からの流失土砂等が線路内に流入しないよう措置を講じること。	
5. 型わく工、鉄筋工、コンクリート工	
(1) 線路付近の作業にあたっては、工具、材料、仮設材等が、鉄道建築限界を侵さないこと。必要に応じて線路防護工を設置すること。	

参考関連事項

- (2) 型わく材等は，仮置，組立，解体中に突風等で線路内に飛散しないように厳重な管理をすること。
- (3) 架空線に近接した作業にあつては，架空線と安全な離隔を確保すること。所定の離隔を侵すおそれのある場合は，架空線の防護工を設置すること。
- (4) コンクリートポンプ車のブーム及びホースが旋回時の振等により，架空線に触れたり，建築限界を侵さないこと。

安衛則342, 345, 347

安衛則171の2

第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、土石流の到達するおそれのある現場での工事に適用する。

2. 工事内容の把握

- (1) 第5章1節1.2.に準ずること。
- (2) 土石流が発生した場合には、現場で作業中の作業員に被害を与える危険性があることから、作業員の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。このことを十分認識して工事内容を把握すること。

3. 事前調査における共通事項

- (1) 第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

工事を安全に実施するため、次の事項について必要な調査を行い、その結果を記録しておくこと。

- (1) 工事対象溪流並びに周辺流域について、気象特性や地形特性、土砂災害危険箇所の分布、過去に発生した土砂災害発生状況等、流域状況を調査すること。
- (2) 災害が発生した後の現場のうち、再び災害が発生する危険性のある現場では、特に十分な調査を実施すること。

5. 施工計画における共通事項

- (1) 第1章3節に準ずること。

6. 施工計画における留意事項

- (1) 事前調査事項に基づき、土石流発生の可能性について検討すること。その結果に基づき上流の監視方法、情報伝達方法、避難路、避難場所を定めておくこと。
- (2) 降雨、融雪、地震があった場合の警戒・避難のための基準を定めておくこと。
このため、必要な気象資料等の把握の方法を定めておくこと。
- (3) 土石流の前兆現象を把握した場合の対応について検討しておくこと。
- (4) 安全教育については、避難訓練を含めたものとする。
- (5) 同一溪流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合工事関係者間の十分な連携が図

安衛則575の9
調査及び記録

安衛則575の10
土石流による労働災害防止に関する規定

安衛則642の2の2

れるよう、連絡協議会等の体制を整えておくこと。

7. 現場管理

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるための警報設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。</p> | <p>安衛則575の14
警報用の設備</p> |
| <p>(2) 避難方法を検討のうえ、避難場所・避難経路等の確保を図るとともに、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。避難経路に支障がある場合には登り栈橋、はしご等の施設を設けること。</p> | <p>安衛則575の15
避難用の設備</p> |
| <p>(3) 「土石流の到達するおそれのある工事現場」での工事であること並びに警報設備、避難経路等について、その設置場所目的、使用方法を工事関係者に周知すること。</p> | <p>安衛則575の14, 15
警報設備, 避難設備
(周知)</p> |
| <p>(4) 現場の時間雨量を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その伝達方法を確立しておくこと。なお、積雪期においては、積雪状況、気温等も合わせて把握すること。</p> | <p>安衛則575の11
把握及び記録</p> |
| <p>(5) 警戒の基準雨量に達した場合は、必要に応じて、上流の監視を行い、工事現場に土石流が到達する前に避難できるよう、連絡及び避難体制を確認し工事関係者へ周知すること。</p> | |
| <p>(6) 融雪又は土石流の前兆現象を把握した場合は、気象条件等に応じて、上流の監視、作業中止、避難等、必要な措置をとること。</p> | |
| <p>(7) 避難の基準雨量に達した場合又は、地震があったことによって土石流の発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止し作業員を避難場所に避難させるとともに、作業の中止命令を解除するまで、土石流到達危険範囲内に立入らないよう作業員に周知すること。</p> | <p>安衛則575の12
降雨時の措置
安衛則575の13退避</p> |
| <p>(8) 作業の中止命令を解除した後の工事再開に当たっては、工事中の安全に支障となるような流域状況の変化がないか確認し、必要に応じて監視方法の見直し等を行うこと。</p> | |
| <p>(9) 工事の進捗に応じて、工事範囲、施工方法等変化することを確認し、連絡体制、避難体制等の見直しを行うこと。</p> | |
| <p>(10) 工事現場に係る情報（降雨量、写真、流水の濁りや流量の状況）を時系列に整理・保存しておくこと。</p> | <p>安衛則575の9
調査及び記録</p> |
| <p>(11) 土石流に関する教育や講習会、避難訓練等を実施すること。なお、避難訓練は工事開始後遅滞なく1回、その後6ヶ月以内ごとに1回行い、その結果を記録したものを3年間保存すること。</p> | <p>安衛則575の16
避難の訓練</p> |

第13章 道路工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、現道上で行う舗装工事、道路維持修繕工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

作業の安全及び公衆災害防止を確保するため、以下の事項について調査すること。

- ① 交通（交通量，通学路，バス路線，地下鉄，地下街への出入口，う回路等）への影響
- ② 環境（騒音，振動，煙，ごみほこり，学校・病院・商店・住宅に与える影響等）への影響
- ③ 搬入道路（幅員，路面の強度，舗装の有無，交通量，交通規制等）
- ④ 資機材の置場（外部及び現場よりの搬入出路の交通量，置場の管理等）

5. 施工計画

第1章3節，第6章1節4. 5. に準ずること。

6. 道路工事における現場管理

- (1) 第1章4節，第2章10節に準ずること。
- (2) 道路工事は一般の交通流と対面して工事が行われることが多いので，その際の作業箇所には必ず交通誘導員，保安要員を配置し，現場内の安全を図るとともに，車両の誘導並びに事故防止にあたること。
- (3) 誘導員の配置にあたっては，歩行者及び通行車両に対する安全確保に十分配慮すること。
- (4) 工事施工前に工事案内標識を設置し，一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。

7. 協議及び許可

施工にあたっては，道路管理者，警察，関係機関等との十分な協議，打合せを行い，必要に応じて，許可を受けたうえで安全に

配慮し行うこと。

第2節 交通保安施設

1. 道路標識等

- (1) 工事による交通の危険及び渋滞の防止，歩行者の安全等を図るため，事前に道路状況を把握し，交通の処理方法について検討すること。
- (2) 道路管理者及び所轄警察署長との協議書又は道路使用許可書に基づき，必要な道路標識，標示板等を設置すること。

公災防（土）17
「道路工事保安施設
設置基準(案)」
(S47. 2 道路局
国道第一課)

2. 保安灯

- (1) 夜間施工の場合は道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って，高さ1m程度のもので夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置すること。
- (2) 保安灯の設置間隔は，交通流に対面する部分では2m程度，その他の道路に面する部分では4m以下とし，囲いの角の部分については特に留意して設置すること。

道発第372
(S37. 8. 30)
公災防（土）18

3. 交通量の特に多い道路での保安施設

- (1) 現場の交通流に対面する場所に工事中を示す標識板を設置すること。
- (2) 夜間においては，必要に応じて200m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色注意灯を標識板の近くに設置すること。
- (3) 工事予告板は50mから500mの間の路側又は中央帯の視認しやすい箇所に設置すること。また，交通規制の方法及び周辺の通路状況等に応じて，更に手前から工事予告板を設置することについても考慮すること。

道発第558
(S37. 12. 27)
公災防（土）19
道発第558
(S37. 12. 27)
公災防（土）19
公災防（土）19

4. 現場付近における交通の誘導

- (1) 現場への出入口，規制区間の主要箇所には，必要に応じた交通誘導員を配置し，道路標識，保安灯，カラーコーン又は矢印板を設置する等，常に交通の流れを阻害しないように努めること。
- (2) 交通誘導員は，進入車両が余裕をもって方向変換できる位置から視認可能な場所で，保安施設内において誘導すること。

道発第372
(S37. 8. 30)
公災防（土）20

5. う回路

一般の交通をう回させる場合は，所轄の警察署長の指示に従い案内標示板等を設置すること。

道発第372
(S37. 8. 30)
公災防（土）21

6. 工事責任者の巡回

工事責任者は常時，現場を巡回し，安全上の不良箇所を発見し

安衛則637

たときは、直ちに改善すること。

第3節 道路舗装

1. 作業区域内の区分

作業区域内には関係者以外が立ち入らないように固定柵かこれに類するものを設置すること。また、立入禁止の標示板等を設置すること。

2. 監視員または誘導員の配置

作業員の働いている付近，土石の落下・崩壊のおそれのある場所，見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所，崖縁等で機械を運転するときは，監視員または誘導員を配置すること。

3. 作業時の服装等

工事関係者は，保安帽，作業衣，作業靴を着用し，特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用すること。

4. 機械作業における留意事項

第4章1節，第4章2節に準ずること。

5. 作業員の励行事項

- (1) 作業手順に基づく作業を行うこと。
- (2) 常に機械の動きに注意すること。

第4節 維持修繕工事

1. 保安施設等の設置及び管理

- (1) 作業箇所では，道路条件に応じて，適切に各種標識，バリケード等の設置，又は工事標識車等を配置したうえで行うこと。
- (2) 作業箇所には，交通誘導員を配置すること。
- (3) 交互交通及び車線規制をする場合には，作業箇所の前後及び要所に同様の対策をとること。
- (4) 夜間工事の場合は照明器具の点検を行い，十分な明るさの照明を行うこと。
- (5) 歩道に沿って作業を行う場合は，歩行者の安全を確保するため，歩車道の境界にバリケード等で作業区分帯を明確にすること。
- (6) 保安員は使用車両に救急箱を備付け，応急処置を行えるようにするとともに，緊急の場合の連絡方法等をあらかじめ決定しておくこと。

安衛則151の6

安衛則157

- (7) 保安施設及び標識類の設置位置，設置方法は，交通の妨げとならないようにすること。
- (8) 塵埃，排ガス等の汚れを除去し標識類等の視認性を確保すること。

2. 舗装，オーバーレイ，目地シール工事等

- (1) 作業用機械の運行は誘導員の指示のもとに行い，一般作業員との接触事故の防止を図ること。
- (2) 交通誘導員の服装は特に目立つもの（反射するもの）と吹笛を用い，夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じトランシーバーを用いる等により適切な誘導ができるようにすること。
- (3) 車道部における保安施設の設置及び撤去作業は，特に危険が伴うので，交通誘導員との協同作業にて行うこと。
- (4) 工事途中に生じる路面の段差は緩やかにすりつけ，「段差あり」の標識を設置すること。
- (5) 打換等により，区画線が消滅した場合は，交通開放前に仮区画線を設置すること。
- (6) 現場内並びに周辺は常に清掃，整理に努め，資機材，土砂等を散乱させないようにすること。
- (7) 作業待機車は，工事標識，交通誘導員の見通しを妨げない位置とすること。

3. 歩道工事

- (1) 歩行者通路には堅固なバリケード，ガードフェンス等を設置すること。また，標示及び作業区域を明確に行うこと。
- (2) 作業箇所前後の保安灯は，特に注意して設置すること。（夜間工事）

4. 区画線の設置等の作業

- (1) 交通誘導員を配置するとともに，ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。
- (2) 設置完了後は塗料が乾燥するまでカラーコーンで囲い，車両のスリップ事故を防止すること。
- (3) 作業員の服装は，特に目立つものとする。

5. 清掃，除草等の作業

- (1) ロードスweeper，散水車等の清掃機械には，それらの作業を明示する標識を設け，通行車両が作業を予知できるようにすること。
- (2) 作業箇所はカラーコーンで必ず標示すること。
- (3) 清掃機械作業の場合には，駐車車両等の作業の障害となる物に注意すること。
- (4) 草刈，盛土の際の路肩作業は車両通過の際の飛石等を防止

- するため、路面の落石等を除去してから行うこと。
- (5) 急斜面でののり面作業は、転落防止のため命綱を使用すること。
 - (6) 除草作業に機械を使用するときは、作業員及び道路上の飛石を防止するため、刈りこみ前に異物を除去し、機械にも飛石防止の防護板等を設置すること。

第5節 道路除雪

1. 除雪計画と準備

- (1) スノーポール、除雪案内標識、構造物障害標示板を適切に設置し、除雪作業の障害防止に努めること。なお、障害物の撤去等の協力を市民に呼びかけて作業の安全を確保すること。
- (2) 雪崩、落石の危険のある地域の除雪については、作業前の現場調査により、現地標示を行い、その対策をたて、事故防止に努めること。
- (3) 除雪作業運転員は準備期間中担当区間の道路状況、地形、危険物の位置等を熟知出来るように、車両による試走を十分行うこと。
- (4) 排雪作業では、道路条件、交通量等により、交通制限の必要を生ずるため、道路管理者と関係機関の協議に基づき、交通誘導員を配置して、安全な運行を確保すること。
- (5) 除雪機械には作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知出来るようにすること。
- (6) 除雪作業員の服装は、視認性を考慮して明るい色彩のものとし、夜間作業の場合には、一部に反射テープを貼りつける等の安全対策をとること。作業靴はスリップ防止に役立つ形式のものとする。
- (7) 除雪作業は、長時間作業や夜間作業等の不時出勤があるので、宿泊及び休養の施設を準備し、健康管理を行うこと。また、過労作業にならないように適切な交替要員を配置すること。

2. 除雪作業

- (1) 2台以上の除雪機械が並行して作業を行う場合には、十分機械間の連絡をとり、危険の防止に努めること。
- (2) 夜間作業中に降雪等により視界が悪く作業が困難な場合には、単独作業を避け、低速除雪等に切りかえ、作業の安全を図ること。
- (3) 投雪は雪崩等を誘発させないように、安全な地点を選んで行

うこと。特に斜面への投雪は、気温の高い時期には十分な注意をすること。

- (4) 道路条件に応じた適切な交通整理対策をたて、通過車両等の安全を図ること。
- (5) 投雪の方向は民家、電線等をさけ、絶えず安全な投雪場所を選びながら作業を行うこと。反対走行車線を越えて投雪する場合には、雪塊飛散による一般車両への損傷や風向きによっては、視界障害を起こすこともあるので、一時的な通行止めをして作業をすること。
- (6) サイドウイングによる段切作業は、構造物に注意し、横すべり等による事故を防止すること。また、その際には、歩行者にも十分注意すること。

第14章 橋梁工事（架設工事）

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、橋梁上部工架設工事に適用する。橋梁下部工工事，床版工，舗装二等は，共通工事編，各種工事編の関連章を参照のこと。

2. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 第1章2節に準ずること。
- (2) 工事中に予想される気象，海象条件の他に，交通状態，環境などの現地状況をくわしく調査すること。
- (3) 供用中の道路上空において，架設作業等を行う場合は，その交通対策について事前に十分調査すること。
- (4) 河川部，海上部，海岸部，湖沼部等においては，水深，流速，潮位などの事前調査を十分行うこと。
- (5) ベントの基礎，鉄塔の基礎，アンカー設置場所は十分な地耐力があるかどうか，事前に調査しておくこと。

4. 施工計画における留意事項

- (1) 第1章3節に準ずること。
- (2) 架設に用いる仮設備及び架設用機材については，工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確かめること。
- (3) 作業中における橋桁等の安定性の確認等を行い，綿密な作業の計画を立てること。
- (4) 作業にあたっては，当該工法に適した使用機材を選定すること。
- (5) 使用中の道路上空における橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については，道路管理者及び所轄警察署長の指示又は協議により必要な措置を講じること。
- (6) 設計時に考慮した施工法，施工順序と異なる方法，順序による場合は，あらためて架設時の応力と変形を検討し，架設中の構造物の安全を確かめること。

5. 橋梁工事における現場管理

第1章4節，第2章10節に準ずること。

第2節 鋼橋架設設備

1. 新規開発架設機材の使用

新しく開発・改良した架設機材を使用するときは、事前にその安全性と作業性を確認すること。

2. クレーン等重量物取扱い機械

(1) クレーン等重量物取扱い機械は、常に保守点検に努めること。

(2) クレーン等重量物取扱い機械には能力などを表示し、作業員全員に周知徹底させること。

クレーン則24の2

3. 機械工具、ロープ類の安全率

機械・工具・ロープ類・ベント材・サンドル材などは、正常なものでかつ荷重に対し適切な安全率を有するものとする。

4. ケーブルクレーン及びケーブルエレクション用鉄塔の設置

(1) 材料・構造は、荷重に対して、適当な安全率を有するものとする。

(2) 堅固な基礎上に建て、滑り又は沈下を防ぐこと。

(3) 控索は原則として水平面との角度を60°以内とすること。

クレーン則17

5. アンカーの設置

(1) 施工計画に基づき、十分な耐力を有するアンカーを設置すること。

(2) ロックアンカーを採用するときは、引抜耐力試験により、必要な耐力を確認すること。

6. ケーブルクレーンのサグ

トラックケーブルは所定のサグになるように張渡すこと。また、橋部材の取付け時、荷を吊った状態で横引きする作業が生じる場合は、横荷重に対するトラックケーブルの安全率をチェックすること。

7. ケーブルクレーンに使用するワイヤロープ

(1) トラックケーブルまたはブーム起伏用索には継いだものは使用しないこと。

(2) 走行索・巻上索には原則として継いだものは使用しないこと。ただし、やむを得ず使用するときは、現地搬入前に十分な管理を行い、本差ししたものを使用すること。

8. 設備、部材置場の配置と保守

(1) 部材置場は計画に基づいて材料を区分し搬出・搬入等に便利のように配置し、その保守に努めること。

(2) 動力・照明・通信などの設備は計画に基づいて設け、常にその保守に努めること。

安衛則604, 605

9. 消火器等の整備

機械設備・火気取扱い場所等には消火器などの消火設備を備えておくこと。

10. 危険物の保管

ガソリン・重油・油脂・塗料・合成樹脂など引火性のものは、種別毎に定められた数量のものを作業上安全な位置に格納しておくこと。

安衛則641

第3節 鋼橋架設作業

1. 架設作業

各作業は施工計画に基づいて実施し、計画が変更となる場合は、変更施工計画を作成した後にそれに基づいて作業を行うこと。

安衛則

517の6, 517の7

2. 指揮・命令系統等の明確化

(1) 各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・作業者の役割及び人員配置を明確にすること。

(2) 近接した場所において他の作業が行われる場合には、各作業間で連絡・調整を十分に行い、作業をすること。

安衛則517の8

安衛則517の9

3. 架設機械の設置・点検

(1) クレーン・移動式クレーン・送り出し装置などの架設機械は、施工計画に基づき設置すること。

(2) ベント・ケーブルクレーン設備・送り出し設備などの架設設備は、載荷前に異常の有無を点検すること。

4. クレーン作業

(1) 移動式クレーンの機体は、水平に設置すること。アウトリガーを設置する箇所の地盤を点検するとともに、必要に応じて鉄板を敷くなど、地盤沈下を防止する措置を講じること。

(2) クレーン作業において、橋部材などの巻き上げ・巻きおろし中は、吊り荷の下に作業員を立入らせないこと。

(3) ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引用ワイヤロープの内角側に入らないこと。

クレーン則70の3

クレーン則28

5. 橋部材の仮置き

橋部材は指定された場所に、組立作業順序を考慮して、堅固な敷木上に正しく置くこと。

6. 地組立作業

(1) 地組立は整理された場所で行い、堅固な支持材を設けて部材の横転を防ぐこと。

(2) 地組中の組立部材が不安定な場合は、転倒防止用設備を設けること。

7. 橋部材の組立作業

- (1) 橋部材は地切りした状態で、玉掛けロープ・天秤・アウトリガー位置などに異常のないことを確認した後に作業を進めること。
- (2) 地組みされた橋部材のブロックを吊るときは、あらかじめ定められた吊点を吊ること。
- (3) 重量物及び長尺物を吊り上げる時は、介錯ロープを用いること。
- (4) 箱桁等幅のある橋部材を吊り上げる場合は、予めクレーンのブームが橋部材に接触するおそれがないか十分チェックするとともに、作業中においても十分注意すること。
- (5) 桁を吊り上げた状態で、ブロックの取付状態及びワイヤロープの力の方向が正常であるか否か等を確認してから作業を進めること。
- (6) 仮締めボルト及びドリフトピンは、空孔のボルトが締め終わるまで抜かないこと。
- (7) 曲線桁または重心の高い橋桁を取扱う場合には、横転を防ぐための転倒防止措置を講じること。
- (8) 桁の横取り作業やジャッキによる降下作業を行うときは、控えのワイヤロープを設置する等、桁の転倒等を防止する措置を講じること。

8. 箱桁・鋼橋脚等の内部の換気

箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。

有機則5, 9
粉じん則27

9. 上下作業の回避

トラス・アーチ桁等の架設においては、できる限り上下同時作業がないように工程を調整すること。

10. 受架台の設置

- (1) 受架台は各架設段階において、受架台に作用する鉛直荷重、架設時の転倒に対する安全を検討するのに必要な水平荷重、各支点間の相対変位によって生ずる不均等荷重等の荷重に対して必要な耐力を有する部材を使用すること。
- (2) 受架台にサンドル材を使用する場合は、井げた状に組んで使用し、相互にボルトで固定すること。

11. ジャッキの設置及び降下作業

- (1) ジャッキは、各架設段階においてジャッキに作用する鉛直荷重、水平荷重、不均等荷重等の荷重に対して必要な能力（容量・タイプ）を有するものを使用すること。また、ジャッキ架台（サンドル）の設置については、前項受架台の設置に準ずるものとする。桁のジャッキ取付位置については、あらか

じめ架設時の応力度を算定し、安全を確認すること。

- (2) 単純桁の設置でジャッキは、橋部材に局部座屈が生じないように、適切な位置に据付けること。
- (3) ジャッキを使用するときは、けた両端を同時におろさないこと。
- (4) 多橋脚上で橋げたの降下作業を行うときは、一橋脚ごとにジャッキ操作を行い、他の橋脚は、受架台で支持した状態にしておくこと。
- (5) 一橋脚上で複数のジャッキを用いて降下作業を行うときは、降下速度を同一にすること。

12. 軌条梁の据付け

軌条梁は、通り・高さ・軌条梁間の平行度等に注意して、正確に据付けること。

13. 橋桁の移動作業

- (1) 橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。
- (2) 橋桁を移動させるときは、移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。
- (3) 部材運搬台車を止めておくときは、台車を固定しておくこと。

14. 仮締め状態時の載荷制限

- (1) 張出し架設の場合、仮締め状態のままで架設機械等の重量物を載荷しないこと。
- (2) 仮締め状態で長期間放置しないこと。

15. 橋桁上のクレーン設置

既に架設した橋桁上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・据付け位置及びその使用状態を確認すること。

16. 河川内に設置した仮設物の防護

河川内にベント・作業構台・昇降設備等の仮設物を設置する場合は、異常出水・船舶航行等に備えて、仮設物の防護を行うこと。

17. 係留設備

作業船又は台船などの係留設備には、十分安全なものを用いること。

18. 水上作業中の監視

- (1) 航行船舶に対する監視を行うこと。
- (2) 水深・流速・潮の干満及び作業船・台船の吃水を監視すること。

安衛則204

第4節 PC橋架設設備

1. 工具類の整備点検

作業に使用する各種ジャッキ・ジャッキ受ブラケット・同ボルト・チェンブロック・レバーブロック・ワイヤーロープなど、作業上必要な工具類は点検整備しておくこと。

2. ジャッキ，ジャッキ受けブラケット，ボルト

- (1) ジャッキ受けブラケット及びボルトは，その耐力を検討しておくこと。また，ボルトが橋桁に埋め込まれる形式にあつては，コンクリートとの付着も検討すること。
- (2) ジャッキ受けブラケットの取付位置の決定にあたっては，桁の重心を考慮すること。
- (3) ジャッキは，荷重に対して十分な容量を有すること。
- (4) ジャッキ据付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。

3. 横取り設備

- (1) 横取り設備は十分な耐力を有すること。
- (2) けん引力，制動方法を検討し，レバーブロック，ジャッキ等，適切な駆動装置を選定すること。
- (3) 据付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。
- (4) 使用機材の仮固定時についても安定性を確保できる固定方法を検討すること。

4. 重量トロリー

- (1) 重量トロリーは積載荷重に対して十分な耐力を有すること。
- (2) けん引力，制動方法等を検討し，適切なウインチ等の駆動装置を選定すること。
- (3) 自走重量トロリーは，適切な制動能力を有すること。
- (4) レールには逸走防止の措置を講じること。

安衛則204

第5節 PC橋架設作業

1. 軌条の据え付け

- (1) レールゲージは，適切なものを選定し，レールを支持するまくら木等は所定の間隔に配置すること。
- (2) 軌道は，通り・高さ・軌条間の平行度等に注意して正確に据え付けること。
- (3) レールの連結部は，段差が生じないように据つけること。

安衛則197，200

安衛則

197，198，199

2. PC桁の仮置き及び運搬

- (1) PC桁は指定された場所に，架設順序に従って，堅固な敷木上に正しく仮置きすること。

- (2) 特に重心の高いPC桁などの取扱いでは、転倒防止の措置を講じること。
- (3) 現道を運搬路に使用する場合には、道路事情・交通法規上の制約について検討すること。

3. PC桁の転倒防止

PC桁の架設においては、特にT桁については仮置中、横締又は連結するまでの間は、転倒防止の措置を講じること。

4. クレーン等の設置時のチェック

移動式クレーンを既設げた上に設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。

5. 架設桁設備等の送り出し作業

- (1) 送り出し作業時には、関係者全員に送り出し量・送り出し速度・作業手順・作業予定時間等を周知徹底させること。
- (2) 台車・ローラー・送り出し装置が正常かどうかを予め確認すること。
- (3) おしみワイヤロープ・ストッパー等の逸走防止装置の確認をした後に、送り出し作業を開始すること。
- (4) ワイヤロープなどの盛替え時及び休止時には、送り出し装置を固定すること。

6. 横取り作業

- (1) 横取り作業は、機械、設備を設置する支持力や地盤の良否を確認し、必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。
- (2) 横取り作業にあたっては、十分な転倒防止措置を講じること。
- (3) 横取り作業中は、おしみワイヤ等の逸走防止措置を講じること。
- (4) 横取り作業中は、両桁端の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。

7. ジャッキによるこう上・降下作業

- (1) 橋桁の両端を同時にこう上・降下させないこと。
- (2) PC桁のこう上・降下中は、桁下面に密着して追パッキンをする事。

第15章 山岳トンネル工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び在来工法によるトンネル工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

- (1) 山岳トンネル工事を行うにあたって、落盤、異常出水、ガス爆発等による危険等を防止するため、地山の形状、地質、地層の状態をボーリング等、適切な方法により事前調査し、その結果を整理、記録しておくこと。
- (2) 施工の安全に重大な影響を及ぼす地山条件が予測される場合は、接近した地点から調査ボーリング等を行って状態を確認すること
- (3) 可燃性ガスに関する事項については、本章第6節に準ずること。

5. 施工計画

- (1) 第1章3節に準ずること。
- (2) 有毒ガス、可燃性ガス、地熱、酸素欠乏、防火等の対策及び緊急時対策等を含めた防災計画を定め、遵守事項は安全教育等により全作業員に周知を図ること。
- (3) 粉じんに関する事項については、本章第4節に準ずること。
- (4) 他工区との緊密な協力体制を必要とする場合には、関係者による協議組織等を設置し、相互の連絡調整を図ること。

6. 資格者の選任

- (1) トンネルの掘削、覆工、酸素欠乏危険場所での作業、有機溶剤等の作業では、それぞれの作業主任者を選任し、相互の緊密な連絡を図るとともに作業の直接指揮にあたらせること。
- (2) 1000m以上のトンネルでは、トンネル救護技術管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。
- (3) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法等に関する指導、

安衛則379

安衛則383の3,
383の4,
酸欠則11,
有機則19
安衛則24の6,
24の8
労働省通達

<p>呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。</p>	<p>参考関連事項 基発第768号 (H12. 12. 26)</p>
<p>7. 女子及び年少者の作業の禁止 女子及び満18才未満の者には、坑内の作業をさせないこと。</p>	<p>労基法63, 64の4</p>
<p>8. 山岳トンネル工事における現場管理</p> <p>(1) 第1章4節, 第2章10節に準ずること。</p> <p>(2) 各種作業は、施工計画を作成し、それに基づいて実施すること。</p> <p>(3) 掘削箇所周辺の地山の状態、可燃性ガス・酸欠空気・着じん・有毒ガスの有無及び機械・設備等全般にわたっての点検日を定めるなど、体制を確立したうえで点検整備を行うこと。</p> <p>(4) 非常時に作業員を避難させるため、必要な避難用具を適当な場所に備え、関係作業員に、その備え場所及び使用方法を周知させるとともに、定められた時期に避難及び消火の訓練を行うこと。</p> <p>(5) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。</p>	<p>安衛則155, 151の3, 190 安衛則382, 382の2, 170, 192, 232 安衛則389の10, 389の11 安衛則43, 44, 45 じん肺法7, 8, 9</p>
<p>9. 救護の設備及び避難訓練</p> <p>(1) 坑口には、入坑者の心得、坑内作業状況、その他安全上必要な掲示を行い、作業担当責任者の名札を掲示しそれぞれの作業員数を表示しておくこと。</p> <p>(2) 坑内の危険箇所、要注意箇所等には標識を掲げ、かつ常にこれを点検、整備すること。</p> <p>(3) 非常の場合に対処するため、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急連絡の方法、避難方法等を全作業員に周知させるとともに、規則に定める回数の訓練を行い、記録すること。</p>	<p>安衛則24の5 安衛則389の11, 642, 642の2</p>
<p>10. 警報設備及び構造</p> <p>(1) 切羽崩壊、出水、ガス爆発、火災その他労働災害発生の急迫した危険があるときは、関係作業員にこれをすみやかに知らせ、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に待避させること。</p> <p>(2) 危険を知らせる設備を、次の各号の区分に応じ設け、その設置場所を関係作業員に周知させること。</p> <p>① 坑口から切羽までの距離が100mに達したとき、サイレン、</p>	<p>安衛則389の7, 389の8 安衛則389の9</p>

非常ベルの警報用の設備

② 坑口から切羽までの距離が500mに達したとき、警報設備及び電話機等の通話装置

(3) 警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えておくこと。

安衛則389の9

11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制

浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制については、第16章1節に準じ、必要な措置を講じること。

第2節 仮 設 備

1. 安全通路

(1) 通路は適度な照明を確保し、つまづき、滑り等のないように措置を講じること。また通路の位置を表示するなどして安全に通行できるように維持管理に努めること。

安衛則540, 541

(2) 通路はそれぞれの条件用途に応じた安全な幅員を確保すること。

安衛則205, 540, 541

(3) 通路が軌道や走路等を横断する場合は、監視員を配置するなどの安全上の措置を講じること。

安衛則550

2. 排水処理

坑内の湧水等は坑外へ常時十分に排出できるように設備するとともに、常時良好な作業環境を維持できるように管理に努めること。

安衛則580

3. 機械設備

(1) 第4章、第5章7節10. に準ずること。

(2) 機械設備は、その性能を維持するため点検整備を励行し、不具合を発見したらすみやかに適切な措置を講じること。また、整備等を行う時には、その機械の起動装置に表示板を設置し施錠する等の安全装置を講じること。

(3) 屋外機械設備の据え付けにあたっては、暴風雨時の転倒や多量の降雨に対する対策を講じること。

4. 換気設備

坑内で発生する有害物質の対策として、換気計画を作成し適切な措置を講じること。

安衛則602

5. 圧縮空気設備

圧縮空気設備の管路には、要所に弁、圧力計を設ける等により、管内圧力の確認をするとともに遮断の可能な措置を講じておくこと。

6. 掘削・積込み用機械

- (1) 第4章1節，第4章2節，第7章3節に準ずること。
- (2) 坑内で建設機械を使う場合は特に綿密な作業計画を作成し それに基づいて作業を行うこと。 安衛則155
- (3) 走路の維持管理に努め，安全な制限速度を表示する等，状況に応じた安全な措置を講じること。 安衛則156
- (4) 点検整備を励行し，特に坑内での使用においては照明装置，バックミラー，警鳴装置，ブレーキ等の安全装置に配慮すること。 安衛則167，168，170

7. 荷役運搬機械

荷役運搬機械の使用にあたり，適切な作業計画を作成し，機械の転落の防止，合図の統一と励行，搭乗の制限等に十分に配慮すること。 安衛則151の5，151の6，151の8，151の13，151の14

8. 工所用電気設備

- (1) 第5章10節に準ずること。
- (2) 工所用電気設備では，湿気が多く水気のある場所では特別の配慮をすること。
- (3) 幹線には，必要に応じて系統ごとに遮断器を設け，また負荷設備には感電防止用漏電遮断器を接続すること。
- (4) 移動用電気機器に使用するキャプタイヤケーブルを作業床などに露出して配線する場合は，損傷しないような防護措置を講じること。 安衛則336，337，338
- (5) 照明設備は，作業場所の状況に応じて安全を確保するため十分な照度を確保すること。 安衛則604
- (6) 電気設備の保安管理体制を確立するとともに，停電・感電等の異常事態にそなえ，平素からその処理についての手順を定め，従業員への教育・訓練を実施すること。 安衛則350，36

第3節 作業環境保全

1. 坑内環境の改善

- (1) 坑内作業は，粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため，それらを取り除き，作業員が安全かつ衛生的に作業できるように作業の方法及び機械・設備等の改善に努めること。 安衛則576
- (2) 作業員が休憩の際，容易に坑外に出ることが困難な場合には，次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。 労働省通達
基発第768号
(H12. 12. 26)
 - ① 清浄な空気が室内に送気され，粉じんから作業員が隔離

されていること。

- ② 作業員が作業衣等に付着した粉じんを除去することができる用具が備えられていること。

2. 換 気

- (1) 換気施設は、発破の後ガス・建設機械の排ガス・掘削作業等による発生粉じん等を勘案して、必要な換気能力をもったものとする。
- (2) 計画風量が有効に確保されていることを確認するため、坑内の換気状況及び設備等を点検すること。
- (3) 粉じん対策としての換気に関する事項については、本章第4節3. 換気に準ずること。

安衛則602

安衛則603

3. 粉じん対策

粉じん対策に関する事項については、本章第4節に準ずること。

安衛則582

4. 酸欠・有害ガス対策

酸欠空気又は硫化水素等の有害ガスが発生するおそれがある場合は、換気、発生抑制、ガス抜き等の適切な処置を行うこと。

酸欠則5

5. 騒音・振動対策

- (1) 削岩・せん孔・ずり積み等著しい騒音を発する作業に携わる作業員には、耳栓その他の保護具を着用させること。
- (2) 手持ち式さく岩機、ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用すること。

安衛則595, 596,
597, 598

労働省通達
基発第608号
(S 50. 10. 20)

6. 作業環境測定

炭酸ガス濃度、気温、通気量、可燃性ガス濃度、酸素濃度、硫化水素濃度、粉じん等の作業環境測定を行い、記録すること。

安衛則382の2, 587,
589, 592, 603
酸欠則3

第4節 粉じん対策

1. 施工計画における留意事項

- (1) 坑内（たて坑を除く）で粉じん作業（掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等吹付け等をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。
- (2) 粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要

労働省通達
基発第768号
(H12. 12. 26)

な事項を内容とすること。

2. 粉じん発生源対策

- (1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。
- (2) 発破を行う作業にあつては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、立ち入らないこと。
- (3) 機械による掘削を行う作業にあつては、次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、湿潤な土石又は岩石を掘削する作業にあつては、この限りではない。
 - ① 湿式型の機械装置を設置すること。
 - ② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
- (4) 破碎・粉砕・ふるいわけを行う作業にあつては、次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、水の中で土石又は岩石の破碎、粉砕等を行う作業にあつては、この限りではない。
 - ① 密閉する設備を設置すること。
 - ② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
- (5) ずり積み及びずり運搬を行う作業にあつては、土石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、湿潤な土石の積込み又は運搬を行う作業にあつては、この限りではない。
- (6) コンクリート等の吹付けを行う作業にあつては、次に掲げる措置を講じること。
 - ① 湿式型の吹付け機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。
 - ② 必要に応じ、コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。
 - ③ 吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、作業員に当該作業標準に従って作業させること。
- (7) 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお、レディミクストコンクリート車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転方法に努めること。

労働省通達
基発第768号

(H12. 12. 26)

- (8) 必要に応じ、エアカーテン等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の採用に努めること。
- (9) たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。
- (10) 建設機械等の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。
 - ① 走行路に散水すること。
 - ② 走行路を仮舗装すること。
 - ③ 走行速度を抑制すること。
 - ④ 運搬途中の土石の落下防止のため過積載をしないこと。

3. 換 気

- (1) 換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは 3 mg/m^3 以下とすること。ただし、中小断面のトンネル等のうち、 3 mg/m^3 を達成することが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルとすること。
- (2) 換気装置による換気の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意し、換気を行うこと。
 - ① 換気装置は、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気方式のものを選定すること。
 - ② 送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のことをいう。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のことをいう。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。また、切羽の進行に応じて速やかに風管を延長することが望ましいこと。
 - ③ 換気ファンは、風管の長さ、風管の断面積等を考慮した上で、十分な換気能力を有しているものであること。
 - ④ 送気量及び排気量のバランスが適正であること。
 - ⑤ 粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないように努めること。
 - ⑥ 坑外に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に流入しないこと。
 - ⑦ 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとすること。
- (3) 集じん装置による集じんの実施にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

労働省通達
基発第768号

(H12. 12. 26)

- ① 集じん装置は、トンネル等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。
- ② 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口の位置を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。
- ③ 集じん装置にたい積した粉じんを清掃する場合には、粉じんを発散させないようにすること。
- (4) 換気装置等の管理は、以下の通りとすること。
 - ① 換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた事項について点検を行い、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じること。
 - ② 換気装置等の点検を行ったときは、定められた事項を記録し、これを3年間保存すること。

4. 粉じん濃度等の測定及び評価

- (1) 換気の実施等の効果を確認するため、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた測定方法に従って測定を行うこと。
- (2) 空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。
 - ① 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価は、評価値と粉じん濃度目標レベルとを比較して、評価値が粉じん濃度目標レベルを超えるか否かにより行うこと。
 - ② 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定点における測定値を算術平均して求めること。
- (3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加、作業工程又は作業方法の改善等作業環境を改善するための必要な措置を講じること。
- (4) 空気中の粉じん濃度等の測定及び測定結果の評価を行ったときは、その都度、定められた事項を記録して、これを7年間保存すること。なお、粉じん濃度等の測定結果については、関係作業員が閲覧できるようにしておくことが望ましいこと。

5. 呼吸用保護具

- (1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内の作業に従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作

労働省通達
基発第768号

(H12. 12. 26)

労働省通達
基発第768号

(H12. 12. 26)

業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。

- (2) 呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定めること。また、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備し、当該台帳については、3年間保存することが望ましいこと。
- (3) 呼吸用保護具を使用する際には、作業員に顔面への密着性について確認させること。
- (4) 呼吸用保護具については、同時に就業する作業員の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

6. 教 育

- (1) 坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施すること。
- (2) 坑内の作業に従事する作業員に対し、防じんマスクの適正な使用に関する教育を行うこと。

労働省通達
基発第768号
(H12. 12. 26)

第5節 爆発・火災防止

1. 防火対策

- (1) 第2章8節に準ずること。
- (2) 坑内において、ガス溶接等の火気が生じる作業を行うときは、付近の可燃物を除去する等、火災防止上必要な措置を講じること。
- (3) 火気又はアークを使用する場所について、次の措置を講じること。
 - ① 消火設備の場所及び使用方法の周知
 - ② 作業状況の監視及び異常の場合の措置
 - ③ 作業終了後の安全確認
- (4) 火薬類の一時置場、油置場等の近くで火気を扱ったり、引火性、揮発性、爆発性の物に火気を近づけたりしないこと。

安衛則389の3

安衛則
389の3, 389の4

第6節 避難・救護措置

1. 避難・救護

- (1) 必要に応じて、空気呼吸器、有害ガス等の濃度測定器具、懐中電灯等の携帯照明器具等の機械器具を備えつけ、常時有

安衛則24の2

効にかつ清潔に保持すること。	
(2) 必要に応じて、救護に関する組織、必要な機械器具の点検・整備、訓練等について定めておくこと。	安衛則24の4
(3) 避難通路となるところは、整理・整頓に務め、迅速かつ安全に避難ができるよう常に整備し確保しておくこと。	
(4) 負傷者の手当に必要な救急用具及び器材を備え、その備付け場所及び使用方法を周知させ、常時、清潔に保持すること。	安衛則633, 634
2. 警報設備, 通話装置, 避難用器具	
(1) 落盤, 出水, ガス爆発, 火災その他非常時の場合に備え、通報・警報のため必要に応じて坑内に通話装置, 警報設備を設け、常時有効に保持すること。	安衛則389の9
(2) 非常時の場合に作業員を避難させるため、必要に応じて坑内の適当な箇所に携帯用照明器具, 呼吸用保護器具等を必要数備え、備付け場所と使用方法とを周知させるとともに、常時有効かつ清潔に保持すること。	安衛則389の10
3. 救護及び避難の訓練	安衛則
救護に関する必要な機械器具等の使用方法, 救護処置等についての訓練及び避難と消火のための必要な訓練等を行い、記録すること。	24の3, 389の11
4. 緊急時の対策	安衛則640, 642
(1) 緊急時に備え、標識, 警報, 避難及び消火の方法等について定め、工事関係者に周知させること。また、訓練を実施すること。	
(2) 落盤, 出水等による急迫した危険があるときは、直ちに安全な場所に避難させること。	安衛則389の7
(3) 坑口には、トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時確認できる措置を講じること。	安衛則24の5
(4) 火災が発生したときは、直ちに初期消火に努めるとともに、直ちに警報を発し、連絡通報を行うこと。	

第7節 可燃性ガス対策

1. 事前調査における留意事項	官技発329
(1) 地形, 地質, ボーリング等資料の他, 文献資料, 周辺工事実施記録等を十分検討し, 可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。	(S53. 7. 26)
(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層ならびに背斜, 断層など, ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。	

- (3) 前項の目的を達成するために必要な箇所において、トンネル計画線以下の相当な深さまでボーリング調査を行うものとし、ガスの存在が認められた場合はエヤーリフト、吸引等を実施してガスの誘導をはかり湧出状況（位置、湧出量）を的確に把握すること。

2. 工事中の調査・観察

- (1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を掘削する場合には、地質構造の変化を的確に把握し、可燃性ガスの予知に役立てるため、毎日切羽の地質状況を観察し、可燃性ガスの有無を調査し記録すること。
- (2) 坑内に可燃性ガスが検知され、ガスの発生の可能性がある場合には、先進ボーリングを実施し、地質構造とガスの状況を調査すること。なお、この際のガスの状況の調査は調査を行う深さ、方法を定めて実施すること。
- (3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、中震以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたとき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。
- (4) 可燃性ガスの測定は、切羽、坑口（排気立坑を含む）など、可燃性ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について実施すること。

官技発329

(S 53. 7. 26)

安衛則382の2

安衛則382の2

3. 施工計画における留意事項

- (1) 可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、引火による爆発・火災防止計画及び避難・救護等の措置を検討したうえで施工計画を立案すること。
- (2) 日々の計測の結果により、施工計画の変更の必要が生じた場合には、速やかに変更を行うこと。
- (3) 可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業内規を定め、施工計画書に記載すること。

官技発329

(S 53. 7. 26)

4. 可燃性ガスの処理

- (1) ガス湧出の可能性の高い場合は、先進せん孔又はボーリングを行い、ガスの湧出の予知と突出の防止を行うこと。
- (2) 先進せん孔等の長さ、配置等は切羽の大きさ、地質状況により定め、トンネル掘削は一定の厚さの先進せん孔済地山を残しながら行うこと。
- (3) 多量の可燃性ガスが貯蓄されていると予測される場合は、地表からのガス抜き大口径ボーリングの実施等について検討すること。

官技発329

(S 53. 7. 26)

安衛則389の2

5. 換 気

- (1) 換気は可燃性ガスの濃度を爆発下限界の値の30%未満とするため、可燃性ガスの有効な稀釈、拡散ができるような風量の確保及び風管の配置を行うとともに必要に応じてローカルファンの設置あるいは坑内風速を一定に保つなどの対策を講じること。
- (2) 換気は連続して行い、特別の理由のある場合以外は止めないこと。
- (3) 覆工型枠部など可燃性ガスの滞留が生じやすい箇所の換気に特に留意すること。
- (4) 換気に用いる風路は漏風の少ない材料及び系統とすること。また、有効な換気を行うため必要に応じて立坑等の設置を検討すること。
- (5) ガス湧出の可能性の高い場合は換気設備、排水設備、照明設備など保安設備には予備電源を備えること。
- (6) 換気の様子は定期的に測定し、その結果は記録保存すること。

(S 53. 7. 26)

安衛則389の9

6. 警 報 装 置

- (1) ガス爆発等の非常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知させること。
 - ① 出入口から切羽までの距離が100mに達したときサイレン・非常ベル等の警報装置
 - ② 出入口から切羽までの距離が500mに達したとき警報設備及び電話機等の通話装置
- (2) 坑内に可燃性ガスが常時検知される場合には、切羽及び坑内の必要な場所及び間隔で定置式可燃性ガス自動警報器を設置し、定置式可燃性ガス自動警報器の指示が爆発下限界値の30%を越えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けること。
- (3) 警報装置及び通話装置は、常に有効に作動するよう保持しておくこと。

官技発329

(S 53. 7. 26)

安衛則389の9

安衛則382の3

安衛則389の9

7. 火 源 対 策

- (1) 可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は、使用する電気設備機器は防爆構造のものを使用すること。
- (2) やむを得ず坑内で溶接、切断、その他火花あるいは火焰を発生する作業を行う場合は、十分安全が確保される濃度において、責任ある監督者の管理のもとにおいてのみ行うこと。
- (3) 可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなど発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示すること。

官技発329

(S 53. 7. 26)

安衛則389, 389の4

(4) 爆薬を使用する場合は、使用する爆薬及び爆破方法について検討すること。

8. 緊急の措置

(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めるときは、直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。

(2) 通気換気を行っても、可燃性ガスの濃度が爆発下限界以下に下らない場合には、工事を一時中止し換気設備を再検討すること。

9. 避難用器具

(1) 自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携行させること。

(2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を備えること。

10. 教育及び救護の措置

非常時における連絡、避難要領を定め、作業員に周知させるとともに、避難訓練を定められた回数実施し、記録すること。また、災害時における救護組織を設置すること。

第8節 掘削工

1. 坑口掘削

斜面崩壊、偏土圧、地表沈下等について考慮し、適切な補助工法を用いる等、安全な対策を講じること。

2. 坑内掘削

(1) 毎作業日と中震以上の地震の後及び発破後に、それぞれ浮石や亀裂、湧水等の状況を点検させること。

(2) 浮石落としや支保工の補修及び削岩・せん孔等の作業が行われている所には関係者以外の立入りを禁止すること。

(3) 逆巻工法の場合、抜き掘りの順序は左右千鳥で行うことを原則とし、アーチコンクリートの沈下等の危害防止を図ること。

(4) せん孔は、あらかじめ定めたせん孔位置に従って、位置・方向、深さについて正確に行うこと。この時、前回の発破孔の孔尻を利用してせん孔しないこと。

3. 発破

第7章5節に準ずること。

官技発329
(S 53. 7. 26)
安衛則389の8

官技発329
(S 53. 7. 26)
安衛則389の10
安衛則389の10

官技発329
(S 53. 7. 26)

安衛則385

安衛則385

安衛則386

火取則53の6

第9節 運搬工

1. ずり積作業

- (1) 発破後、ずり積作業を開始する前に、切羽の異常の有無を確認するとともに、不発の火薬類の有無についても十分注意してから作業にとりかかること。
- (2) ずり運搬車両に積込むときは、偏荷重、過積載、運搬途中の落下などがないように行うこと、また、運転者の視界を妨げないようにすること。
- (3) 作業場所付近は、ずり運搬車両の後進運転も含め、適正な照明を行うほか、安全作業に支障のないようにすること。

安衛則320
火取則56

安衛則151の10

2. 車輪式車両によるずり運搬作業

- (1) 第6章2節に準ずること。
- (2) ずり運搬作業を行うときは、あらかじめ、施工計画を作成し、計画に従って作業指揮者が指揮すること。また、必要な場合には安全運転管理者を定めること。
- (3) 走路は、環境、状況等に応じて制限速度を定めるとともに、必要な視界を保持し、排水、不陸整正等良好な走路の維持に努めること。
- (4) 坑口に車両限界、建築限界の設備、表示等を設けること。

安衛則
151の3, 151の4

安衛則
156, 157, 387

3. 機関車によるずり運搬作業

- (1) 第6章5節に準ずること。
- (2) バッテリー機関車によりけん引する鋼車の編成車両数等は、軌道の勾配、状態等を勘案して定め、安全な制動距離を確保する。
- (3) 後押し運転を行うときに、作業員の出入りがある場合には転落するおそれのない囲等に乗せた誘導員を配置し、先頭車両に前照灯を備え、かつ、誘導員と運転者との連絡警報器機を備えること。

安衛則224, 225

4. 軌道設備

- (1) 第6章5節に準ずること。
- (2) トンネル内の軌道では、片側の車両と側壁の間に0.6m以上の間隔を確保すること。これが困難な場合には、運行中の車両の進行方向に立入禁止の措置を講じるか、退避所を設置すること。
- (3) ずりの運搬にシャトルカーを使用する場合は、軌道の曲線部分を無理なく安全に通過できるような車長のものにし、本体車幅からの突出部がないようにすること。なお、積み込み施設のコンベヤ部には、非常停止装置、巻込まれ防護設備を

安衛則205

設けておくこと。

第10節 支 保 工

1. 一般的事項

- (1) 支保工は、地質、地層、湧水、亀裂、浮石の状態並びに掘削の方法に応じた堅固なものであること。 安衛則391
- (2) 地山の弛みを少なくするため、掘削後ただちに吹付けしすみやかに支保工の施工を行うこと。
- (3) 点検者を定め、毎作業日及び中震以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修すること。 安衛則396
- (4) 坑口及び必要な部分にはやらずを設けること。 安衛則394

2. 鋼アーチ支保工

- (1) トンネル支保工は、標準図に従って、同一平面内に建込み、脚部には沈下防止用に皿板等を用いること。 安衛則392, 393
- (2) 建込み間隔は1.5m以下とし、支保工間は継ぎボルト等を用いて強固に連結すること。 安衛則394
- (3) 支保工を建込む時には、落盤・肌落ちの点検、浮石の除去、当り取り等を行った後、落石等に注意しながら作業し、必要により監視員を配置すること。 安衛則384
- (4) 鋼アーチ支保工にあってはアーチ作用を十分に発揮させるため、地山とのすきまをくさび等で当りをつけ行うこと。 安衛則394
- (5) 鋼アーチ支保工間は、継ぎボルト及び継ぎばり等を用いて強固に連結する。 安衛則394

3. 吹付コンクリート

- (1) 支保土としての十分な強度を確保するため、示方配合に基づき、吹付材料、練り混ぜ方法、吹付機械、吹付方法等、現場の状況に合わせた施工方法を決定すること。
- (2) 地層がルーズな場合や、湧水のある場合等、予想外の条件にも効果を発揮するような対策を考慮すること。
- (3) 切羽の自立時間が短く、肌落ちが著しいとき又は土圧があるとき等、状況に応じて補助工法も含めた対策を講じること。

4. ロックボルト

- (1) 吹付コンクリート完了後、すみやかにロックボルトを打設すること。
- (2) 効果を十分に発揮させるため、地質に応じたボルトを選定し、せん孔時は、位置、方向、深さ等について正しく施工すること。

- (3) せん孔後、孔内のくり粉を除去し、地山とロックボルトが十分に付着するように努めること。
- (4) ボルトは、ベアリングプレートを介して、緩みのないように十分締付けること。

5. その他支保工

使用する矢板等は、地質、土圧等必要に応じた強度を有し、著しい損傷、腐食等の欠点のないものであること。

6. 計測管理

安全に掘削するため、施工方法に応じて内空変位及び地山の挙動等の計測を行い、計測の結果に基づいて必要に応じて安全な工法への変更を活用を図ること。

安衛則390

第11節 覆 工

1. 型わく一般

- (1) 型わく支保工の構造は、施工条件に適合し、打込時のコンクリートの圧力に十分耐えられるものとする。
- (2) 型わく支保工は、通過する重機・車両等に対して安全上必要な空間を有し、堅固な足場を有するものであること。

2. 型わくの組立、解体

- (1) 型わくのケレン、塗油作業においては、滑落を防止するため、適切な設備を設けること。
- (2) 組立・解体の作業については、部材類の落下、転倒防止の措置を講じ、また、上下同時に作業を行わないようにし、必要に応じて監視員を配置すること。
- (3) 型わくは、打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取りはずさないこと。

3. コンクリートの打設

- (1) 吹上げ方式による場合は、過圧送による型わくの変形を防止するため、十分な監視の措置を講じること。
- (2) 空気圧送機を使用する場合は、圧送終了時に残留空気のないことを確認すること。また、前面の作業員を待避させた後、ジョイントを外すこと。
- (3) コンクリート圧送管が閉塞した場合は、圧送空気を減圧し、吹き出さないような処置をとってから掃除をすること。
- (4) コンクリートの打上がりは、適度な速度で、かつ偏圧がかからないよう左右対象に、できるだけ水平に打込むこと。

4. 裏込注入

過大な注入圧により、覆工コンクリートの破壊等が発生しないよう、注入圧をあらかじめ設定すること。

安衛則398

第16章 シールド・推進工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、シールド工事，立坑工事，推進工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1.2に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

シールド工法，推進工法を安全に実施するために必要な資料を得るため，下記の調査を行い，その結果を記録・保存すること。

- ① 地形及び土質調査（地盤変形，沈下等）
- ② 環境保全，有害ガスによる危険防止，爆発・火災防止等のための調査（地下水，酸欠空気及びメタンガス等，有害ガスの有無，薬液注入による影響等）
- ③ 地下障害物（建物，橋梁の基礎杭，地下埋設占用物件等）の形状，材質並びに周辺の地盤状況

5. 粉じんに関する留意事項

粉じんの発生のおそれのある工法を採用の場合は，第15章1節6.(3)，8.(3)(5)，第3節1.(2)及び第4節に準ずること。

6. 可燃性ガスに関する留意事項

可燃性ガスの発生するおそれのある工事等については，本章の他に，第15章6節に準ずること。

7. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

8. 施工計画における留意事項

- (1) 土質及び地下水位の調査に基づいて，工法及び薬液注入等の補助工法の計画をたて，確実に実施すること。
- (2) 埋設物の処理及び地下障害物の処理に関し，周辺地盤のゆるみ等による陥没を生じさせないよう特に振動が少ない工法の選定を行うこと。

9. シールド，推進工事における現場管理

- (1) 第1章4節，第2章10節，第15章1節8に準ずること。
- (2) シールド工事において圧気工法を選択したときは，第10章2節圧気工事に準ずること。

安衛則379

安衛則380

- (3) シールド工事・推進工事のうち、軌道設備に関する項目は第6章5節を参照のこと。
- (4) 立坑等が道路占用する場合は、第13章2節に準じて、適切な措置を講じること。
- (5) 掘進中は、周辺の地表面、隣接構造物、埋設物に変状・支障を与えないよう、定期的に観測を行うとともに必要に応じて適切な対策を講じること。
- (6) 特に圧気工法でシールド工事を行うときは、地盤状況又は地下障害物周辺から漏気させないように坑内気圧、地表面の状況把握、漏気の状態等について十分管理すること。

10. 防火対策及び救護措置

防火対策及び救護措置については、第2章8節、第15章4節、第15章5節に準じ、必要な措置を講じること。

11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制

- (1) 河川等の氾濫により、工事区域が浸水するおそれのあるときは、上流河川等の出水状況、仮締切の状況等を常に監視し、緊急時の連絡体制に基づき情報連絡するとともに、危険な状況が予想される場合は、速やかに通報責任者に通報すること。通報を受けた場合は、直ちに作業員を避難させるとともに、隣接する他の工事とも情報交換を行い、工事の安全を確保すること。
- (2) 専用電話回線、非常通報機器等、通報用の有線・無線機を整備しておくこと。
- (3) 迅速、かつ、適切な通報要領を策定しておき、定期的な通報訓練を実施すること。
- (4) あらかじめ事故の発生日時・場所・程度・危険性の有無・現場付近の状況等の通報項目を明確にしておくとともに、通報の順序を明確にしておくこと。

第2節 仮設備

1. 共通事項

- (1) 電力設備については、第5章8節に準じること。
- (2) 圧気設備については、第10章3節に準じること。

2. 材料搬出入、掘削土運搬設備等

- (1) 材料搬出入設備については、第4章5節に準じること。
- (2) クレーン等の足場基礎は十分堅固にしておくこと。
- (3) 軌道設備、ベルトコンベヤにより掘削土を搬出する場合は、

第6章4節及び5節に準じること。

- (4) 掘削土をポンプ圧送するときは、圧送管の固定を十分にするとともに、磨耗による破損に対して点検整備に心がけること。

3. 通路の安全確保

- (1) 材料搬出入に支障のない安全な通路を確保すること。また、通路板はすきまが無いように留意すること。
- (2) 立坑の周囲には、墜落を防止するために適切な防護設備を設けること。また、関係者以外の立入りを禁止する適切な処置を講じること。
- (3) 立坑空間を有効に利用して、安全な昇降設備を設置すること。

安衛則540

安衛則519

安衛則526, 552

4. 環境対策

- (1) 泥水及び搬出土砂設備は、騒音・振動に十分留意した設備とすること。
- (2) 坑内の作業空間に応じた十分な換気設備を設けること。

5. 排水設備

地形、地質、地下水等の状況を考慮し余裕のある排水設備を設けること。

第3節 立坑工事

1. 埋設物処理

立坑施工にあたっては埋設物の移設を原則とするが、やむを得ず既設の埋設物が立坑空間内に残される場合には、その埋設物に対し十分な対策を講じること。

2. 材料搬出入作業

- (1) 立坑内の上下運搬作業においては、合図及び合図の方法を明瞭に定め、荷降ろし時には、下部の作業員は安全な場所に避難すること。また、警報等により周囲の作業員に注意を促す等の対策を講じ、吊り荷の下への立入りを禁止すること。
- (2) 立坑上部での作業には墜落防止の措置を講じること。
- (3) 立坑内運搬作業に用いる材料搬出入設備には、その運転をする者及び玉掛けをする者が見やすい位置に定格荷重を明確に表示すること。

安衛則639

安衛則519

クレーン則24の2

3. 浸水対策

立坑の周囲には、周辺の地形等を考慮した雨水等の流入防止策を講じること。

安衛法20, 21

第4節 シールド工事

1. 機械組立解体

- (1) シールドの構成各部の重量及び装備重量を明確に把握し、輸送及び立坑内組立作業が安全かつ迅速に行えるよう検討すること。
- (2) シールドの組み立て及び解体作業にあたっては、以下の事項に留意して、安全に対して十分な配慮を行うこと。
 - ① 爆発，火災事故防止
 - ② 感電事故防止
 - ③ 換気
 - ④ クレーン作業，玉掛け作業による事故防止

安衛法20, 21

2. 発進及び到達時の留意事項

地下水位が高い場合における発進立坑の地中連続壁の取りこわし作業では、異常出水及び崩壊に注意すること。

安衛法21, 26

3. 掘進管理

- (1) 掘進作業中には、地表面の隆起や沈下に注意し、切羽の安定を損なわないよう、掘進と排土量の管理を行うこと。
- (2) シールドの推進機械等シールド機械の運転には、専任者を定めること。
- (3) 軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には切羽に監視員をおくとともに作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。
- (4) コントロール室，事務所，坑口及び，坑外設備管理室には通信設備を設けること。
- (5) 先掘りは原則として行わないこと。

安衛法20, 21, 26

4. セグメント組み立て

- (1) セグメントは重量があり，また足場も悪いので，十分注意して作業を行うこと。
- (2) セグメントの組み立ては，シールドの推進後，すみやかにかつ正確，堅固に組立てること。特にシール材やボルト等は所定の強度のものを使用すること。

5. 裏込め注入

- (1) 地山のゆるみと沈下を防止するため，直ちに裏込め注入を行うこと。
- (2) 裏込め注入に際しては，材料の選択，施工管理に十分に注意をはらうこと。

6. 二次覆エコンクリート

二次覆エコンクリートについては，第15章10節に準じること。

第5節 推進工事

1. 管 材

推進用管材は、その使用目的に十分耐え得る強度を有するものを使用すること。

2. 推 進 台

推進台は、立坑の基礎コンクリートの上に、正確かつ堅固に据え付けること。

3. 推 進 管 理

- (1) 第16章4節3に準ずること。
- (2) ジャッキは、推進管に対して均等な推力を与えるよう、伸長軸と管の推進方向とを一致させて据え付けること。
- (3) 刃口推進工法では、刃口の破損、変形の有無を確かめ、推進管の先端に正しく取り付けること。
- (4) 掘進作業は、地山の土質及び推進距離に応じ、切羽の安定、推進管、支圧壁等の保護を図り、管の蛇行がないように施工すること。

4. 掘削土の搬出

掘削土の搬出にあたっては、作業員の安全を確保し、かつ円滑な搬出ができるように計画すること。

5. 滑 材 注 入

滑材の注入は、掘進に最も適した滑材を用い適切な注入圧で全周に行きわたるよう注入すること。

6. 裏込め注入

裏込め注入は、掘進到達後早い時期に、適切な配合及び注入圧で注入すること。

安衛法20

第17章 河川及び海岸工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、水辺、水上、水中等での作業、作業船、台船作業等に適用する。道路工事、橋梁下部工事等で上記の作業環境、作業方法で行う場合は本章に準ずること。

2. 工事内容の把握

- (1) 第5章1節1.2に準ずること。
- (2) 河川及び海岸工事は、陸上の一般工事と異なり、特有な種々の制約があり、しかも、そのすべての条件を満足させなければ工事の目的を達成することが難しい。このことを十分認識して工事内容を把握すること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

河川及び海岸工事を安全に実施するため、次の事項について調査を行い、施工方法の決定に役立たせること。

- ① 上流域の降雨量と水位、流量の状況及びダムの状況
- ② 水深、地形、地質状況
- ③ 海象・気象の地域特性
- ④ 水上・海上交通路、航路、作業区域の交通実態
- ⑤ 沈船等の障害物の有無
- ⑥ 通信ケーブル、電カケーブル、ガス管、水道管等の埋設物の有無
- ⑦ 架空線、架橋の高さ、及び付近の施設の状況
- ⑧ 魚礁及び漁業施設、定置錨等の有無
- ⑨ 漁業権、鉤業権の実態
- ⑩ 発生のおそれのある公害の内容
- ⑪ 資材、人員等の輸送に関する現況、能力
- ⑫ 避泊地、仮泊地の安全
- ⑬ 関係監督官庁、医療、防災機関などとの協議その他必要事項

5. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

安衛則638の3

6. 施工計画における留意事項

- (1) 仮設締切工を設置する場合は、その設計限界が現場において認識できるような構造等を考慮すること。
- (2) 構造限界について、工事関係者に周知するとともに、非常時の避難体制等の方法を定めておくこと。
- (3) 使用する船舶及び機械器具等は、作業区域の状況及び自然条件に見合った適正能力を有するものであること。

安衛則642の3

7. 現場管理

- (1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。
- (2) 河川又は海岸工事においては、出水、暴風雨、波浪等の対策をたてるとともに、水位、潮位の観測を日頃から実施し、工事を行うこと。
- (3) 出水、暴風雨、波浪等の際には、避難又は公衆災害防止の処置を講じること。
- (4) 避難場所、方法、設備等はあらかじめ検討し、準備しておくこと。
- (5) 救命具（救命胴衣、救命ブイ）、ロープ等を適当な場所に備えさせること。また、必要と思われる箇所には、救命艇を配置すること。
- (6) 水中作業では、単独作業をさせず、監視員をおくこと。
- (7) 夜間作業では、特に照明に注意し、必要に応じ監視員を増すこと。また、作業指揮者は、常に懐中電灯を携帯すること。

安衛法20

安衛法25

安衛法23

安衛則532

安衛法21

安衛法23

第2節 水辺及び水上作業

1. 仮締切工

- (1) 第5章3節に準ずること。
- (2) 火打梁を用いた構造とする締切の場合は、特に滑りが起こらないようにし、常に点検を怠らないこと。

2. 堤防等の維持修繕

- (1) 堤防等の維持修繕等を行う際には、水位、流速及び堤内外の状況等の確認を行ったうえで、作業をすること。
- (2) 草刈り作業では、堤防の勾配、使用する機械の能力、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等確認すること。

3. 安全注意等

- (1) 河川を歩いて横切るときは、あらかじめ、安全な渡河地点を選び、必要に応じて救命具又は命綱を着用させ、特に監視を厳重にすること。
- (2) 船を使用するときは、定員を超えた乗船、又は定量以上の

安衛則531

積荷をさせないこと。また、浮袋その他の救命具を備えること。

- (3) 船を止めておくときは、いかりをおろすか又はロープでつないでおくこと。
- (4) 船の荷の積みおろしをするときは、船倉、甲板、栈橋及び船と栈橋の間等の通路を整備しておくこと。
- (5) 水中への転落のおそれのあるときは、作業用救命衣を着用させること。

安衛則551

4. 非常時の対策

- (1) 鉄砲水が起こるおそれのある河川では、特に出水に対しての避難対策を講じておくこと。
- (2) 非常時に備えて、水防資材や警報装置の準備をしておくこと。
- (3) 上流側にダム等のある河川工事では、ダムの放流等に対する対策を講じておくこと。

第3節 潜水作業

1. 送気設備

- (1) 予想される潜水深度に対して十分な送気設備を準備すること。
- (2) 手押しポンプでは、潜水深度に応じて、テコを押す速度を変えること。
- (3) コンプレッサーを使う場合は、予備空気槽の空気圧力が十分であり、コンプレッサーが完全に作動していること。また、監視員は流量計でその水深の圧力下における規定の送気量を確保すること。
- (4) 潜水用器材、ポンプ、コンプレッサー等は、十分安全な場所に設置し、付近で発破作業を行うことがあるときは堅固な防護設備を設けること。

高圧則8

高圧則28

高圧則8, 9, 28

2. 救急設備

救急処置を行うために必要な再圧室を備えるか、又は利用できるような措置を講じること。

高圧則42

3. 潜水方法

- (1) 作業の内容、作業環境、潜水時間等に最も適した潜水種別を選択すること。
- (2) 潜降、浮上は、底に固定した下り綱を伝わって行うこと。

高圧則33

高圧則37

4. 連絡方法

ヘルメット又はマスク式潜水器を使うときは、潜水土は水中

電話又は腰につけた信号索で連絡員と常に連絡をとること。

5. 監視

- (1) 潜水作業中は、同作業船上に所定の標識を掲げるほか、現場付近を示す標識を掲げ、専任の監視員を配置すること。
- (2) 潜水士2人以下ごとに1人の連絡員を付けること。

海衝法27

高圧則36

6. 吹き上げ防止

- (1) 身体を横にするときは、排気弁により排気量を調節して、服を膨らませないようにすること。
- (2) 排気弁や安全弁の作動を確認すること。
- (3) 潜水士を引きずらないよう、船をしっかりと止めておくこと。

7. 窒素酔い防止

- (1) 深海で作業をする場合は、訓練によって窒素酔いに対する抵抗力をつけること。
- (2) 潜水器内に炭酸ガスの蓄積が起らないよう、送気を十分にすること。
- (3) 呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使う場合は、潜水作業員に異常がないか監視すること。

高圧則28

高圧則29

8. 炭酸ガス等による中毒防止

- (1) ヘルメット式又はマスク式潜水器では、水深にかかわらず常に規定の送気量以上の空気が潜水士に送れるように監視すること。
- (2) 送気用ポンプの空気取入口は、エンジンの排気その他有害ガスの入らないよう、風向きを考慮して設けること。
- (3) 送風する空気は、必ず浄化装置を通したものとすること。

高圧則9

9. 酸素中毒防止

- (1) 潜水には純酸素を使用しないこと。
- (2) 高気圧下の滞在時間は、規定を厳守すること。
- (3) ヘリウム酸素潜水では、深度に応じて酸素混合比を常に変えること。

高圧則35

10. 確認、点検事項

- (1) 潜水士免許を有する者に作業させること。
- (2) 潜水する前に逆止弁、排気弁等が確実に作動することを確認すること。

高圧則12

高圧則34

第4節 作業船及び台船作業

1. 人員の水上輸送

- (1) 船舶職員として資格を有する海技従事者を乗り組ませること。

船職法18

- (2) 予想される輸送人員，気象，海象，その他の条件に対して余裕のある大きさで，十分な強度を有し，最大潮流の速さよりも速い速度，安全性のある通船を選定すること。
- (3) 通船に必要な救命浮環，その他の施設及び属具を備えること。
- (4) 乗船者心得を船内の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 船長は，輸送人員数が多い場合でも，定員を守ること。
- (6) その他の航海に関する法規を遵守し，安全に運航すること。

安衛則531

2. 運航・回航・曳航作業

- (1) 作業船等を自航又は曳航により運航，回航するときは，当該作業船等の安全を確保することは勿論のこと，付近の一般船舶又は漁業施設等に対する危険防止に留意すること。
- (2) 回航，曳航作業にあたっては，法規に定められた形象物，灯火，航法及び信号等を守り，適切な操船，厳格な見張りを励行し，安全に運航すること。
- (3) 曳航は昼間行うことを原則とし，潮流が逆流の時間帯は潮待ちをし，順流，憩流時に通過するよう計画すること。
- (4) 航程が長いときは，あらかじめ仮泊地を定めるとともに，避難港を準備しておくこと。
- (5) 緊急事態発生時の措置・要領を定めておくこと。

海衝法20, 24

3. 出入港・係留作業

- (1) 出入港時には法定の信号旗を掲揚すること。
- (2) 出港船があるときは，同船の出港を優先させること。
- (3) 作業を開始する前に，揚錨機の作動状態，索具類を点検すること。
- (4) 投錨前に，錨鎖庫内及び錨又は錨鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認すること。
- (5) 係留作業従事者には，保護具，作業用救命衣，その他必要な保護具を使用させること。
- (6) 揚錨機等の作動又は錨鎖，索具の走行を人力で調整する従事者の服装は，袖口，上衣のすそ等を締め付けるなどして，巻き込まれるおそれのないようにすること。

港則法18の3, 15

船安衛則56

4. 荷役作業

- (1) 貨物船に装備された揚貨装置，非自航クレーン船のクレーン，岸壁・栈橋・海上足場上に設置したクレーン又は作業船及び台船に搭載した移動式クレーン等の運転の業務は，有資格者以外の者に行わせないこと。
- (2) 貨物船の荷役作業を行う場合は，船内荷役作業主任者を配置すること。
- (3) 船舶に装備した揚貨装置等及びクレーン船は，風浪による

船安衛則28

クレーン則68

安衛則41

安衛則450

船体動揺のため、吊り荷に動荷重が作用するので、能力に十分余裕のあるものを選定し使用すること。

- (4) 岸壁・栈橋・海上作業足場等に設置するクレーン等は、十分な能力があり、かつ検査に合格したものを選定し使用すること。
- (5) 港湾荷役作業を行うときは、当該作業を安全に行うため、必要な照度を保持すること。

安衛則454

5. 舷外作業

- (1) 舷外作業の作業員は、安全带又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。
- (2) 安全な昇降用具を使用し、付近には救命浮環等を用意しておくこと。
- (3) 監視員は、適当な場所に配置し、舷外の作業員との連絡を行うこと。
- (4) 次の場合には、舷外作業を中止すること。
 - ① 船体が動揺又は風速が著しく大きい場合
 - ② 強風、大雨、大雪等の悪天候で危険のおそれのある場合

船安衛則16, 52

船安衛則52

船安衛則52

船安衛則51

6. 浚渫・掘削作業

- (1) 浚渫船の操船、浚渫作業及び準備作業、船体の点検整備は船長の直接の指揮により行い、安全で確実な作業を行うこと。
- (2) あらかじめ作業場所付近の調査を行い、避泊地及び非常用係船設備を準備しておくこと。
- (3) 試運転は、あらかじめ機械装置の状態を確認し、可動部の給油等を完了してから、警報、船内放送等で周知したのち行うこと。特にグラブの旋回範囲内の退避を確認すること。
- (4) 浚渫作業中の通行船舶に対しては、作業員は十分な注意を払い、他の船舶の安全を図ること。
- (5) 修理又は準備中に作業員の交代を行うときは、作業計画の説明、段取り及び進行状況、作業中の監視の要点、送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代者全員に徹底すること。
- (6) 作業のため電路の開閉を行う場合には、受電設備側と電話その他により確実に連絡し、作業員側の了解のもとに操作を行うこと。
- (7) 高圧ケーブル埋設箇所又は高圧受電設備箇所には、危険区域の標示（埋設ケーブルの位置は明確に標示する）及び保護柵等を設け、埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。
- (8) 作業のため、連絡用電話の架線を高圧架空線路に添架する場合は、引込口に必ず保安器を設置すること。
- (9) 操船に要する諸設備の他に、非常用設備、備品として下記のものを用意しておくこと。

- ① 発電機（ウインチモータが使用できる容量を有するもの）
- ② 排水ポンプ
- ③ 救命浮環，又は救命胴衣
- ④ 非常用錨（船体に応じた重量）
- ⑤ 非常用けい船ロープ（船体に応じた寸法のもの）
- ⑥ 信号旗，簡易無線機

7. 埋立作業

- (1) ポンプ船から埋立用材を埋立地に排送するときには，ポンプ船及び埋立地の責任者等は連絡を密にし，あらかじめ放水口付近の作業員の退避を確かめてから排送を始めること。
- (2) 巡回，切替えバルブ操作等の作業に従事する者は，トランシーバー，警笛，携帯灯火及び作業用具を携行すること。また，夜間，荒天時には必ず2名以上の構成で行動すること。

8. 地盤改良作業

- (1) 作業船は杭の長さ，数量，作業船の能力を検討して選定すること。
- (2) 敷砂区域を浮標灯などで明示し，敷砂作業中は潜水士や他船等の立入りを禁止すること。
- (3) 作業中は，機械の振動，異常音，ボルトのゆるみ，資材の歯止めの状態等に随時留意すること。
- (4) 高所作業，及び動揺時の作業では安全帯を使用すること。
- (5) 作業船の積荷，可動物，ブーム等は，船体の動揺により移動しないようにくさび等で歯止めを行い，ロープ類で固定する。
- (6) 打込みが終了し，次の地点へ作業船を移動するときは，ケーシングやフロットが完全に海底から離れて引き上げられたことを確認すること。

9. 杭打作業

- (1) 杭打船は，杭の寸法，重量，数量，打込み地盤の地質，水深，を検討して選定すること。
- (2) 作業打合せ等では，作業方法及び内容，合図，連絡方法を打合せ，その徹底を図ること。また，安全標識の掲示，危険箇所に対する柵，その他の立入禁止設備を設けること。
- (3) 杭打船は所定の場所に確実に係留し，アンカーロープ等が他の船舶の障害とならないように標識等を掲げること。
- (4) 近接した埋設ガス管，地中電線等は，管理者側の立会者と位置の確認を行うこと。
- (5) 杭運搬船上の杭は，移動，荷崩れを防止するために固定すること。
- (6) 気象・海象が悪化し，杭打作業が困難になった場合は，作

安衛則189

安衛則194

業責任者は作業を中止すること。

10. 水中発破作業

- (1) 発破予定日、発破時間帯、及び危険水域などは、水路通報、航行警報、港長公示等により、事前に広報を行うこと。
- (2) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に発破開始の警戒標識を掲げ、危険水域から潜水作業員、漁船、遊泳者及び船舶を早期に退去させること。
- (3) 火薬類積載船には、見やすい場所に昼間は赤旗、夜間は赤灯を掲げること。
- (4) 船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居住室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役しないこと。

危船則5の7

危船則22の11, 30

11. コンクリート打設作業

- (1) コンクリートプラント船、モルタルプラント船等は、常に良好な状態に整備しておくこと。
- (2) ミキサー車を台船で運搬するときは、堅固な積載用足場を設置し、ミキサー車にはブレーキをかけ、歯止めを行うこと。
- (3) 運搬船は、積載量に余裕のあるものを用い、投入時の船体傾斜等による事故防止を図ること。
- (4) 打設中は気象・海象の変化の把握に努め、水中への打設方法の作業限界との対比を行い、安全性を確認すること。
- (5) 突風又は高波の発生により型わく支保工に異常が認められたときには、直ちに作業を中止すること。

安衛則244

第18章 ダム工事

第1節 一般事項

1. 工事内容

第5章1節1.2.に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 地形、地質、河川・渓谷の流況、気象、動植物、水質等を調査すること。
- (2) 資材、人員などの輸送に関する現況、能力及び周辺環境等を調査すること。
- (3) 動力、電源などを調査すること。
- (4) 仮建物、仮設備などを設ける場所の地形、地質、気象条件等を調査すること。また仮建物、仮設備などを設ける場所の用地、用水の取得の難易度を調査すること。
- (5) 工事現場と隣接集落との位置関係、距離、交通、通信関係、騒音、振動等を調査すること。
- (6) 警察、医療、防災機関などの位置を確認すること。
- (7) 人家連担区域の通勤車や連絡車の通交は、独自の走行速度やその他ルールを定めるなどして、交通事故防止を図ること。
- (8) その他防災上に必要な事項を調査すること。

安衛則355

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における一般的留意事項

- (1) 原石採取の計画は、盛立工程、アプローチ道路、運搬道路、ベンチ高、採取方向、周辺の保安距離などを十分検討したうえで、安全に施工できる工法及び機種を選定すること。
- (2) 現場内の施設間は、相互に確実な連絡体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすいところ及び現場が常に移動するところについては、トランシーバー等を用い、緊急連絡網を常時確保しておくこと。
- (3) 現場全体に周知徹底が図れるようにスピーカー、サイレン等の装置を常備すること。また、商用電源が切断された場合でも機能するように、補助電源を確保すること。
- (4) 一般道及び工事用道路等の必要な箇所には、監視員等を配

安衛法29の2

安衛則399,400

安衛則642

置すること。

- (5) フィルタイプダムやRCD工法のダムなどの場合は、重機が輻輳することから、誘導員は適切に配置すること。

6. コンクリートダム工事の留意事項

- (1) 地形が極端に急峻な場所でコンクリート混合設備や運搬設備などを配置する際は、セメント、骨材の運搬距離、設備の組立て解体の難易等を総合的に考慮し、安全施工に配慮した配置とすること。
- (2) 型わくは、著しい損傷、変形等がないものを使用し、安全に組立・解体が可能な構造とすること。

安衛則239

7. フィルタイプダム工事の留意事項

- (1) フィルタイプダムの盛立材の運搬道路は、ダンプトラックの機種選定に併せて、一方通行方式か離合方式かを定めた上で、適切な曲線半径、縦断勾配、幅員、路面状態を決めること。
- (2) 道路幅員は、使用機種の車幅と運転者の離合時の感覚を参考として十分安全な幅員とすること。

安衛則151の3

第2節 基礎掘削工

1. 現場管理及び建設機械の運用

第2章10節及び第4章2節に準ずること。

2. 大型重機械に関する留意事項

- (1) 重機械の搬入、搬出については、道路管理者の了解のもとに、必要に応じて解体し、誘導車による先導のもとに搬入搬出を行うこと。
- (2) 重機械は、急傾斜地において作業することが多いので、誘導員の指示により運行し、滑動、転倒を防止すること。
- (3) 作業員と他の機械類とが競合して作業することが多いので使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。

安衛則

151の12, 161

安衛則157

安衛則642の3

3. 上下作業

車両の通行する上部で掘削を行う場合は、落石防止設備を設置し、必要に応じて監視員を配置すること。

安衛法21

安衛則537, 538

4. 発破作業

- (1) 第7章5節に準ずること。
- (2) 遅速爆薬や静的破砕剤を採用する場合は、取扱説明書を熟知したうえで作業を行い、暴発、噴出事故のないように留意すること。

5. のり面掘削時の留意事項

- (1) 掘削面は特に十分に勾配とすること。
- (2) 岩の上に崖錐等の破砕物が載っている場合には、あらかじめその処理を十分に行っておくこと。
- (3) 岩石が逆目の場合はオーバーハングに留意して掘削作業を行うこと。
- (4) のり肩上部の出水、のり面の湧水などは崩壊の原因となるので、排水処理を行ってから作業を進めること。
- (5) 浮石などはあらかじめ取除き、ゆるんだ岩などはロックボルトによる締付け、モルタル吹付け、金網を堅固に張る等の措置を行うこと。
- (6) 長大のり面の崩壊、滑りのおそれのあるのり面は、動態観測、立入禁止などの適切な措置を講じるとともに必要に応じて押え盛土等の処置を講じること。

安衛法29の2
安衛則356, 361

安衛則358

安衛則361

安衛則361

6. 仕上掘削

人力による仕上掘削は、保護眼鏡や防塵マスクなどの保護具を着装して作業を行うこと。

安衛則593

7. 岩盤清掃

高圧水やエアーを使用する岩盤清掃は、保護眼鏡や防塵マスクを着装して行い、作業周辺は立入禁止とすること。

安衛則593

8. 高圧管の設置

給水管、給気管などの設置場所は、設置・撤去及び維持補修に適した地形のところを選び、設置後は標示するなどしてその所在を周知すること。

安衛則642の3

9. 運搬道路の形状

- (1) 場内運搬道路は、十分な幅員、勾配、曲線を確保すること。
又、道路からの転落、転倒防止対策として、必要に応じて標識やガードレール設置、築堤等を行うこと。
- (2) 路面は常に安全な運行ができるように維持するとともに、特に強雨後は点検・補修を行ってから運行すること。

安衛則151の6

10. 土捨場の安全措置

- (1) 土捨場は、のり肩の標示や土堤の設置により、運搬車両の転落、転倒などによる事故防止処置を行うこと。
- (2) 土捨場や崩壊のおそれがあるのり面下で作業を行う場合は、背後や上部ののり面の安定を確認してから作業を行うこと。

安衛則151の6

第3節 基礎処理工

1. ボーリング作業

- (1) ウォータースイベルホースは固定して、巻き込まれ事故を防止すること。
- (2) ロッドの切替えは、スピンドルの回転が停止したことを確認してから行うこと。
- (3) ロッドは散乱させるようなことのないように、確実に収納すること。
- (4) 注入ホース、計器、ケーブル等は極力一ヶ所にまとめて配置し、作業員の転倒防止を図ること。

安衛則194の3

安衛則194の2

2. 注入作業

- (1) パイプやホースの取外しは、グラウトミルクの残圧がゼロになったことを確認した後に行うこと。
- (2) 注入範囲の掘削のり面に設置する大規模足場は、使用する資機材、作業員などの荷重に耐えうる構造とするとともに、最大積載荷重の標示を行うこと。
- (3) 足場上からの資材の落下防止措置を講じること。
- (4) 足場には安全な通路を設け、標示を行い、通路上には資機材を置かないこと。
- (5) 足場上における機械の移動は、あらかじめ定めた作業手順や合図に基づいて行うこと。
- (6) 注入をコンクリートダム堤体上から行う場合には、あらかじめ定めた作業手順に基づいて行い、必要に応じて監視員を配置すること。
- (7) 監査廊内の急勾配の部分には、落下物の飛来防止設備を設けること。
- (8) 監査廊内の急勾配部におけるボーリングマシンの移動時は下方の立入禁止措置をとること。

安衛則561, 562

安衛則537

安衛則552

安衛則538

第4節 堤体コンクリート工事

1. コンクリート関連作業

- (1) 作業は作業指揮者の指揮に基づいて行うこと。
- (2) 足場、足場板、吊りチェーン、ワイヤロープなどの足場部材は適宜点検を行い、損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。
- (3) 高所における不安定な姿勢による作業では、安全帯を用いること。

安衛則567, 568

- (4) 材料の上げ下ろし時には、作業員を吊り荷の下に立入らせ
ないようし、危険な場所には監視員を配置して作業を行う
こと。
- (5) 玉掛けワイヤは、使用前に点検を行い、規格品を使用する
こと。
- (6) 作業床に材料、工具などを置くときは、不用品は早く片付
けること。
- (7) 梯子、栈橋などには手摺、囲いを設け、床の端には落下物
を止める幅木を付けること。
- (8) 足場、足場板、手摺、通路などには、凍結による転倒、滑
落等の防止を図る措置を講じること。
- (9) 不要のボルト、釘、鉄線などの災害要因となるものは、常
に取り除いておくこと。

安衛則537

クレーン則220

安衛則537

安衛則552

安衛則537

2. コンクリート運搬設備

- (1) コンクリート運搬設備、用具は常に点検して、損傷したも
のは修理を行ってから使用すること。
- (2) コンクリートの積替え作業等において、付近に作業員の配
置が必要な場合は、バケットが静止した後、作業を行うこと。
- (3) バンカー線における台車又はトランスファーカーの運行に
は、十分留意すること。

3. コンクリート打設作業

- (1) コンクリート面の清掃作業では、作業周辺への立入禁止措
置を講じること。
- (2) 先行ブロックの壁面等、狭い作業場所でコンクリート打設
作業を行う場合は、オペレーター、誘導員、作業員等の間の
連携を保ち、挟まれ事故のないよう留意すること。

4. クレーン下の作業

ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作
業を行う場合は、バケット及び吊り荷の直下に作業員を立入ら
せないこと。

クレーン則29

5. シュート、ロープの支持力

シュートの支持材、ロープ等は、コンクリート、作業員等の
荷重に対して耐える強度のものとする。

6. のり面下の作業

のり面下の作業は、必要に応じて地山の崩壊、土石の落下に
対する防護措置を講じたうえで行うこと。

安衛則534

7. 材料の搬入・搬出

型わく、主材料などの現場搬入、搬出を行う場合は、荷くず
れ、落下等を防止する運搬方法を採用し、荷積み、荷おろし時の
安全にも留意すること。

8. 型わく作業

型わくの組立て、取りはずしなどの作業は、お互いに合図をよく確認したうえで行うこと。

9. 設備内への立入

第9章4節1に準ずること。

10. 設備等の修理

(1) ミキサー、ベルトコンベヤなどの修理、整備などは、必ず運転を停止してから行うこと。

安衛則107

(2) 修理終了後の運転開始は、危険のないことを確認してから行うこと。

安衛則104

11. RCD工法での留意事項

(1) 在来工法に比べて堤内の施工機械が多いことから、作業員と重機械との競合作業を極力避けること。

安衛法20, 21

(2) 稼働していない重機械は、打設・清掃等の作業の死角とならないよう定められた場所に待避しておくこと。

安衛則158

(3) 重機械にはバックブザー、後退灯等を装備し、特に夜間打設作業時の危害防止措置を講じること。

(4) 型わく周辺、通廊等の特殊部分は人力施工との競合作業となるため、極力並行作業を避け、必要に応じて立入禁止措置を行うこと。

安衛則158

(5) ダンプトラック等は運搬通路を指定し、立入禁止措置を講じること。

安衛則151の3

(6) ダンプトラック等の後進運転時は、通路から荷おろし点までは誘導員を配置し、作業を行うこと。

安衛則151の6

(7) 運転者と誘導員は定められた合図に基づき連絡を取り合うこと。特に夜間は灯火等による合図を行うこと。

安衛則151の8

第5節 ダム材料盛立工事（フィルタイプダム）

1. 共通事項

第7章4節に準ずること。

2. ストックパイル作業

コア材のストックパイルでは、のり肩の標示を行い、重機械の転落を防止するとともに競合作業による接触事故を防止すること。

安衛則158

3. 運搬道路

(1) 第6章2節に準ずること。

(2) 運搬道路ののり肩には、必要に応じてガードレール、標識等を設置し、通行車両の転落防止措置を講じること。

4. 盛立面での輻輳作業

ダム盛立面においては、多数の重機械が稼働し、同時に人力作業も行われているため、誘導員の配置、危険範囲への作業員の立入禁止措置等を講じること。

5. 盛立面のり肩での作業

盛立面のり肩での作業は、誘導員を配置して重機械の転落を防止すること。

6. コア着岩部

- (1) コア着岩部では多数の人力作業が行われているので、誘導員を配置し、重機械の誘導を行うこと。
- (2) 必要に応じて上部地山のり面を監視する監視員を配置し、飛来落下による事故を防止すること。

7. 盛立面での人力作業

- (1) 盛立面での品質管理試験を行う場合は、作業中である旨を明示すること。
- (2) 木根やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には、監視員を配し、重機械と作業員との接触を防止すること。

8. チッピング

- (1) 監査廊頂部やその他コンクリート壁面のチッピング作業は防じん眼鏡、マスク等を装着して行うこと。
- (2) 作業員に対する振動障害の予防に留意すること。

9. リップラップ

- (1) リップラップ作業中は、盛立面及びそののり面下部には立入禁止区域を設けること。
- (2) 重機械と人力との同時作業を行う場合には、監視員を配置すること。

安衛則151の6

安衛則151の7

安衛則593

安衛則158

第19章 構築物の取りこわし工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

- (1) 第5章1節1.2.に準ずること。
- (2) 過去の類似工事について、施工方法・検討事項・問題点等を把握すること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 構築物の構造強度，規模，形状，部材断面，内外装，設備機器等を調査すること。
- (2) 構造物又はその部材の破損，損耗，腐食，老朽の状態等を調査すること。
- (3) 取りこわし構造物の周辺環境（地形，地質，周辺の構造物，民家，鉄道，道路，地下埋設物等制約条件）について調査すること。
- (4) 溶接，溶断，火薬，その他の火気使用の可否の確認をすること。
- (5) 取りこわし中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。
- (6) 建設副産物の受入れ場所，再利用のための再資源化施設の状況（コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等），運搬ルートの調査を行うこと。

経建発第3(H5)

4. 施工計画

- (1) 第1章3節に準ずること。
- (2) 周辺構造物，周辺環境に対する対策（粉じん，騒音，振動，飛石，地下埋設物，配電線，送電線，搬入出路等）を講じること。
- (3) 廃棄物の処理に対する計画を立案すること。

安衛則517の14

5. 取りこわし工事における現場管理

- (1) 第1章4節，第2章10節に準ずること。
- (2) 器具，工具等を上げ下ろしする際は，吊り網，吊り袋等を使用させること。
- (3) 第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。
 - ① 堅固な防護金網，柵等の措置
 - ② 倒壊制御のため，引ワイヤ等の措置及び倒壊時の合図の

安衛則517の15

安衛則517の16

確認

- ③ 部材落下防止支保工及び防爆マット等の設置
 - ④ 危険箇所への立入禁止措置及び明示
- (4) 火気及びガス等を使用する場合には、消火器等を準備したうえで、付近に影響を及ぼさないような防護措置を講じること。また、作業終了後の消火の点検をすること。

安衛則289

第2節 取りこわし工

1. 圧碎機，鉄骨切断機，大型ブレーカにおける必要な措置

- (1) 重機作業半径内への立入禁止措置を講じること。
- (2) 重機足元の安定を確認すること。
- (3) 騒音，振動，防じんに対する周辺への影響に配慮すること。
- (4) ブレーカの運転は，有資格者によるものとし，責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。

安衛則158

安衛則157

安衛令20

安衛則36

2. 転倒工法における必要な措置

- (1) 小規模スパン割のもとで施工すること。
- (2) 自立安定及び施工制御のため，引ワイヤ等を設置すること。
- (3) 計画に合った足元縁切を行うこと。
- (4) 作業前に一定の合図を定め，周知徹底を図ること。
- (5) 転倒作業は必ず一連の連続作業で実施し，その日中に終了させ，縁切した状態で放置しないこと。

3. カッター工法における必要な措置

- (1) 回転部の養生及び冷却水の確保を行うこと。
- (2) 切断部材が比較的大きくなるため，クレーン等による仮吊り，搬出が必要となるので，第4章5節，第6章の留意事項を確実に遵守すること。

4. ワイヤソー工法における必要な措置

- (1) ワイヤソーにゆるみが生じないように必要な張力を保持すること。
- (2) ワイヤソーの損耗に注意を払うこと。
- (3) 防護カバーを確実に設置すること。

5. アプレッシュウォータージェット工法における措置

- (1) 防護カバーを使用し，低騒音化を図ること。
- (2) スラリーを処理すること。

6. 爆薬等を使用した取りこわし作業における措置

- (1) 第7章5節に準ずること。
- (2) 発破作業に直接従事する者以外の作業区域内への立入禁止

安衛則320

措置を講じること。

- (3) 発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にすること。
- (4) 発破予定時刻、退避方法、退避場所、点火の合図等は、あらかじめ作業員に周知徹底しておくこと。
- (5) コンクリート破碎工法及び制御発破（ダイナマイト工法）においては、十分な効果を期待するため、込物は確実に充填を行うこと。
- (6) 飛石防護の措置を取ること。
- (7) 取りこわし条件に適した薬量を使用すること。

火取則53

安衛則320

火取則53

7. 静的破碎剤工法における措置

- (1) 破碎剤充填後は、充填孔からの噴出に留意すること。
- (2) 膨張圧発現時間は気温と関連があるため、適切な破碎剤を使用すること。
- (3) 水中（海中）で使用する場合は、材料の流出・噴出に対する安定性、充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。

2 建設工事公衆災害防止対策要綱 (土木工事編)

建設省経建発第1号
平成5年1月12日

建設省経建発第1号
平成5年1月12日

九州地方建設局長 殿

建設事務次官

建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について

標記要綱は、建設工事における適正な施工を確保し、公衆災害を防止するための技術基準として、最近の建設工事における技術的な進歩や市街地等での複雑な制約条件に対応しつつ、建設工事現場における最近の重大事故の発生に対処するため、これまでの「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱（昭和39年制定、昭和60年最終改正）」の適用範囲及び規定内容を見直すとともに、新たに建築工事についての規定を加えることにより、別添のとおり制定したものである。

貴職におかれては、今後、建設工事の発注に当たって、仕様書に本要綱の遵守方を明記する等、公衆災害の防止に遺漏のないよう措置されたい。

なお、「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」（昭和39年10月1日建設省発計第57号）は廃止する。

建設工事公衆災害防止対策要綱

土木工事編

第1章 総 則

(目 的)

第1 この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

(適 用)

第2 この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（以下単に「土木工事」という。）に適用する。

2 起業者及び施工者は、土木工事に当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において起業者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより施工者が行うことを妨げない。

(工法の選定)

第3 起業者又は施工者は、土木工事の計画、設計及び施工に当たって、公衆災害の防止のため、必要な調査を実施し、関係諸法令を遵守して、安全性等を十分検討した有効な工法を選定しなければならない。

(工 期)

第4 起業者は、土木工事の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように配慮しなければならない。

(公衆災害防止対策経費)

第5 起業者は、工事を実施する地域の状況を把握した上、この要綱に基づいて必要となる措置をできるだけ具体的に明示し、その経費を工事金額のなかに計上しなければならない。

(現場組織体制)

第6 施工者は、土木工事に先立ち、当該土木工事の現場の立地条件等を十分に把握した上で、工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場組織体制を組むとともに、工事関係者に工事の内容や使用機器材の特徴等の留意点について周知させるものとする。

2 施工者は、複数の請負関係のもとで工事を行う場合には、特に全体を統括する組織により、安全施工の実現に努めなければならない。

(隣接工事との調整)

第7 起業者及び施工者は、他の建設工事に隣接輻輳して土木工事を施工する場合には、公衆災害に係わる事項について、連絡調整を行うものとする。

(付近居住者等への周知)

第8 起業者及び施工者は、土木工事の施工に当たっては、あらかじめその工事の概要を付近の居住者等に周知させ、その協力を求めなければならない。

2 施工者は、土木工事の施工に当たっては、起業者と連絡を密にし、付近の居住者等の公衆災害防止に対する意向を十分考慮しなければならない。

なお、交通規制を伴う場合は、通行者の通行をできるだけ妨げないようにするとともに、規制状況の広報に努めなければならない。

(事故発生時の措置と原因調査)

第9 土木工事の施工により事故が発生し、公衆に危害を及ぼした場合には、その起業者及び施工者は、直ちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに、速やかにその原因を調査し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。

第2章 作業場

(作業場の区分)

第10 施工者は、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために使用する区域（以下「作業場」という。）を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。

2 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。ただし、その工作物に代わる既設のへい、さく等があり、そのへい、さく等が境界を明らかにして、公衆が誤って立ち入ることを防止する目的にかなうものである場合には、そのへい、さく等をもって代えることができるものとする。

また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保安灯、セーフティーコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとする。

3 前項のさく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風等により転倒しないよう十分安定したものでなければならない。

(さくの規格、寸法)

第11 固定さくの高さは 1.2 メートル以上とし、通行者（自動車等を含む。）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分に金網等で張り、見通しをよくするものとする。

2 移動さくは、高さ 0.8 メートル以上 1 メートル以下、長さ 1 メートル以上 1.5 メートル以下で、支柱の上端に幅 15 センチメートル程度の横板を取り付けてあるものを標準とし、公衆の通行が禁止されていることが明らかにわかるものであって、かつ、容易に転倒しないものでなければならない。また、移動さくの高さが 1 メートル以上となる場合は、金網等を張り付けるものとする。

(さくの彩色)

第12 固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞に彩色（反射処理）するものとし、彩色する各縞の幅 10 センチメートル以上 15 センチメートル以下、水平との角度は 45 度を標準とする。ただし、袴及び横板の 3 分の 2 以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入することはさしつかえない。

(移動さくの設置及び撤去方法)

第13 施工者は、移動さくを連続して設置する場合には、原則として移動さく

の長さを超えるような間隔をあけてはならず、かつ、移動さく間には保安灯又はセイフティーコーンを置き、作業場の範囲を明確にしなければならない。

- 2 施工者は、移動さくを屈曲して設置する場合には、その部分は間隔をあけてはならない。また、交通流に対面する部分に移動さくを設置する場合は、原則としてすりつけ区間を設け、かつ、間隔をあけないようにしなければならない。
- 3 施工者は、歩行者及び自転車が移動さくに沿って通行する部分の移動さくの設置に当たっては、移動さくの間隔をあけないようにし、又は移動さくの上に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
- 4 施工者は、移動さくの設置及び撤去に当たっては、交通の流れを妨げないように行わなければならない。

(作業場への車両の出入)

第14 施工者は、道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する背面から車両を出入りさせなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。この場合においては、交通誘導員を配置し、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。

(作業場内の工事用車両の駐車)

第15 施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作動中の車両にあっては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

(作業場内の出入口)

第16 施工者は、作業場の出入口には、原則として、引戸式の扉を設け、作業に必要な限り、これを閉鎖しておくとともに、公衆の立入りを禁ずる標示板を掲げなければならない。ただし、車両の出入りが頻繁なときは扉を開放しておくことができるが、その間、必ず見張員を配置し、出入りする車両の誘導にあたらせなければならない。

- 2 施工者は、作業場に入出入りする車両等が、道路構造物及び交通安全施設等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。損傷させた場合には、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧しなければならない。

第3章 交通対策

(道路標識等)

第17 起業者及び施工者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて土木工事を施工する場合には、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討の上、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年建設省道発第372号）」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。

- 2 施工者は工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ0.8メートル以上2メートル以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(保安灯)

第18 施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って高さ1メートル程度のもので夜間150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。

この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では2メートル程度、その他の道路に面する部分では4メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。

(遠方よりの工事箇所の確認)

第19 施工者は、交通量の特に多い道路上において土木工事を施工する場合に

は、遠方からでも工事箇所が確認でき、安全な走行が確保されるよう、保安施設を適切に設置しなければならない。このため、第 17（道路標識等）及び第 18（保安灯）に規定する道路標識及び保安灯の設置に加えて、作業場の交通流に対面する場所に工事中であることを示す標示板（原則として内部照明式）を設置するものとする。

さらに、必要に応じて夜間 200 メートル前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色の注意灯を、当該標示板に近接した位置に設置しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該標示板等を設置する箇所に近接して、高い工事用構造物等があるときは、これに標示板等を設置することができる。
- 3 施工者は、工事を予告する道路標識、掲示板等を、工事箇所の前方 50 メートルから 500 メートルの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければならない。

（作業場付近における交通の誘導）

第20 施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。なお、交通量の少ない道路にあつては、簡易な自動信号機によって交通の誘導を行うことができる。

また、近接して他の工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全の確保を図らなければならない。

（まわり道）

第21 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通り得るようにしなければならない。

（車両交通のための路面維持）

第22 施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置

を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5パーセント以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

- 2 施工者は、道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下掘進工事を行うときは、路面の変状観測を行うものとし、必要に応じ、本意各項に規定する設置を講じなければならない。

(車道幅員)

第23 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標識とする。

- 一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあっては、その車道幅員は3メートル以上とし、2車線となる場合にあっては、その車道幅員は5.5メートル以上とする。
- 二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置する。

(歩行者対策)

第24 起業者及び施工者は、第23(車道幅員)に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第11(さくの規格、寸法)から第13(移動さくの設置及び撤去方法)までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凸凹をなくし、必要に応じて階段等を設けておかななければならない。

(通路の排水)

第25 施工者は、土木工事の施工に当たり、一般の交通の用に供する部分について、雨天等の場合でも通行に支障がないよう、排水を良好にしておかなければならない。

(高い構造物等及び危険箇所の照明)

第26 施工者は、道路上に又は道路に近接して抗打機その他の高さの高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合又は工事のため一般の交通にとって危険が予想される箇所がある場合においては、それらを白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしなければならない。

2 前項の場合において、照明装置は、その直射光が通行者の眼を眩惑しないようにしなければならない。

(施設の維持等)

第27 起業者及び施工者は、第2章及び本章の規定に基づいて必要な施設を設置したときは、それらの施設が十分に機能を発揮するよう維持するとともに、標示板等が、道路標識等の効果を妨げることのないよう注意しなければならない。

第4章 軌道等の保全

(軌道経営者との事前協議)

第28 起業者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、あらかじめ軌道経営者と協議して、工事中における軌道の保全方法につき、次の各号に掲げる事項について決定しなければならない。

- 一 軌道経営者に委託する工事の範囲
- 二 工事中における軌条、架線等の支持方法
- 三 工事中における軌道車両の通行に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 四 軌道車両の通行のために必要な工事施工の順序及び方法並びに作業時間等に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 五 工事中軌条、架線等の取りはずしを行う必要の有無及び必要ある場合

の取りはずし方法、実施時間等

六 相互の連絡責任者及び連絡方法

七 その他、軌道保全に関し必要な事項

八 前各号の事項に関し、変更の必要が生じた場合の具体的措置

(軌道施設等の仮移設等)

第29 起業者は、土木工事に関して軌条、停留場、安全地帯等の軌道施設等の仮移設等が必要となる場合においては、あらかじめ軌道経営者、道路管理者及び所轄警察署長と協議しなければならない。

(協議事項の周知及び遵守)

第30 起業者は、第 28 (軌道経営者との事前協議) 及び第 29 (軌道施設等の仮移設等) の規定に基づく協議により決定された事項を、施工者に周知徹底させなければならない。

2 施工者は、第 28 (軌道経営者との事前協議) 及び第 29 (軌道施設等の仮移設等) の規定に基づいて決定された事項を遵守し、疑問が生じた場合には、その事項について起業者に確認しなければならない。

(絶縁工)

第31 起業者及び施工者は、軌道帰線から1メートル以内の箇所に、金属製の管路等を埋設する等の場合においては、軌道経営者の指示に従い絶縁工を施さなければならない。

(鉄道)

第32 起業者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならない。

第5章 埋設物

(保安上の事前措置)

第33 起業者は、土木工事の設計に当たっては、工事現場、工事用の通路及び工事現場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を

得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示しなければならない。

(立 会)

第34 起業者は、埋設物の周辺で土木工事を施工する場合において、第33（保安上の事前措置）に規定する調査を行うに当たっては、原則として、各種埋設物の管理者に対し埋設物の種類、位置（平面、深さ）等の確認のため、第36（埋設物の確認）の規定による立会を求めなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

(保安上の措置)

第35 起業者又は起業者から埋設物の保安に必要な措置を行うよう明示を受けた施工者は、埋設物に近接して土木工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、工事施工の各段階における保安上の必要な措置、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。

2 起業者が前項の規定により決定し、施工者に通知したときは、施工者は決定事項を厳守しなければならない。

(埋設物の確認)

第36 起業者又は施工者は、埋設物が予想される場所で土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物管理者が保管する台帳に基づいて試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面、深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。

なお、起業者又は施工者は、試掘によって埋設物を確認した場合においては、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告しなければならない。

この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

2 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行い、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後処置しなければならない。

(布堀り及びつぼ堀り)

第37 施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿孔等を行う必要がある場合においては、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試堀を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布堀り又はつぼ堀りを行ってこれを露出させなければならない。

(露出した埋設物の保全維持等)

第38 施工者は、工事中埋設物が露出した場合においては、第35(保安上の措置)の規定に基づく協議により定められた方法によって、これらの埋設物を維持し、工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するために万全を期するとともに、協議によって定められた保安上の措置の実施区分に従って、常に点検等を行わなければならない。

なお、露出した埋設物には、物体の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により、工事関係者等に対し注意を喚起しなければならない。

2 露出した埋設物がすでに破損していた場合においては、施工者は、直ちに起業者及びその埋設物の管理者に連絡し、修理等の措置を求めなければならない。

3 施工者は、露出した埋設物が埋戻した後において破損するおそれのある場合には、起業者及び埋設物の管理者と協議の上、適切な措置を行うことを求め、工事終了後の事故防止について十分注意しなければならない。

4 施工者は、第1項の規定に基づく点検等の措置を行う場合において、埋設物の位置が堀削床付け面より高い等通常の作業位置からの点検等が困難な場合には、あらかじめ起業者及びその埋設物管理者と協議の上、点検等のための通路を設置しなければならない。

ただし、作業のための通路が点検のための通路として十分利用可能な場合にはこの限りではない。

(近接位置の掘削)

第39 施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周知の地盤がゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設等について、起業者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安

に必要な措置を講じなければならない。

(火 気)

第40 施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。

ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物の保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

第6章 土 留 工

(土留工を必要とする掘削)

第41 起業者又は施工者は、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して、土留工の型式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。

この場合、切取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとする。また、掘削深さが4メートルを超える場合、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては、親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施さなければならない。

(土質調査)

第42 起業者は、重要な仮設工事を行う場合においては、既存の資料等により工事区域の土質状況を確認するとともに、必要な土質調査を行い、その結果に基づいて土留工の設計、施工方法等の検討等を行うものとする。

(土留工の構造)

第43 土留工の安定に関する設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して行わなければならない。また、土留工の構造は、その計算結果を十分満

足するものでなければならない。

(杭、鋼矢板等の打設工程)

第44 施工者は、道路において杭は、鋼矢板等を打設するためこれに先行する布堀りを行う場合には、その布堀りの工程の範囲は、杭、鋼矢板等の打設作業の工程の範囲において必要最小限にとどめ、打設後は速やかに埋め戻し、念入りに締め固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておかなければならない。

なお、杭、鋼矢板等の打設に際しては、周辺地域への環境対策についても配慮しなければならない。

(鋼矢板等の適用)

第45 起業者又は施工者は、掘削予定箇所の土質が軟弱で、地下水位が高い等好ましくない条件のもとで工事を行う場合においては、鋼矢板による土留工法又はこれと同等以上の安全性を有する土留工法を採用しなければならない。

(杭、鋼矢板等の根入れ)

第46 杭、鋼矢板等の根入れ長は、安定計算、支持力の計算、ボーリングの計算及びヒービングの計算により決定するものとする。この場合、重要な仮設工事にあたっては、原則として根入れ長は、杭の場合においては 1.5 メートル、鋼矢板等の場合においては 3.0 メートルを下回ってはならない。

(軟弱地盤対策)

第47 起業者又は施工者は、掘削基盤付近の地盤が沈下、移動又は隆起するおそれがある場合においては、土留壁の根入れ長の増加、底切りばりの設置、地盤改良等適切な措置を講じるとともに、工程及び工法についても安全が確保できるように配慮しなければならない。

(親杭横矢板)

第48 重要な仮設工事に用いる親杭横矢板は、次の各号に掲げるところを標準とする。

- 一 土留杭は、H-300 を最小部材とする。
- 二 土留板は、所要の強度を有する木材で最小厚を 3 センチメートルとし、その両端が、4 センチメートル以上（当該土留板の板厚が 4 センチメートルを超えるときには当該板厚以上）土留杭のフランジに係る長さを有

するものとする。

- 2 施工者は、土留板を掘削後速やかに掘削土壁との間にすき間のないようにはめ込まなければならない。また、土壁との間にすき間ができたときは裏込め、くさび等ですき間のないように固定しなければならない。

(鋼矢板の寸法)

第49 重要な仮設工事に用いる鋼矢板は、Ⅲ型以上を標準とする。

(腹おこし)

第50 施工者は、腹おこしの施工に当たっては、土留杭又は鋼矢板等と十分密着するようにし、すき間を生じたときは、パッキング材等で土留からの荷重を均等に受けられるようにするとともに、受け金物、吊り下げワイヤー等によって支持し、振動その他により落下することのないようにしなければならない。

- 2 重要な仮設工事にあたっては、次の各号に掲げるところを標準とする。
 - 一 腹おこしは、H-300を最小部材とし、継手間隔は6メートル以上とする。
 - 二 腹おこしの垂直間隔は、3メートル程度とし、土留杭又は鋼矢板等の頂部から1メートル程度以内のところ、第1段の腹おこしを施すものとする。

ただし、覆行を要する部分にあって受桁がある場合においては、第1段の腹おこしは、土留杭又は鋼矢板等の頂部から1メートルを超えるところに施すことを妨げない。

(切りばり)

第51 施工者は、切りばりを施工するに当たっては、切りばりを腹おこしの間に接続し、ジャッキ等をもって堅固に締めつけるとともに、ゆるみ等を生じて落下することのないよう中間杭、ボルト等によって支持しなければならない。

- 2 施工者は、切りばりに、腹おこしからくる土圧以外の荷重が加わるおそれがある場合、又は荷重をかける必要のある場合においては、それらの荷重に対して必要な補強措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、切りばりには、座屈のおそれがないよう十分な断面と剛性を有するものを使用しなければならない。

- 4 施工者は、切りばりには、原則として継手を設けてはならない。ただし、掘削幅が大きい等やむを得ない場合においては、次の各号に掲げるところにより継手を設けることができるものとする。
- 一 切りばりの継手は、十分安全な強度をもつ突合せ継手とし、座屈に対しては、水平継材、垂直継材又は中間杭で切りばり相互を緊結固定すること。
 - 二 中間杭を設ける場合は、中間杭相互にも水平連結材を取り付け、これに切りばりを緊結固定すること。
 - 三 一方向切りばりに対して中間杭を設ける場合においては、中間杭の両側に腹おこしに準ずる水平連結材を緊結し、この連結材と腹おこしの間に切りばりを接続すること。
 - 四 二方向切りばりに対して中間杭を設ける場合には、切りばりの交点に中間杭を設置して、両方の切りばりを中間杭に緊結すること。
- 5 重要な仮設工事にあたっては、次の各号に掲げるところを標準とする。
- 一 切りばりは、H-300を最小部材とする。
 - 二 切りばりは、水平間隔5メートル以下、垂直間隔3メートル程度にし、掘削に従って速やかに取り付けなければならない。
- ただし、切りばりの設置間隔については、大規模な地下掘削工事等において、計算等によりその安全性が確認された場合はこの限りではない。

(杭、鋼矢板等の変形等)

第52 施工者は、打設した杭、鋼矢板等が不測の障害物等のために変形し又は貫入しなかった場合においては、所期の目的にかなうよう適宜補強しなければならない。

(鋼矢板等の欠損部)

第53 起業者及び施工者は、鋼矢板等連続性の土留壁が埋設物等のために欠損部を生じた場合においては、その土留壁と同等以上の安全性を有する補強工法を採用し、施工者は、欠損部が弱点となることのないよう慎重に施工しなければならない。

(土留工の管理)

第54 施工者は、土留工を施してある間は常時点検を行い、土留用部材の変形、その緊結部のゆるみなどの早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。

らない。

また、必要に応じて施工者は、測定計器を使用し、土留工に作用する荷重、変位等を測定し、安全を確認しながら施行しなければならない。

- 2 施工者は、土留工を施してある間、必要がある場合は、定期的に地下水位、地盤沈下又は移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは埋設物の管理者等に連結し、保全上の措置を講じるとともに、その旨を起業者その他関係者に通知しなければならない。

第 7 章 覆 工

(設計荷重及び許容応力)

- 第55** 起業者及び施工者は、土木工事の施工区域又はこれに隣接した区域における路面覆工の設計に当たっては、当該設置場所の管理者が必要と認める設計荷重及び主要材料の許容応力度等を用いなければならない。

(覆工板)

- 第56** 施工者は、覆工には、原則として、ずれ止めのついた鋼製又はコンクリート製覆工板等を使用するものとする。

この場合、覆工した部分の換気に留意しなければならない。

(覆工部の表面)

- 第57** 施工者は、段差を生じないように覆工板を取り付けなければならない。
やむを得ず段差が生じるときは、適切にすりつけを行わなければならない。
- 2 施工者は、各覆工板の間にすき間を生じないように覆工板を取り付けなければならない。

(取付け部)

- 第58** 施工者は、覆工部と道路部とが接する部分については、アスファルト・コンクリート等でそのすき間を充填するとともに、表面の取付けについては第 22 (車両交通のための路面維持) の規定に準じて行わなければならない。

また、覆工部の端部は、路面の維持を十分行わなければならない。

(小部分の短期間工事)

第59 施工者は、布堀り、つぼ堀り等で極めて小部分を一昼夜程度の短期間で掘削する場合には、原則として埋戻しを行い、交通量に応じた仮復旧を行わなければならない。

なお、橋面等の小規模工事で、やむを得ず鉄板により覆工を行う場合は、滑止めのついた鉄板を用いることとし、鉄板のすりつけに留意するとともに、鉄板の移動が生じないようにしなければならない。

(滑止め)

第60 施工者は、覆工板に鋼製のものを使用する場合には、滑止めのついたものでなければならない。

(覆工板の取付け)

第61 施工者は、覆工板の取付けに当たっては、通行車両によるはね上がりや車両の制動に伴う水平方向等の移動を生じないようにしなければならない。

(覆工板の支承部)

第62 受桁^{げた}の覆工板支承部は、覆工板が破損しないように十分支持面をとらなければならない。

(覆工板の受桁^{げた})

第63 施工者は、覆工板の受桁^{げた}は、原則として、鋼製のものを使用し、埋設物の吊桁^{つりげた}を兼ねてはならない。

2 前項の受桁^{げた}は、所要の強度を有するとともに、活荷重による中央部のたわみは、原則として最大スパンの 400 分の 1 以下で、かつ、2.5 センチメートル以下としなければならない。

3 施工者は、路面^{こう}勾配がある場合は、荷重が正確に受桁^{げた}に伝わる構造とし、また、受桁^{げた}の転倒防止のための補強を行わなければならない。

(覆工板の受桁^{げた}の支承部)

第64 施工者は、覆工板の受桁^{げた}を、その両端及び必要ある場合は、中間点において沈下及び移動のないよう堅固に固定しなければならない。

2 前項の場合において、固定する部分の荷重を土留杭、鋼矢板、中間杭等で支持させようとするときは、その土留杭等の列の頂部に溝型鋼、山型鋼等を緊結し、その溝型鋼等に受桁^{げた}を固定するものとする。土留杭が木又は

コンクリート製のものである場合においては、桁^{けた}の両端を地山の中に埋め込む等適切な方法を講じなければならない。

- 3 前項の溝型鋼等は、土留杭、鋼矢板、中間杭等に緊結し、受桁^{げた}からくる荷重をなるべく多数の土留杭等の分布するよう処置しなければならない。

(覆工部の出入口)

第65 施工者は、覆工部の出入口を道路敷地内に設ける場合においては、原則として作業場内に設けることとし、やむを得ず作業場外に設ける場合には、歩行者等に迷惑を及ぼさない場所に設けなければならない。

- 2 施工者は、地下への出入口の周囲には、高さ 1.2 メートル程度の堅固な囲いをし、確認し得るよう彩色、照明を施さなければならない。

この場合における彩色は、第 12 (さくの彩色) の規定に準ずるものとする。

- 3 施工者は、前項の出入口の扉は、出入時以外は常に閉鎖しておかなければならない。

(資器材等の搬入)

第66 施工者は、資器材等の搬入等に当たり、覆工板の一部をはずす場合においては、必ずその周囲に移動さく等を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間にあつては照明を施さなければならない。

- 2 施工者は、資器材等の搬入等の作業が終了したときは、速やかに覆工板を復元しなければならない。

(維持管理)

第67 施工者は、覆工部については、保安要員を配置し、常時点検してその機能維持に万全を期するとともに、特に次の各号に注意しなければならない。

一 覆工板の摩耗、支承部における変形等による強度の低下に注意し、所要の強度を保つよう維持点検すること。

二 滑止め加工のはく離、滑止め突起の摩滅等による機能低下のないよう維持点検すること。

三 覆工板のはね上がりやゆるみによる騒音の発生、冬期の凍結及び振動による移動についても維持点検すること。

四 覆工板の損傷等による交換に備え、常に予備覆工板を資材置場等に用

意しておくこと。

第8章 補助工法

(補助工法の採用)

第68 起業者又は施工者は、事前調査の結果、掘削に際して地盤が不安定で施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合は、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。

(事前調査及び補助工法の選定)

第69 起業者又は施工者は、補助工法を用いる場合は、あらかじめ周辺地域の地盤構成、埋設物、地下水位、公共用水域、井戸、隣接地下構造物等についての事前調査を行わなければならない。

2 起業者又は、施工者は、補助工法の選定に当たっては、前項の事前調査の結果に基づき、施工条件、環境条件、安全性、工程等に留意し、適切な補助工法を選定しなければならない。

(薬液注入工法)

第70 起業者および施工者は、薬液注入工法を用いる場合においては、使用する薬液、薬液の保管、法入作業管理、排出水等の処理、掘削土及び残材の処分方法、周辺の地下水、公共用水域等の監視等について、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年建設省官技発第160号）」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年技調発第188号）」の定めるところに従わなければならない。

2 施工者は、注入圧力及び注入量を常時監視するとともに、周辺地域の地表面及び構造物の変状、地下水位及び水質の変化等を定期的に測定し、これらの異常の有無を監視しなければならない。

この場合において、異常が認められ、周辺に危害を及ぼすおそれが生じたときは、施工者は、直ちに注入を中止し、起業者と協議の上、その原因を調査し、保全上の措置を講じなければならない。

(地下水位低下工法)

第71 起業者又は施工者は、地下水位低下工法を用いる場合は、地下水位、可能水位低下深度、水位低下による周辺の井戸及び公共水域等への影響並びに周辺地盤、構造物等の沈下に与える影響を十分検討、把握しなければならない。

2 施工者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。

3 施工者は、揚水した地下水の処理については、周辺地域への迷惑とならないように注意しなければならない。

なお、排水の方法等については、第 74 (排水の処理) の規定によらなければならない。

4 施工者は、施工期間を通して、工事現場及び周辺地域の地下水位並びに地表面、構造物等の変状を定期的に測定することにより、異常の有無を監視しなければならない。周辺に危害を及ぼすおそれが認められたときは、施工者は、起業者と協議し、直ちに原因の調査及び保全上の措置を講じた後に、より安全な工法の検討を行わなければならない。

(地盤改良工法)

第72 施工者は、地盤改良工法を用いる場合において、土質改良添加剤の運搬・保管及び地盤への投入・混合に際しては、周辺への飛散、流出等により周辺環境を損なうことのないよう留意しなければならない。

2 施工者は、危険物に指定される土質改良添加剤を用いる場合においては、消防法等の定めるところに従ってこれを取扱い、公衆へ迷惑を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

3 施工者は、施工中においては、近接地盤の隆起や側方変位を測定しなければならない。周辺に危害を及ぼすような地盤の変状が認められた場合は作業を中止し、施工者は、起業者と協議の上、原因の調査及び保全上の措置を講じなければならない。

第 9 章 湧水等の処理

(湧水及び漏水)

第73 起業者及び施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は漏水、土砂の流出、地盤のゆるみ等により、周辺への影響が生じるおそれのある場合には、その箇所に第 8 章に規定する薬液注入工法等を採用し、安全の確保に努めなければならない。

(排水の処理)

第74 施工者は、掘削工事を行うにあたっては、必要に応じて掘削箇所内に排水溝を設けなければならない。特に河川あるいは下水道等に排水する際には、水質の調査を行った後、排水するものとし、事前に、河川法、下水道法等の規定に基づき、当該管理者に届出を提出し、あるいは許可を受けなければならない。

なお、土粒子を含む水のくみ上げに当たっては、少なくとも、沈砂・ろ過施設等を経て排水しなければならない。

第 10 章 建設副産物の処理

(建設副産物の処理)

第75 建設副産物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年建設省経建発第 3 号）」を遵守して行わなければならない。

第 11 章 埋 戻 し

(杭、鋼矢板等の措置)

第76 施工者は、埋戻しに際して、杭、鋼矢板等については撤去することを原則とし、これらを撤去することが不適切又は不可能な場合においては、当該杭、鋼矢板等の上端は、打設場所の当該管理者により指示され又は協議

により決定された位置で切断撤去を行わなければならない。また、埋戻しに先立って路面覆工の受け杭などを切断処理する場合には、その処理方法を関係管理者と協議の上施工しなければならない。

なお、残置物については、その記録を整備し、関係管理者に提出しなければならない。

(切りばり、腹おこしの措置)

第77 施工者は、切りばり、腹おこし、グラウンドアンカー等の土留め用の支保工の撤去に当たっては、周辺の地盤をゆるめ、地盤沈下の原因とならないよう十分検討しなければならない。

また、支保工の解体は原則として、解体しようとする支保工部材の下端まで埋戻しが完了した後行わなければならない。

なお、残置物については、あらかじめ関係管理者と協議し、その記録を整備し、関係管理者に提出しなければならない。

(掘削箇所内の点検)

第78 施工者は、埋戻しに先立ち、必要に応じて埋設物管理者の立会を求め、掘戻箇所内を十分点検し、不良埋設物の修理、埋設物支持の確認、水みちの制止等を十分に行わなければならない。特に、地下水位が高く、感潮する箇所にあつては、その影響を十分考慮し、起業者と協議の上、措置しなければならない。

(一般部の埋戻し方法)

第79 施工者は、道路敷における埋戻しに当たっては、道路管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、指定された土砂を用いて、原則として、厚さ 30 センチメートル、路床部にあつては、厚さ 20 センチメートルを越えない層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下などを起こさないようにし、道路敷以外における埋戻しに当たっては、当該土地の管理者の承諾を得て、良質の土砂を用い、原則として、厚さ 30 センチメートル以下の層ごとに十分締め固めを行わなければならない。

ただし、施工上やむを得ない場合は、道路管理者又は当該土地の管理者の承諾を受け、他の締め固め方法を用いることができる。

(杭、鋼矢板引抜き箇所の埋戻し方法)

第80 施工者は、杭、鋼矢板等の引抜き箇所の埋戻しに当たっては、地盤沈下

を引き起こさないよう、水締め等の方法により、十分注意して施工しなければならない。なお、民地家屋近接部、埋設物近接部など地盤沈下による影響が大きいと判断される場合には、起業者及び関係管理者と協議を行い、貧配合モルタル注入等の地盤沈下防止措置を講じなければならない。

(埋設物周りの埋戻し方法)

第81 施工者は、埋設物周りの埋戻しに当たっては、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質な砂等を用いて、十分締固めなければならない。また、埋設物に偏圧や損害等を与えないように施工しなければならない。

また、埋設物が輻輳する等により、締固めが十分できない場合には、施工者は、起業者及び関係管理者と協議を行い、エアモルタル充填等の措置を講じなければならない。

(構造物等の周囲の埋戻し方法)

第82 施工者は、構造物等の周囲の埋戻しに当たり、締固め機械の使用が困難なときは、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質の砂等を用いて水締め等の方法により埋め戻さなければならない。

また、民地近接部、埋設物近接部など土留壁の変形による地盤沈下の影響が予想される場所については、起業者及び関係管理者と協議の上、貧配合モルタル注入、貧配合コンクリート打設等の措置を講じなければならない。

第12章 機械・電気

(機械)

第83 起業者又は施工者は、建設機械の選定に当たっては、騒音、振動等について地域・環境対策に十分配慮しなければならない。

また、機械の能力は、特に公衆災害の防止の見地に立って、安全に作業ができるよう、工事の規模、機械の設置位置等に見合ったものとしなければならない。

2 施工者は、建設機械を、原則として主たる用途以外の用途に使用しては

ならない。

(掘削土搬出用施設)

第84 施工者は、道路上又は道路に近接して掘削土搬出用の施設を設ける場合においては、その垂直投影面は、原則として、作業場内になければならない。

2 施工者は、掘削土搬出用施設にステージがある場合において当該ステージを、厚さが3センチメートル以上の板又はこれと同等以上の強度を有する材料ですき間のないように張り、また作業場の周囲から水平距離1.5メートル以内にあるステージについては、その周辺をステージの床から高さ1.2メートル以上のところまで囲わなければならない。

3 施工者は、掘削土搬出用施設が家屋に近接してある場合においては、その家屋に面する部分を、塵埃^{じんあい}及び騒音の防止等のため、遮へいしなければならない。

(杭打機等の選定)

第85 起業者又は施工者は、支柱等のある杭打機、クレーン等の機械類を選定するに際しては、自立できるもので、安全な作業ができる能力の機種を選定しなければならない。

また、この場合において施工者は、作業に際し、あらかじめ公衆災害防止に係わる安全な作業手順を定め、工事関係者の周知させなければならない。

(組立て及び解体)

第86 施工者は、第85(杭打機等の選定)に規定する機械類の組立及び解体に当たっては、機械の使用法に精通した者の直接の指揮により、定められた手順を厳守して行わなければならない。

(機械類の使用及び移動)

第87 施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。

2 施工者は、機械類を使用する場合においては、その作動する範囲は原則として作業場の外に出てはならない。

- 3 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合には、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

(軟弱な地盤上の安定)

第88 施工者は、軟弱な地盤の上で機械類を使用する場合には、それらの機械類が倒れないように敷材を敷く等適切な措置を講じるとともに、移動に当たっては細心の注意を払わなければならない。

特に、高い支柱等のある機械類は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので、常に水平に近い状態で使用するよう必要に応じて適切な支持地盤養生を行わなければならない。

(休 止)

第89 施工者は、可動式の機械類を休止させておく場合には、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者が当然行うべき措置を講じさせるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 ブームを有する機械類については、そのブームを最も安定した位置に固定するとともに、そのブームに自重以外の荷重がかからないようにすること。

二 ウインチ等のワイヤー、フック等の吊り下げ部分については、それらの吊り下げ部分を固定し、ワイヤーに適度の張りをもたせておくこと。

三 ブルドーザー等の排土板等については、地面又は堅固な台上に定着させておくこと。

四 車輪又は履帯を有する機械類については、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。

- 2 施工者は、傾斜のない地盤が得られない場所においては、機械画左右方向に傾斜しないようにするとともに、動き出すおそれのある方向と逆の方向へ駆動する最低速度段の変速ギヤを入れ、クラッチをつなぎ、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。

- 3 施工者は、機械類を操作している者が一時所定の位置を離れる場合には、原動機を止め、又は電源を切り、制動をかける等事故の防止に必要な措置を講じ、かつ、起動用の鍵を取りはずして保管しておかなければ

ならない。

(機械の能力)

第90 施工者は、機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力を十分に把握・理解し、その能力を超えて使用してはならない。

2 施工者は、使用する方向又は角度によって能力の変化する機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力の変化について十分配慮し、その能力の変化表を運転席の見やすい箇所に表示しておかなければならない。

3 施工者は、適度に高い抗打機等又は過度に長いクレーン等のブームを使用しないように努めなければならない。

(安全装置)

第91 施工者は、機械類の安全装置が、その機能を十分発揮できるように常に整備しておかなければならない。

(仮設電気設備)

第92 起業者及び施工者は、仮設電気設備を設けるときは、「電気設備技術基準(昭和40年通商産業省令第61号)」等の規定を遵守しなければならない。

2 施工者は、仮設電気設備の維持管理に当たっては、保安責任者を定め、巡視点検を行わなければならない。

(鍵及び開閉器等の管理)

第93 施工者は、機械類の起動に必要な鍵を、常にそれらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

2 施工者は、機械類の動力として電力を使用する場合においては、その開閉器等を施錠できる箱の中に収め、また、これらを路上又は電柱等に取り付ける場合においては、人の通行の妨げ又は通行者に危険を及ぼすことのない位置に設置しなければならない。鍵は、前項と同様、それらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

(機械類の点検)

第94 施工者は、機械類の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 施工者は、機械類の運転等が、法に定められた資格を有する者で指名を

受けたものにより、定められた手順に従って行われているかどうかについて、作業場等の巡視を行わなければならない。

第13章 地下掘進工事

(施工環境と地盤条件の調査)

第95 起業者は地下掘進工事の計画に当たっては、土質並びに地上及び地下において隣接する施設並びに埋設物の諸施設を調査し、周辺の環境保全及び自然条件を考慮した設計としなければならない。

2 施工者は、地下掘進工事の施工に際し、計画線形に基づき、その施工場所の土質構成及び地上・地下における隣接構造物や埋設物の位置、規模等、工事にかかわる諸条件を正確に把握し、これらの施設や埋設物に損傷を与えることのないよう現場に最も適応した施工計画をたて、工事中の周辺環境及び自然条件を把握し、安全に施工するよう努めなければならない。

(作業基地)

第96 起業者は、作業基地の選定に当たっては、近接の居住地域の環境、周辺道路の交通状況等を勘案の上、計画しなければならない。

2 施工者は、作業基地の使用に当たり、掘進に必要となる仮設備を有効かつ効率よく配置し、公害防止に配慮した安全な作業基地となるよう計画しなければならない。

(掘進)

第97 施工者は、掘進作業に当たり、隣接施設や埋設物に支障を与えないようにするとともに、地表面には、不陸を生じさせないように注意して施工しなければならない。

(掘進中の観察)

第98 施工者は、掘進に当たり、周辺の地表面、隣接施設等に変状をきたすことのないよう一定期間、定期的に観測を行い、必要に応じ適切な対策を講じなければならない。

第14章 高所作業

(仮囲い)

第99 施工者は、地上4メートル以上の高さを有する構造物を建設する場合においては、工事期間中作業場の周囲にその地盤面（その地盤面が作業場の周辺の地盤面より低い場合においては、作業場周辺の地盤面）から高さが1.8メートル以上の仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は作業場の周辺の状況若しくは工事状況により危害防止上支障がない場合においてはこの限りではない。

2 前項の場合において、仮囲いを設けることにより交通に支障をきたす等のおそれがあるときは、金鋼等透視し得るものを用いた仮囲いにしなければならない。

3 施工者は、高架橋、橋梁上部工、特殊壁構造等の工事で仮囲いを設置することが不可能な場合は、第101（落下物に対する防護）の規定により落下物が公衆に危害を及ぼさないように安全な防護施設を設けなければならない。

(材料の集積等)

第100 施工者は、高所作業において必要な材料等については、原則として、地面上に集積しなければならない。ただし、やむを得ず既設の構造物等の上を集積する場合においては、置場を設置するとともに、次の各号の定めるところによるものとする。

一 既設構造物の端から原則として2メートル以内のところには集積しないこと。

二 既設構造物が許容する荷量を超えた材料等を集積しないこと。

また、床面からの積み高さは2メートル未満とすること。

三 材料等は安定した状態で置き、長ものの立て掛け等を行わないこと。

四 風等で動かされる可能性のある型枠板等は、既設構造物の堅固な部分に縛りつける等の措置を講ずること。

五 転がるおそれのあるものは、まとめて縛る等の措置を講ずること。

六 ボルト、ナット等細かい材料は、必ず袋等に入れて集積すること。

(落下物に対する防護)

第101 施工者は、地上4メートル以上の場所で作業する場合において、作業する場所からふ角75度以上のところに一般の交通その他の用に供せられている場所があるときは、作業する場所の周囲その他危害を防止するための必要な施設を設けなければならない。

なお、地上4メートル以下の場所で作業する場合においても危害を生じのおそれがあるときは、必要な施設を設けなければならない。

(道路の上方空間の安全確保)

第102 施工者は、第101(落下物に対する防護)の規定による施設を道路の上空に設ける場合においては、地上から「道路構造令(昭和45年政令第320号)」第12条に定める高さを確保しなければならない。

2 前項の規定によりがたい場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受け、その指示によって必要な標識等を掲げなければならない。

また、当該標識等を夜間も引き続いて設置しておく場合は、通行車両から視認できるよう適切な照明等を施さなければならない。

3 施工者は、歩道及び自転車道上に設ける工作物については、路面からの高さ2.5メートル以上を確保し、雨水や工事用の油類、塵埃等の落下を防ぐ構造としなければならない。

(道路上空における橋梁架設等の作業)

第103 施工者は、供用中の道路上空において橋梁架設等の作業を行う場合には、その交通対策について、第3章各項目に従って実施しなければならない。特に橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、又は協議により必要な措置を講じなければならない。

また、作業に当たっては、当該工法に最も適した使用機材の選定、作業中における橋桁等の安定性の確認等について線密な作業の計画を立てた上で工事を実施しなければならない。

第 15 章 型枠支保工、足場等

(荷 量)

第104 施工者は、本工事に必要な型枠支保工、足場等の仮設構造物の計画及び設計に当たっては、工事施工中それらのものに作用する荷量により生ずる応力を詳細に検討し、工事の各段階において生ずる種々の荷量に耐え得るものとしなければならない。

2 施工者は、理論上は鉛直荷量のみが予想される場合にあっては、鉛直荷量の 5 パーセントの水平力に対して十分耐え得る仮設構造物としなければならない。

3 施工者は、養生シート等を張る足場にあつては、特に風圧に対して十分検討を加え、安全な構造にして取り付けなければならない。

(図 面)

第105 施工者は、仮設構造物の組立てに当たっては、あらかじめ組立図（姿図含む）を作成し、各部材の寸法、継手の構造等を明らかにしておかなければならない。

(接 続 部)

第106 施工者は、仮設構造物の部材の接続部においては、一般の断面に比べて弱点にならないよう入念に施工し、特に圧縮応力を受ける部材については、全断面が有効に作用して偏心荷量を生じないように注意しなければならない。

(交 差 部 等)

第107 施工者は、組立て部材の交差部、支承部等においては、部材の変形、たわみ等によつてはずれることのないように緊結しておかなければならない。

(支 承 部 の 接 触 面)

第108 施工者は、鋼材の梁を使用し、その端を他の鋼材の上で支える場合、その接触面の長さは、その梁の支間長の 100 分の 1 以上の長さとし、5 センチメートル以下であつてはならない。ただし、支間が 20 メートルを超える場合においては、20 センチメートルに止めることができる。

- 2 前項の場合において、受材の幅がせまいため、同項の接触面を取り得ないときは、その受材の全幅で支持させなければならない。
- 3 前2項の場合において、支承面に座屈を生じるおそれのないよう十分に注意しなければならない。
- 4 施工者は、仮設物の支承部については、移動等の変化を発見しやすくするため目印を付し、巡回時には点検をしなければならない。

第16章 火災及び酸素欠乏症の防止

(消火栓等)

第109 施工者は、作業場及びその周辺に消火栓、火災報知器、公衆電話等がある場合においては、それらの施設の管理者の指示に従い、一般の使用に支障がないよう措置しておかななければならない。

(防 火)

第110 施工者は、工事のため火気を使用する必要があるばあいにおいては、あらかじめ所轄消防署に連結し、必要に応じて、消防法による届出又は許可申請等の手続をしなければならない。

- 2 施工者は、火気を使用する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 火気の使用は、工事の目的に直接必要な最小限度に止め、工事以外の目的のために使用しようとする場合には、あらかじめ火災のおそれのない箇所を指定し、その場所以外では使用しないこと。
 - 二 火気を使用する場所には、防火対象物の消火に見合った消火器及び簡易消火用具を準備しておくこと。
 - 三 火のつきやすいものの近くで使用しないこと。
 - 四 溶接、切断等で火花がとび散るおそれのある場合においては、必要に応じて監視人を配置するとともに、火花のとび散る範囲を限定するための措置を講ずること。

(酸素欠乏症の防止)

第111 起業者又は施工者は、地下掘削工事において、上層に不透水層を含む砂層若しくは含水、湧水が少ない砂れき層又は第一鉄塩類、第一マンガン塩類等還元作用のある物質を含んでいる地層に接して潜函工法、圧気シールド工法等の圧気工法を用いる場合においては、次の各号に掲げる措置等を講じて、酸素欠乏症の防止に努めなければならない。また、起業者は、次の各号について施工者に周知徹底し、施工者においては、関係法令とともに、これを遵守しなければならない。

- 一 圧気に際しては、できるだけ低い気圧を用いること。
- 二 工事に近接する地域において、空気の漏出するおそれのある建物の井戸、地下室等について、空気の漏出の有無、その程度及び空気中の酸素の濃度を定期的に測定すること。
- 三 調査の結果、酸素欠乏の空気が他の場所に流出していると認められたときは、関係行政機関及び影響を及ぼすおそれのある建物の管理者に報告し、関係者にその旨を周知させるとともに、事故防止のための必要な措置を講ずること。
- 四 前2号の調査及び作業に当たっては、作業員及び関係者の酸素欠乏症の防止について十分配慮すること。

第 17 章 そ の 他

(整理整頓)

第112 施工者は、作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。特に、民地等に隣接した作業場においては、機械、材料等の仮置には十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかななければならない。

(環境保全)

第113 起業者及び施工者は、公衆災害を防止するため、作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努めなければならない。

(巡 視)

第114 施工者は、工事作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めなければならない。

2 施工者は、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者、関係法規に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任しなければならない。

3 建設副産物適正処理推進要綱

建設省経建発第3号
平成5年1月12日

建設省経建発第3号
平成5年1月12日

九州地方建設局長 殿

建設事務次官

建設副産物適正処理推進要綱の制定について

標記要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物を発注者及び施工者が適正に処理するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図るため、これまでの「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱（昭和39年制定、昭和60年最終改正）」の適用範囲及び規定内容を見直し、新たに制定したものである。

貴職におかれては、今後、建設工事の発注に当たって、仕様書に本要綱の遵守を明記する等建設副産物の適正処理に遺漏のないよう措置されたい。

建設副産物適正処理推進要綱（目次）

第1章 総 則

第1 目 的	175
第2 適用範囲	175
第3 用語の定義	175
第4 適正処理の基本方針	176
第5 工事契約時における条件明示等	176
第6 計画の作成	176
第7 実績の把握と記録の保存	176
第8 現場の管理体制	176
第9 施工者の管理体制	177

第2章 建設発生土

第10 搬出の抑制	177
第11 工事間の利用の促進	177
第12 現場における分別、保管	177
第13 運 搬	178
第14 受入地での埋立、盛土	178

第3章 建設廃棄物

第15 排出の抑制	178
第16 現場における分別、破碎、焼却等	178
第17 現場における保管	179
第18 再資源化及び減量化	179
第19 処理の委託	179
第20 運 搬	179
第21 処 分	180
第22 有害廃棄物の処理	180
第23 適正処理困難物の処理	180

建設副産物適正処理推進要綱

第 1 章 総 則

第 1 目 的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物を発注者及び施工者が適正に処理するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第 2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第 3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 147 号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再生資源」とは、建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することのできるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれに汚染されたものを除く。）をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。
- 六 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- 七 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者をいう。
- 八 「産業廃棄物処理業者」とは、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けて産業廃棄物の収集運搬を行う者及び産業廃棄物処分業の許可を受けて産業廃棄物の処分を行う者をいう。

第4 適正処理の基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により建設副産物を適正に処理しなければならない。

- 一 建設副産物の運搬、処分等に当たり、不法投棄、安定型処分場への管理型品目等の混入、土砂等の流出等を生じさせないよう適正に措置すること。
- 二 建設工事の計画、設計及び施工に当たり、建設副産物の発生の抑制及び再資源化の促進に努めること。

第5 工事契約時における条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物の発注の抑制、再資源化の促進及び適正処分に留意した処理方法を条件として明示し、必要な費用を計上しなければならない。また、明示した条件に変更が生じた場合は設計変更などにより適切に対処しなければならない。

第6 計画の作成

発注者から直接建設工事を請け負った施工者は、施工計画書の作成に際し、建設副産物の発注の抑制、再資源化及び減量化並びに適正処理について計画的かつ効率的に行えるよう、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第7条に規定する再生資源利用促進計画（以下「利用促進計画」という。）を作成するとともに廃棄物処理計画の作成について検討しなければならない。

第7 実績の把握と記録の保存

発注者から直接建設工事を請け負った施工者は、建設工事の完成後、速やかに利用促進計画の実施状況を把握するとともに、その記録を一年間保存しなければならない。

第8 現場の管理体制

発注者及び発注者から直接建設工事を請け負った施工者は、建設副産物

の適正な処理を行うため、工事現場における責任者を明確にしなければならない。

また、当該施工者の責任者は、利用促進計画及び廃棄物処理計画の内容について現場相当者の教育を十分に行うとともに、関係する他の施工者、資材納入業者及び廃棄物処理業者にもこれを周知徹底するよう指導しなければならない。

第9 施工者の管理体制

発注者から直接建設工事を請け負った施工者は、工事現場の責任者に対する指導、職員や関係する他の施工者等の対する建設副産物の適正処理に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第2章 建設発生土

第10 搬出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の計画、設計及び施工に当たっては、発生土の現場内利用の推進、適切な工法の選択等により建設発生土の搬出量の抑制に努めなければならない。

第11 工事間の利用の促進

発注者及び施工者は、建設発生土の土質確認を行い、他の工事現場における利用が促進されるよう、土砂を必要とする他の工事現場と連結調整を行うとともに、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用にも努めなければならない。

第12 現場における分別、保管

施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物等が混入しないよう分別に努めなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の

混入を防止するため必要な措置を講ずるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第13 運 搬

施工者は、建設発生土の運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、運搬時の道路交通状況を把握し安全な運搬のため必要な措置を講じなければならない。

また、運搬途中において一時仮置きを行う場合は、関係者等を打合せを行い、環境保全に留意しなければならない。

第14 受入地での埋立、盛土

施工者は、工事間利用ができない建設発生土により、受入地において埋立や盛土を行う場合には、土砂の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。

第3章 建設廃棄物

第15 排出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の計画、設計及び施工に当たっては、工事現場からの建設廃棄物の排出を抑制するため、建設廃棄物の発生量の抑制並びに工事現場内での建設廃棄物の再利用及び減量化に努めなければならない。

第16 現場における分別、破碎、焼却等

施工者は、建設廃棄物の再資源化、減量化及び処分が適切に行えるよう、工事現場において次の点に留意して分別等を行わなければならない。

- 一 再資源化施設の受入条件や処分の方法を勘案し、分別、破碎等を行うこと。

- 二 汚泥の脱水及び再資源化が困難な木材等の焼却による減量化に努めること。
- 三 一般廃棄物は、建設廃棄物との分別を徹底し、適切に処分すること。
特に、作業員等の生活に伴う廃棄物の分別は徹底して行うこと。
- 四 家屋等の解体に当たっては、家具、家電製品等が残置されないよう発注者の協力を得るよう努めること。

第17 現場における保管

施工者は、建設廃棄物が工事現場から搬出されるまでの間、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類ごとに適切に保管しなければならない。

第18 再資源化及び減量化

発注者及び施工者は、工事現場から排出する建設廃棄物については再資源化施設の活用等により再資源化に努めなければならない。再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第5項に規定する指定副産物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、特にその再資源化に努めなければならない。

また、再資源化が困難なものについては、脱水、乾燥、焼却等を行う処理施設等を活用し減量化、安定化を図らなければならない。

第19 処理の委託

発注者から直接建設工事を請け負った施工者は、建設廃棄物を自ら適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、廃棄物処理法の規定に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等に、処分については産業廃棄物処分業者等に適正に委託しなければならない。

第20 運 搬

施工者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう、適切な構造の運搬車両等を使用しなければならない。

運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、運搬時の道路交通状況を把握し、安全な運搬のため必要な措置を講じなければならない。

また、運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意しなければならない。

第21 処 分

施工者は、建設廃棄物のうち再資源化するもの以外のものについては、その種類に応じて、廃棄物処理法に定める安定型処分場、管理型処分場又は遮断型処分場において、原則として埋立処分しなければならない。

第22 有害廃棄物の処理

施工者は、建設廃棄物のうち廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当する飛散性アスベスト等については、廃棄物処理法の定めに従い、特に適正に処理しなければならない。

第23 適正処理困難物の処理

施工者は、建設廃棄物のうち塗料等の付着した缶等については、専門の廃棄物処理業者等に委託すること等により適切に処理しなければならない。

建設副産物適正処理推進要綱の改正について

建設省経建第3号 平成5年1月12日
改正 建設省経建発第333号 平成10年12月1日
改正 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号 平成14年5月30日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 地 方 運 輸 局 長
各 地 方 航 空 局 長
各 地 方 航 空 交 管 制 部 長
国土交通事務次官 から 海 上 保 安 庁 長 官 あて
気 象 庁 長 官
国土技術政策総合政研究所長
関 係 各 省 庁 事 務 次 官 等
関 係 特 殊 法 人
各 都 道 府 県 知 事、政 令 市 市 長

標記要綱は、建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物を発注者及び施工者が適正に処理するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図るため、平成5年1月に策定し、その後平成9年の廃棄物処理法の改正等を踏まえて平成10年12月に全面改定したところである。

今般、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）の制定、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）（建設リサイクル法）の制定、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）の改正、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の改正、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の制定等を踏まえ、より一層の建設副産物対策が実施されるよう同要綱を改正した。

貴職におかれては、今後も引き続き、建設工事の発注に当たって仕様書に本要綱の遵守を明記する等建設副産物対策に遺漏のないよう（※1、※2、※3）

※1（各地方整備局、各地方運輸局長あて）

……「措置されたい。」を追加する。

※2（関係各省庁、関係各特殊法人、特定重要・重要港湾あて）

……「措置されたく御協力を願いたい。」を追加する。

※3（各都道府県、政令市あて）

……「措置されたく御協力を願いたい。」を追加する。

「また、この旨貴管下市区町村に対し、周知徹底方併せてお願いする。」を追加する。

建設副産物適正処理推進要綱

平成 14 年 5 月 30 日改正

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
 - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

- (10)「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
- 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11)「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12)「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (13)「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」と言う。）で定められた以下のものをいう。
- 一 コンクリート
 - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 三 木材
 - 四 アスファルト・コンクリート
- (14)「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15)「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。
- 木材が廃棄物となったもの
- (16)「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (17)「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18)「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19)「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20)「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21)「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22)「下請負人」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23)「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (24)「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。
- (25)「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。

- (26)「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (27)「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行なうこと。
また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。
- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第2章 関係者の責務と役割

第5 発注者の責務と役割

(1) 発注者は、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な支持を行うこと等を通じて、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

(2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

(1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建築資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

(2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

自主施工者は、分別解体等を適性の実施するよう努めなければならない。

(3) 元請業者は、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

(4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

第8 その他の関係者の責務と役割

(1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

(2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

(3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第3章 計画の作成等

第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

一 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

二 分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

三 発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

四 発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

五 事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。

六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

八 施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

九 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施行に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査

- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

(1) 計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第10の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。）第2条第2項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合（別表1）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表2）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物以外のものである解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表3）

解体工事においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由

- 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
 - 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
新築工事等においては、
 - 一 工事の種類
 - 二 事前調査の結果
 - 三 工事着手前に実施する措置の内容
 - 四 工事の工程ごとの作業内容
 - 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
 - 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- (2) 発注者への説明
- 対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。
- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - 三 工事着手の時期及び工程の概要
 - 四 分別解体等の計画
 - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- (3) 公共工事発注者による指導
- 公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

第12 工事の発注及び契約

- (1) 発注者による条件明示等
- 発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。
- (2) 契約書面の記載事項
- 対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 一 分別解体等の方法
 - 二 解体工事に要する費用
 - 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - 四 再資源化等に要する費用
- また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当

事者は、工事の契約において、建設業法に定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。

(3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13 工事着手前に行うべき事項

(1) 発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

(2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該地の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

(3) 元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。

(4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かななければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業者登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3) 公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

(4) 標識の表示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載した標識を掲げなければならない。

(5) 帳簿の記載

建設業法及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

第15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

第4章 建設発生土

第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法を選択等により、建設発生土の発生を抑制するとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17 工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第18 運搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第5章 建設廃棄物

第20 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

工作物の解体工事の場合

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
- 三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
- 五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、

- 破碎等を行い、分別すること。
- (4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。
- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
 - 二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
 - 三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。
- (5) 現場保管
- 施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

第23 運 搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第24 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物につ

いて、再資源化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）で定められた距離（50 km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- (2) 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用を努めなければならない。

第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

第26 コンクリート塊

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第27 アスファルト・コンクリート塊

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第28 建設発生木材

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生本材について、(1)のような再資源化等に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(3) 使用済み型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

(4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び

施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(5) C C A 処理木材の適正処理

元請業者は、C C A 処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべて C C A 処理本材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第29 建設汚泥

(1) 再資源化等及び利用の推進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃 A L C 板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第32 混合廃棄物

(1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。

(2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しやく減量を 5 % 以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第33 特別管理産業廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

分別解体等の計画等

建築物の構造※		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	残存物品の有無			
	付着物の有無			
	その他()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	残存物品の搬出の確認			
	その他()			
工事着手の時期※		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注)①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類 ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 (修繕・模様替工事のみ)			
	その他 ()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期※	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤その他 ()	その他取り壊しの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注)①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造	□鉄筋コンクリート造 □その他()		
工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事		
	□電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話		
使用する特定建設資材の種類(新築・維持・修繕工事のみ)※	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)		
	その他()		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他()		
工事着手の時期※	平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他取り壊しの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序(解体工事のみ)	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()		
工事に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)※	トン		
廃棄物発生見込量	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
	□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注)①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合する物でなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

4 土木工事における建設資材の 品質管理について

建設省技調発第222号
平成3年9月26日

建設省技調発第 222 号
平成 3 年 9 月 26 日

各 地 方 建 設 局 企 画 部 長
北 海 道 開 発 局 長 官 房 工 事 管 理 課 長
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

建 設 大 臣 官 房
技 術 調 査 室 長

土木工事における建設資材の品質管理について

標記については「土木工事共通仕様書」等に基づき施工管理項目を定め、目的物の出来形および品質規格の確保を図っているところである。

しかし、最近民間工事において、JIS 規格鋼板が溶接により開裂した事例、また JIS 表示の誤った鉄筋が流通した事例が発生している。

このような最近の情勢にかんがみて、建設省直轄土木工事における建設資材の品質管理について、一層の充実を図られたい。

事務連絡
平成3年9月26日

各地方建設局企画部 技術管理課長
北海道開発局長官房 工事管理課長補佐
沖縄総合事務局 主任工事検査官 殿

建設大臣官房
技術技術審議官付補佐

「土木工事における建設資材の品質管理について」 の取扱いについて

平成3年9月26日付建設省技調発第222号により通知した「土木工事における建設資材の品質管理について」の取扱いについては、当面の間、下記の点に留意して品質確保を図られたい。

記

1. 鉄筋工について

- 1) 鉄筋を主筋・組立筋として使用する場合は、施工する段階において所定の品質を確保するため、製品検査証明書（ミルシート）等の確認を徹底すること。
- 2) ガス圧接継手の引張試験を行う場合は、監督職員が試験箇所を指定し、試験結果と現場が対応することが確認できる手段を講じること。

2. コンクリート工について

- 1) レデーミクストコンクリートを使用する場合には、JIS表示許可の確認を徹底すること。
- 2) レデーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308、5309 検査）は、購入者である受注者が直接行うよう指示すること。やむ

をえず生産者等に検査のための試験を代行させる場合でも、受注者がその試験に立会い、その試験結果を確認すること。

- 3) コンクリートの強度試験を行う場合には、供試体はその現場のものであることが確認できる手段を講じること。
- 4) 適宜、発注者において品質を確保するための立会を行うこと。

3. 鋼構造物工について

- 1) 鋼材を使用する場合は、それぞれの規格に適合した品質を確保するため、製品検査証明書（ミルシート）等の確認を徹底すること。
- 2) 溶接部の検査については、土木工事共通仕様書第 714 条および機械工事施工管理基準（案）第 211 ～ 213 条に規定する溶接完了後の検査を徹底すること。

5 環境関連法令

◎ 環境基本法（抄）

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の恵沢の享受と継承等）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

（国の責務）

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び

実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を

明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第四節 特定地域における公害の防止

(公害防止計画の作成)

第十七条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
 - 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
- 2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

- 3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
- 5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

(国の施策の策定等に当たっての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
- 二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置
- 三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

- 2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二條 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 1 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三條 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十四條 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されること

による環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

附 則 (平成5年・11・19法91)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成五年政令第三六九号で平成六年八月一日から施行]

◎ 騒音規制法（抄）

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定 義）

- 第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項 に規定する自動車であつて環境省令で定めるもの及び同条第三項 に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

（地域の指定）

- 第三条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第三章 特定建設作業に関する規制

（特定建設作業の実施の届出）

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、

当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - 三 特定建設作業の場所及び実施の期間
 - 四 騒音の防止の方法
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
 - 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
 - 3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

第五章 雑 則

(報告及び検査)

- 第二十条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気工作物等に係る取扱い)

第二十一条 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十四号 に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項 に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項 に規定する建設物、工作物その他の施設（同法第二条第二項 ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

- 2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。
- 3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。
- 4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。
- 5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(騒音の測定)

第二十一条の二 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

(関係行政機関の協力)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状況、特定建

設作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べることができる。

(国の援助)

第二十三条 国は、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第二十四条 国は、騒音を発生する施設の改良のための研究、騒音の生活環境に及ぼす影響の研究その他騒音の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第二十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村（特別区を含む。）の長が行うこととすることができる。

(条例との関係)

第二十七条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

- 2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行なわれる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴って発生する騒音に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

◎騒音規制法施行令（抄）

公 布 昭和四三・一一・二七政令第三二四号

最終改正 平成一四・一二・二六政令第三九七号

第一条 特定施設

騒音規制法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

第二条 特定建設作業

法第二条第三項の政令で定める施設は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

第三条 報告及び検査

市町村長は、法第二十条第一項の規定により、特定施設を設置する者に対し、特定施設の設置の状況及び使用の方法並びに騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定工場等に立ち入り、特定施設その他騒音を発生する施設及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十一条第一項に規定する特定施設を設置する者に対しては、法第十二条第一項、同条第二項（法第九条に係る部分を除く。）又は法第二十一条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

- 2 市町村長は、法第二十条第一項の規定により、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定建設作業の実施の状況及び騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定建設作業に使用される機械及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第四条 政令で定める市町村の長による事務の処理

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第十八条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第十九条の規定による公表に関する事務は、一関市、日立市、土浦市、ひたちなか市、桐生市、伊勢崎市、太田市、松戸市、君津市、上田市、多治見市及び西宮市の長（以下この項において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

- 2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条第一項の規定による地域の指定に関する事務、同条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務、法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務及び法第二十二条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに係る事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長、同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長及び特別区の長（以下この項において「指定都市の長等」

という。)が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

別表第一（第一条関係）

一 金属加工機械

イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。）

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）

ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ 機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ せん断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）

ト 鍛造機

チ ワイヤフォーマリングマシン

リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）

ヌ タンブラー

ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

四 織機（原動機を用いるものに限る。）

五 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）

ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）

六 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

七 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ハ 碎木機

ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ヘ かな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

- 八 抄紙機
- 九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 一〇 合成樹脂用射出成形機
- 一一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表第二（第二条関係）

- 一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 二 びょう打機を使用する作業
- 三 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 四 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 五 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 八 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

◎騒音規制法施行規則（抄）

公 布 昭和四六・六・二二厚生・農林・通産・建設省第一号
最終改正 平成十二・八・十四総理府令第九四号

第一条 用 語

この省令で使用する用語は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第二条 公 示

法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、都道府県又は騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四条に規定する市の公報に掲載してしなければならない。

第三条 届出書の提出部数

法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

第十条 特定建設作業の実施の届出

法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によってしなければならない。

- 2 法第十四条第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 特定建設作業の種類
 - 三 特定建設作業に使用される令 別表第二に規定する機械の名称、形式及仕様
 - 四 特定建設作業の開始及び終了の時刻
 - 五 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 法第十四条第三項の規定により第一項の届出書に添附しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した公示工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

◎特定建設作業に伴って発生する騒音の 規制に関する基準

公 布 昭和四三・一一・二七厚生・建設省告示第一号
最終改正 平成一三・三・五環境省告示第九号

騒音規正法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定に基づき、環境大臣の定める基準は、次のとおりとする。ただし、この基準は、第一号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について法第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

- 一 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、八十五デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 二 特定建設作業の騒音が、別表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間内、別表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- 三 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、別表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、別表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- 四 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の帰還が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に

行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

五 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場合に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その支持値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの支持値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その支持値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの支持値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

別表

- 一 法第三条第一項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規正法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）第四号に規定する市の長が指定した区域
 - イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 - ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の産に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。
- 二 法第三条第一項の規定により指定された区域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

◎騒音に係る環境基準について

制 定 昭和46年 5月25日 閣議決定

最近改正 平成10年 9月30日 平成10年環境庁告示第64号

施 行 平成11年 4月 1日

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 - 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

- (4) 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格 Z 8 7 3 1 に定める騒音レベル測定方法による。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

- 3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第 2 達成期間等

- 1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては (1) 及び (2) にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては (2) を準用するものとする。
- 2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音はその騒音の影響を受

けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附 則（平 10.09.30 環境庁告示 64 号）

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

◎道路交通法による規制の要請限度

自動車騒音の要請限度

(平成十二年三月二日、総理府令第15号)、平成十二年四月一日から施行。

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

自動車騒音の限度

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
一 a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
二 a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
三 b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては七十五デシベル、夜間においては七十デシベルとする。

(注) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号の掲げる区域とし都道府県知事が定めた区域をいう。

- (1) a区域：専ら住居の用に供される区域
- (2) b区域：主として住居の用に供される区域
- (3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

◎ 振 動 規 制 法 （抄）

第一章 総則

（目 的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定 義）

- 第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「道路交通振動」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項 に規定する自動車及び同条第三項 に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

（地域の指定）

- 第三条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第三章 特定建設作業に関する規制

（特定建設作業の実施の届出）

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生

により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
 - 四 振動の防止の方法
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
 - 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第五章 雑 則

(報告及び検査)

第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈

してはならない。

(電気工作物等に係る取扱い)

第十八条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十四号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条第一項、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する振動によりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(振動の測定)

第十九条 市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

(関係行政機関の協力)

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設、特定建設作業又は道路交通振動の状況に関する資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べるることができる。

(国の援助)

第二十一条 国は、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第二十二条 国は、振動を発生する施設の改良のための研究、振動の生活環境に及ぼす影響の研究その他振動の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十三条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。）の長が行うこととすることができる。

(条例との関係)

第二十四条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴って発生する振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

◎ 振 動 規 制 法 施 行 令

公 布：昭和五十一年十月二十二日政令第二百八十号

最終改正：平成一四年一二月二六日政令第三九七号

内閣は、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項 及び第三項、第十二条第三項、第十七条第一項 並びに第二十三条 の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定建設作業）

第二条 法第二条第三項 の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

別表第二（第二条関係）

- 一 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 三 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 四 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）

◎ 振 動 規 制 法 施 行 規 則

交 付：昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号

最終改正：平成一三年三月五日環境省令第五号

(特定建設作業の規制に関する基準)

第十一条 法第十五条第一項 の環境省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。ただし、この基準は、別表第一第一号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第十五条第一項 の規定による勧告又は同条第二項 の規定による命令を行うに当たり、同表第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

別表第一 (第十一条関係)

- 一 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、七十五デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 二 特定建設作業の振動が、付表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間（以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ニ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
 - ホ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- 三 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場合において、付表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

四 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場合において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

五 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

ホ 道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合

ヘ 道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - 二 振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
三デシベル	三デシベル
四デシベル	二デシベル
五デシベル	
六デシベル	一デシベル
七デシベル	
八デシベル	
九デシベル	

- 4 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

- 一 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域
- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
- ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。
- 二 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

6 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

建設省発第54号
昭和51年3月2日

改訂 昭和62年3月30日

I 総論

第1章 目的

- 1 本指針は、建設工事に伴う騒音・振動の発生をできる限り防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事の施工を図ることを目的とする。
- 2 本指針は、建設工事に伴う騒音・振動の防止について、技術的な対策を示すものとする。

第2章 適用範囲

- 1 本指針は、騒音・振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域におけるすべての建設工事に適用することを原則とする。

ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音・振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80 m の区域
- (5) 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

第3章 現行法令

- 1 騒音・振動対策の計画、実施にあたっては、公害対策基本法、騒音規制法及び振動規制法について十分理解しておかなければならない。
- 2 地方公共団体によっては、騒音規制法及び振動規制法に定めた特定建設作業以外の作業についても条例等により、規制・指導を行っているので、対象地域における条例等の内容を十分把握しておかなければならない。

第4章 対策の基本事項

- 1 騒音・振動対策の計画、設計、施工にあたっては、施工法、建設機械の

騒音・振動の大きさ、発生事態、発生機構等について、十分理解しておかなければならない。

- 2 騒音・振動対策については、騒音・振動の大きさを下げるほか、発生期間を短縮するなど全体的に影響の小さくなるように検討しなければならない。
- 3 建設工事の設計にあたっては、工事現場周辺の立地条件を調査し、全体的に騒音・振動を低減するよう次の事項について検討しなければならない。
 - (1) 低騒音、低振動の施工法の選択
 - (2) 低騒音型建設機械の選択
 - (3) 作業時間帯、作業工程の設定
 - (4) 騒音・振動源となる建設機械の配置
 - (5) 庶音施設等の設置
- 4 建設工事の施工にあたっては、設計的に考慮された騒音・振動対策をさらに検討し、確実に実施しなければならない。なお、建設機械の運転についても以下に示す配慮が必要である。
 - (1) 工事の円滑を図るとともに現場管理等に留意し、不必要な騒音・振動を発生させない。
 - (2) 建設機械等は、整備不良による騒音・振動が発生しないように点検、整備を十分に行う。
 - (3) 作業待ち時には、建設機械等のエンジンをできる限り止めるなど騒音・振動を発生させない。
- 5 建設工事の実施にあたっては、必要に応じ工事の目的、内容等について、事前に地域住民に対して説明を行い、工事の実施に協力を得られるように努めるものとする。
- 6 騒音・振動対策として施工法、建設機械、作業時間帯指定する場合には、仕様書に明記しなければならない。
- 7 騒音・振動対策に要する費用については、適正に積算、計上しなければならない。
- 8 起業者、施工者は、騒音・振動対策を効果的に実施できるように協力しなければならない。

第5章 現地調査

- 1 建設工事の設計、施工にあたっては、工事現場及び現場周辺の状況について、施工前調査、施工時調査等を原則として実施するものとする。
- 2 施工前調査は、建設工事による騒音・振動対策を検討し、工事着手前の状況を把握するために、次の項目について行うものである。
 - (1) 現場周辺状況
工事現場周辺について、家屋、施設等の有無、規模、密集度、地質、土質及び騒音又は振動源と家屋等の距離等を調査し、必要に応じて騒音・振動の影響についても検討する。
 - (2) 暗騒音、暗振動
工事現場の周辺において、作業時間帯に応じた暗騒音、暗振動を必要に応じ測定する。
 - (3) 建造物等
工事現場の周辺において、建設工事による振動の影響が予想される建造物等について工事施工前の状況を調査する。
- 3 施工時調査は、建設工事の施工時において、必要に応じ騒音・振動を測定し、工事現場の周辺の状況、建造物等の状態を把握するものである。
なお、施工直前においても必要に応じ建造物等の状態を把握するものとする。

Ⅱ 各 論

第6章 木 工

(掘削、積込み作業)

- 1 掘削、積込み作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- 2 掘削はできる限り衝撃力による施工を設け、無理な負荷をかけないようにし、不必要な高速運転やむだな空ぶかしを避けて、ていねいに運転しなければならない。
- 3 掘削積込機から直接トラック等に積みこむ場合、不必要な場合・振動の

発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

ポッパーにとりだめして積みこむ場合も同様とする。

(ブルドーザー作業)

- 4 ブルドーザーを用いて堀削押し土を行う場合、無理な負荷をかけないようにし、後進時の高速走行を避けて、ていねいに運転しなければならない。

(締固め作業)

- 5 締固め作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- 6 振動、衝撃力によって締固めを行う場合、建設機械の種類を選定、作業時間帯の設定等について十分留意しなければならない。

第7章 運搬工

(運搬の計画)

- 1 運搬の計画にあたっては、交通安全に留意するとともに、運搬に伴って発生する騒音・振動について配慮しなければならない。

(運搬路の選定)

- 2 運搬路の選定にあたっては、あらかじめ道路及び付近の状況について十分調査し、下記事項に留意しなければならない。なお、事前に道路管理者、公安委員会（警察）等と協議することが望ましい。

- (1) 通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。
- (2) 必要に応じ往路、復路を別経路にする。
- (3) できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。
- (4) 急な縦断勾配や、急カーブの多い道路を避ける。

(運搬路の維持)

- 3 運搬路は点検を十分にし、特に必要がある場合は維持補修を工事計画に取組むなど対策に努めなければならない。

(走行)

- 4 運搬車の走行速度は、道路及び付近の状況に応じ制限を加えるように計画、実施するものとする。なお、運搬車の運転は、不必要な急発進、急停止、空ぶかしなどを避けて、ていねいに行わなければならない。

(運搬車)

- 5 運搬車の選定にあたっては、運搬量、投入台数、速度頻度、走行速度等を十分検討し、できる限り騒音の小さい車輛の使用に努めなければならない。

第8章 岩石掘削工

(岩石掘削の計画)

- 1 岩石掘削計画にあたっては、リッパ工法、発破リッパ工法、発破工法等の工法について比較検討し、総合的に騒音・振動の影響が小さい工法を採用しなければならない。

(せん孔)

- 2 さく岩機によりせん孔を行う場合、必要に応じ防音対策を講じた機械の使用について検討するものとする。

(発破)

- 3 発破掘削を行う場合、必要に応じ低爆速火薬等の特殊火薬や遅発電気雷管等の使用について検討するものとする。

第9章 基礎工

(基礎工法の選定)

- 1 基礎工法の選定にあたっては、既成ぐい工法、場所打ぐい工法、ケーソン工法等について、総合的な検討を行い、騒音・振動の影響の小さい工法を採用しなければならない。

(既成ぐい工法)

- 2 既成ぐいを施工する場合には、中掘工法、プレーボウリング工法等を原則とし、次のような騒音・振動対策を検討しなければならない。

- (1) 作業時間帯
- (2) 低騒音型建設機械の使用

- 3 既成ぐいの積み卸し、吊り込み作業等は不必要な騒音・振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(場所打ぐい工法)

- 4 場所打ぐい工法には、多くの種類の掘削工法があり、それらの騒音・振動の程度、発生機構も異なるので留意しておく必要がある。
- 5 場所打ぐい工法では、土砂搬出、コンクリート打設等による騒音・振動の低減について配慮しておかななければならない。

また、各くいが連続作業で施工されることから作業工程と作業時間帯についても留意しておかなければならない。

(ケーソン工法)

- 6 ニューマチックケーソン工法では昼夜連続作業で施工されることから、エアロックの排気音、合図音及び空気圧縮機等の騒音・振動対策を検討しておく必要がある。

第10章 土留工

(土留工法の選定)

- 1 土留工法の選定にあたっては、鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法、地下連続壁工法等について、総合的な検討を行い、騒音・振動の小さい工法を採用しなければならない。

(鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法)

- 2 鋼矢板、鋼ぐいを施工する場合には、油圧式圧入引抜き工法、多滑車式引抜き工法、アースオーガによる堀削併用圧入工法、油圧式超高周波くい打工法、ウォータージェット工法等を原則とし、次の騒音・振動対策を検討しなければならない。

- (1) 作業時間帯
- (2) 低騒音型建設機械の使用

- 3 H鋼、鋼矢板等の取り付け、取り外し作業及び積込み、積卸し作業等は不必要な騒音・振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(地下連続壁工法)

- 4 地下連続壁工法は、土留部材を本体構造に利用できる場合や、工事現場の周辺の地盤沈下に対する制限が厳しい場合には、騒音・振動の低減効果も考慮し採否を検討する。

第11章 コンクリート工

(コンクリートプラント)

- 1 コンクリートプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音・振動の影響が小さい場所を選び、十分な設置面接を確保するものとする。なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。
- 2 コンクリートプラント場内での稼働、出入りする関連機械の騒音・振動対策について配慮する必要がある。

(トラックミキサ)

- 3 コンクリートの打設時には、工事現場内及び付近におけるトラックミキサの待機場所等について配慮し、また不必要な空ぶかしをしないように留意しなければならない。

(コンクリートポンプ車)

- 4 コンクリートポンプ車でコンクリート打設を行う場合には、設置場所に留意するとともにコンクリート圧送パイプを常に整備して不必要な空ぶかしなどをしないように留意しなければならない。

第12章 舗装工

(アスファルトプラント)

- 1 アスファルトプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音・振動の影響ができるだけ小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。
- 2 アスファルトプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音・振動対策について配慮する必要がある。

(舗装)

- 3 舗装にあたっては、組合せ機械の作業能力をよく検討し、段取り待ちが少なくなるように配慮しなければならない。

(舗装版とりこわし)

- 4 舗装版とりこわし作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装板破碎機、低騒音型のバックホウの使用を原則とする。また、コンクリートカッタ、ブレーカ等についても、できる限り低騒音の建設機械の使用に努めるものとする。
- 5 破碎物等の積込み作業等は、不必要な騒音・振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

第13章 鋼構造物工

(接合)

- 1 現場における高力ボルトによる鋼材の接合には、電動式レンチ又は油圧式レンチの使用を原則とする。
- 2 現場における鋼材の穴合わせには、必要に応じドリフトピンを打撃する方法にかえて、油圧式又は電動式の静的方法の採用を検討するものとする。

(クレーン車の選定)

- 3 クレーン車の選定にあたっては、低騒音型建設機械に採否について検討するものとする。

(架 設)

- 4 架設に使用するクレーン車等の運転は、作業時間帯に留意するとともに無理な負荷をかけないように、ていねいに行わなければならない。

第14章 構造物とりこわし工

(とりこわし工法の選定)

- 1 コンクリート構造物を破砕する場合には、工事現場の周囲の環境を十分考慮し、コンクリート圧砕機、ブレーカ、膨脹剤等による工法から、適切な工法を選定しなければならない。

(小 割)

- 2 とりこわしに際し小割を必要とする場合には、トラックへ積込み運搬可能な程度にブロック化し、騒音・振動の影響の少ない場所で小割する方法を検討しなければならない。

なお、積込み作業等は、不必要な騒音・振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

(防音シート等)

- 3 コンクリート構造物をとりこわす作業現場は、騒音対策、安全対策を考慮して必要に応じ防音シート、防音パネル等の設置を検討しなければならない。

第15章 トンネル工

(掘 削 工)

- 1 坑口付近の掘削は、発破等の騒音・振動をできる限り低減させるように配慮しなければならない。
- 2 トンネル本体掘削時の発破騒音対策として、坑口等に防音壁、防音シート等の設置を検討しなければならない。
- 3 土かぶりの小さな箇所が発破による掘削を行う場合、特に振動について配慮しなければならない。

(ずりの運搬、処理)

- 4 ずりの運搬、処理に用いる建設機械は、ていねいに運転しなければならない

ない。

(換気設備等)

- 5 換気設備及び空気圧縮機等は、工事現場の周辺の環境を考慮して設置するとともに、必要に応じ騒音・振動を低減させるように配慮しなければならない。

第16章 シールド・推進工

(泥水処理設備等)

- 1 泥水処理設備、換気設備等は、設備場所に留意するとともに、必要に応じ防音パネル、防振装置等の設置について検討しなければならない。

(掘削)

- 2 土かぶりの小さい箇所における掘削については、推進に伴う振動に留意しなければならない。

(資機材の運搬)

- 3 資機材の運搬にあたっては、作業時間帯に留意するとともに、必要に応じ騒音・振動対策を講じなければならない。

第17章 軟弱地盤処理工

(軟弱地盤処理工法の選定)

- 1 軟弱地盤処理工法の選定にあたっては、対象地盤性状と発生する騒音・振動との関連を考慮の上、総合的な検討を行い、工法を決定しなければならない。

(施工)

- 2 軟弱地震処理工の施工にあたっては、施工法に応じ、騒音・振動を低減させるように配慮しなければならない。

なお、特に振動が問題となりやすいので、留意しなければならない。

第18章 仮設工

(設置)

- 1 仮設材の取り付け、取り外し及び積込み、積卸しは、ていねいに行わなければならない。
- 2 覆工板の取り付けにあたっては、段差、通行車両によるがたつき、はねあがり等による騒音・振動の防止に留意しなければならない。

第19章 空気圧縮機、発動発電機等

(空気圧縮機、発動発電機等)

- 1 可搬式のものは、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- 2 定置式のものは、騒音・振動対策を講じることを原則とする。

(排水ポンプ)

- 3 排水ポンプの使用にあたっては、騒音の防止に留意しなければならない。

(設 置)

- 4 空気圧縮機、発動発電機、排水ポンプ等は、工事現場の周辺の環境を考慮して、騒音・振動の影響の少ない箇所に設置しなければならない。

7 排出ガス対策型建設機械について

排出ガス対策型建設機械指定要領の評定機関に関わる運用について

国総施第 53 号 平成 13 年 3 月 30 日

国土交通省総合政策局建設施工企画課長から

各地方整備局企画部長

北海道開発局事業振興部長 あて

沖縄総合事務局開発建設部長

排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正については、先に国土交通省大臣官房技術審議官より平成 13 年 3 月 30 日付国総施第 51 号をもって通知されたところであるが、その評定機関に関わる運用について別紙のとおり取扱うこととしたので留意されたい。

なお、「排出ガス対策型建設機械指定要領の運用（平成 9 年 3 月 31 日付建設省経機発第 56 号）」は、本運用の施行をもって廃止する。

（別 紙）

排出ガス対策型建設機械指定要領の評定機関に関わる運用

（総 則）

第 1 排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「要領」という。）の内、評定機関に関わる取扱いについては、この運用の定めるところによる。

（評定機関の要件）

第 2 要領第 4 第 2 項にいう「別に定める要件を満たした第三者機関」（以下「評定機関」という。）とは、次に掲げる要件を満たした第三者機関をいう。

- 一 組織は、法律上存在を確認できるものであること。
- 二 組織の目的（定款等）が、評定の実施に相当とされるものであり、かつ建設機械、エンジン又は黒煙浄化装置の供給を業としていないこと。また、評定業務の遂行に必要な体制が整えられていること。
- 三 組織の経営において、特定の被評定者のみの出資又は財政的支援を受けていないこと。
- 四 評定等の業務実績について、次の条件を満たすこと。
 - ① エンジン排出ガスに関わる審査、評価、試験に類する実績が 5 年以上あること。
 - ② 第三者としてエンジン排出ガスに関わる審査、評価、試験に類する実績があること。

（評定要領）

第 3 排出ガス対策型エンジンの評定を行う評定機関は、別添－ 1 に定める排出ガス対策型エンジン評定指針に沿って、評定要領を文書化し評定にあたるものとする。

2 排出ガス対策型黒煙浄化装置の評定を行う評定機関は、別添－ 2 に定める排出ガス対策型黒煙浄化装置評定指針に沿って、評定要領を文書化し評定にあたるものとする。

(評定要領の提出等)

第4 排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の評定を行う評定機関は、第2各号に規定する評定機関の要件を満たすことを証明する書類と文書化した評定要領を建設施工企画課長に提出するものとする。また、提出した書類あるいは評定要領に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

2 建設施工企画課長は、前項に規定する全ての書類の提出があったとき、提出した者に対して受理した旨を通知するものとする。

3 排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の評定を行う評定機関は、排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定申請者に第1項に規定する書類を提出し、排出ガス対策型建設機械又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定申請者により、認定申請書とあわせてそれを国土交通省大臣官房技術審議官に提出することにより、第1項の規定にかかわらず当該排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の評定を行うことができる。

(認定済みエンジン第2次基準値適合証明に係る特別措置)

第5 平成13年3月31日以前に認定されたエンジンであって、粒子状物質以外の排出ガス成分及び黒煙の量が第2次基準値を既に満たしているエンジンの第2次基準適合エンジンとしての評定は、別添-3の取扱いによるものとする。

附 則

この運用は、平成13年4月1日から適用する。

排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用について

国総施第55号 平成13年3月30日

国土交通省総合政策局建設施工企画課長から

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 あて
沖縄総合事務局開発建設部長

排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正については、先に国土交通省大臣官房技術審議官より平成13年3月30日付国総施第51号をもって通知されたところであるが、その排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用について別紙のとおり取扱うこととしたので留意されたい。

(別 紙)

排出ガス対策型建設機械指定要領の
排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用

(総 則)

第1 排出ガス対策型建設機械指定要領(以下「要領」という。)の内、排出ガス対策型エンジンの認定等に関わる取扱いについては、この運用の定めるところによる。

(エンジンファミリの取扱い)

第2 要領第3第1項のエンジンファミリは、別記1によるものとし、次のとおり取り扱うものとする。

一 出力仕様の設定を行う範囲を網羅した四隅の定格出力設定でエンジンファミリの出力範囲を形成して申請する場合の排出ガスの申請値は、四隅の出力設定における各々の排出ガス成分ごとの最大値とする。

出力仕様の設定を行う範囲が出力曲線を相似形として定格点と最大トルク点が上下に変更されるエンジンファミリは、上限と下限の定格出力設定における各々の排出ガス成分ごとの最大値とする。出力仕様の設定を行う範囲が同一の出力曲線上で定格回転速度の変更がなされるエンジンファミリは、上限と下限の定格回転速度における各々の排出ガス成分ごとの最大値とする。

以上の何れかの方法によりエンジンファミリとする場合は、申請した出力設定範囲内における排出ガス対策の方法等(噴射タイミングの設定方法等)について、一定の方針を定めておくものとする。

二 特定の複数出力仕様として申請する場合の排出ガスの申請値は、各々の出力仕様における各々の排出ガス成分ごとの最大値とする。

(申請書・変更届等における共通事項)

第3 この運用で定める各種申請書の様式及び各種届出の様式等における申請・届出等の期日、申請・届出等の先、申請・届出者等の氏名又は名称及び住所、問い合わせ先は、持に定めがない場合には次のとおりとする。

一 申請・届出等の期日は、申請・届出等の書類を提出した年月日とする。

二 申請・届出等の先は、国土交通省大臣官房技術審議官とする。

三 申請・届出者等の氏名又は名称及び住所は、申請・届出等を行う会社の本社名、代表者名及びそれらの捺印をもって申請することを原則とするが、会社としての責任を負える者であれば、その者の署名あるいは捺印をもって代表者に代えることができる。なお、排出ガス対策型エンジン同一証明書の場合は、証明を行う者となる。

四 様式に問い合わせ先がある場合は、当該申請・届出等の書類についての問い合わせ先を記入するものとする。

五 申請・届出等の書類は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に正副各二部提出するものとする。

(排出ガス対策型エンジンの認定申請)

第4 要領第4第1項の申請は、エンジンファミリが出力仕様の設定を行う範囲として構

成される場合に別記様式 1-1-1 を用い、エンジンファミリーが特定の複数出力仕様で構成される場合に別記様式 1-1-2 を用いるものとする。

記入要領は、何れの場合も別添-1 によるものとする。

- 2 要領第 4 第 2 項のエンジンファミリーの性能範囲は、エンジンファミリーが出力仕様の設定を行う範囲として構成される場合に別記様式 1-2-1 を用い、エンジンファミリーが特定の複数出力仕様で構成される場合に別記様式 1-2-2 を用いるものとする。
- 3 要領第 4 第 2 項の排出ガス測定エンジンの性能（別記様式 1-3）は、要領第 4 第 1 項五（排出ガスの申請値）の申請のために排出ガス測定を行ったエンジンについて記入するものとする。
- 4 要領第 4 第 2 項の排出ガス測定記録表（別記様式 1-4）は、要領第 4 第 1 項五（排出ガスの申請値）の申請のために排出ガス測定を行ったエンジンについて記入するものとする。
- 5 要領第 4 第 2 項、第 3 項又は第 4 項の排出ガス対策型エンジン仕様書は、エンジンファミリー全体の仕様として、エンジンファミリーが出力仕様の設定を行う範囲として構成される場合に別記様式 1-5-1 を用い、エンジンファミリーが特定の複数出力仕様で構成される場合に別記様式 1-5-2 を用い、複数種類の仕様がある項目はその全てを記入するものとする。エンジン形式は、要領第 4 第 1 項三（エンジンの概要）の形式の項目を全て記入するものとする。
- 6 要領第 4 第 2 項、第 3 項又は第 4 項の排出ガス対策型エンジン識別届（別記様式 1-6）は、識別方法として次の事項を満足するものとする。
 - ① エンジンファミリーの名称がエンジンのどの位置に明示されているかを図示する。
 - ② 識別方法が、エンジンファミリーの名称を入れたラベル等の貼付による場合は、ラベルの素材と寸法を記述する。打刻や鋳だしの場合は、素材等の欄に打刻あるいは鋳だしと記述する。
 - ③ エンジンファミリーの名称が、他の識別記号（生産区分等）と連なっている場合は、それらを具体的に明記する。
- 7 要領第 4 第 2 項の対策内容説明書は、排出ガス成分発生量の増減に寄与する諸設定を別添-2 に沿って記述するものとする。
- 8 要領第 4 第 2 項又は第 4 項の生産管理方法届（別記様式 1-7）における生産管理方法は、次の事項を満足するものとする。
 - 一 排出ガスの申請値をエンジンファミリーの最大値とする場合は、生産管理方法として、生産される当該エンジンファミリーに対して実施する排出ガス測定の抜き取り率、あるいは排出ガス測定の代わりに実施する管理方法を記述するものとする。
- 9 要領第 4 第 3 項又は第 4 項の排出ガス対策型エンジン同一証明書は、当該エンジンが他者より供給（他者が開発したエンジンの供給）を受けている場合には別記様式 1-8-1 を用い、共同で開発したものである場合には別記様式 1-8-2 を用いるものとする。別記様式 1-8-1 における証明者は供給側とする。記述事項は、次のとおりとする。
 - 一 他者より供給を受けている場合は、供給側における "エンジンファミリーの名称" と "エンジンファミリーの構成"（別記様式 1-1-1、2 参照）の設定範囲あるいはエ

ンジン記号、及び定格出力と定格回転速度を記入するとともに、申請者におけるエンジンファミリの名称を記入するものとする。

二 共同で開発している場合は、いずれか1社の"エンジンファミリの名称"と"エンジンファミリの構成"の設定範囲あるいはエンジン記号、及び定格出力と定格回転速度を記入するとともに、他の会社におけるエンジンファミリの名称を記入するものとする。

10 申請を行うエンジンファミリの排出ガス成分のうち、過渡時黒煙の発生をエンジン調速レバーの動作速度を制限することにより抑制しているものについては、別添-3により取り扱うものとする。

(エンジンの認定申請書記載内容の変更)

第5 要領第3第1項(氏名又は名称及び住所)の変更届は、別記様式1-9を用いるものとする。

2 要領第3第3項(エンジンファミリの構成)の変更申請書は、エンジンファミリが出力仕様の設定を行う範囲として構成される場合に別記様式1-10-1を用い、エンジンファミリが特定の複数出力仕様で構成される場合に別記様式1-10-2を用いるものとする。

(申請の区切り及び認定の時期)

第6 要領第4第1項の認定申請、要領第7第1項の変更届は、次の期日を区切りとしてとりまとめ、要領第5第2項又は第3項の認定、要領第7第4項の変更通知は、原則として区切った期日の3ヶ月後の間に行うものとする。

- ① 1月1日から3月末日までの申請等は、3月末日で区切る。
- ② 4月1日から6月末日までの申請等は、6月末日で区切る。
- ③ 7月1日から9月末日までの申請等は、9月末日で区切る。
- ④ 10月1日から12月末日までの申請等は、12月末日で区切る。

(認定又は指定の取消し)

第7 要領第17第1項一の認定の取消し申請は、別記様式1-11を用いるものとする。

(認定等の公表)

第8 要領第5第1項の認定、要領第7第4項の変更通知を行つた場合、要領第17第1項の取消しを行つた場合は、その旨を公表するものとする。

(発動発電機専用エンジンの試験サイクル)

第9 要領別表1及び別表2の発動発電機専用エンジンの試験サイクルは、別記2によるものとする。

附 則

第1 この運用は、平成13年4月1日から適用する。

第2 申請の区切りについて、第6に定めるところに鋼わらず、平成13年4月1日から同年4月20日までの申請は、4月20日で区切るものとする。

別記 1

エンジンファミリーについて

排出ガス対策型エンジンとして認定するエンジンファミリーの範囲は、以下のとおりとする。

1. エンジンファミリーの名称

エンジンファミリーの名称は、一つのエンジンファミリーについて、一つの固有の名称を有すること。

2. エンジンの形式など

- ① 燃焼サイクル [4サイクル、2サイクル] が同一
- ② 冷却方式 [水冷式、液冷式、空冷式] が同一
- ③ 燃焼室形式 [直接噴射式、予燃焼室式、渦流室式] が同一
- ④ 給気方法与給気冷却方式

[無過給式、過給式 (給気冷却なし)、過給式 (給気冷却あり)] が同一

3. 構造 (付属装置)

- ① 噴射ポンプ形式 [単簡型、列型、ユニットインジェクタ、分配型、コモンレール型] が同一

4. 構造 (ディメンジョン)

- ① 気筒数及び気筒配置が同一であること。
- ② ボア・ストロークが同一であること。
- ③ 1気筒当たりの吸、排気バルブ本数が同じであること。

5. 出力、回転速度、トルクの特性

- ① 出力仕様の設定を行う範囲を網羅した四隅 (又は二隅) の定格出力設定 (高回転・高負荷設定、高回転・低負荷設定、低回転・高負荷設定、低回転・低負荷設定) で、エンジンファミリーの出力範囲を形成した場合は、各々の出力仕様の定格点はその範囲内にあり、かつ全負荷出力曲線は申請した範囲に入っていること。

又、この場合は、無負荷最高回転数が申請した最高回転数以下であり、かつ無負荷最低回転数が申請した最低回転数以上であること。

- ② 特定の複数出力仕様として申請した場合は、無負荷回転速度を含め申請した出力仕様のいずれかに該当すること。

6. 排出ガス

- ① エンジンファミリーを範囲 (5. ①) として認定を受けようとするときは、排出ガス成分ごとに最も不利な仕様のエンジンの排出ガス値で申請する。
- ② エンジンファミリーを複数出力仕様 (5. ②) として認定を受けようとするときは、排出ガス成分ごとに最も不利な仕様のエンジンの排出ガス値で申請する。
- ③ ファミリーの範疇とする個々の同一仕様エンジンは、HC, Nox, CO, PM については、生産されるエンジンの平均値が各々の基準値を満足すること。
- ④ 黒煙については、ファミリーの範疇とするエンジンのいずれにおいても基準値を満足すること。

7. 基準値の適用

エンジンファミリーに適用される基準値は、出力設定範囲内の最も厳しい基準値とする。

別記 2

発動発電機専用エンジンの取扱いについて

1. 適用範囲

60Hz と 50Hz の発電周波数をエンジン回転速度の切替によって変更する発動発電機の用途として供給されるエンジンであって、他の建設機械に搭載されない発動発電機専用エンジンにのみ適用する。

周波数が固定された発動発電機の用途として供給されるエンジンであって、他の建設機械に搭載されない一定回転速度で用いられる発動発電機専用エンジンの場合は、JIS B 8008-4（往復動内燃機関－排気排出物測定－第4部:各種用途の試験サイクル）に規定するサイクル D2 を用いるものとして、本取扱いは適用しない。

2. 測定方法

本取扱いを適用するエンジンの試験サイクルは、前記の規格 JIS B 8008-4 に規定するサイクル C1 の測定点の定義を次のとおりとする。

① 定格回転速度

高速回転（60Hz）側の回転速度

② 中間回転速度

低速回転（50Hz）側の回転速度

③ 無負荷最低回転速度

低速回転（50Hz）側の回転速度

なお、本取扱いを適用するエンジンは、一定回転で運転されるところから過渡時黒煙の測定を省くことができる。

3. 排出ガス対策型エンジン認定申請

本取扱いを適用するエンジンの認定申請にあたっては、「排出ガス対策型エンジン認定申請書」（本運用別記様式 1-1-1、2）の"エンジンファミリの名称"として、名称の後ろに"発動発電機用"と明記して申請する。

排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関わる運用について

国総施第 57 号 平成 13 年 3 月 30 日

国土交通省総合政策局建設施工企画課長から

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 あて
沖縄総合事務局開発建設部長

排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正については、先に国土交通省大臣官房技術審議官より平成 13 年 3 月 30 日付国総施第 51 号をもって通知されたところであるが、その排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関わる運用について別紙のとおり取扱うこととしたので留意されたい。

(別紙)

排出ガス対策型建設機械指定要領の 排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関わる運用

(総則)

第 1 排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「要領」という。）の内、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定等に関わる取扱いについては、この運用の定めるところによる。

(ファミリー黒煙浄化装置の取扱い)

第 2 要領第 3 第 2 項のファミリー黒煙浄化装置は、別記 1 によるものとする。

(申請書・変更届等における共通事項)

第 3 この運用で定める各種申請書の様式及び各種届出の様式等における申請・届出等の期日、申請・届出等の先、申請・届出者等の氏名又は名称及び住所、問い合わせ先は、特に定めがない場合には次のとおりとする。

- 一 申請・届出等の期日は、申請・届出等の書類を提出した年月日とする。
- 二 申請・届出等の先は、国土交通省大臣官房技術審議官とする。
- 三 申請・届出者等の氏名又は名称及び住所は、申請・届出等を行う会社の本社名、代表者名及びそれらの捺印をもって申請することを原則とするが、会社としての責任を負える者であれば、その者の署名あるいは捺印をもって代表者に代えることができる。なお、排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書の場合は、証明を行う者となる。
- 四 様式に問い合わせ先がある場合は、当該申請・届出等の書類についての問い合わせ先を記入するものとする。
- 五 申請・届出等の書類は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に正副各二部提出するものとする。

(排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定申請)

第4 要領第8第1項の申請書(別記様式2-1)は、別添-1の記入要領に従い記入するものとする。

2 要領第8第2項の測定記録表は、排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用別記様式1-4(1/2)を用いるものとする。

3 要領第8第2項又は第3項の排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書(別記様式2-2)は、別添-2の記入要領に従い記入するものとする。

4 要領第8第2項の低減方式説明書は、別添-3の記入要領に従い記入するものとする。

5 要領第8第2項の構造図は、当該型式の製作図面から細部の寸法を除いたA4版図面とし、外観寸法、内部構造(触媒部の構造、フィルタ部の構造、フィルタ部のシール構造等)が分かるものとする。

6 要領第8第3項の排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書は、当該黒煙浄化装置が他者より供給(他者が開発した黒煙浄化装置の供給)を受けている場合には別記様式2-3-1を用い、共同で開発したものである場合には別記様式2-3-2を用いるものとする。別記様式2-3-1における証明者は供給側とする。

(黒煙浄化装置の認定申請書記載内容の変更)

第5 要領第11第1項(氏名又は名称及び住所)の変更届は、別記様式2-4を用いるものとする。

(申請の区切り及び認定の時期)

第6 要領第8第1項の認定申請、要領第11第1項の変更届は、次の期日を区切りとしてとりまとめ、要領第9の認定、要領第11の変更は、原則として区切った期日の3ヶ月後の間に行うものとする。

① 1月1日から3月末日までの申請等は、3月末日で区切る。

② 4月1日から6月末日までの申請等は、6月末日で区切る。

③ 7月1日から9月末日までの申請等は、9月末日で区切る。

④ 10月1日から12月末日までの申請等は、12月末日で区切る。

(認定又は指定の取消し)

第7 要領第17第1項一の認定の取消し申請は、別記様式2-5を用いるものとする。

(認定等の公表)

第8 要領第9第1項の認定を行った場合、要領第17第1項の取消しを行った場合は、その旨を公表するものとする。

(測定方法)

第9 要領別表3の「測定方法」は別記2のとおりとする。

附 則

第1 この運用は、平成13年4月1日から適用する。

(建設技術評価書の取扱い)

第2 平成7年度建設省告示第1860号における開発目標を達していると認められ、評価書の交付を受けた黒煙浄化装置については、要領第8第2項の排出ガスに関する評定書の提出を免除する。

第3 申請の区切りについて、第6に定めるところに関わらず、平成13年4月1日から

同年 4 月 20 日までの申請は、4 月 20 日で区切るものとする。

別記 1

ファミリー黒煙浄化装置について

排出ガス対策型黒煙浄化装置として認定する黒煙浄化装置のファミリーの範囲は、以下のとおりとする。

1. 黒煙浄化装置のファミリーの名称

黒煙浄化装置のファミリーの名称は、一つのファミリー黒煙浄化装置について、一つの固有の名称を有すること。

2. 黒煙浄化装置の形式など

- ① 浄化の仕組みが同一であること。
- ② フィルタを使用している場合は、フィルタの種類が同一であること。
- ③ 触媒を使用している場合は、触媒の種類が同一であること。
- ④ 浄化装置の再生方法が同一であること。

3. 対象出力

- ① 基本エレメント〔フィルタ数、濾過面積、濾過体積、DPF ユニット数等〕当たり対象エンジン出力が同一であること。

別記 2

排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定試験方法

1. 適用範囲

本試験方法は、要領に基づき、排出ガス対策型黒煙浄化装置（以下「浄化装置」という）を認定する場合に適用する。

なお、ここでいう浄化装置とは、吸入空気又は燃料に何らかを混入する装置、エンジンの調整や改造を伴う装置、及び効果が現れるまで時間を要する装置は対象としない。

2. 試験方法

1) 使用エンジン及び使用燃料

使用エンジンは要領に基づき認定した排出ガス対策型エンジンを使用する。但し、使用エンジンの定格出力は、浄化装置が対象とする出力範囲の最大の定格出力とし、定常状態及び過渡状態のそれぞれについて黒煙の低減効果が確認できる黒煙濃度を示すものとする。

燃料は、JIS K 2204（軽油）で定めたものを使用する。

2) 測定方法

排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の測定は、JIS B 8008 及び JCMAS T004 - 1995 によるものとする。

排出ガスの測定に際しては、校正ガス濃度と測定ガス濃度をレコーダに記録する。過渡時黒煙の測定に際しては、エンジン回転の加速状態をレコーダに記録する。

3) 試験手順

① 浄化装置装着前の測定

浄化装置装着前の使用エンジンについて、排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の

測定を行う。

過渡時黒煙は、最大の濃度が測定されるようにスモークメータの吸引タイミングを調整する。

②浄化装置の取り付け

申請者が定める方法にしたがって浄化装置を取り付ける。ただし、エンジンの調整等を行わない。

浄化装置の取り付けによる背圧や排気温度等の変化は、使用エンジンが許容する範囲を超えてはならない。

③浄化装置装着後の測定

浄化装置装着後の使用エンジンについて、排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の測定を行う。

過渡時黒煙は、最大の濃度が測定されるようにスモークメータの吸引タイミングを調整する。

3. 試験結果

排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の測定結果は、測定記録表にまとめる。

排出ガスの測定に際しては、校正ガス濃度と測定ガス濃度をレコーダに記録し、上記の測定記録表とともに提出する。

過渡時黒煙の測定に際しては、エンジン回転の加速状態をレコーダに記録し提出する。

排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型建設機械の指定に関わる運用について

国総施第 59 号 平成 13 年 3 月 30 日

国土交通省総合政策局建設施工企画課長から

各地方整備局企画部長

北海道開発局事業振興部長 あて

沖縄総合事務局開発建設部長

排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正については、先に国土交通省大臣官房技術審議官より平成 13 年 3 月 30 日付国総施第 51 号をもって通知されたところであるが、その排出ガス対策型建設機械の指定に関わる運用について別紙のとおり取扱うこととしたので留意されたい。

(別 紙)

排出ガス対策型建設機械指定要領の
排出ガス対策型建設機械の指定に関わる運用

(総 則)

第 1 排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「要領」という。）の内、排出ガス対策型

建設機械の指定等に関わる取扱いについては、この運用の定めるところによる。

(申請書・変更届等における共通事項)

第2 この運用で定める各種申請書の様式及び各種届出の様式等における申請・届出等の期日、申請・届出等の先、申請・届出者等の氏名又は名称及び住所、問い合わせ先は、特に定めがない場合には次のとおりとする。

- 一 申請・届出等の期日は、申請・届出等の書類を提出した年月日とする。
- 二 申請・届出等の先は、国土交通省大臣官房技術審議官とする。
- 三 申請・届出者等の氏名又は名称及び住所は、申請・届出等を行う会社の本社名、代表者名及びそれらの捺印をもって申請することを原則とするが、会社としての責任を負える者であれば、その者の署名あるいは捺印をもって代表者に代えることができる。なお、排出ガス対策型建設機械同一証明書の場合は、証明を行う者となる。
- 四 様式に問い合わせ先がある場合は、当該申請・届出等の書類についての問い合わせ先を記入するものとする。
- 五 申請・届出等の書類は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に正副各二部提出するものとする。

(排出ガス対策型建設機械の指定申請)

第3 要領第12第1項の申請書(別記様式3-1-1)及び要領第12第2項の申請書(別記様式3-1-2)は、別添-1の記入要領に従い記入するものとする。

2 要領第12第5項の搭載エンジン認定確認書は、エンジンファミリが出力仕様の設定を行う範囲として構成されるエンジンを搭載している場合に別記様式3-2-1を用い、エンジンファミリが特定の複数出力仕様で構成される場合に別記様式3-2-2を用い、それぞれ別添-2の記入要領に従い記入し、搭載エンジンの出力仕様が当該認定エンジンのエンジンファミリの構成に含まれることを確認するものとする。(エンジンの認定申請において、排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用(以下、「エンジン認定の運用」という。)別記様式1-1-1を用いて申請されている場合が前者、同運用別記様式1-1-2を用いて申請されている場合が後者となる。)

3 要領第12第5項の機械の写真、仕様書、カタログは、次のとおりとする。

- 一 機械の写真は、前方、左側方、右斜め後方が写った写真を1枚のA4版用紙に貼り付けたものとする。
- 二 仕様書は、A4版とする。
- 三 カタログは、カタログを作成している機械について添付の対象とする。

4 要領第12第6項の排出ガス対策型建設機械同一証明書は、当該建設機械が他者より供給(他者が開発した建設機械の供給)を受けている場合に別記様式3-3-1を用い、共同で開発したものである場合に別記様式3-3-2を用いるものとする。別記様式3-3-1における証明者は供給側とする。記載にあたっては、次のとおりとする。

- 一 他者より供給を受けている場合は、“建設機械の名称”と、供給側と申請者のそれぞれにおける型式名、当該建設機械の諸元、定格出力、定格回転速度、質量、搭載エンジンのエンジンメーカー名、エンジンファミリ名称(エンジン認定の運用

別記様式1-1-1, -2参照)を記入するものとする。

二 共同で開発したものの場合は、“建設機械の名称”と、当該建設機械の諸元、定格出力、定格回転速度、質量、搭載エンジンのエンジンメーカー名、エンジンファミリー名称を記入するとともに、それぞれにおける型式名を記入するものとする。

5 申請する型式が複数ある場合は、申請を行う建設機械の名称(機種名)と型式のリストを添付するものとする。

(指定申請書記載内容の変更)

第4 要領第15第1項の変更届は、要領第12第1項又は第2項に規定する記載内容一(氏名又は名称及び住所)の変更を行う場合に別記様式3-4-1を用い、それ以外の変更を行う場合に別記様式3-4-2を用いるものとする。後者の変更のうち、搭載エンジンの定格出力(又は最大トルク)が変更となる場合は、要領第12第5項の認定エンジン搭載確認書(別記様式3-2-1又は別記様式3-2-2)を添付するものとする。

(申請の区切り及び指定の時期)

第5 要領第12第1項又は第2項の指定申請、要領第15第1項の変更届は、次の期日を区切りとしてとりまとめ、要領第13第1項の指定、要領第15第1項の変更は、原則として区切った期日の3ヶ月後の間に行うものとする。

① 1月1日から3月末日までの申請等は、3月末日で区切る。

② 4月1日から6月末日までの申請等は、6月末日で区切る。

③ 7月1日から9月末日までの申請等は、9月末日で区切る。

④ 10月1日から12月末日までの申請等は、12月末日で区切る。

(指定等の公表)

第6 要領第13第1項の指定を行った場合、要領第17第1項の取消しを行った場合は、その旨を公表するものとする。

附 則

第1 この運用は、平成13年4月1日から適用する。

第2 申請の区切りについて、第5に定めるところに関わらず、平成13年4月1日から同年4月20日までの申請は、4月20日で区切るものとする。

(別記様式 略)

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」について

建設省告示第1536号 平成9年7月31日

建設大臣

改正 建設省告示第2438号 平成12年12月22日

建設大臣

改正 国土交通省告示第487号 平成13年4月9日

国土交通大臣

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程を次のように定める。

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理の作業（以下「建設工事等」という。）の用に供される機械（以下「建設機械」という。）で、騒音又は振動が相当程度低減されたものの型式についての指定等に関し必要な事項を定めることにより、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の利用を促進し、もって建設工事等の現場周辺の住民の生活環境の保全を図るとともに、建設工事等の円滑化に寄与することを目的とする。

(指定)

第二条 国土交通大臣は、建設機械の型式であってその騒音の測定値が別表第一に掲げる騒音基準値以下であるものを低騒音型建設機械として指定することができる。

2 国土交通大臣は、建設機械の型式であってその振動の測定値が別表第二に掲げる振動基準値以下であるものを低振動型建設機械として指定することができる。

3 第一項の騒音の測定値及び前項の振動の測定値の測定は、国土交通大臣が定める方法により行われなければならない。

4 国土交通大臣は、低騒音型建設機械又は低振動型建設機械（以下「指定機械」という。）の指定（以下「型式指定」という。）を行ったときは、その旨を申請者に文書で通知するとともに、型式指定を行った建設機械の型式の機種、名称及び諸元並びに申請者の商号又は名称を告示するものとする。

(指定の申請)

第三条 建設機械の供給を業とする者で、型式指定を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した建設機械指定申請書（別記様式第一号）を提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 代表者の氏名

三 型式指定を受けようとする建設機械の型式の機種、名称及び規格

四 前条第三項の方法により測定された騒音又は振動の測定値

2 前項の建設機械指定申請書には、建設機械騒音証明書（別記様式第二号）又は建

設機械振動証明書（別記様式第三号）並びに型式指定を受けようとする建設機械の型式の写真（前方、左側方、右斜め後方の各一枚ずつ及び仕様書を添付するものとする）。

- 3 前項の建設機械騒音証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 証明依頼者の商号又は名称及び住所
 - 二 証明を行った建設機械の製造番号並びに当該建設機械の型式の機種、名称及び規格
 - 三 前条第三項の方法による騒音の測定値の測定結果及び測定時の状況
 - 四 証明を行った計量証明事業者の計量証明事業登録番号及び氏名又は名称
- 4 第二項の建設機械振動証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 証明依頼者の商号又は名称及び住所
 - 二 証明を行った建設機械の製造番号並びに当該建設機械の型式の機種、名称及び規格
 - 三 前条第三項の方法による振動の測定値の測定結果及び測定時の状況
 - 四 証明を行った計量証明事業者の計量証明事業登録番号及び氏名又は名称

（型式指定をしない場合）

第四条 国土交通大臣は、第三条第一項の申請があった場合において、申請者が当該申請の日以前に型式指定を受けた建設機械の型式が第六条第一項第一号に該当することにより型式指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しないとき、又は建設機械指定申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、型式指定をしないものとする。

- 2 国土交通大臣は、第三条第一項の申請があった場合において型式指定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

（国土交通大臣への届出等）

第五条 型式指定を受けた者は、四月に始まる毎年度における指定機械の販売台数を当該年度終了後六十日を経過する日までに国土交通大臣へ報告しなければならない。

- 2 型式指定を受けた者は、指定機械の製造を中止したとき又は申請者の商号若しくは名称若しくは指定機械の名称を変更したときは、その日から六十日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 指定機械について、その機種、規格又は騒音若しくは振動の測定値の変更があったときは、製造の中止があったものとみなして前項の規定を適用する。ただし、その変更について騒音又は振動に与える影響が軽易なものとして型式指定を受けた者から届出があった場合において、国土交通大臣がその旨を認めたときはこの限りでない。

（型式指定の取消し）

第六条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、型式指定を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により型式指定を受けたとき。
- 二 指定機械が第二条第一項の騒音基準値又は第二項の振動基準値に適合しなくなったとき。

三 第五条第二項の届出を怠ったとき。

四 指定機械の製造が中止になってから相当期間が経過したとき。

五 第二条第一項の騒音基準値又は同条第三項の振動基準値の変更を行ってから相当期間を経過したとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により型式指定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該型式指定の申請者に文書で通知するとともに、当該型式指定に係る指定機械の機種、名称及び諸元、当該申請者の商号又は名称並びに取消しの理由を告示するものとする。

(実態調査)

第七条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、指定機械の騒音又は振動についてその職員に実態を調査させることができる。

(学識経験者の意見)

第八条 国土交通大臣は、第二条第一項の騒音基準値、同条第二項の振動基準値又は同条第三項の測定の方法を定め、又は変更するとき、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

(利用の促進)

第九条 国土交通大臣は、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の利用の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(指定機械の表示)

第十条 低騒音型建設機械の指定を受けた建設機械には、別記様式第四号による低騒音型建設機械の標識を側面の見やすい箇所に表示することができる。

- 2 低騒音型建設機械のうち、その騒音の測定値が第二条第一項の騒音基準値から六を減じて得た値を下回る型式の建設機械には、低騒音型建設機械の標識に代えて、別記様式第五号による超低騒音型建設機械の標識を表示することができる。

- 3 低振動型建設機械の指定を受けた建設機械には別記様式第六号による低振動型建設機械の標識を側面の見やすい箇所に表示することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成九年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に使用されている建設機械の型式であって、国土交通大臣が指定機械と同等以上騒音又は振動が低減されたものと認めて告示したものについては、平成十四年九月三十日までの間、指定機械とみなす。

- 3 前項の規定により指定機械とみなされた建設機械については、第十条の規定にかかわらず、別記様式第四号から第六号までによる標識を表示してはならない。

別表第一（第二条関係）騒音基準値

機 種	機関出力(kW)	騒音基準値(dB)
ブルドーザー	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	105
	$103 \leq P$	105
バックホウ	$P < 55$	99
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	106
	$206 \leq P$	106
ドラグライン クラムシェル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
トラクターショベル	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	$P < 55$	98
	$55 \leq P < 103$	102
	$103 \leq P$	104
アースオーガー	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
オールケーシング掘削機	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	105
	$206 \leq P$	107
アースドリル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
さく岩機(コンクリートブレーカー)		106

別表第一（第二条関係）騒音基準値

機 種	機関出力(kW)	騒音基準値(dB)
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	$P < 55$	101
	$55 \leq P$	104
コンクリートポンプ(車)	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P$	107
コンクリート圧砕機	$P < 55$	99
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P < 206$	106
	$206 \leq P$	107
アスファルトフィニッシャー	$P < 55$	101
	$55 \leq P < 103$	105
	$103 \leq P$	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	$P < 55$	101
	$55 \leq P$	105
発動発電機	$P < 55$	98
	$55 \leq P$	102

別表第二（第二条関係）振動基準値

機 種	諸 元	基準値(dB)
バイブロハンマー	最大起振力 245kN(25tf)以上	70
	最大起振力 245kN(25tf)未満	65
バックホウ	標準バケット山積(平積)容量 0.50(0.4)m ³ 以上	55

様式第1号（第三条関係）

【低騒音型・低振動型】建設機械指定申請書

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示千五百三十六号）
第三条第一項の規定に基づき、下記の通り【低騒音型・低振動型】建設機械の指定を申請
します。

平成 年 月 日

商号又は名称

印

国土交通大臣殿

記

1. 商号又は名称
住 所
2. 代表者氏名
3. 建設機械の機種
型式の名称

機 械 の 規 格	諸 元	
	機 関 出 力	
	重 量	

4. 騒音又は振動の測定値

担当者（所属、氏名、電話番号）

様式第2号 (第三条関係)

建設機械騒音証明書

1. 証明依頼者

商号又は名称

住 所

2. 証明対象建設機械

製造番号 _____ 諸 元

機 種 _____ 機関出力

型式の名称 _____ 重 量

3. 騒音に関する証明

(1) 騒音に関する測定結果

$$L_{WA} = L_{PAeq} + 10 \log_{10} (S / S_0), \quad S = 2 \pi r^2$$

単位: dB

測定点	LpAeq			LwA 音響パワーレベル
	1回目	2回目	3回目	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
エネルギー平均				
測定時間T	s	s	s	上位2個の平均値

(2) 測定時の状況

測定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

測定場所

測定面の半径 _____ m 暗騒音 _____ dB

騒音計の名称 _____ 音場補正值 _____ dB

天 候 _____ 気 温 _____ °C 風 速 _____ ~ _____ m / s

2の建設機械について、3のとおり、測定についての計量の結果を証明する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

環境計量証明事業者

登 録 番 号

氏名又は名称

環境計量士氏名

印

印

様式第3号 (第三条関係)

建設振動騒音証明書

1. 証明依頼者

商号又は名称

住 所

2. 証明対象建設機械

製造番号 _____ 諸 元

機 種 _____ 機関出力

型式の名称 _____ 重 量

3. 振動に関する証明

(1) 振動に関する測定結果

証明対象とする振動	起振点から15m地点の 証明振動レベル
	dB
	dB
	dB

各測定点における振動レベル及び最小二乗法による近似式は別添のとおり。

(2) 測定時の状況

測 定 日 平成 年 月 日

測 定 場 所 独立行政法人土木研究所内建設機械屋外試験場

振動レベル計の名称 _____ 暗振動 _____ dB

天 候 _____ 気 温 _____ °C 風 速 _____ ~ _____ m / s

バラスト : 種類 _____ 重量 _____ kg

鋼矢板 : 種類 _____ 長さ _____ m

バイプロハンマの振動数 _____ Hz

2の建設機械について、3のとおり、測定についての計量の結果を証明する。

平成 年 月 日

環境計量証明事業者

登 録 番 号

氏名又は名称

環境計量士氏名 _____。

印

印

様式第4号 (第十条関係)
低騒音型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を青色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は 80 mm以上とする。

様式第6号 (第十条関係)
低振動型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を緑色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は 80 mm以上とする。

様式第5号 (第十条関係)
超低騒音型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を青色、文字を黄色、
その他の部分は白色とする。
2. 外円の直径は 80 mm以上とする。

8 薬液注入工法による建設工事の 施工に関する暫定指針

第 1 章 総 則

1-1 目 的

この指針は、薬液注入工法による人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止するために必要な工法の選定、設計、施工及び水質の監視についての暫定的な指針を定めることを目的とする。

1-2 適用範囲

この指針は、薬液注入工法による建設工事に適用する。ただし、工事施工中緊急事態が発生し、応急措置として行うものについては、適用しない。

1-3 用語の定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 薬液注入工法

薬液を地盤に注入し、地盤の透水性を減少させ、又は地盤の強度を増加させる工法をいう。

(2) 薬 液

次に掲げる物質の一以上をその成分の一部に含有する液体をいう。

イ けい酸ナトリウム

ロ リグニン又はその誘導体

ハ ポリイソシアネート

ニ 尿素・ホルムアルデヒド初期縮合物

ホ アクリルアミド

第 2 章 薬液注入工法の選定

2-1 薬液注入工法の採用

薬液注入工法の採用は、あらかじめ 2-2 に掲げる調査を行い、地盤の改良を行う必要がある箇所について他の工法の採用の適否を検討した結果、薬液注入工法によらなければ、工事現場の保安、地下建設物の保護、周辺の家

屋その他の工作物の保全及び周辺の地下水位の低下の防止が著しく困難であると認められる場合に限るものとする。

2-2 調 査

薬液注入工法の採用の決定にあたって行う調査は、次のとおりとする。

(1) 土質調査

土質調査は、次の定めるところに従って行うものとする。

(イ) 原則として、施工面積 1000 平方メートルにつき 1 箇所、各箇所間の距離 100 メートルを超えない範囲でボーリングを行い、各層の資料を採取して土の透水性、強さ等に関する物理的試験及び力学的試験による調査を行わなければならない。

(ロ) 河川の付近、旧河床等局部的に土質の変化が予測される箇所については、(イ)に定める基準よりも密にボーリングを行わなければならない。

(ハ) (イ)、又は(ロ)によりボーリングを行った各地点の間は、必要に応じサウンディング等によって補足調査を行い、その間の変化をは握するよう努めなければならない。

(ニ) (イ)から(ハ)までにかかわらず、岩盤については、別途必要な調査を行うものとする。

(2) 地下埋設物調査

地下埋設物調査は、工事現場及びその周辺の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽度について、関係諸期間から資料を収集し、必要に応じつば堀により確認して行うものとする。

(3) 地下水位調査

地下水位調査は、工事現場及びその周辺の井戸等について、次の調査を行うものとする。

(イ) 井戸の位置、深さ、構造、使用目的及び使用状況

(ロ) 河川、湖沼、海域等の公共用水域及び飲用のための貯水池並びに養魚施設（以下「公共用水域等」という。）の位置、深さ、形状構造、利用目的等および利用状況

2-3 使用できる薬液

薬液注入工法に使用する薬液は、当分の間水ガラス系の薬液（主剤がけい酸ナトリウムである薬液をいう。以下同じ。）で劇物又は弗素化合物を含ま

ないものに限るものとする。

第 3 章 設計及び施工

3-1 設計及び施工に関する基本的事項

薬液注入工法による工事の設計及び施工については、薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等において、別表-1の水質基準が維持されるよう、当該地域の地盤の性質、地下水の状況及び公共用水域等の状況に応じ適切なものとしなければならない。

3-2 現場注入試験

薬液注入工事の施工にあたっては、あらかじめ、注入計画地盤又はこれと同等の地盤において設計どおりの薬液の注入が行われるか否かについて調査を行うものとする。

3-3 注入にあたっての措置

- (1) 薬液の注入にあたっては、薬液が十分混合するように必要な措置を講じなければならない。
- (2) 薬液の注入作業中は注入圧力と注入量を常時監視し、異常な変化を生じた場合は、直ちに注入を中止し、その原因を調査して、適切な措置を講じなければならない。
- (3) 地下埋設物に近接にして薬液の注入を行う場合においては、当該地下埋設物に沿って薬液が流出する事態を防止するよう必要な措置を講じなければならない。

3-4 労働災害の発生の防止

薬液注入工事及び薬液注入箇所の堀削工事の施工にあたっては、労働安全衛生法その他の法令の定めるところに従い、安全教育の徹底、保護具の着用、励行、換気の徹底等労働災害の発生の防止に努めなければならない。

3-5 薬液の保管

薬液の保管は、薬液の流出、盗難等の事態が生じないように厳正に行わなければならない。

3-6 排水等の処理

- (1) 注入機器の洗浄水、薬液注入箇所からこの湧水等の排水を公共用水域へ排出する場合には、その水質は、別表-2の基準に適合するものでなければならない。
- (2) (1)の排水の排出に伴い排出施設に発生した泥土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の定めるところに従い、適切に処分しなければならない。

3-7 残土及び残材の処分方法

- (1) 薬液を注入した地盤から発生する掘削残土の処分にあたっては、地下水及び公共用水域等を汚染することのないよう必要な地盤を講じなければならない。
- (2) 残材の処理にあたっては、人の健康被害が発生することのないよう措置しなければならない。

第4章 地下水等の水質の監視

4-1 地下水等の水質の監視

- (1) 事業主体は、薬液の注入による地下水及び公共水域等の水質の汚濁を防止するため、薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の汚濁の状況を監視しなければならない。
- (2) 水質の監視は、4-2に掲げる地点で採水し、別表-1に掲げる検査項目について同表に掲げる検査方法により検査を行い、その測定値が同表に掲げる水質基準に適合しているか否かを判定することにより行うものとする。
- (3) (2)の検査は、公的機関又はこれと同等の能力及び信用する機関において行うものとする。

4-2 排水地点

排水地点は、次の各号に掲げるところにより選定するものとする。

- (1) 地下水については、薬液注入箇所及びその周辺の地域の地形及び地盤

の状況、地下水の流向等に応じ、監視の目的を達成するため必要な箇所について選定するものとする。

この場合において、注入箇所からおおむね 10 メートル以内に少なくとも数箇所の採水地点を設けなければならない。

なお、採水は、観測井を設けて行うものとし、状況に応じ既存の井戸を利用しても差し支えない。

- (2) 公共用水域等については、当該水域の状況に応じ、監視の目的を達成するため必要な箇所について選定するものとする。

4-3 排水回数

(1) 排水回数は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (2) 工事着手前 1 回
(3) 工事中 毎日 1 回以上

工事終了後 (イ) 2 週間を経過するまで毎日 1 回以上（当該地域における地下水の状況に著しい変化がないと認められる場合で、調査回数を減じても監視の目的が十分に達成されると判断されるときは、週 1 回以上）

(ロ) 2 週間経過後半年を経過するまでの間にあたっては月 2 回以上

4-4 監視の結果講ずべき措置

監視の結果、水質の測定値が別表-1 に掲げる水質基準に適合していない場合又は、そのおそれのある場合には、直ちに工事を中止し、必要な措置をとらなければならない。

別表－1

水 質 基 準

薬液の種類		検査項目	検査方法	水質基準
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（昭和41年厚生省令第11号。以下「厚生省令」という。）又は日本工業規格K 0102の8に定める方法	PH値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えときは、当該測定値以下）であること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		過マンガン酸カリウム消費量	厚生省令に定める方法	10ppm以下（工事直前の測定値が10ppmを超えときは、当該測定値以下）であること。

別表－2

排 水 基 準

薬液の種類		検査項目	検査方法	排水基準
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本工業規格K 0102の8に定める方法	排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）定める一般基準に適合すること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		生物科学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本工業規格K 0102の16又は13に定める方法	排水基準を定める総理府令に定める一般基準に適合すること。

9 薬液注入工法の管理について

薬液注入工法の管理について

建設省官技発第 157 号

昭和 52 年 4 月 21 日

薬液注入工法は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月 10 日付け、建設省官技発第 160 号）に基づき使用されているところであるが、その趣旨の一層の徹底を図るため、下記事項に留意し、所管の発注工事の管理につき適切な措置を講じられたい。

記

- 1 薬液注入工法を使用する場合には、事前に施工者側の現場責任者の経歴書を提出させて、当該工法の安全な使用に関し十分な技術的知識と経験を有する技術者であることの確認を行うこと。
- 2 薬液注入工事の着手前に、施工者に当該工事の詳細な施工計画書を提出させること。
- 3 薬液注入工事が安全に施工されていることを確認するために発注者、請負者及び薬液注入工事の施工者で構成される薬液注入工事管理連絡会を設けること。

薬液注入工法の管理に関する通達の運用について

建設省技調発第 158 号

昭和 52 年 4 月 21 日

昭和 52 年 4 月 21 日付けの建設省官技発第 157 号をもって通知した「薬液注入工法の管理について」の運用については、下記の通り取り扱われたい。

記

- 1 通達文、記第 1 の「十分な技術的知識と経験を有する技術者」とは、当分の間薬液注入工法に使用する薬液の性質、薬液注入後の土中における薬液の挙動、注入機械の機能と操作、薬液注入工事に関する暫定指針等を熟知しており、かつ、薬液注入工事の責任者として現場で直接施工又は監督した経験を有する者とする。
- 2 同期第 3 の「薬液注入工事管理連絡会」は、薬液注入工法による人の健康被害の発生と地下等の汚染を防止するため当該工法の施工及び水質の監視が薬液注入工事に関する暫定指針に基づいて適切に行われているかを確認するものであり、工事請負契約に基づく権利、義務に影響を及ぼす事項を取り扱うものではない。

○薬液注入工事に係る施工管理について

建設省技調発第 110 号の 1 平成 2 年 4 月 24 日
建設大臣官房技術調査室長から各地方建設局企画部長あて

最近、一部の薬液注入工事において、手抜きによる不正行為の問題が生じているので、薬液注入工事に係る所管工事の執行にあたっては、下記の事項に留意し、適正な施工管理が行われるよう一層請負者を指導されたい。

記

- 1 薬液注入量を正確に把握するために、薬液注入材料の入荷時における数量、品質に関する書類をその都度確認する等材料の検収等が的確に行われるよう措置を構ずること。
- 2 薬液注入施工時における手抜きによる不正行為を防止するため、注入量・注入圧のチャート紙、写真等の管理を一層厳格に行うこと。

○薬液注入工事に係る施工管理等について

建設省技調発第 188 号の 1 平成 2 年 9 月 18 日
建設大臣官房技術調査室長から各地方建設局企画部長あて

標記について、今般別紙のとおり薬液注入工事に係る施工管理等について定めたので、薬液注入工事に係る所管工事の執行にあたっては、これに基づき適正な施工管理等が行われるよう徹底されたい。

(別紙 1)

薬液注入工事に係る施工管理等について

[I 注入量の確認]

1. 材料搬入時の管理

- (1) 水ガラスの品質については、JIS K 1408 に規定する項目を示すメーカーによる証明書を監督職員に工事着手前及び1ヶ月経過毎に提出するものとする。また水ガラスの入荷時には搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる数量証明書をその都度監督職員に提出するものとする。
- (2) 硬化剤等については、入荷時に搬入状況の写真を撮影するとともに、納入伝票をその都度監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員等は、必要に応じて、材料入荷時の写真、数量証明書等について作業日報等と混合するとともに、水ガラスの数量証明書の内容をメーカーに照合するものとする。

2. 注入時の管理

- (1) チャート紙は、発注者の検印のあるものを用い、これに施工管理担当者が日々作業開始前にサイン及び日付を記入し、原則として切断せず1ロール使用毎に監督職員に提出するものとする。なお、やむを得ず切断する場合は、監督職員等が検印するものとする。また、監督職員等が現場立会した場合等には、チャート紙に監督職員等がサインをするものとする。
- (2) 監督職員等は、適宜注入深度の検尺に立会するものとする。また、監督職員等は、現場立会した場合等には、注入の施工状況がチャート紙に適切に記録されているかどうかを把握するものとする。
- (3) 大規模注入工事（注入量 500 kℓ以上）においては、プラントのタンクからミキサー迄の間に流量積算計を設置し、水ガラスの日使用量等を管理するものとする。
- (4) 適正な配合とするため、ゲルタイム（硬化時間）を原則として作業開始前、午前、午後の各1回以上測定するものとする。

[Ⅱ 注入の管理および注入の効果の確認]

1. 注入の管理

当初設計量（試験注入等により設計量に変更が生じた場合は、変更後の設計量）を目標として注入するものとする。注入にあたっては、注入量－注入圧の状況及び施工時の周辺状況を常時監視して、以下の場合に留意しつつ、適切に注入するものとする。

① 次の場合には、直ちに注入を中止し、監督職員と協議のうえ適切に対応するものとする。

イ. 注入速度（吐出量）を一定のままで圧力が急上昇または急低下する場合。

ロ. 周辺地盤等の異常の予兆がみられる場合。

② 次の場合は、監督職員と協議のうえ必要な注入量を追加する等の処置を行うものとする。

イ. 掘削時湧水が発生する等止水効果が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。

ロ. 地盤条件が当初の想定と異なり、当初設計量の注入では、地盤強化が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。

2. 注入効果の確認

発注者は、試験注入および本注入後において、規模、目的を考慮し必要に応じて、適正な手段により効果を確認するものとする。

[Ⅲ 条件明示等の徹底]

薬液注入工事を的確に実施するため、別紙2のとおり条件明示等を適切に行うものとする。

なお、前期Ⅱ. の1を含め注入量が当初設計量と異なるなど、契約条件に変更が生じた場合は、設計変更により適切に対応するものとする。

(別紙 2)

薬液注入工法に係る条件明示事項等について

1. 契約時に明示する事項

- (1) 工法区分二重管ストレーナー、ダブルパッカー等
- (2) 材料種類
 - ①溶液型、懸濁型の別
 - ②溶液型の場合は、有機、無機の別
 - ③瞬結、中結、長結の別
- (3) 施工範囲
 - ①注入対象範囲
 - ②注入対象範囲の土質分布
- (4) 削 孔
 - ①削孔間隔及び配置
 - ②削孔総延長
 - ③削孔本数

なお、一孔当りの削孔延長に幅がある場合、(3)の①注入対象範囲、(4)の①削孔間隔及び配置等に一孔当りの削孔延長区分がわかるよう明示するものとする。

- (5) 注 入 量
 - ①総注入量
 - ②土質別注入率
- (6) そ の 他 上記の他、本文Ⅰ、Ⅱに記述される事項等薬液注入工法の適切な施工管理に必要となる事項

注) (3)の①注入対象範囲及び(4)の①削孔間隔及び配置は、標準的なものを表していることを合わせて明示するものとする。

2. 施工計画打合せ時等に請負者から提出する事項

上記1. に示す事項の他、以下について双方で確認するものとする。

- (1) 工法関係
 - ①注入圧
 - ②注入速度
 - ③注入順序
 - ④ステップ長

- (2)材料関係
- ①材 料（購入・流通径路等を含む）
 - ②ゲルタイム
 - ③配 合

3. その他

なお、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に記載している事項についても適切に明示するものとする。

10 道路工事現場における標示施設等の 設置基準（案）

道路工事及び占用工事看板について (当面の運用)

現道工事現場における保安施設等の設置については、平成5年3月25日付け事務連絡（企画部技術管理課長、道路部道路管理課長）にて通知しているが、工事標示板及び工事予告板の設置については、平成14年3月22日付け国九整道管150号（道路部長）及び平成14年4月4日付け事務連絡（道路管理課長）により通知しているので、当面の間、別紙「様式1」及び「仕様書」を熟知のうえ実施されたい。

様式1 工事標示板及び工事予告板

	道路工事(直轄)		占用工事	
	工事予告板	工事標示板	工事予告板	工事標示板
レイアウト(案)				
寸法	1400mm X 550mm	1400mm X 1100mm	1400mm X 550mm	1400mm X 1100mm
色彩	背景色: 白色 文字/縁線: 青または黒色		電気工事 背景色: 黄色 文字/縁線: 黒色 通信工事 背景色: 赤色 文字/縁線: 白色 ガス工事 背景色: 緑色 文字/縁線: 白色 水道工事 背景色: 青色 文字/縁線: 白色 下水道工事 背景色: 茶色 文字/縁線: 白色	
材料等	カプセルレンズ型高輝度反射シートを原則とし、都市部については必要に応じて内部照明式を使用すること。また、広角プリズム型シートも使用することができる。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> * 工事標示板においては必ず工事期間の交通上支障を与える実際の期間を記入すること。 * 書体は丸ゴシック体(ナールDB)とする。 * 工事予告板において発注者を標示すること。 * 工事標示板において最下段は発注者、上から3段目は工事請負業者を標示すること。 * 工事予告板については必要に応じて縦を2000mmまで延長することができる。 * 上記レイアウト(案)を参考にし文字数が異なる場合は適宜判断すること。 			

仕 様 書

本仕様書は、九州地方整備局の直轄管理区間における路上工事の際に設置する工事用看板について定める。本仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示に従うこと。

1. 反射式標示板

(1) 材料

使用する材料はカプセルレンズ型高輝度反射材を使用する。

(2) 性能

高輝度反射材は下記の反射性能、色度座標の範囲をもっていること。

反射性能（最低再帰反射係数）

観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	茶
1/3°	5°	180	122	25	21	14	8
	30°	100	67	14	11	7	4

茶色以外については、JISZ9101-1995表-5タイプ2の数値により決定した。

茶色については、米国規格ASTMD4956を参照し決定した。

印刷色の再帰反射係数は、上表の数値の70%以上でなければならない。

再帰反射光の色度座標の範囲

色	色度座標の範囲							
	1		2		3		4	
	x	y	x	y	x	y	x	y
白	.350	.360	.300	.310	.285	.325	.340	.370
黄	.545	.454	.487	.423	.427	.483	.465	.534
赤	.690	.310	.595	.315	.569	.341	.655	.345
青	.078	.171	.150	.220	.210	.160	.137	.038
緑	.007	.703	.248	.409	.177	.362	.026	.399
茶	.430	.340	.610	.390	.550	.450	.430	.390

茶色については、米国規格ASTMD4956を参照し決定した。

2. 内部照明式標示板

内部照明式標示板については、夜間における視認性上適切な照度を有し、また耐久性があり維持管理が容易なものでなければならない。

3. 反射式標示板の寸法

工事標示板：横1100mm×縦1400mmを基本とする。

工事予告板：横 550mm×縦1400mmを基本とし、必要に応じて縦を2000mmまで伸ばすことができる。

別紙レイアウト案を参考にし、文字数等が異なる場合は適宜判断すること。

4. 工事内容と看板の背景色並びに文字色・縁線色の組み合わせは下記のとおりとする。

工事内容	背景色	文字色・縁線色
道路工事（直轄）	白	青または黒
電気工事	黄	黒
通信工事	赤	白
ガス工事	緑	白
水道工事	青	白
下水道工事	茶	白

文字は丸ゴシック（ナールDB）体とする。

事 務 連 絡
平成5年3月25日

事 務 所 長 殿

企画部 技術管理課長
道路部 道路管理課長

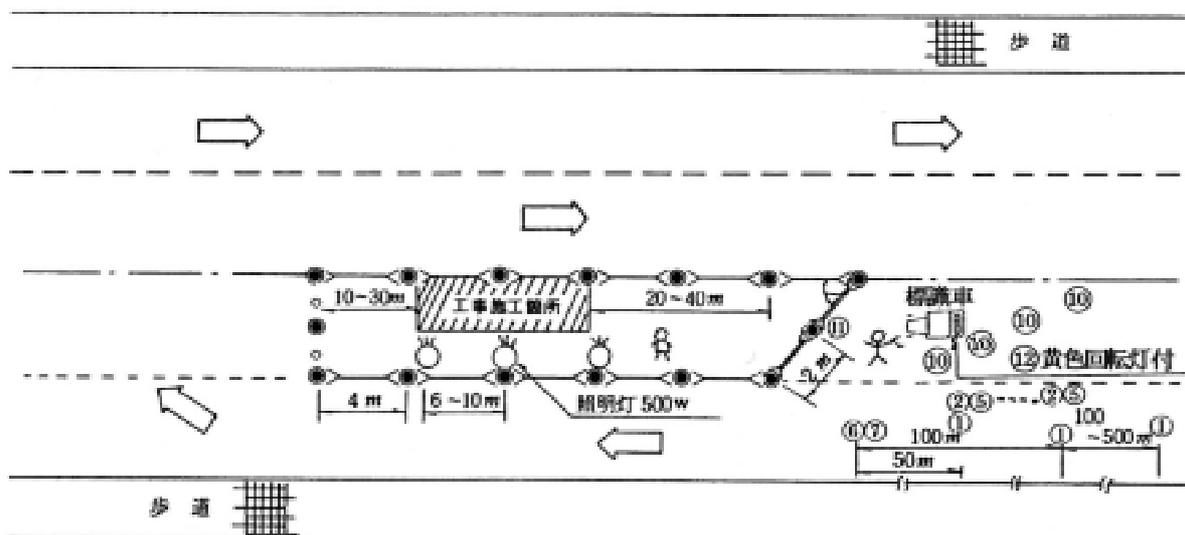
現道工事現場における保安施設等の設置について
(当面の運用)

標記について、現在「土木請負工事必携」により実施してきたところであるが、本運用により補足するものであり設計積算、工事発注及び工事監督にあたっては、本運用、「土木請負工事必携」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を熟知のうえ実施されたい。

なお、本運用の徹底を図るため特記仕様書に明記すること。

現場工事における保安施設等の設置について (当面の運用)

現道工事現場における保安施設等の設置については、「土木請負工事必携」(昭和 63 年 9 月)の道路工事現場における標示施設等の設置基準(案)により実施してきたところであるが、近年同基準(案)どおりに設置してしているにも係わらず、交通整備員がはねられる事故が多発している状況にあるため、今後なお一層の安全を期すため、昼間、夜間に係わらず下図のとおり交通整理員の前方に方向指示板を設置するものとする。



- ①道路工事中 ②車線数減少 ⑤徐行 ⑥工事標示板 ⑦お願い
 ⑩方向指示板 ⑪電光標示板 ⑫工事内容

(注) 1. ⑩は交通整理員の前方に設置するものとし、設置数及び設置角度については、現地の状況によって定めることとするが、設置延長は可能な限り長く取るように努める。

また、現地の状況に応じて⑩と併せて、クッションドラム等の重量物を設置し、クッションドラムの側面にさらに⑩の機能を果たす方向指示を貼付しても良い。(クッションドラムは障害物ではなく、方向指示板の役割も果たす)

2. 2車線、多車線にかかわらず標識車（単なる作業車ではダメ）を交通整理員の防護のための⑩と⑪の間に設置する。

標識車とは、作業車等の後部に工事内容板（内部照明式で黄色回転灯付）を設置したものを言う。

3. 交通整理員は可能な限り歩道等の安全な場所で作業するものとする。

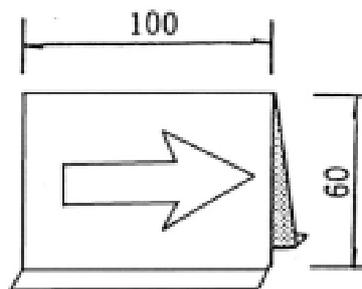
4. 昼間工事の場合に工事用信号機のかわりに交通整理員をおく場合も同様に設置するものとする。

5. 保安施設の設置に当たって、カーブ区間等の特に見通しの悪い箇所については、現地状況に応じてさらに保安施設の強化に努めること。

（特に②、⑤は必要に応じて20～50mピッチで設置）

6. 道路使用許可の範囲は、⑩の先端部からとする。

⑩ 方向指示板



道路工事現場における 標示施設等の設置基準(案)

この基準（案）は、道路工事（道路占用工事を含む。以下同じ）現場における安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路工事等における標示施設ならびに保安施設の設置及び管理について定める。

なお、この基準（案）の他に「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱」も併せて参考とし、安全確保に努めなければならない。

[I] 概 要

1 標示施設

標示施設は、円滑な道路交通を確保するため、道路利用者に道路工事の内容（工事名、区間、期間、施工業者、事業主体者）及び道路工事等に伴うまわり道等の工事現場の内容を標示する施設である。

(1) 道路工事等の標示

道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、工事区間の起終点に別表様式－1に示す標示板を設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。

(2) 夜間作業又は昼夜兼行作業の標示

夜間作業又は昼夜兼行作業を行う道路工事現場においては、別表様式に示す道路工事の標示板の直上に、別表様式2に示す標示板A型又はB型を設置するものとする。

(3) 防護施設等の設置

車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、バリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて保安灯、標識等を用いて工事現場を囲むものとする。

(4) まわり道の標示

道路工事等のため、まわり道を設ける場合は、当該まわり道を必要とする期間中、まわり道の入口に別表様式3に示す標示板を設置し、まわり道の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐は除く）において

別表 1 及び図 2 に示す要領により別表様式 4 に示す道路標識「まわり道」(120-A) を設置するものとする。

2 保安施設

保安施設は、道路工事現場における道路交通の安全を確保するための施設で、交通の規制、誘導等を標示するものである。

(1) 保安施設の標示

保安施設は、「保安施設等の設置目的」及び「道路工事現場における工種別設置例」に基づき設置するものとし、道路交通の安全と工事現場の安全を確保するために効果的に標示する。

(2) 夜間作業の標示

夜間作業における保安施設については、遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

3 付加色彩

道路工事現場において、一般交通に対する標示を目的として標示施設等に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10 cm）を用いるものとする。

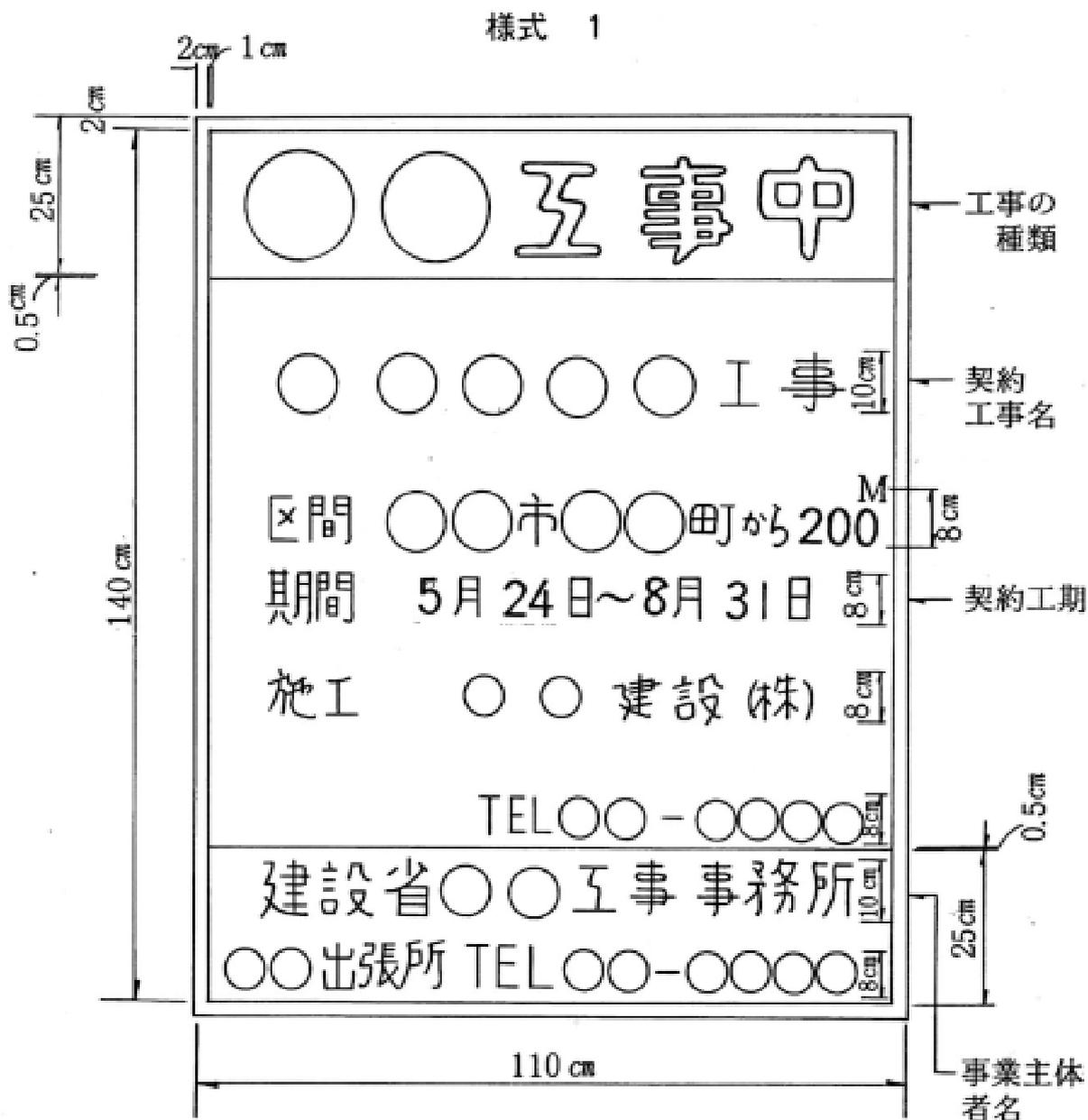
4 管 理

道路工事現場における標示施設等は、堅牢な構造とし、風による転倒を考慮し補強を行う等し、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の管理を常時行うものとする。

[II] 様式及設置例

1 標示施設

(1) 工事標示板の様式



- (注) 1. 書体は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定するところによる。
 2. 色彩は、「○○工事中」を赤色、その他の文字及び線を青色、他を白色とする。
 縁の余白 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。
 3. 工事延長が長く、しかも 1 日の施工延長の短い場合は、別途区間欄を空白とし、
 当日施工箇所の前後にも設置すること。
 4. 「○○工事中」の○○は、「道路」「電話」「ガス」等の工事の種類を表示する。
 5. 占用工事の場合は、「契約工事名」欄は、空欄とする。
 6. 事業主体者名欄は、道路工事の場合は、相当出張所名も表示する。

(占用工事の例)

2cm

140 cm

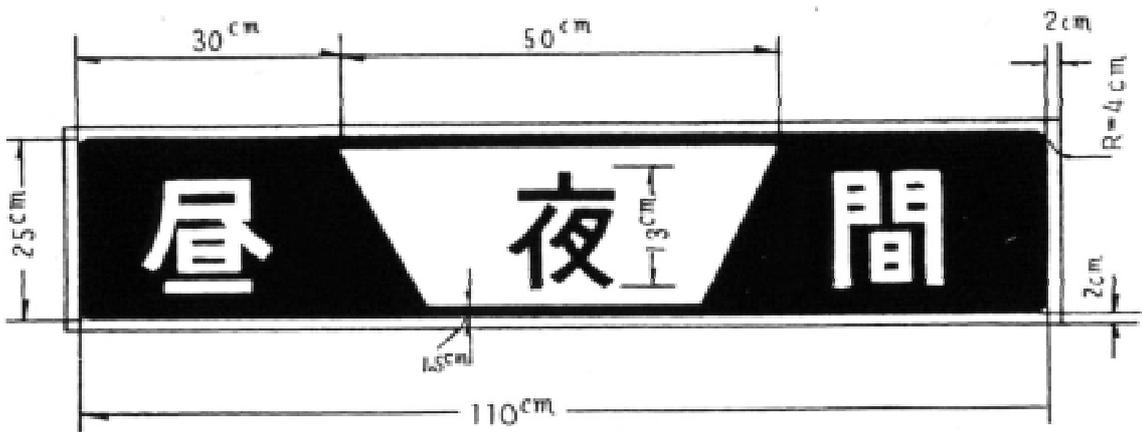
電話 工事中
区間 ○○市○○町 _{から} ○○ ^M
期間 ○月○日~○月○日
施工 ○○建設(株)
TELOO-OOOO
日本電信電話公社
○○局○○課 TELOO-OOOO

様式 2

A 型



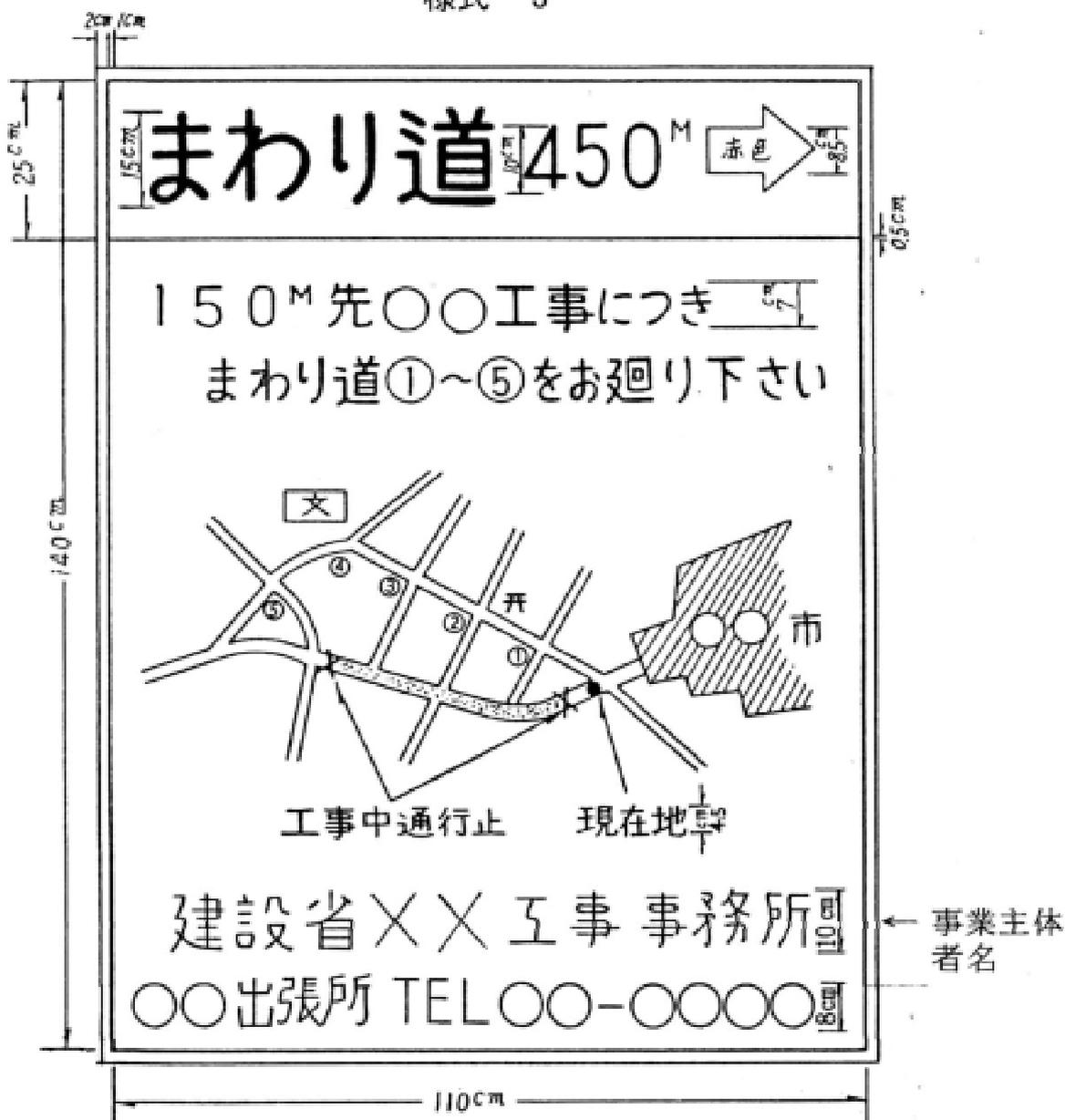
B 型



- (注) 1. 色彩は、縁およびA型その他、B型の「昼」および「間」の文字ならびにB型の中央部の地を白色とし、縁線およびA型の文字、B型の左右の地および「夜」の文字を青色とし、反射式（反射シートJ I S Z 9117）とする。
 2. 縁の余白は2cm、縁線の太さは1.5cmとする。

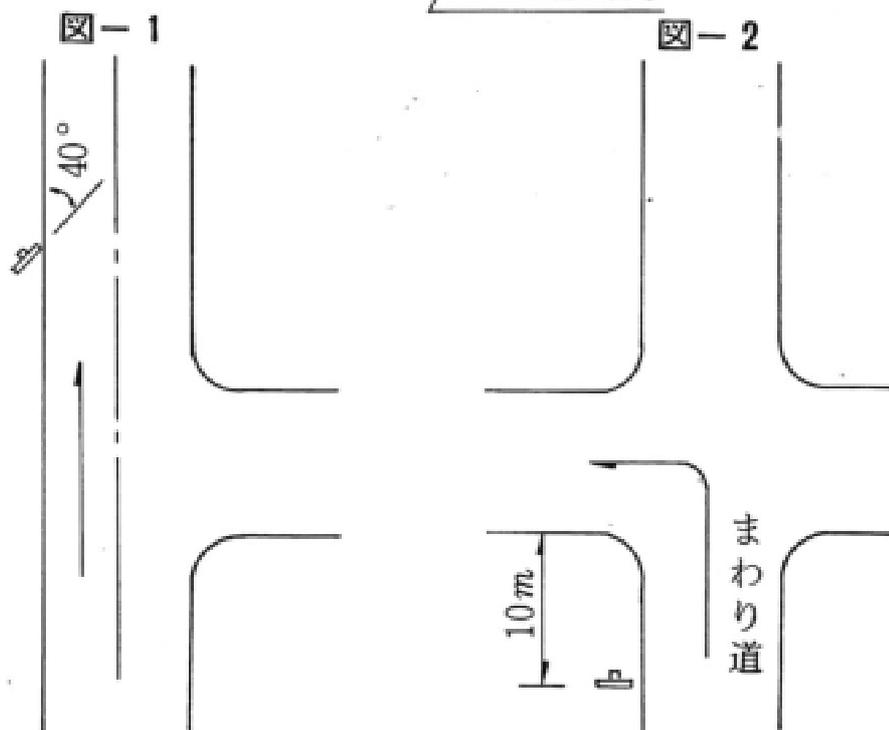
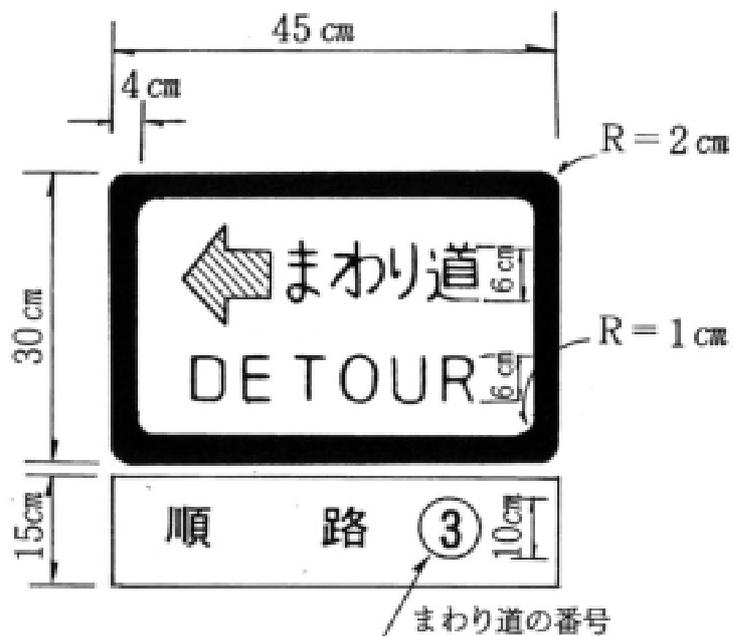
(2) 迂回標示板の様式

様式 3



- (注) 1. 迂回の方法、距離、矢印については、現地に合せて書くこと。
 2. 色彩は矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
 3. 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
 4. 書体は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第2備考に規定するところによる。
 5. 〇〇は、「道路」「電話」「ガス」「水道」等工事の種類を表示する。
 6. 占用工事の場合の事業主体者名欄は様式1による。

様式 4

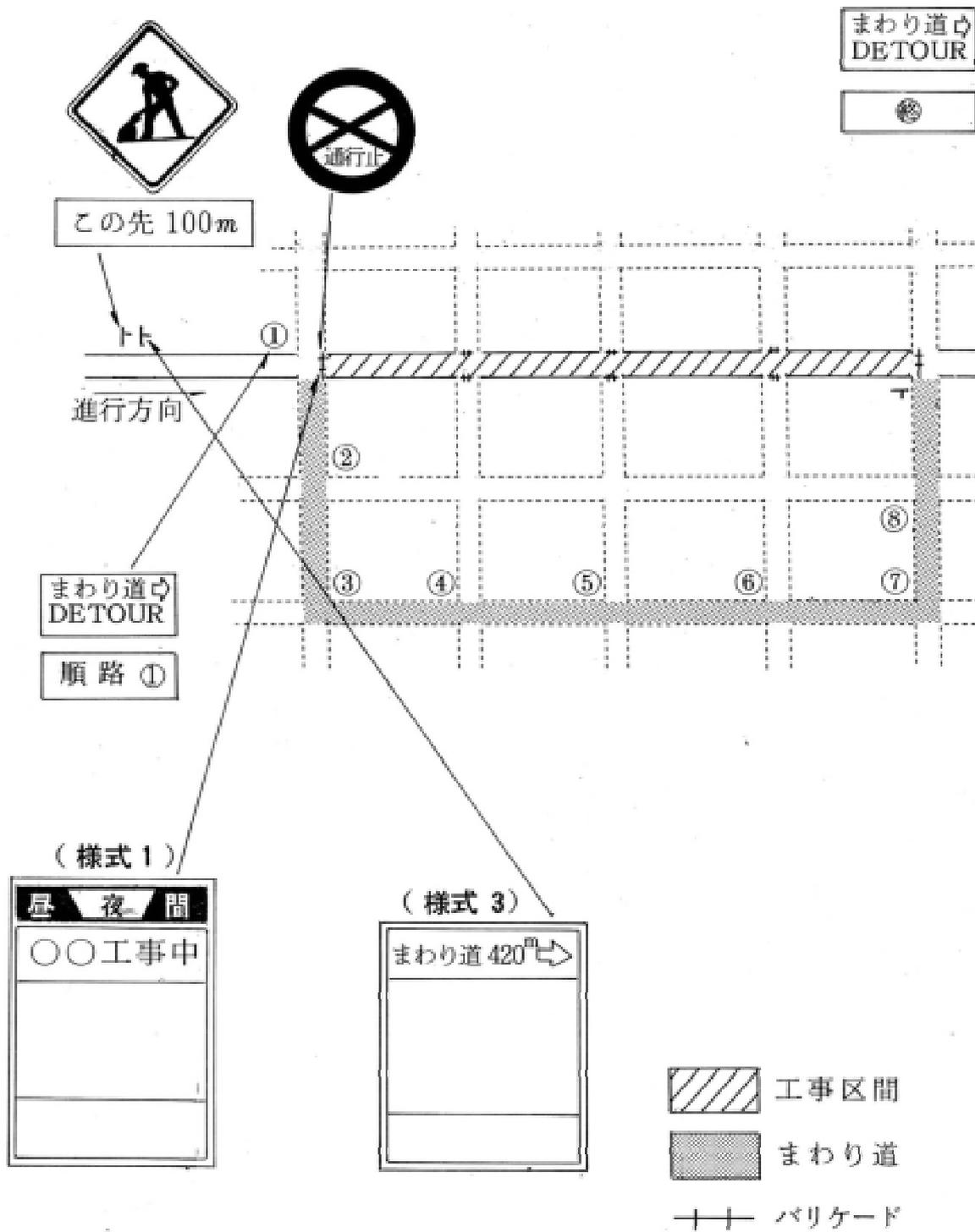


- (注) 1. 迂回の方については現地に合せて書くこと。
 2. 色彩は文字及び枠を青色、矢印は赤色、地は白色とする。
 3. 標示板の大きさ等は必要に応じて所用の比率のまま拡大できるものとする。
 4. 書体は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第2備考に規定するところによる。
 5. 標示板は反射式とする。

(3) 標示施設の設置例

参考(1) 工事中まわり道の設置例 (市街部の場合)

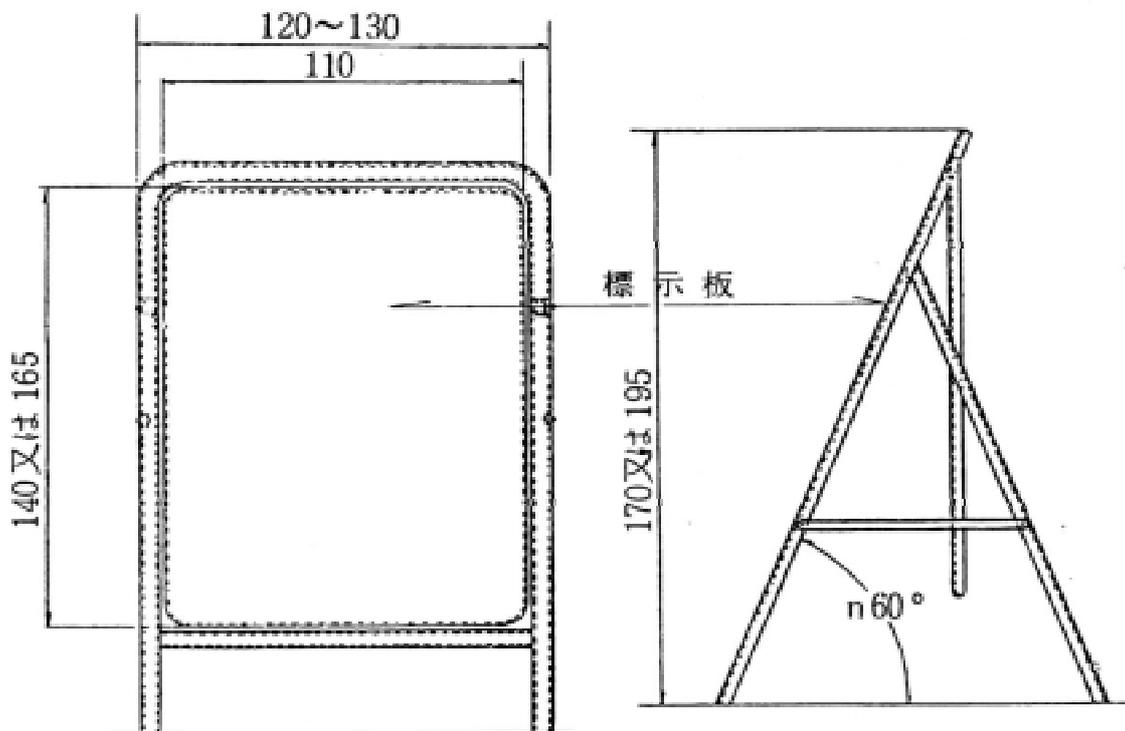
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(2) 工事中まわり道の設置例 (地方部の場合)
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 設置方法の一例



(注) 標示板H = 165 は様式2の部分が上に追加された場合である。

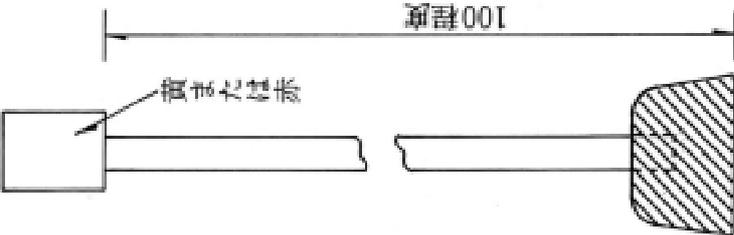
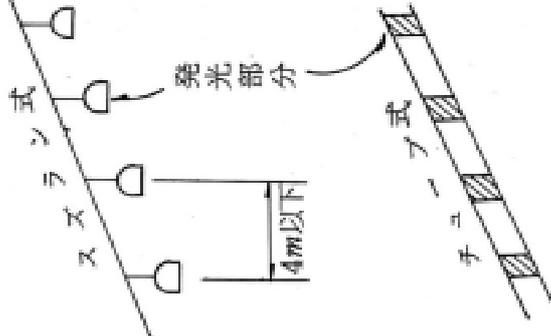
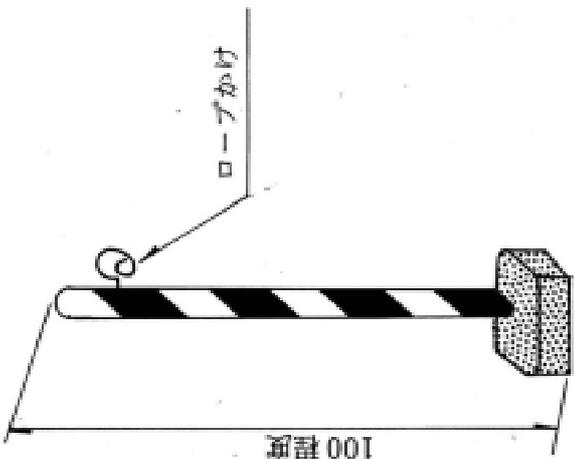
2. 保安施設

(1) 保安施設等の設置目的と様式

保安施設等の設置目的

名 称	記 号	交通の誘導	立入禁止	場所の明示予告	交通指導	その他	摘 要
工事用照明灯				○			
保安灯		○	○	○			
歩道柵			○	○			
バリケード			○	○			
〃			○	○			
セフティーコーン	○	○		○			
保安要員		○	○		○	○	
交通整理員		○			○		手旗(赤・白) 又は合図灯
作業車 (又はこれに代行するもの)			○				
道路工事中(213)	①			○			
車線数減少(211)	②			○			
二方向交通(212の2)	③			○			
指定方向外進行禁止 (311-E)	④	○			○		
徐行(329)	⑤				○		
工事標示板	⑥					○	様式1, 2
お願い	⑦					○	
まわり道	⑧	○					様式3
〃	⑨	○					様式4
方向指示板	⑩	○					
電光標示板	⑪	○					
工事内容	⑫					○	
〃	⑬					○	
この先信号機あり	⑭			○			
片側交互通行	⑮	○			○		
信号機	⑯				○		
段差予告板	⑰			○			
歩行者案内板	⑱		○				
停止線標識	⑲					○	
工事中標識	⑳			○			

保安施設等標準様式図

名称 記号	保安灯	歩道	柵
<p>様式および標準寸法 (単位mm)</p>		 <p>色は黄または赤とする。</p>	
<p>設置位置等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 視認距離、夜間 150 m 以上の効果をもつものであること。 2. 保安灯の設置間隔は 4 m 以下とする。 3. スズラン式及びチューブ式の吊り間隔 (固定位置) は 8 m 以下とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 2. ロープの外径は 12 mm 以上とする。 3. 柱間隔は約 3 ~ 5 m とする。 	

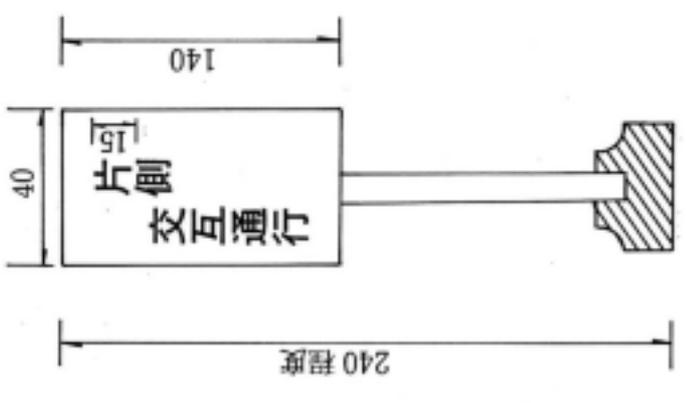
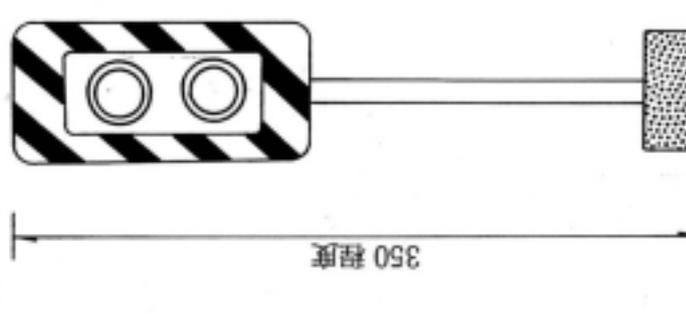
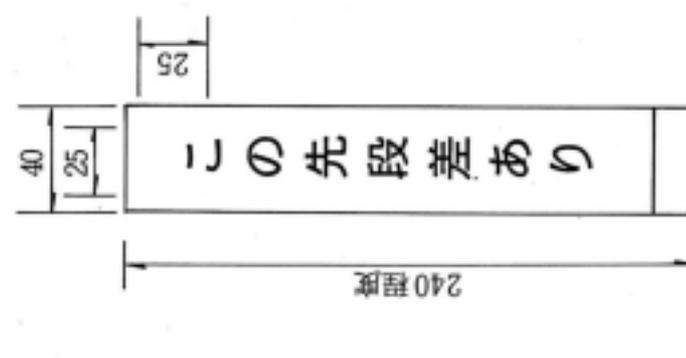
名称 記号	バリケード ④	セフティコーン等 ○
様式および 標準寸法 (単位cm)		
設置位置等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風等で転倒の恐れがある場合は、砂袋その他の方法により固定すること。 2. バリケードの使用区分は、使用場所・使用目的に応じて使いわけること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現場状況に応じてセフティコーンまたはカラーコーンとする。 2. 夜間はカラーコーンは内照式とする。

保安施設等標準様式図

名称	道路工事中	車線数減少	二方向交通	指定方向外進行禁止
記号	①	②	③	④
様式および標準寸法 (単位:cm)	<p>この先○○m</p> <p>210mm</p> <p>720 (1.6倍) 588 (1.3倍) 450 (1倍)</p> <p>100 (1倍) 150 (1.5倍) 180 (1.8倍) 210 (2.1倍)</p> <p>警戒標識 (213)</p> <p>補助標識 (501)</p>	<p>720 (1.6倍) 588 (1.3倍) 450 (1倍)</p> <p>210mm</p> <p>警戒標識 (211)</p>	<p>720 (1.6倍) 588 (1.3倍) 450 (1倍)</p> <p>210mm</p> <p>警戒標識 (212の2)</p>	<p>387 (1.6倍) 318 (1.3倍) 250 (1倍)</p> <p>210mm</p> <p>規制標識 (311-E)</p>
設置位置等	<p>1. 仮大率は1.6倍を標準とするが場所によっては1倍又は1.3倍を用いることができる。なお標示板は反射式又は内照式とする。</p> <p>2. 設置位置は50m, 100m, 100~500m 手前とし必要に応じて設置する。</p>	<p>1. 左に同じ</p> <p>2. 設置位置は車線数の減少始点の手前までの地点で必要に応じて設置する。</p>	<p>1. 左に同じ</p> <p>2. 二方向交通となる地点の手前までの地点で必要に応じて設置する。</p>	<p>1. 左に同じ</p> <p>2. 標示板の矢印の示す方向以外への方向への車輛の進行を禁止する場所の前面で必要に応じて設置する。</p>

名称 記号	徐行 ⑤	工事標示板 ⑥	お願い ⑦	方向指示板 ⑩
様式および 標準寸法 (単位cm)	<p>129 (1.6倍) 104 (1.3倍) 80 (1倍)</p> <p>規制標識 (329)</p>		<p>御通行中の皆様へ</p> <p>現在○○工事のため、午後○○時～午前○○時まで車線通行規制を行なっております。混雑と事故防止のため標識及び交通整理員の誘導に従って下さい。</p> <p>110 106</p> <p>184 171 167 12 10</p>	
設置位置等	<p>1 拡大率は1.6倍を標準とするが場所によっては1倍又は1.3倍を用いることができる。なお、標示板は反射式又は内照式とする。</p> <p>2 設置位置は交通量および現場の状況により考慮すること。</p>	<p>1 大きさを等については様式-1, 様式-2による。</p>	<p>1 御通行中の皆様へは赤書きとし、他は白地に黒文字とする。</p> <p>2 設置位置は工事標示板の近くで現場の状況により必要に応じて設置する。</p> <p>3 記載内容は発着時間、作業時間、迂回路等通行規制の内容を表示するものとする。</p>	<p>1 色は赤地で矢印は白とする。</p> <p>2 全面反射式とする。</p> <p>3 車線変更を行うため、バリエード等の前面に設置する。</p> <p>4 設置数、及び設置角度は現場の状況により決定するものとする。</p>

名称 記号	工事 ⑫	内容 ⑬	この先信号機あり ⑭
様式および 標準寸法 (単位cm)			
設置位置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 字体はゴシック体とし、地色は白色、文字は事業主体者名を青色、工事中等は赤色とする。 2 標示板は反射式とする。 3 標識車として使用するときには作業車等の後部に設置し、黄色回転灯も設置する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 字体、文字、地色は⑫に同じ 2 作業車等の後部に設置し、作業内容を表示し、黄色回転灯を併設する 	<ol style="list-style-type: none"> 1 文字はゴシック体とし、緑線は青色、文字は赤色、地は白色とする。 2 設置位置は50m、100m、100～500m手前を原則とし、交通量等現場状況に応じて適宜設置する。 3 標示板は反射式とする。

名称 記号	片側交互通行 ⑮	工事用信号機 ⑯	段差予告板 ⑰
様式および 標準寸法 (単位cm)			
設置位置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 一字の大きさは150mmとし、字 体はゴシック体とする。 緑線は青色、文字は赤色、地は 白色とする。 2 現場の状況により必要に応じて 設置する。 3 標示板は反射式とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 信号表示面が円形となっている 表示面の直径は15cmから45cmまで とする。 2 背面板を設ける場合にあつては その図柄は巾10cmの縞模様とし、 その色彩は緑と白又は黄と黒とす る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 50m、100m、150m 手前に設置す る。 2 夜間は内部照明又は反射式とする。 3 字体はゴシック体とし、緑線は青 色、文字は赤色、地は白色とする。 4 現場状況により必要に応じて設置 する。

名称 記号	歩行者案内板 ⑬	停止線標識 ⑭	工事中標識 ⑮
様式および 標準寸法 (単位cm)			
設置位置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 夜間は内部照明又は反射式とする。 2 現場の状況により必要に応じて設置する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 文字の大きさは25cmとし線の太さは2cm、字体はゴシック体とする。 2 地は青色、文字は白地のスコッチテープを用いる。 3 現場の状況により必要に応じて設置する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 夜間は適切な照明を施すとともに、確認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色回転灯を板上に設置すること。

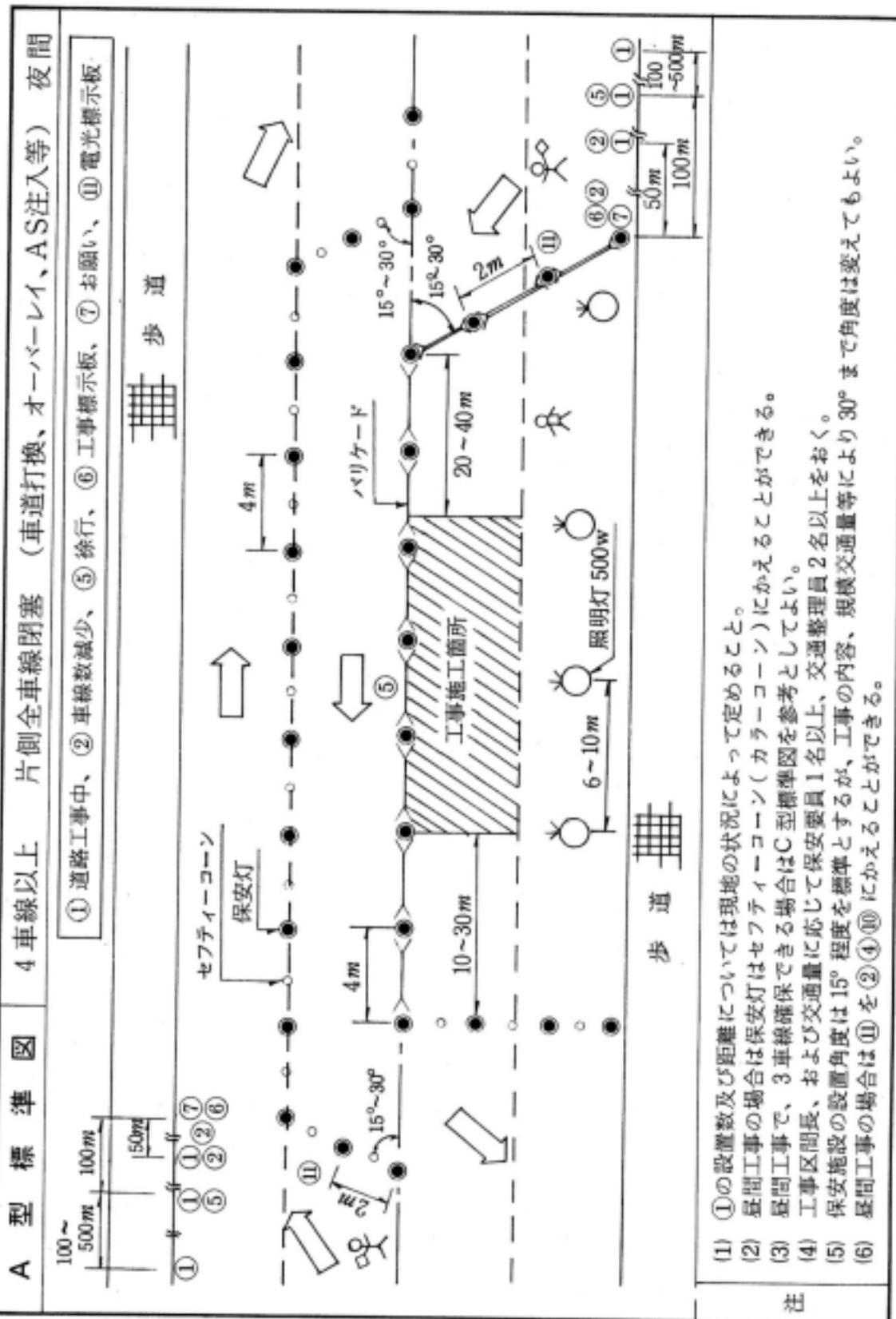
(2) 保安施設等の設置例

「道路工事現場における工種別設置例」

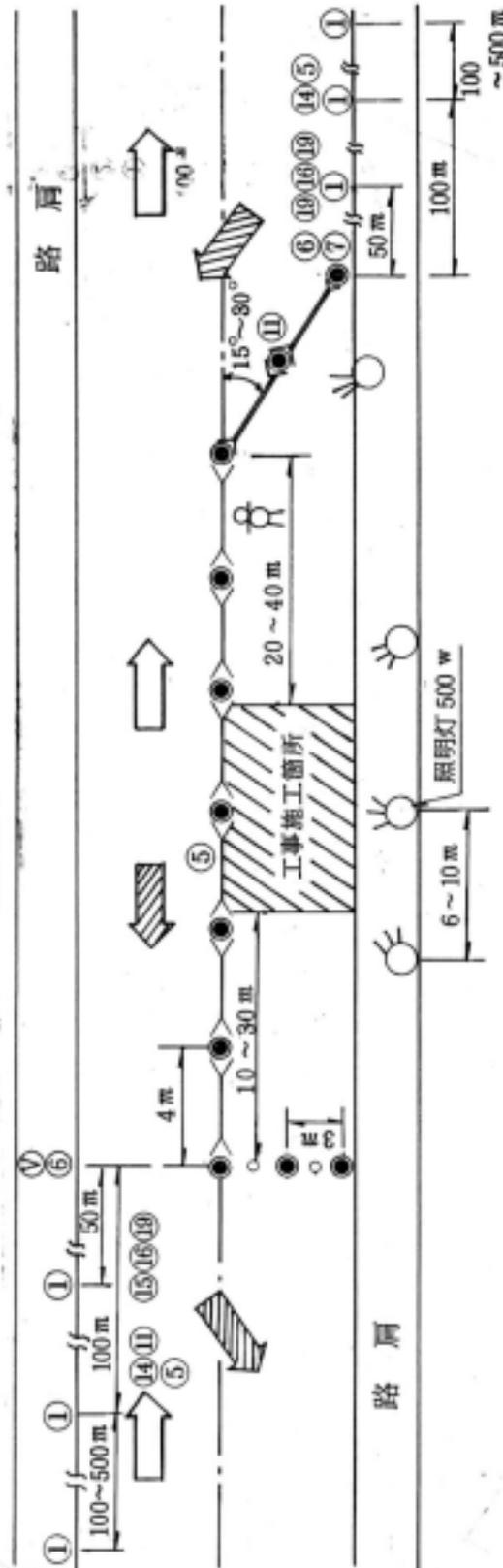
標準図 呼称	適 用 件 条 件				摘 要
	工 種	作 業 箇 所	車 線 数	昼 夜 別	
A 型	車道打換、オーバーレイ、As注入等	片側全車線閉塞	4以上	夜	
B 型	◇	◇	2	◇	
C 型	◇	片側1車線以上通行可	4以上	◇	
D 型	◇	片側全車線閉塞	◇	◇	軌道のある場合
E 型	局部打換、カッタカバー等の小規模なもの	◇	2	◇	
F 型	◇	片側1車線以上通行可	4以上	◇	
G 型	目地シール作業	片側1車線閉塞	2以上	昼	短時間の移動
H 型	レーンマーク作業		◇	◇	◇
I 型	路面清掃		◇	夜	◇
J 型	路側作業(機械) 樹及び側溝清掃		◇	◇	◇
K 型	◇ (人力) 除草、路肩整正、ガードレール清掃等		◇	昼	◇
L 型	長時間の路側工事(歩道工事、占用工事等)		◇	夜	
M 型	路面側溝の人力清掃			昼	
N 型	中央分離帯修理設置等		4以上	夜	
O 型	緑地管理、街渠及びガードレール設置			昼	

- 注) 1) 例示のない場合は、適用条件が類似のものに準じて処理すること。
 2) 作業休止中の保安施設は作業時に準じて処理すること。

現道工事現場における工種別設置例



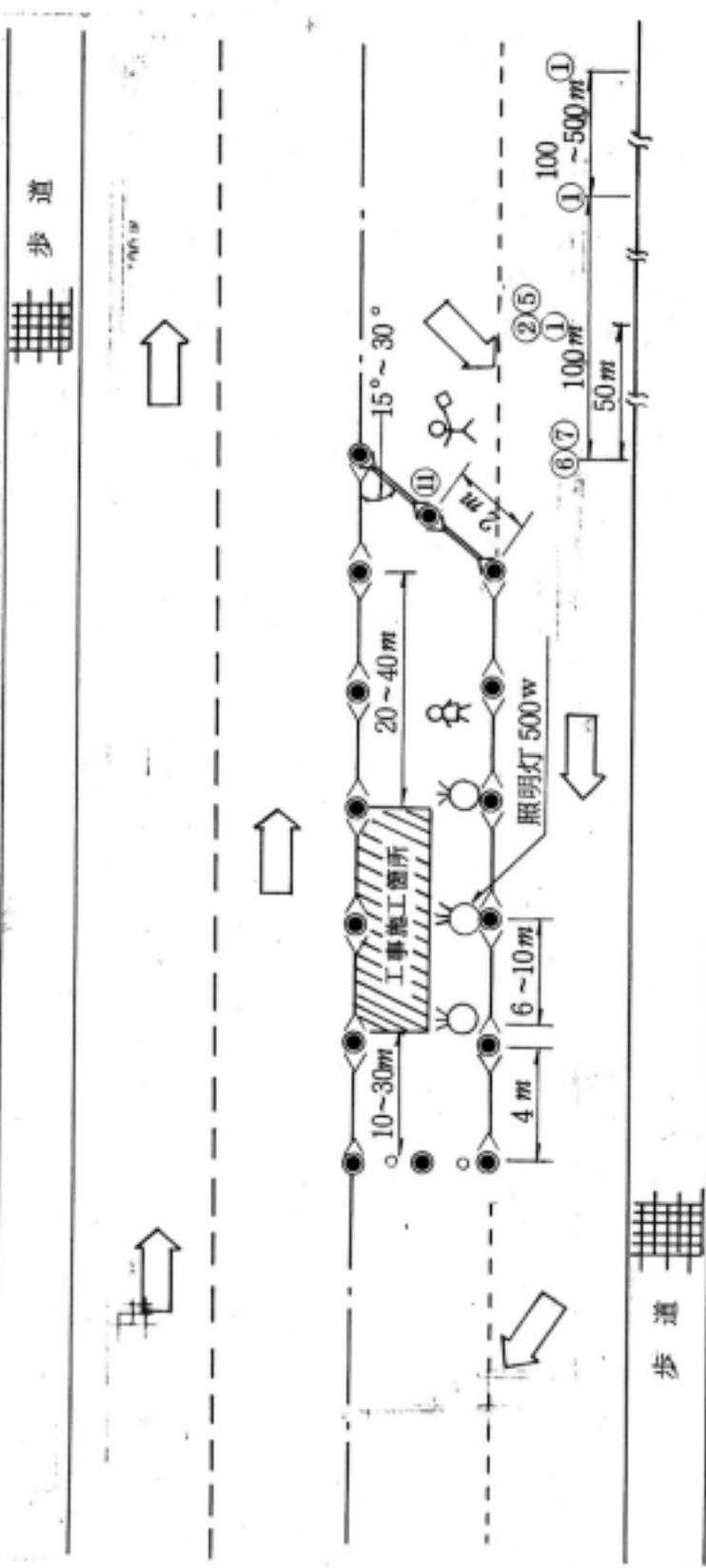
B 型 標 準 図 2 車 線 片 側 全 車 線 閉 塞 (車 道 打 換 、 オ ー バ ー レ イ 、 A S 注 入 等) 夜 間



① 道路工事中、⑤ 徐行、⑥ 工事標示板、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳ この先信号機有り、㉕ 片側交互通行、㉖ 工事用信号機、㉗ 停止線標識

- 注
- (1) ①の設置数及び距離については現地の状況によって定めること。
 - (2) 保安要員は1名以上をおくこと。
 - (3) 昼間工事の場合でも㉖を原則とするが、交通量および現地の状況により㉖のかわりに㉗、㉘、㉙を設置し、交通整理員2名以上の配置でもよい。又保安灯はセフティコーン(カラーコーン)にかえることができる。
 - (4) 歩行者、自転車等が安全に通行できる通路は、原則として巾1m以上を確保すること。

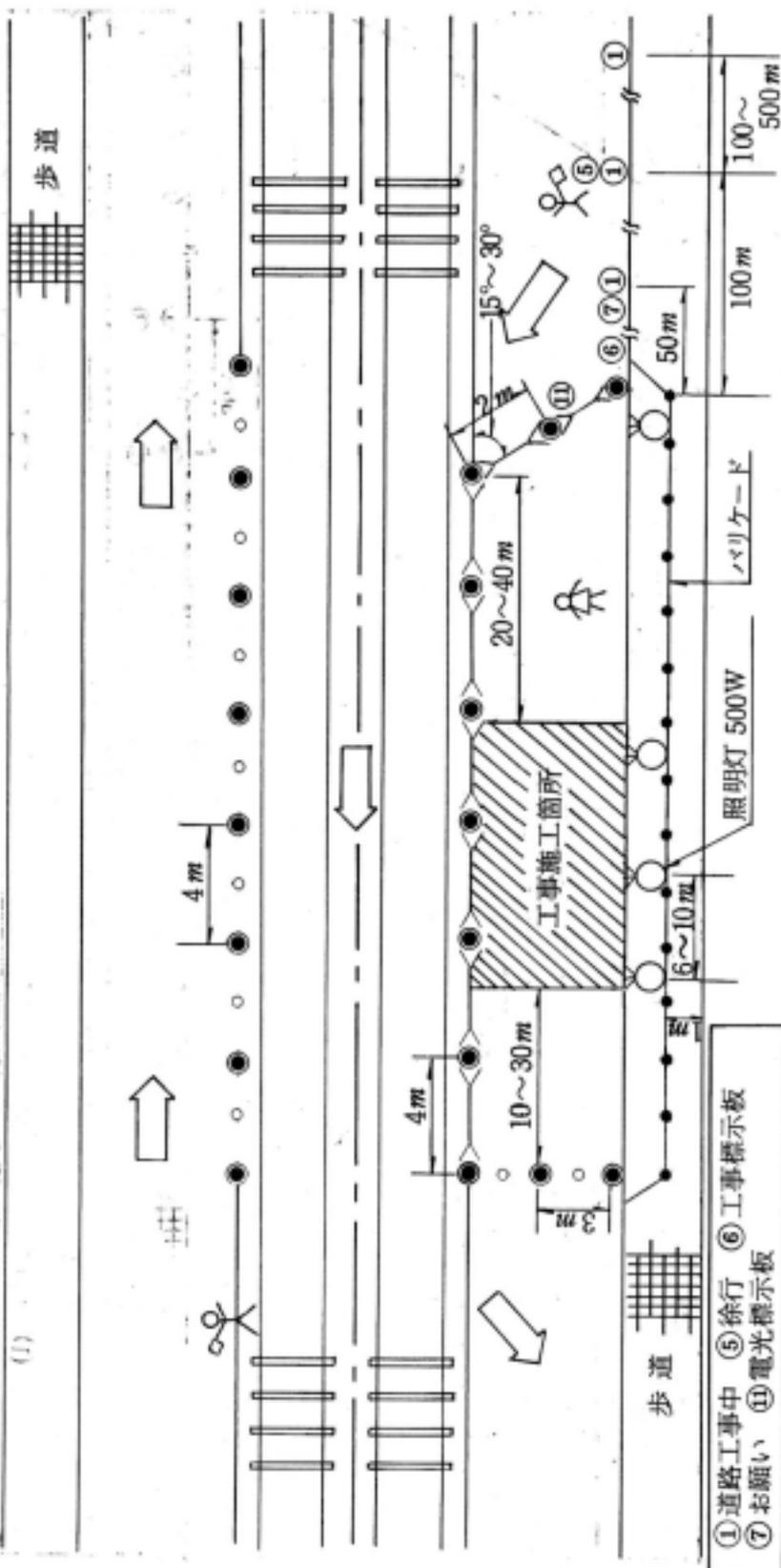
C 型 標準 図 4車線以上 片側一車線以上 通行可 (車道打換、オーバーレイ、As注入等) 夜間



1. 道路工事中 2 車線数減少 5 徐行 6 工事標示板 7 お願い 11 電光標示板

- 注
- (1) ①の設置数及び距離については、現地の状況によって定めること。
 - (2) 保安要員及び交通整理員は1名以上をおくこと。
 - (3) 昼間工事の場合は工事区間長、交通量に応じ①を⑩にかえてもよい。
 - (4) " 保安灯をセフティコーン (カラーコーン) にかえることができる。

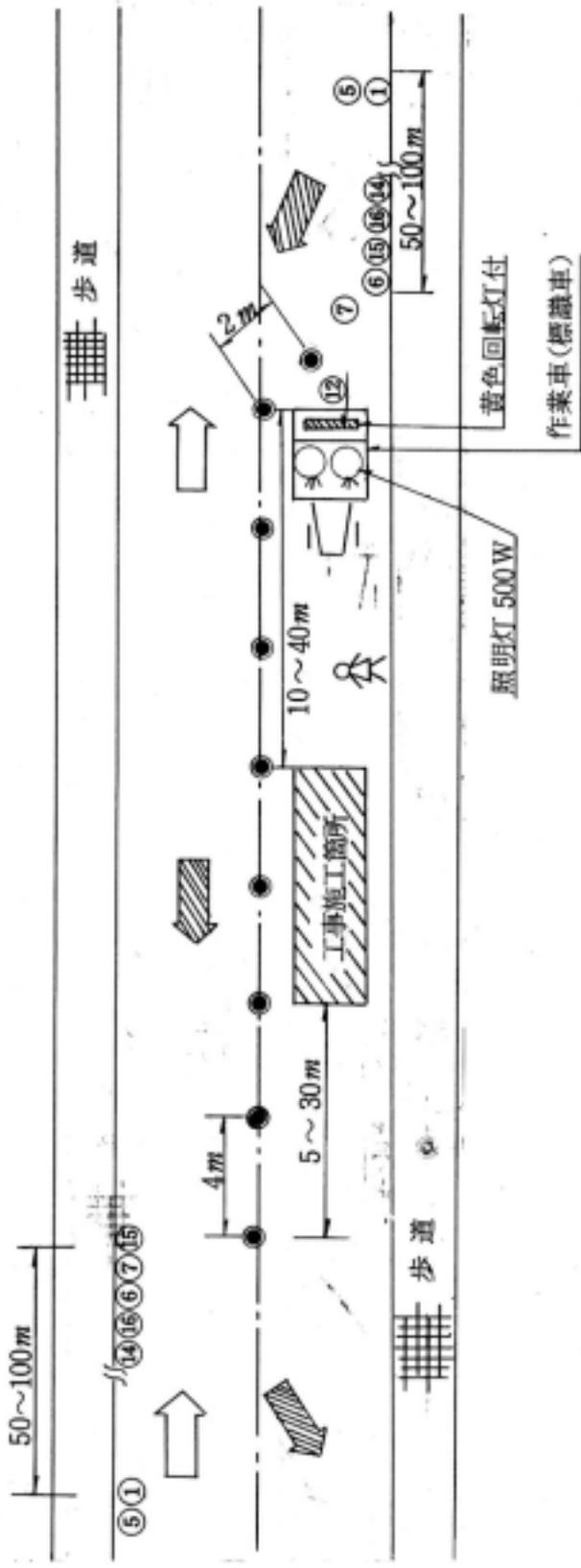
D 型 標 準 図 4車線以上 片側全線閉塞(軌道のある場合) 車道打換、オーバレイ、AS注入等 夜間



- (1) ① の設置数及び距離については現地の状況によって定めること。
- (2) 保安要員 1 名以上、交通整理員 2 名以上おくこと。
- (3) 昼間工事の場合は、⑪ を⑩ にかえてもよい。
- (4) 昼間工事の場合は、保安灯をセフティコーン(カラーコーン)にかえることができる。

注

E 型 標 準 図 2車線 片側全車線閉塞 (局部打換、カットカベ等の小規模なもの) 夜 間

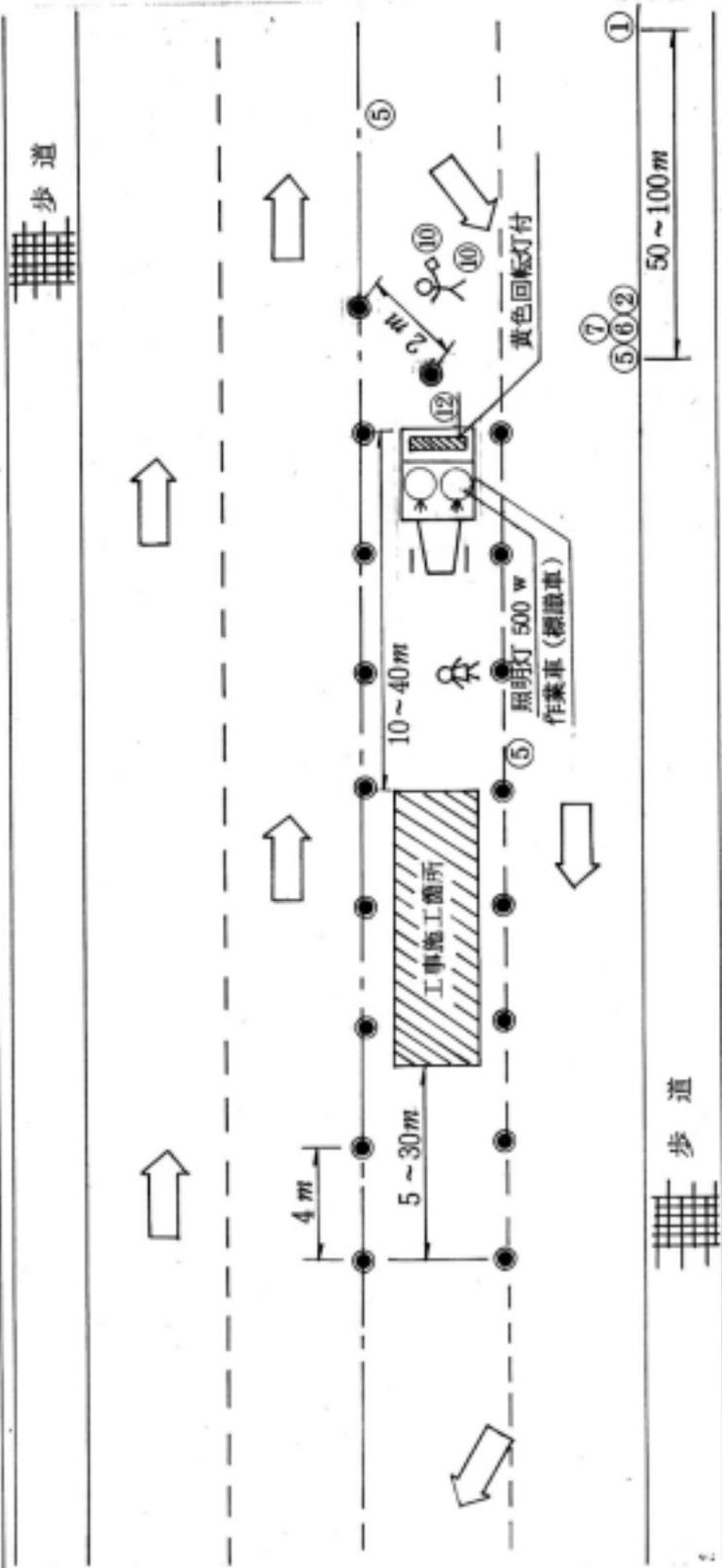


- ① 道路工事中 ⑤ 徐行 ⑥ 工事標示板 ⑦ お願い板 ⑫ 工事中 ⑬ この先信号機あり
⑮ 片側交互通行 ⑯ 工事用信号機

- (1) ①の設置数及び距離については、現地の状況によって定めること。
 (2) 保安要員は、1名以上おくこと。
 (3) 昼間工事の場合は、保安灯をセフティコーン(カラーコーン)にかえることができる。
 (4) 工事用信号機を原則とするが、現地の状況により交通整理員2名以上の配置でもよい。

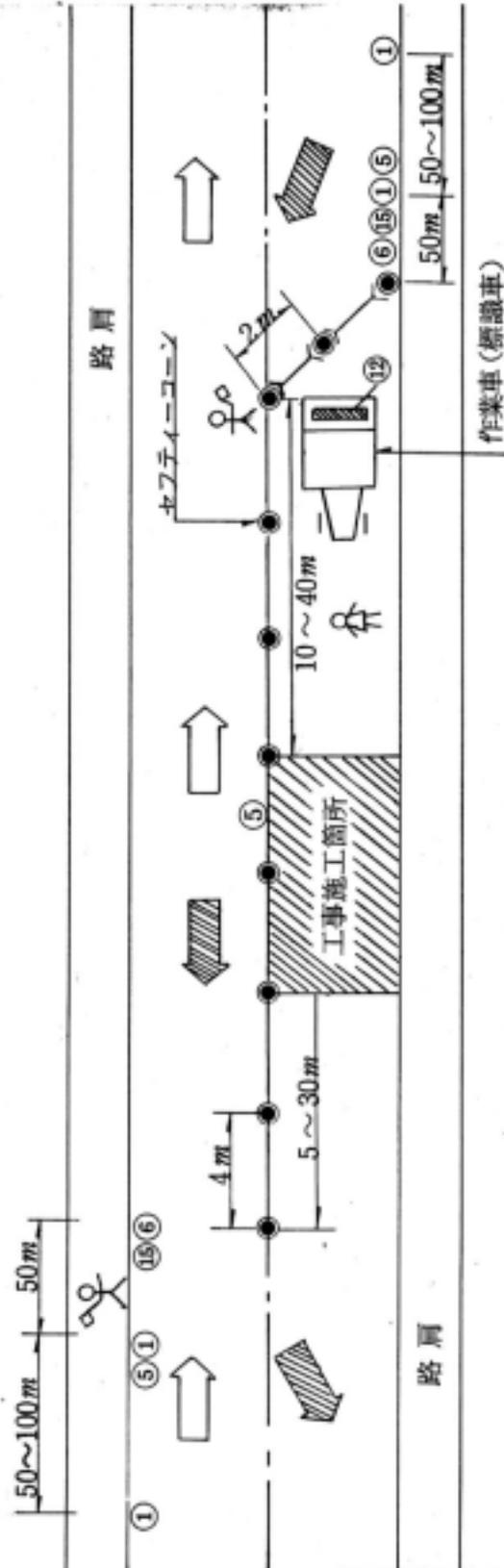
注

F 型 標 準 図 4 車線以上 片側一車線以上通行可 (局部打換、カットカバ等の小規模なもの) 夜間



- 1. 道路工事中 2 車線数減少 5 徐行 6 工事標示板 7 お願い板 11 方向指示板 12 工事中

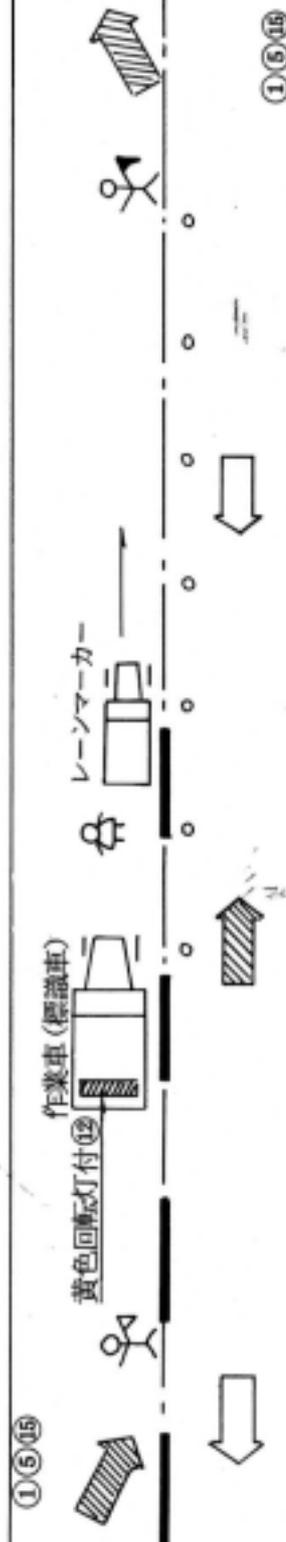
- 注
- (1) ①の設置数及び距離については現地の状況によって定めること。
 - (2) 保安要員及び交通整理員は1名以上を置くこと。
 - (3) 昼間工事の場合は保安灯をセフティコーコーン (カラーコーン) にかえることができる。



① 道路工事中 ⑤ 徐行 ⑥ 工事標示板 ⑩ 片側交互通行

- (1) 夜間作業の場合は、セフティコーン(カラーコーン)を保安灯にかえる。
- (2) ① の設置数及び距離については、現地の状況により定めること。
- (3) 保安要員 1 名以上、交通整理員 2 名以上をおくこと。

注



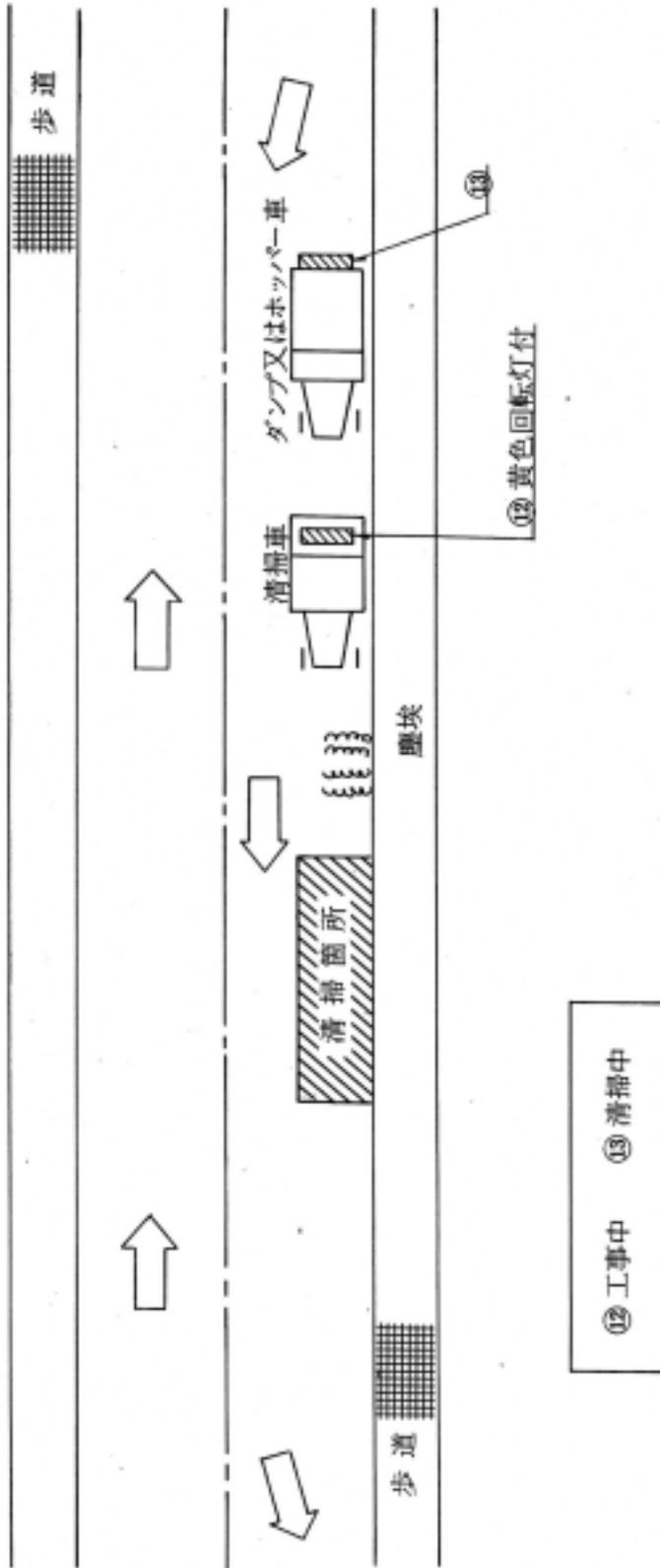
① 道路工事中 ⑤ 徐行 ⑮ 片側交互通行

- (1) 1日の施工区間の前後に①⑤⑮を設置する。
- (2) 保安要員1名以上、交通整理員を2名以上おくものとする。
- (3) 自走式レーンマーク作業の場合は、レーンマーク作業の前後に作業車(標識車)を配置した場合は、セフティコーンは不要とする。

注

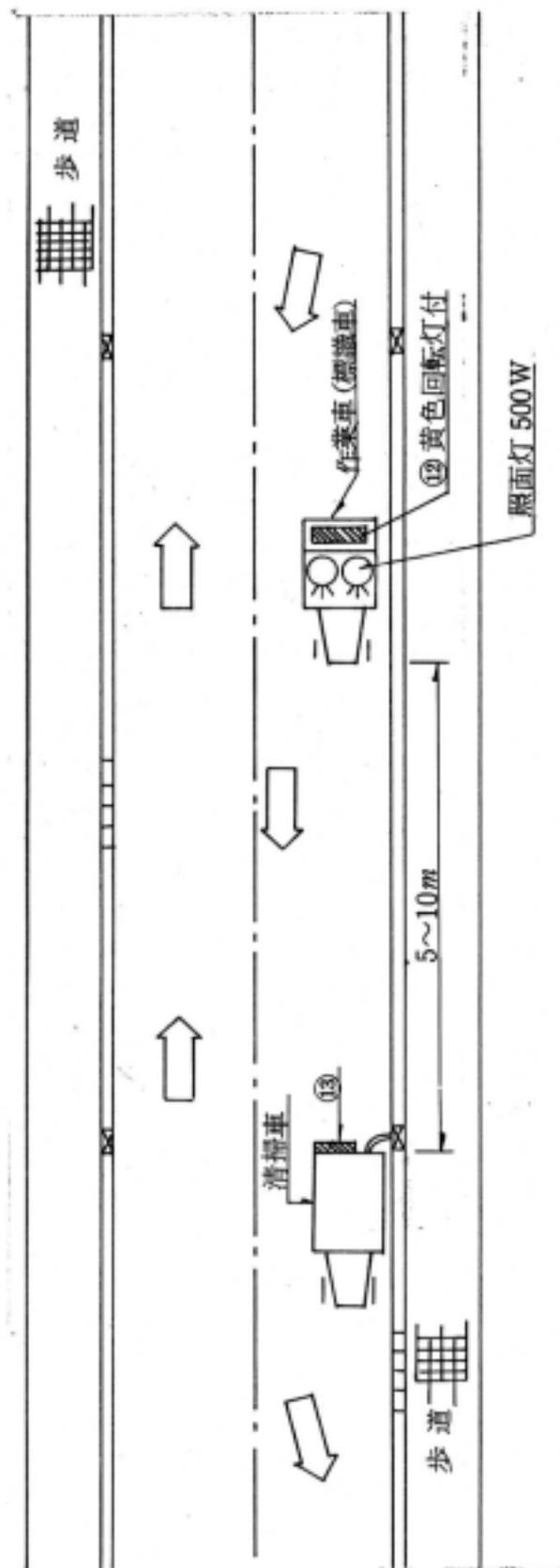
Ⅰ 型 標 準 図 路 面 清 掃

夜 間



(1) 散水車を使用する場合は、散水車の後にも⑬を設置すること。

注

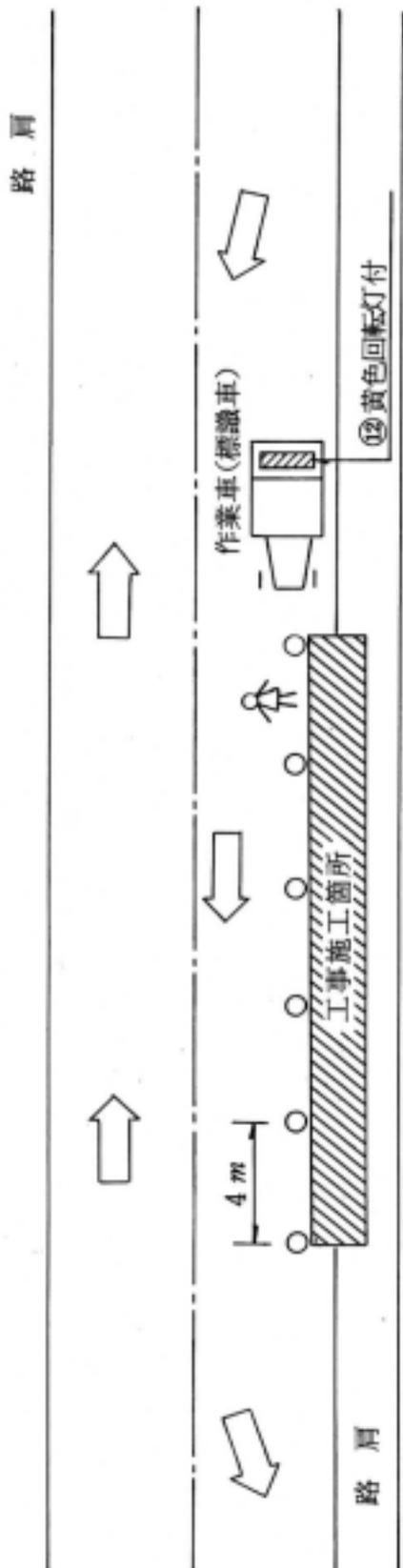


⑫ 工事中 ⑬ 清掃中

- (1) 昼間作業は、作業車の上の照明灯は除く。
- (2) 保安要員 1 名以上と必要に応じて交通整理員 1 名以上をつけること。
- (3) 作業車の上の照明が対向車に支障を及ぼす場合は、別途照明を考慮すること。

注

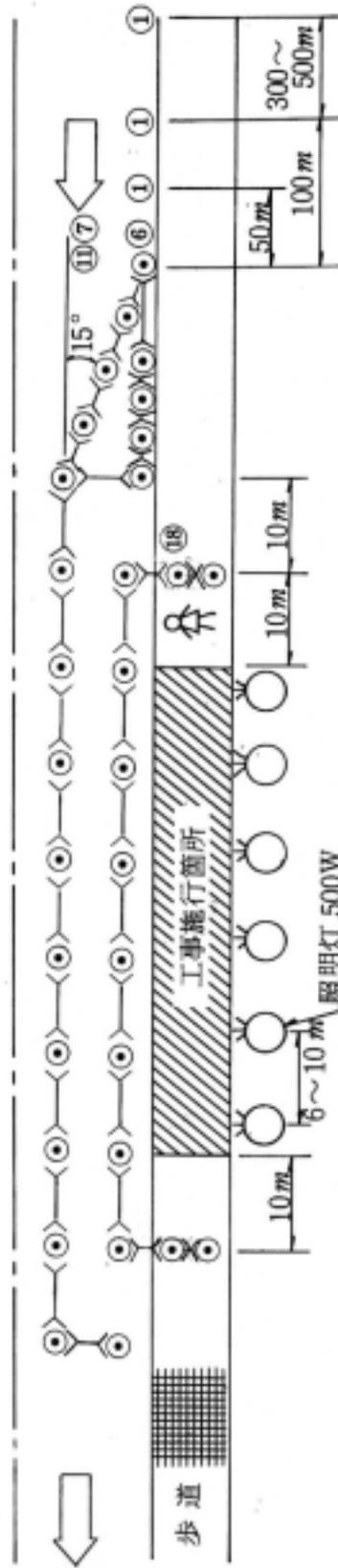
K 型 標 準 図 路側作業(人力) (除草、路肩整正、ガードレール清掃等) 昼 間



⑫ 工 事 中

- (1) 夜間工事の場合は、セフティコーンをカラーコーン又は保安灯に置きかえること。
- (2) 保安要員 1 名以上と必要に応じて交通整理員を 1 名以上つけること。

注

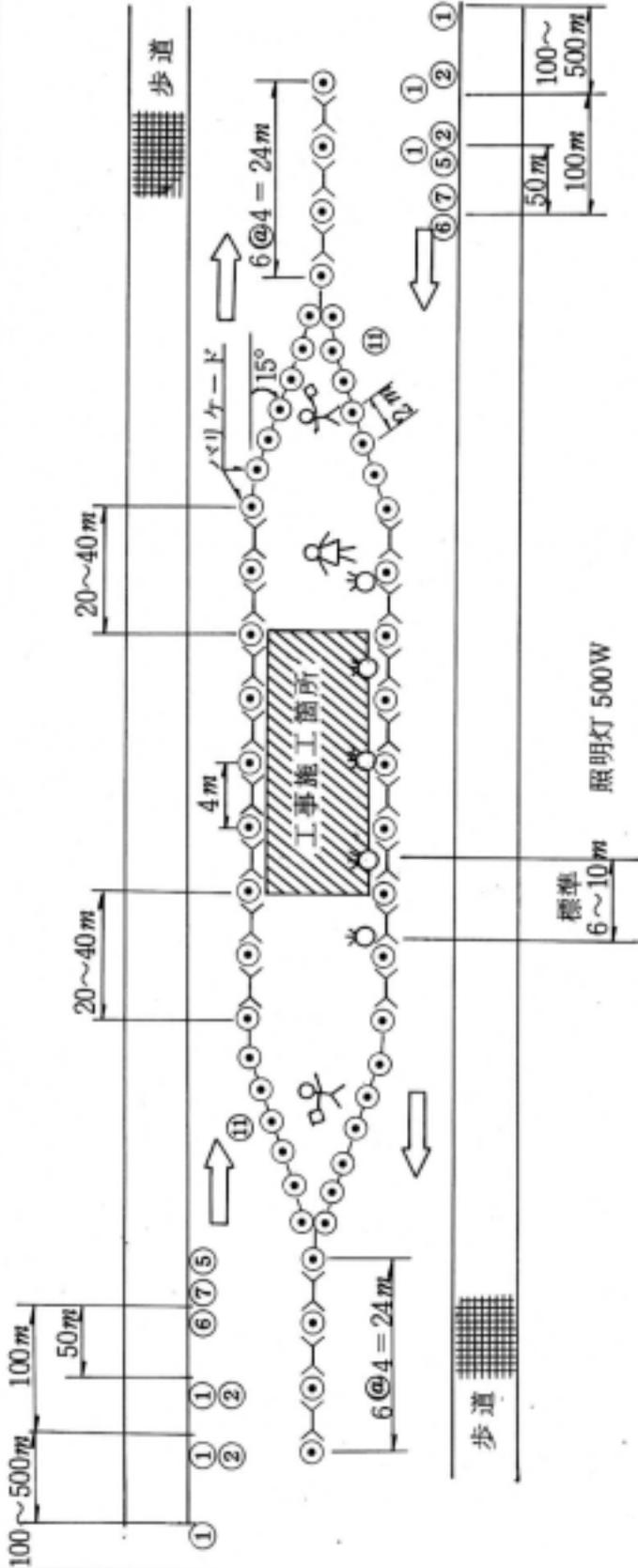


- ① 道路工事中
- ⑥ 工事標示板
- ⑦ お願い
- ⑪ 電光標示板
- ⑱ 歩行者案内板

- (1) 歩行者通行中は、原則として1m以上を確保すること。
- (2) 保安要員1名以上と必要に応じて交通整理員1名以上をつけること。
- (3) 昼間工事の場合は、①を②④にかえることができる。

注

N型標準図 中央分離帯修理設置等



- ① 道路工事中
- ② 車線数減少
- ⑤ 徐行
- ⑥ 工事標示板
- ⑦ お願い
- ⑩ 電光標示板

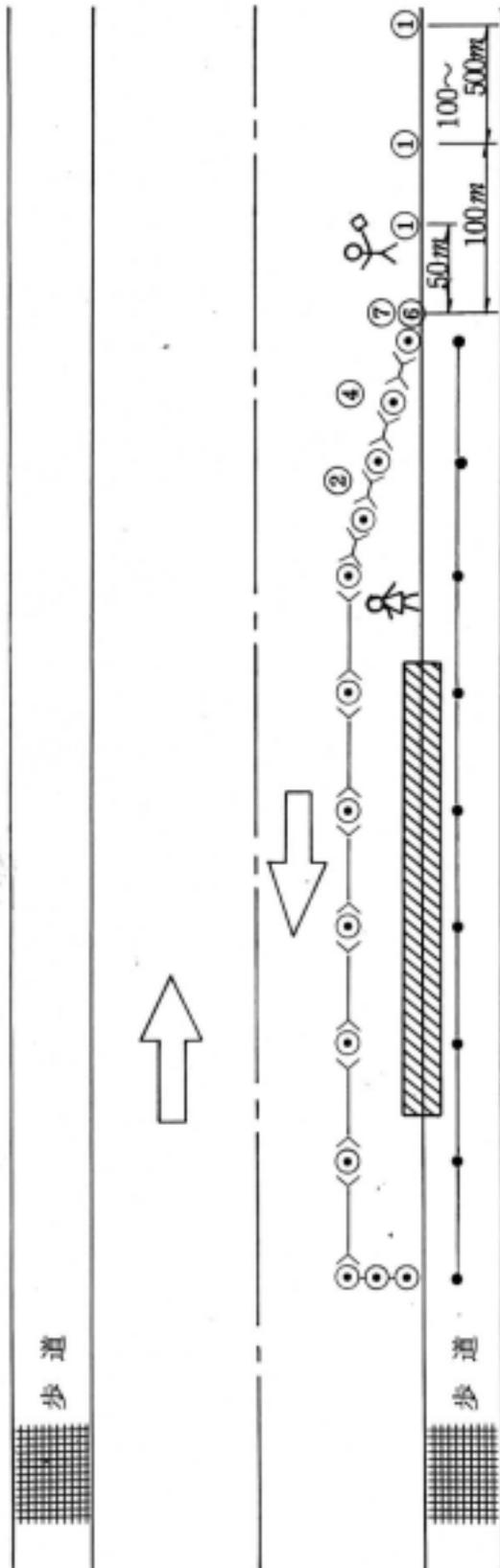
(1) 保安要員 1 名以上、交通整理員 2 名以上をおくこと。
 (2) 昼間の場合は、⑩を⑩にかえることができる。

注

○ 型 標 準 図

緑地管理、街渠及びガードレール設置

昼 間



① 道路工事中 ② 車線数減少 ④ 指定方向外通行禁止 ⑥ 工事標示板 ⑦ お願い

- (1) 歩行者通行帯は原則として1m以上を確保すること。
- (2) 保安要員及び交通整理員を1名以上おくこと。

注

11 道路台帳作成要領について（案）

事 務 連 絡
平成 1 0 年 7 月 1 0 日

道路関係事務所
技術副所長 殿

道路部
道路情報管理官

道路施設台帳の作成について

標記については、平成 7 年 5 月 3 1 日付事務連絡により、道路施設台帳の整備を行ってきたところであるが、改良型 M I C H I への移行に伴い、今回「道路施設台帳作成要領（案）」を別添のとおり改訂したので、今後はこれにより作成されたい。

1. 道路施設台帳作成要領（案）

本道路施設台帳は、

- ①「供用中の道路」に対する施設等の新設、増設、改良、改築、移動、撤去ならびに
 - ②「新規道路の建設」等を行った場合
- の関連工事に関する諸元を、記録するための台帳を作成するものである。

なお、対象とする道路施設台帳は下表に示す45台帳である。

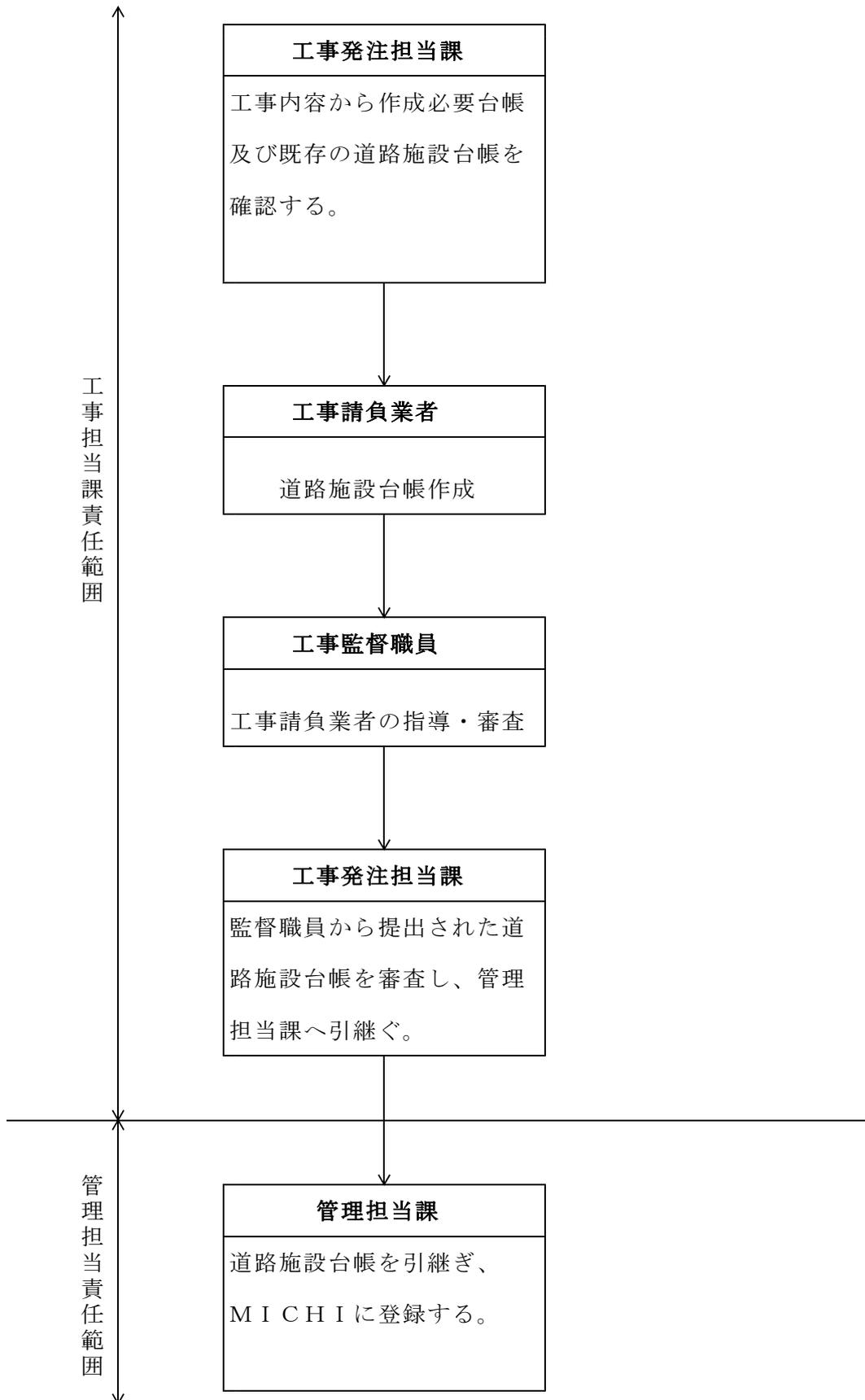
区分	台帳番号	台帳名
道路構造	C050	舗装
	C060	道路交差点
	C070	鉄道交差点
	C080	歩道及び自転車歩行者道
	C090	独立専用自歩道
	C100	中央帯
	C110	環境施設帯
構造物	D010	橋梁
	D020	橋側歩道橋
	D030	横断歩道橋
	D040	トンネル
	D050	洞門
	D060	スノーシェッド
	D070	地下横断歩道
	D080	道路ボックス
	D090	横断ボックス
	D100	パイプカルバート
	D120	擁壁
付属物 及び 附帯施設	E010	防護柵
	E020	道路照明
	E030	視線誘導標（反射式）
	E040	視線誘導標（自光式）
	E050	道路標識

付属物 及び 附帯施設	E060	道路情報板
	E070	交通遮断機
	E080	I・T・V
	E090	車両感知器
	E100	車両諸元計測施設
	E110	気象観測施設
	E120	災害予知装置
	E130	自動車駐車場等
	E140	自転車駐車場
	E150	雪崩防止施設
	E160	落石防止施設
	E170	消雪パイプ
	E180	ロードヒーティング
	E190	除雪ステーション
	E200	防災備蓄倉庫
	E210	共同溝
	E220	C A B・電線共同溝
	E230	植栽
	E240	遮音施設
	E250	遮光フェンス
E260	距離標	
E270	流雪溝	

台帳の作成には、工事の内容により

- ・新規にデータを作成する場合（上記②）と
- ・M I C H I に登録済みのデータ（既存道路施設台帳）を修正する場合（上記①）に分けられる。

(1) 作成手順概要



(2) 台帳の作成種別

工事の内容により、次の3種類になる。

1) 新 規

施設を「**新規に設置**」した場合にその施設の台帳を新規に作成する。

<新規の施設とは>

新規道路や現道工事で、現実にはその個所に全く新たに設置された施設をいい、材料が新品・発生品等に関係ない。

2) 変 更 (修正)

施設を新規に設置するためにその個所の既存施設を変更したり、既存施設を補修・一部増設及び撤去・改造・移設（既存台帳で示された範囲内で撤去再設置をする場合）した場合は、その施設の既存台帳（**M I C H I**から出力）を変更（修正）する。

- ・作成方法は、既存台帳の変更部分を朱書きする。
- ・図面及び写真は新規に作成し貼付する。

3) 廃 止

既存施設を撤去して他の構造物に変更した場合など、既存施設が現実にはその箇所に無くなった場合は、既存台帳を廃止する。

作成方法は、廃止する台帳に朱で×印する。

<追 記>

新規道路や現道工事でその個所に全く新たに設置した施設は「新規作成」のみでよい。

- ・現道に係わる工事で既存施設の撤去・移設が発生する場所は
 - ①既存道路台帳の変更（修正）或いは廃止を行うと共に
 - ②新規施設の台帳も作成する。
- ・台帳の作成にあたって、主要な工種に関する台帳の他に、その工種が他の台帳にも関連している場合があるので作成漏れが無いように注意する。
- ・既存台帳の中には**M I C H I**から出力されない様式がある。その場合は、白紙台帳に新規に記入する。また、一部出力される内容が異なる様式がある。その場合は、出力内容を参考にして白紙台帳に新規に記入する。（**M I C H I**から出力される様式の内容を、道路施設台帳一覧表に示す。）

(3) 台帳作成にあたっての注意事項

1) 工事発注担当者

工事内容から必要とする道路施設台帳を確認する。

撤去・移設がある場合は、既存台帳の「変更或いは廃止」が必要であり台帳作成の対象になるので、この場合も確認しておく。

2) 工事監督職員

①請負業者が作成するにあたっての指導

②工事内容の変更に伴う関連道路施設台帳作成の指示

③請負業者から提出された台帳の記載内容（数値・写真及び貼付図等）と作成漏れ台帳が無いが、最終工事内容を確認して審査する。

④審査した台帳は工事発注担当課へ提出する。

3) 引継ぎ

工事発注担当課は道路施設台帳を工事完成後速やかに**管理担当課**に引き継ぐものとする。

4) その他

修繕・補修工事を実施した場合は「補修歴」の作成を忘れないように注意すること。

(4) 単年度で完成しない事業の場合

新規道路・現道拡幅工事等で「単年度で完成せず」長期を要する場合でも、工事発注毎に請負業者が作成する。

作成にあたっての注意事項は(2)と同様とし、管理担当課へ引継ぐ。

管理担当課は保管し、供用開始時に**M I C H I**へ登録する。

(5) 管理区間を他機関へ移管又は廃道とする場合

バイパス・局部改良等の完成により、管理道路を他機関へ移管又は廃道とする場合は、工事担当課と管理担当課で調整を行い既存道路施設台帳を廃止する。

No.

2. 道路施設台帳作成総括表

工 事 件 名		平成 年度				供 用 開 始 日	平成 年 月 日 供用済・供用予定				
工事発注 担当部署		工事事務所	監督 部署	出張所・監督官・課	監督 職員	主任監督員		印	提出日付		
						監 督 員		印	平成 年 月 日		
工 事 請負者	会社名	TEL				作 成 者 名	現場代理人		印	審査日付	
	連絡先						主任技術者		印	平成 年 月 日	
提 出 台 帳 内 訳		台 帳 名		作成件数	台 帳 名		作成件数	台 帳 名		作成件数	
		舗装			横断ボックス等			自動車駐車場等			
		道路交差点			パイプカルバート			自転車駐車場			
		鉄道交差点			擁壁			雪崩防止施設			
		歩道及び自転車歩行者道			防護柵			落石防止施設			
		独立専用自動車道			道路照明			消雪パイプ			
		中央帯			視線誘導表（反射式）			ロードヒーティング			
		環境施設帯			視線誘導表（自光式）			除雪ステーション			
		橋梁			道路標識			防災備蓄倉庫			
		橋側歩道橋			道路情報板			共同溝			
		横断歩道橋			交通遮断機			C A B・電線共同溝			
		トンネル			I・T・V			植栽			
		洞門			車両感知器			遮音施設			
		スノーシェッド			車両諸元計測施設			遮光フェンス			
地下横断歩道			気象観測施設			距離標					
道路ボックス等			災害予知装置			流雪溝					
関連資料リスト											
備 考											

349

道路施設台帳引継簿

引継 確認	引継順	主任監督員→工事担当課長		工事担当課長→管理担当課長		管理担当課長→登録担当者	
	受領日	平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	受領者	印		印		印	

3. 共通説明事項

以下に示す項目は、各道路施設台帳において記入内容が共通なものについてまとめたものである。

1. 工事名、業者名、責任者名、TEL、作成種別

工事名、業者名、責任者名、連絡先（TEL）を記入する。また、各台帳の図面、写真等の添付箇所（空白部分）に工事名を記入する。

各台帳の右上（一覧表形式の台帳（中央帯台帳のように「整理番号1」が台帳の左端にあるもの）については、各行の左側）に台帳の作成種別（「新規」、「変更」、「廃止」）を記入する。

2. 名称

「名称」の項目欄の記入は、以下に示すとおりとする。

(1) 固有名詞を持つ施設（橋梁、地下道など）

→その名称を記入する。

「〇〇橋」「××歩道橋」「△△交差点」など

(2) 固有の記号番号を持つ施設（照明灯、F型標識など）

→市町村名（指定市については区名）及び記号番号を記入する。

「〇〇町 三102-651」

(3) 上記(1)、(2)以外の施設（防護柵、無名の交差点など）

→地先名(大字まで)を記入する。なお、2地先にまたがっている場合は、主な地先を記入する。

3. 所在地

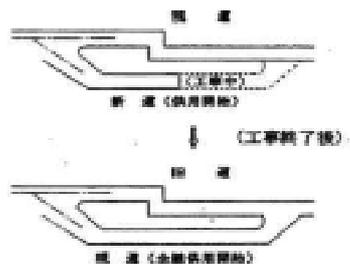
該当する区間の所在地（字番地まで）について、記入する。

4. 路線名

(1) 一般国道の路線名と現道・新道・旧道の区分を記入する。

(2) なお、現道、旧道、新道の区分については以下の考え方にもとづいて整備する。

- ・旧道：バイパス等の建設に伴い建設前の道路が、他の道路として編成（編入）されずに存在する場合の元の道路をいう。
- ・新道：新道とは、バイパス部分が現道に連結されないで部分的に供用されている区間をいう。
- ・現道：現道とは、旧道及び新道以外の道路をいう。



5. 距離標

(1) 施設の位置を示す距離標の記入方法には、次の2つの方法がある。

① 延長方向に長さを持たない施設の場合（道路標識、道路照明等）このような施設に対する距離標の記入欄は1つであり、その設置場所の距離標を記入する。

② 延長方向に長さを持つ施設の場合

このような施設に対する距離標の記入欄は、起点側と終点側について設けてあるので次の2項目を記入する。

イ) 距離標（自）

起点側の距離標を記入する。

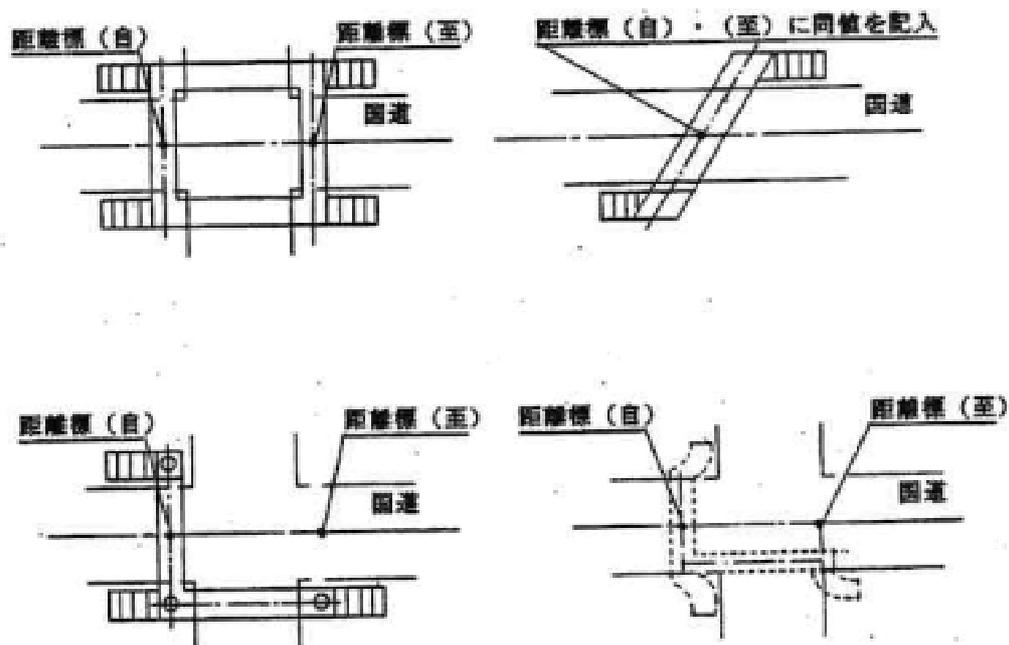
ロ) 距離標（至）

終点側の距離標を記入する。

(2) 測定の方法は、起点側の距離標から行うものとする。

(3) 横断歩道橋や地下横断歩道等のように管理道路を斜めに横断している場合は、「距離標(自)」及び「距離標(至)」は同値を記入する。

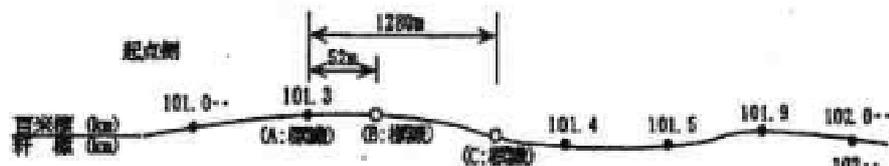
(4) 距離標が設置されていない場合は、道路管理部署と協議し測点等を記入する。



横断歩道橋、地下横断歩道等の距離標（例）

(記入例)

①延長方向に長さを持たない施設の場合 (道路標識、道路照明等)



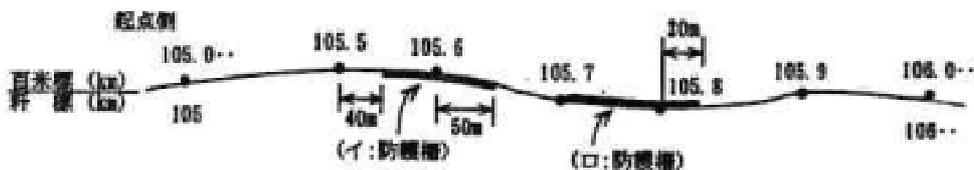
百米標 百米標からの距離

A : 標識 101.3 + 0 (m)

B : 標識 101.3 + 52 (m)

C : 標識 101.3 + 1,282 (m)

②延長方向に長さを持つ施設の場合 (防護柵、擁壁等)



イ : 防護柵
105.5 + 40 (m) ~ 105.6 + 50 (m)

ロ : 防護柵
105.7 + 0 (m) ~ 105.8 + 20(m)

③マイナス (-) の距離標に施設がある場合



A : 道路照明 -1.8 + 55 (m)

B : 擁壁
-1.7 + 60 (m) ~ -1.6 + 20 (m)

6. 施設完成年度

施設が完成した年度を記入する（年は和暦を記入）。

7. 施設改修年度

施設を改修した年度を記入する（年は和暦を記入）。

8. 備考

特記事項を記入する。

9. その他

①イメージデータ（現況写真・位置図・平面図等）の貼付方法

1. イメージデータは、鮮明な図面類及び写真を貼付する。

2. 各台帳の貼付欄の貼付枠（点線枠）内に貼付する。

②現況写真の撮影方法

現況写真の撮影方法は、次頁を参照して撮影する。

③その他

道路施設台帳の記入方法が不明の場合は、工事監督員に問い合わせるものとする。

12 建設リサイクル推進に係る 実施事項について

建設リサイクル推進に係る実施事項について

国官技第 41 号、国官総第 123 号、国営計第 25 号、国総事第 20 号

平成 14 年 5 月 30 日

国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房公共事業調査室長 から
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長
国土交通省総合政策局事業総括調整官

航空局飛行場部建設課長
筑波研究学園都市施設センター長
港湾局建設課長
海上保安庁総務部主計課長 あて
各地方整備局企画部長
各地方整備局港湾空港部長
各地方整備局営繕部長

建設リサイクルの推進に関しては、建設リサイクル推進計画 2002 に基づき各種施策の実施を図っているところである。

については、公共工事発注者の責務を徹底する必要から、国土交通省の直轄事業の実施にあたっての実施事項を「建設リサイクルガイドライン」としてとりまとめたので、今後は本ガイドラインに基づき事業の実施に遺漏無きよう取り図られたい。

なお、本ガイドラインについては、都道府県関係部長、政令指定都市関係局長、関係公団担当理事、建設業者団体等に対しても通知しているので、各機関に対し、本ガイドラインの趣旨を踏まえてより一層の連絡調整を図り、連携のとれた施策推進を図られたい。

なお、「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（平成 10 年 8 月 4 日）建設省技調発第 167 号、建設省経事第 22 号は廃止する。

建設リサイクル推進に係る実施事項について

国官技第 41 号の 3、国官総第 123 号の 3、国営計第 25 号の 3、国総事第 20 号の 3

平成 14 年 5 月 30 日

国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房公共事業調査室長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長 から 関係団体の長 あて
国土交通省総合政策局事業総括調整官

建設リサイクルの推進に関しては、建設リサイクル推進計画 2002 に基づき各種施策の実施を図っているところである。

については、公共工事発注者の責務を徹底する必要から、国土交通省の直轄事業の実施にあたっての実施事項を、「建設リサイクルガイドライン」としてとりまとめ、各地方整備局長等に通知したので、参考までに送付する。

貴団体におかれては、傘下会員に対してこれを周知徹底し、実施に対しては協力方お願いする。

建設リサイクルガイドライン

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

国土交通省所管の直轄事業（受託工事を含む）を対象とする。

3. 実施事項

1) 体制の整備

1. 目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象建設機関」という。）の取り組みを支援するため以下の委員会を設置する。

（別添「建設副産物対策委員会設置要綱」参照）

（1）地方整備局等建設副産物対策委員会

（2）事務所等建設副産物対策委員会

2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象建設機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

（1）リサイクル計画書（別添1、別添2、別添3）

① 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

② 作成時期及び作成者

1) 設計業務（概略設計、予備設計（営繕・港湾・空港工事では基本設計）、詳細設計（営繕・空港工事では実施設計、港湾工事では細部設計並びに実施設計））の実施時点

・業務成果として、設計業務の受注者等が作成する。（対象建設機関は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

2) 工事仕様書案の作成時点（積算段階）

・対象建設機関の当該工事の積算担当課が作成する。

（2）リサイクル阻害要因説明書

① 目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

② 作成時期及び作成者

1) 工事仕様書案の作成時点

- ・対象機関の積算担当課（営繕部においては設計担当課）が作成する。
- ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して 10 %以上下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

※目標値；建設リサイクル推進計画 2002 の目標値を基本とし、必要に応じて地方整備局等建設副産物対策委員会により変更できるものとする。

(3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

(再生資源利用 [促進] 計画書) (様式 1、様式 2)

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書

建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書

② 作成時期及び作成者

1) 工事の着手時及び完成時

- ・対象機関から直接工事を請け負った建設事業者に（元請業者）が作成。対象建設機関は、元請業者に対し、再生資源利用 [促進] 計画書（工事着工時）及び実施状況（完成時）の報告を特記使用書により指示する。

なお、実施状況の報告は、様式 1 及び 2 によるものとし、建設リサイクル法第 18 条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

3) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象建設機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- ・検討・調整に際しては、必要に応じて事務所等建設副産物対策委員会を開催し、意見聴取を行う。

(2) 工事仕様書案の作成時点

- ・事務所等建設副産物対策委員会は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当課（リサイクル阻害要因説明書について、営繕部においては設計担当課）に対し、改善を指示することができる。
- ・地方整備局等建設副産物対策委員会が定める規模を超える工事については、原則として、事務所等建設副産物対策委員会と同様の事項を地方整備局等建設副産物対策委員会においても実施する。

(3) 工事契約前

- ・工事担当課は、建設リサイクル法第 12 条に基づき、落札者から説明書（様式 3

及び様式 3 に示す添付資料) 並びに都道府県知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。

(4) 工事完了時点

- ・対象建設機関は、請負業者から提出される再生資源〔促進〕計画の実施報告（再生資源利用〔促進〕実施書）をチェックし、とりまとめのうえ、地方整備局等建設副産物対策委員会に提出する。

4) リサイクル実施状況の取りまとめ

完了時の再生資源利用〔促進〕実施書は、地方整備局等建設副産物対策委員会が半期毎に取りまとめることとする。

4. その他

- ・ 3. 実施事項 2) リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については、別添を使用する。
- ・ 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。
- ・ 本ガイドラインについては、平成 14 年 5 月 30 日以降速やかに運用を開始する。

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工）計画時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (2)+(3)/(1)×100	備	考
土	㎥	㎥	㎥	㎥	%		
砂	トン	トン	トン	トン	%		
砕石	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%		

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑤ 発生量	⑥ 現場内利用 可能量	⑦ 他工事への 搬出可能量	⑧ 内資源化施設 への搬出可能量	⑨ 最終処分量	⑩ 現場内利用率 (7)/(5)×100	備	考
建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%		
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%		
取りこわし建物	件							

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書（積算段階）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期（予定）	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用量	③ 再生材利用量	④ 新材利用量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
砂	ト	ト	ト	ト	%	
石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合物	ト	ト	ト	ト	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用量 (減量化量)	⑧ 他工事への 搬出量	⑨ 再資源化施設 への搬出量	⑩ ストックヤード への搬出量	⑪ 有効利用率 (⑦+⑧+⑨)/⑥×100	備考
建設第1種 砂	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
建設第2種 砂	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
建設第3種 砂	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
建設第4種 砂	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
粘土(浚渫土)	㎥	ト	ト	ト	ト	%	
合	ト	ト	ト	ト	ト	%	
コンクリート塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト・コンクリート塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設汚泥	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設発生木材	ト	ト	ト	ト	ト	%	

※ 建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

①第1種建設発生土：砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※ 建設発生木材の中には、伐間除根材及び剪定材を含む。

※ 建設汚泥、建設発生木材の、「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※ 「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※ 「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

④第4種建設発生土：粘性土及びこれらに準ずるもの。

⑤泥土（浚渫土）；浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

リサイクル計画書 (詳細設計)

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	41m3	41m3	ト	ト	%	
砕石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合物	ト	ト	ト	ト	%	
	ト	ト	ト	ト	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合は記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種別	⑥ 発生量	⑦ 現場内 利用可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦)/⑥×100	備考
建設第1種建設土	41m3	41m3	41m3	ト	ト	%	
建設第2種建設土	41m3	41m3	41m3	ト	ト	%	
建設第3種建設土	41m3	41m3	41m3	ト	ト	%	
建設第4種建設土	41m3	41m3	41m3	ト	ト	%	
泥土(液状土)	41m3	41m3	41m3	ト	ト	%	
合計	41m3	41m3	41m3	ト	ト	%	
コンクリート塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設発生木材	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設廃屑	ト	ト	ト	ト	ト	%	

※建設発生土の区分(既存資材から判断するものとする)

①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※建設発生木材の中には、伐間除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

⑤泥土(液状土) …液状土のうち概ねqc2以下のもの。

発注機関名	
工 事 名	
工 事 概 要	

I. 建設資材利用計画

□内 ; 目標値、○内 ; 達成値 再生資源利用率の目標値(100%)を達成できない理由	土 (%) [%]	砂 (%) [%]	砕 石 (%) [%]	アスファルト混合物 (%) [%]
再生材の供給場所がない				
再生材の規格が仕様に適合しない				
その他(下の括弧内に記入)				

その他

II. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

□内 ; 目標値、○内 ; 達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土 (%) [%]	コンクリート塊 (%) [%]	アスファルトコンクリート塊 (%) [%]
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

□内；目標値、○内；達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥 (%) [%]	建設発生木材 (%) [%]	建設混合廃棄物 (%) [%]
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

注) それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

(様式3)

説 明 書

平成 年 月 日

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表 1～3 のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造※		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果		建築物の状況		
		周辺状況		
		作業場所の状況		
		搬出経路の状況		
		残存物品の有無		
		付着物の有無		
		その他()		
工事着手前に実施する措置の内容		作業場所の確保		
		搬出経路の確保		
		残存物品の搬出の確認		
		その他()		
工事着手の時期※		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注)①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類 ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 (修繕・模様替工事のみ)			
	その他 ()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期※	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤その他 ()	その他取り壊しの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	(注)①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事			
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話			
使用する特定建設資材の種類(新築・維持・修繕工事のみ)※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)			
	その他()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他()			
工事着手の時期※	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他	その他取り壊しの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序(解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
工事に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)※	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	(注)①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

(別添)

建設副産物対策委員会設置要綱

1. 目的

建設リサイクル推進計画 2002 の推進において国土交通省所管の直轄事業が先導的な役割を果たすため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理の徹底を図ることを目的に、建設副産物対策委員会を設置する。

建設副産物対策委員会は、地方整備局等に設置する委員会（地方整備局等建設副産物対策委員会）と、事務所等に設置する委員会（事務所等建設副産物対策委員会）から構成される。

2. 用語の定義

1) 地方整備局等

地方整備局、地方航空局、北海道開発局、沖縄総合事務局

2) 事務所等

地方整備局の工事事務所、北海道開発局の開発建設部、沖縄総合事務局の事務所

3) 大規模な工事

各地方整備局等において、基準を定める一定規模以上のもの

3. 地方整備局等建設副産物対策委員会

(1) メンバー等

局長又は副局長（次長）を委員長とし、その他、関係部長及びその他委員長が必要と認めた者を委員とする。地方航空局においては、飛行場部長を委員長とし、関係課長及びその他委員長が必要と認めた者を委員とする。なお、上記の構成員を満たす他の委員会等が存在する場合は、その委員会等が下記所掌事務を行うことをもって、足りることとする。

(2) 所掌事務

1) 大規模な工事の判定基準の策定

大規模な工事の判断基準を策定する。

2) 大規模な工事のリサイクル状況の評価

大規模な工事については、工事仕様書の作成時点において事務所等建設副産物対策委員会より提出されるリサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書について、リサイクル原則化ルールの徹底状況を審査し、不十分と考えられるケースについては、事務所等建設副産物対策委員会に対し改善を指導することができる。

3) 目標値の設定

リサイクル阻害要因説明書の目標値について、建設リサイクル推進計画 2002 の目標から変更する必要がある場合に、これを変更することができる。

4) リサイクル実施状況のとりまとめ

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用 [促進]

計画書」という。)の実施状況ほか、委員長が必要と認める事項について、事務所等建設副産物対策委員会からの報告を受け、半期毎にとりまとめるものとする。

5) その他建設リサイクルの推進に関する事項

6) 地方航空局においては、空港事務所等の建設副産物対策委員会を兼任する。

(3) 部会等の設置

委員長は、必要に応じて部会等を設置することができる。

4. 事務所等建設副産物対策委員会

1. の目的を達成するため、事務所等の所長を委員長とする事務所等建設副産物対策委員会（営繕部においては、事務所等に設ける委員会及び、営繕部内に設置する営繕部建設副産物対策委員会。以下「事務所等委員会」という。）を設置する。

(1) メンバー等

事務所等の所長を委員長とし、その他、関係副所長、関係課長及び、委員長が必要と認めた者を委員とする。ただし、営繕部においては、事務所等の他に、営繕部内においても事務所等建設副産物対策委員会を設置することができ、この場合、委員長は営繕調査官等とし、関係課長等、委員長が必要と認めた者を委員とする。

(2) 所掌事務

1) 事業の各段階における、リサイクル状況の把握・検討・調整

・指示等事務所等の管内の全ての事業について、以下の検討・調整等を行う。

(計画案（計画・設計方針）の策定時点）

① 設計業務の成果に基づき、発生抑制・減量化・再生利用の促進の観点から、必要に応じて改善措置の要否について検討し、必要な改善措置の提案を行うほか、再利用可能な建設副産物について、他機関も含めた利用調整を行う。

(工事仕様書案の作成時点)

② 積算担当課が作成するリサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書について、リサイクル原則化ルール of 徹底が不十分と判断した場合には、必要な改善措置を講じるよう積算担当課に対して指示をすることができる。

③ 大規模な工事については、リサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書を地方整備局等建設副産物対策委員会に提出して審査を受け、改善の指導があった場合には、当該工事の積算担当課に対して必要な改善措置を指示する。

2) 他機関等との連絡調整

工事間利用によるリサイクルを促進するため、他の建設工事発注機関等との連絡調整を図る。

3) リサイクル実施状況のとりまとめ

事務所等の管内で実施されるすべての国土交通省直轄の公共工事について作成される再生資源利用〔促進〕計画書の実施状況等について、半期毎にとりまとめ、地方整備局等建設副産物対策委員会に報告する。

4) その他建設リサイクルの推進に関する事項

13 建設工事に係る資材の再資源化等に関する
法律第 11 条に基づく国の機関からの
都道府県知事への計画の通知について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づく国の機関からの都道府県知事への計画の通知について

国官技第 345 号、国官総第 710 号、国営計第 200 号、国総事第 114 号

平成 14 年 3 月 5 日

国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房公共事業調査室長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長 から
国土交通省総合政策局事業総括調整官

航空局飛行場部建設課長
気象庁総務部経理課長
海上保安庁総務部主計課長
筑波研究学園都市施設管理センター長 あて
各地方整備局企画部長
各地方整備局港湾空港部長
各地方整備局営繕部長

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 11 条の規定に基づく国の機関からの都道府県知事への計画の通知について、取扱要領を定めたので通知する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく国の機関から都道府県知事への対象建設工事の計画の通知に関する取扱要領

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第 11 条に基づき国の機関から都道府県知事へ対象建設工事を実施する旨通知を行う場合は、下記に基づき行うものとする。

1 対象建設工事の定義

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材の 4 品目）を用いた建築物等に係る解体工事又はその旣工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事に係る資材の再資源化に関する法律施工令（以下「政令」という。）で定める規模基準以上の工事である。

よって、特定建設資材を使用しない工種及び特定建設資材廃棄物を排出しない工種のみで構成される工事は、規模基準以上の工事であっても、「対象建設工事」とはならない。

(1) 建築物等

- ① 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」を指す。
- ② 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定めるものを指す。
- ③ 「その他の工作物」とは、土木工作物、機械設置等建築物以外の工作物を指す。

(2) 新築工事等

- ① 「新築工事等」とは、「新築工事」、「増築工事」及び「修繕又は模様替工事」を指す。
- ② 「修繕」とは、建築物の傷んだり不都合の生じてきた部分を、同じ材料を用いて、元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業を指す。
- ③ 「模様替」とは、建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業を指す。

2 対象建設工事規模基準

政令に指定されている対象建設工事規模基準は下表のとおりである。

対象建設工事		規模基準	
建築物	解体工事	延べ床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500㎡以上
	修繕又は模様替工事	請負金額	1億円以上
その他の工作物		請負金額	500万円以上

(1) 土木工作物について

土木工作物の工事に関しては、工事の種類（解体工事、新築工事等）によって規模基準を区分していない。

(2) 特定建設資材の使用量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材の使用量に関する基準は、示されていない。これは、使用量にかかわらず特定建設資材を使用する工事、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材の使用が計画されていない場合であっても、雑工、仮設工（木矢板工など）等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例) 築堤工事を主たる工種とする工事において、コンクリート2次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

(3) 特定建設資材廃棄物の排出量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材廃棄物の排出量に関する基準は、示されていない。これは、排出量にかかわらず特定建設資材廃棄物を排出する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するというものであり、主たる工種において、特定建設資材廃棄物の排出が計画されていない場合であっても、雑工、仮設二等で計画している場合には対象建設工事となる。

例) 築堤工事を主たる工種とする工事において、仮設工で、アスファルト舗装道の設置・撤去を計画している場合には、請負金額が 500 万円以上であれば、対象建設工事となる。

3 特定建設資材の定義

政令に規定されている特定建設資材は、政令により表の左側に示す以下の4品目が定められている。各々の具体例は表の右側のとおりである。

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

(1) アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

(2) 木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草本類は特定建設資材に該当しない。

4 特定建設資材廃棄物の定義

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。廃棄物の形態としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を指す。

建設資材廃棄物には、建設汚泥、建設混合廃棄物、廃石膏ボード、廃塩化ビニール管、ガラスくず、陶磁器くず、紙くず等様々なものがあるが、現在、特定建設資材廃棄物とされているのは、上記の3品目である。

なお、工事に伴う伐採材、除根材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に規定する産業廃棄物に該当するが、建設資材ではないので、特定建

設資材廃棄物ではない。

また、植栽維持エヤ除草工により発生する、伐採材、剪定枝、刈草等は、廃掃法に規定する産業廃棄物には該当せず（一般廃棄物）かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。

5 計画の通知

計画の通知は、工事の着手前に予め通知書（別紙様式）を提出して行うものとする。

6 計画の通知

計画の通知先については、当該工事の施工場所により、下表のとおりとする。

当該工事の施工場所	計画の通知先
建築主事を億市町村の場合	市町村長
限定的建築主事を置く市町村の場合	原則として都道府県知事
限定的建築主事を置く特別区の場合	原則として特別区の長
建築主事を置かない市町村の場合	都道府県知事

なお、当該工事が複数の市町村にまたがる場合は、主たる市町村の通知先に通知するものとする。

（１）限定的建築主事を置く市町村について

建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる戸建住宅等の建築物（その建築に関して都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に限り、計画の通知先は、市町村長となる。

（２）限定的建築主事を置く特別区（東京 23 区）について

① 建築基準法施工令第 149 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物に限り計画の通知先は、都知事となる。

② 建築基準法施工令第 149 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる工作物及び建築設備については、計画の通知先は、都知事となる。

7 対象建設工事とならない工種の具体例について

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種のみから構成される工事については、対象建設工事とならない。

なお、これらの工事であっても、基礎、仮設、付属物等に特定建設資材を使用する場合または、特定建設資材廃棄物を排出する場合は対象建設工事となる。

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種の例は、以下のとおりである。

(1) 共通的工種

- ① 植生工 植生工としての種子吹付工、厚層基材吹付工、張芝工その他これに類する工事を指す。
- ② 植栽維持工 植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。
- ③ 区画線工
- ④ 既製杭工 既製杭打設（コンクリート杭等を除く鋼管杭等）その他これに類する工事を指す。
- ⑤ 地盤改良工 路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、サンドマット工、パーチカルドレーン工（ペーパードレーン、サンドドレーン等）、締固改良工（サンドコンパクション等）、固結工、敷砂・採石マット工、深層混合処理工、載荷その他これに類する工事を指す。
- ⑥ 土 工 掘削工、盛土工、盛土補強工、整形仕上げ工、天端砂利敷工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、表土保全工その他これに類する工事を指す。
- ⑦ 裏込工・裏埋 裏込工としての捨石の投入、裏埋工としての土砂の工 投入
その他これらに類する工事
- ⑧ 法 面 工 法面工としての植生工、吹付工（コンクリート吹付工を除く）、かご工、補強土壁工その他これらに類する工事を指す。
- ⑨ 綱矢板工 綱矢板打設工、鋼管矢板打設工その他これに類する工事
- ⑩ 付属物設置工 鉛板工、境界工（境界杭、距離標等の設置に係るもの）その他これに類する工事

(2) 河川工事

- ① 堤防養生工 堤防養生工としての芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工事を指す。
- ② 管理用通路工 管理用通路補修工としての天端補修工（コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工を除く）その他これに類する工事を指す。
- ③ 清 掃 工 清掃工としての塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工事を指す。
- ④ 腹 付 工 腹付工及び腹付工としての覆土工、植生工その他これらに類する工事を指す。
- ⑤ 側 帯 工 側帯工及び側帯工としての縁切工、植生工その他これらに類する工事を指す。
- ⑥ 現場塗装工 現場塗装工としての付属物塗装工その他これに類する工事を指す。

- ⑦ 水制工 水制工としての捨石工、かご工その他これらに類する工事を指す。
- ⑧ 護岸工 護岸工としての空石積（張）工、蛇籠工その他これらに類する工事を指す。
- ⑨ 護床工 護床工としての沈床工（そだ沈床等）、捨石工、かご工その他これらに類する工事を指す。
- ⑩ 浚渫工 河川、湖沼、海域の浚渫工その他これらに類する工事（覆砂工など）を指す。
- ⑪ 突堤工 突堤工としての捨石工、吸い出し防止工その他これに類する工事を指す。
- ⑫ 海域堤防工 海域堤防工（離岸堤、人工リーフなど）としての捨石工その他これに類する工事を指す。
- ⑬ 鋼製ダム工 鋼製ダム工としての鋼製ダム本體工その他これに類する工事を指す。
- ⑭ フィルダム工 フィルダム工としての盛立工を指す。
- ⑮ 基礎グラウチ ボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工事を指す。
- ⑯ アンカー工 グランドアンカー工、ロックボルト工、（受圧板がコンクリート製の場合を除く）を指す。
- ⑰ 地下水排除工 地下水排除工としての横ボーリング工を指す。
- ⑱ 杭工 地すべり抑止のための杭工（コンクリート製の杭を除く）を指す。

（３）道路工事

- ① 道路清掃工 道路清掃工としての路面清掃工、路肩清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工、雑作業工その他これらに類する工事を指す。
- ② 植栽維持工 植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。
- ③ 除草工 除草工としての道路除草工その他これに類する工事を指す。
- ④ 除雪工 除雪工としての一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工その他これらに類する工事を指す。
- ⑤ 現場塗装工 現場塗装工としての橋梁現場塗装工、付属物塗装工、張紙防止塗装工その他これらに類する工事を指す。

（４）公園緑地工事

- ① 植生基盤工 植生基盤工としての透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工事を指す。
- ② 樹木整枝工 高中木整枝工、低木整枝工、樹勢回復工その他これらに類する工事を指す。

③ 施設仕上げ工 塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工事を指す。

④ 自然育成植栽工 湿地移設工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工事を指す。

(5) 港湾工事及び港湾海岸工事

① 航路・泊地工 航路・泊地工としての浚渫工その他これらに類する工事

② 基礎工 基礎捨石工、捨石均し工その他これらに類する工事を指す。

③ 被覆工 被覆石工、被覆均し工その他これらに類する工事を指す。

④ 付属工 防舷材工、縁金物工、防食工その他これらに類する工事を指す。

⑤ 埋立工 埋立工としての土砂の投入その他これらに類する工事を指す。

⑥ 維持補修工 係船柱塗装工、車止・縁金物塗装工その他これらに類する工事を指す。

(6) 営繕工事

① 建設工事 鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事（木製を除く）、塗装工事、内装工事、植栽工事

② 電気設備工事 電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、変電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事

③ 機械設備工事 空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事

(7) 電気通信設備工事（特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く）

(8) 機械設備工事（特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く）

(9) 空港工事

① 土木工事

i) 塗装工 鋼材面の塗装、コンクリート面の塗装その他これらに類する工事を指す。

ii) 標識工 路面表示その他これに類する工事を指す。

iii) 緑地工 植樹工、移植工、張芝工、筋芝工、植生工その他これらに類する工事を指す。

iv) 溶接及び切断 溶接、ガス切断その他これらに類する工事を指す。

v) 付属工作物 タイダウンリング、アース、ケーブルダクトその他これらに類する工事を指す

- ② 土木維持工事 草刈工、舗装面清掃工、脱油清掃工、排水溝清掃工、標識工、塗装工、植木手入工、ゴム除去工、目地補修工その他これらに類する工事を指す。
- ③ 除雪工事 スーパー除雪、ブラウ除雪、氷盤処理その他これらに類する工事を指す。
- ④ 建築工事 鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事（木製を除く）、塗装工事、内装工事、植栽工事を指す。
- ⑤ 電気設備工事 電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、発電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事
- ⑥ 機械設備工事 空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事
- ⑦ 航空灯火・電気施設工事 航空灯火設備、エプロン照明灯設備、道路駐車場照明設備・設備・ケーブルダクト設備、受配電設備、監視制御設備及びこれらに付帯する設備工事を指す。
- ⑧ 航空無線工事 空中線設備、通信機器、可搬型機器、電力設備及びこれらに付帯する設備工事を指す。

**14 建設工事に係る資材の再資源化等に関する
法律の施行に伴う契約事務手続きについて**

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続について

国地契第 10 号、 国官技第 43 号、 国営計第 26 号 平成 14 年 5 月 29 日

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長から
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長あて
各地方整備局営繕部長

平成 14 年 5 月 30 日より「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号。以下、「建設リサイクル法」という。）が施行され、工事請負契約書に記載しなければならない事項が追加されたことから「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成 14 年 5 月 29 日付け国地契第 8 号）が通知されたところであるが、建設リサイクル法第 12 条の手続及び同法第 13 条により工事請負契約書に新たに記載される事項の合意手続について下記により措置されたい。

記

1 対象工事である旨の明示

建設リサイクル法対象工事については、工事の発注に際して以下の事項を明示するものとする。

(1) 入札公告、技術資料の収集に係る揭示、送付資料に記載する事項

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(2) 競争参加資格確認通知書、指名通知書に記載する事項

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

2 建設リサイクル法第 12 条及び同法第 13 条に関する手続について

(1)、(2)、(3) の手続により建設リサイクル法第 12 条に基づく説明及び第 13 条の規定に基づく契約書記載事項の合意のための協議を行うものとする。

(1) 協議実施の通知

本局総務部契約課（本局発注工事の場合）又は経理課（工事事務所発注工事の場合（以下、「契約担当課」という。）及び発注工事の工事担当課は、落札者決定後速やかに建設リサイクル法第12条に基づく説明並びに同法第13条に基づく分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用（以下、「分別解体等の方法等」という。）の契約書への記載に係る協議を実施する旨を落札者に通知する。

(2) 建設リサイクル法第12条に関する手続

① 工事担当課は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書（別紙1及び別紙1に示す添付資料）並びに都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法等について適切であることを確認する。

② 工事担当課は、①において提出された書面について適切であることを確認した後、速やかにその旨を契約担当課に報告する。

(3) 建設リサイクル法第13条に関する手続

① 契約担当課は、分別解体等の方法等を記載した書面（別紙2～4のうち該当するもの）の交付を受ける。

② 契約担当課は、①において提出された書面の確認を行った後に、工事担当課に合議する。

③ 工事担当課は、②において合議された書面について適切であることを確認した後、速やかにその旨を契約担当課に報告する。

3 契約締結

契約担当課は、記2の手続の終了後速やかに契約書案に解体工事に要する費用等必要事項を記載させた上契約締結を行う。なお、記2の協議に時間を要するために落札決定から7日以内に落札者が契約書案を契約担当官等に提出できない場合は、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省厚第5号）別紙「〇〇競争契約入札心得」第12条ただし書きの規定に基づき契約課は落札業者から当該期間の延長を求める旨の文書を提出させ、書面による承諾を行うものとする。

4 契約変更

契約変更の手続は、その必要が生じた都度、発注者と請負者が協議の上、2（3）の手続に準拠し、速やかに行うものとする。

(別紙1)

説 明 書

平成 年 月 日

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表 1～3 のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(別紙2)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

(注)・運搬費を含む。

(別紙3)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他取り壊しの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) 該当無し

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) ・運搬費を含む。

(別紙4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他取り壊しの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

15 再生資源の利用の促進について

再生資源の利用の促進について

建設省技調発第 243 号 平成 3 年 10 月 25 日

各 地 方 建 設 局 長
建設大臣官房技術審議官から北海道開発局長あて
沖縄総合事務局長

平成 3 年 4 月 26 日付けで公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年 10 月 25 日から施行されたところである。

建設工事において再生資源の利用を促進するためには、建設工事の発注者の役割が重要であり、建設工事の実施にあたっては、本法を踏まえ再生資源の利用の促進に努めることが必要である。

については、建設工事の実施にあたり、下記事項について十分留意のうえ、建設工事の請負者と相互に協力しつつ再生資源の利用の促進に努められたく通知する。

なお、建設経済局長より建設業者団体の長あてに別添の通知がなされたところであるので申し添える。

記

1. 再生資源の利用

- (1) 再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊について、建設業が特定業種に定められたところである。

建設工事の発注を行うに際しては、法第 4 条に基づき再生資源を利用するよう努めること。

この場合、再生資源の利用の促進に関する基本方針（平成 3 年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第 1 号、以下「基本方針」という。）に基づいて実施すること。

- (2) 設計にあたっては、品質等に配慮しつつ可能な限り再生資源を利用することに努めること。

利用する場合は、必要な事項を設計図書において明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。

- (3) 積算にあたっては、必要な費用を計上すること。特に、再生資源について資材として価格を設定する場合は、地域の実態に即した実勢価格の把握に努めること。

2. 指定副産物に係る再生資源の利用の促進

(1) 法第2条第5号の規定に基づく指定副産物として、建設業では、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊及び木材が定められたところである。

建設工事の発注を行うに際しては、可能な限りこれらの建設業に係る指定副産物を再生資源として利用することを促進すること。

この場合、基本方針に基づいて実施すること。

(2) 設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制に資する施工方法又は資材の選択に努めること。また、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を踏まえ、可能な限りに工事現場における建設副産物の分別並びに破砕又は切断、再資源化施設等への搬出等を条件として付することに努めること。

これらについて、必要な事項を設計図書において施工条件として明示すること。

また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。

(3) 積算にあたっては、必要な費用を計上すること。特に、工事現場から再資源化施設等までの運搬費用及び再資源化施設の受入れに要する費用等を適正に計上すること。

3. 各事業執行機関における再生資源の利用の促進を図るため、地方建設局と地方公共団体等との緊密な連携を図り、情報交換を活発に行うこと。

(別 添)

建設省経建発第 224 号 平成 3 年 10 月 25 日

建設業者団体の長あて

建設省建設経済局長

再生資源の利用の促進に関する法律の施行について

平成 3 年 4 月 26 日付けで公布された再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年 10 月 25 日から施行されたところである。

本法の目的は資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって、国民生活の健全な発展に寄与しようとするものである。

また、建設工事において再生資源の利用を促進することは円滑な建設工事の実施にとって欠くべからざるものである。

ついては、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記事項に留意の上、貴団体傘下の建設業者に対し、本法の周知徹底を図りその遵守について適正な指導に努められたい。

記

1. 再生資源の利用

再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊について、建設業が特定業種として定められたので再生資源の利用の促進に関する基本方針（平成 3 年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項（平成 3 年建設省令第 19 号。以下「利用に関する判断の基準」という。）に基づき建設工事における再生資源の利用を図ること。

特に、再生資源の利用に当たっては、工作物に要求される機能を確保し利用に関する判断の基準において定められた用途に利用すること等により積極的な利用を図ること。

2. 指定副産物に係る再生資源の利用の促進

法第 2 条第 5 項の規定に基づく指定副産物として、建設業について土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材が定められたので、基本方針及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項（平成 3 年建設省令第 20 号。以下「利用の促進に関する判断の基準」という。）に基づき指定副産物に係る再生資源の利用の促進を図ること。

特に、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に当たっては、利用の促進に関する判断の基準において定めた再資源化施設の活用を図ること等により、積極的な再生資源の利用の促進を図ること。

3. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成等

発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業者は、利用に関する判断の基準及び利用の促進に関する判断の基準に基づいて一定規模以上の工事について、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、建設工事完成後、その実績を記録するとともに一定期間保存すること。

4. 管理体制の整備

建設工事業者は、建設工事現場において責任者を置く等、管理体制の整備を図ること。

16 公共建設工事における再生資源活用の 当面の運用について

国官技第42号
国官総第126号
国営計第27号
国総事第22号
平成14年5月30日

港湾局 建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計課長
筑波研究学園都市施設管理センター長
各地方整備局企画部長
港湾空港部長
営繕部長
北海道開発局事業振興部長
港湾空港部長
営繕部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各航空局 次長
各航空交通管制部 次長

あて

大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長
総合政策局事業総括調整官

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の30%程度を建設廃棄物として処分している。また、今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設副産物の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。このような状況から、我が国において環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するため、当面、建設副産物の再生利用の促進について公共建設工事が先導的役割を果たすことが望まれており、再生資源の利用及び建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に取り組む必要がある。また、これにより再資源化施設の立地促進が図られ、中長期的に経済性も向上するものと考えられる。

公共建設工事における再生資源の利用については、「再生資源の利用の促進について」（技術審議官又は港湾局建設課長、航空局飛行場部建設課長通達）に基づき実施することとしているが、当面、下記の運用を行うことにより、再生資源（なお、再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材を以下「再生資材」という。）の利用及び再資源化施設を活用していくうえでの課題と対応策を明らかにすることとする。

なお、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成3年度）」（平

成3年12月13日 建設省技調発第267号、建設省営計発第97号及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成4年度）の運用について」（平成4年12月25日）建設省技調発第281号、建設省営計発第84号は廃止する。

記

国土交通省の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。また、資源化施設の活用には、所要の品質が確保される施設を活用することとする。

運用に当たっての実施要領は、別に定める。

（1） 指定副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50キロメートルの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の①及び②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50キロメートルの範囲内の他の工事現場（民間建設工事を含む）へ搬出する。また、地方建設副産物対策連絡協議会（通称）等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。なお、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

（2） 再生資材等の利用

1) 再生骨材等の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生資材を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アス

ファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事（民間建設工事を含む）がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用する。また、建設副産物対策連絡協議会（通称）等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

[参考]

建設リサイクル法の施行（平成14年5月30日）に伴う通達類の策定について

平成 14 年 6 月 7 日

〈問い合わせ先〉

（通達類 4, 5 について）

大臣官房技術調査課（内線 22353）

（通達類 1～5 について）

大臣官房公共事業調査室（内線 24295）

（通達類 4, 5 について）

官庁営繕部営繕技術管理室（内線 23553）

（通達類 1, 3 について）

総合政策局事業総括調整官室（内線 24523）

（通達類 2 について）

総合政策局建設業課（内線 24702、24733）

TEL:03 - 5253 - 8111（代表）

平成 14 年 5 月 30 日の建設リサイクル法施行に合わせて、国土交通省では、建設リサイクルのより一層の推進のため必要な通達類を策定し、関係機関に通知しました。

通達類の概要

1. 建設リサイクル推進計画 2002

国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標具体的施策を定めた。

2. 建設副産物適正処理推進要綱

建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を定めた。

3. 建設リサイクルガイドライン

建設リサイクル推進計画 2002 の目標を達成するために、国土交通省直轄工事における、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項を定めた。

4. 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

再生資源の利用及び再資源化施設等の活用の推進にあたり、当面、公共建設工事が先導的な役割を果たすため、公共建設工事における再生資源活用に関する運用を定めた。

5. 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）、（営繕）

公共建設工事において、分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の実施にあたり必要となる①設計図書等における条件明示の方法②積算上の取扱い③施工計画書における取扱い⑥品質の管理について定めた。

〈参考資料 1〉 建設リサイクル推進計画 2002

〈参考資料 2〉 建設リサイクル推進計画 2002 の概要

〈参考資料 3〉 建設副産物適正処理推進要綱改定の概要

〈参考資料 4〉 建設副産物適正処理推進要綱

〈参考資料 5〉 建設リサイクルガイドライン

〈参考資料 6〉 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

〈参考資料 7〉 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について

〈参考資料 8〉 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について

PDF 形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Reader が必要です。右のアイコンをクリックして Acrobat Reader をダウンロードしてください（無償）。

Acrobat Reader をダウンロードしても、PDF ファイルが正常に表示されない場合はこちらをご参照下さい。

17 工 事 請 負 契 約 書

工事請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

4 請 負 代 金 額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

5 契 約 保 証 金

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名

請負者 住所
氏名

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第五号の場合においては、履行保証契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。
監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) 専任の主任技術者

(B) 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条

第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わ

って当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、乙が第13条第3項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された

自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して
甲が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を越える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から、14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とある

のは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。

ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前

5 項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその真に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 甲は、第31条第4項又は第5項の規定による引潰し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その

保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

- 4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からのその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金

の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中回を超えることができない。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔又は製造工場等にある工場製品〕の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額

× (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額

× (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(国庫債務負担行為に係る契約の特別)

第39条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年

度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第40条 国債に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、この規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金

相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（国債に係る契約の部分払の特則）

第41条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（a）部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ {請負代金相当額 $-$ （前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）} \times 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

（b）部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ （請負代金相当額 $-$ 前年度までの出来高予定額） \times （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の中間前払金額） $/$ 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 乙は、甲が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第44条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

- 第46条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき認められるとき。

五 第48条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第47条 甲は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第48条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査するこ

とができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を

申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条の規定によるときは甲が定め、第47条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第50条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第51条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第52条(B) この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第54条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、報告、通知、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(補則)

第55条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

違約金に関する特約条項

第1条 発注者(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付け締結した [] の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつてはその構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合は、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(注) [] の部分には、工事名を記入する。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 本契約に関し、乙(乙が法人の場合にあつてはその役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

第2条 乙がこの契約に基づく違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名 [分任] 支出負担行為担当官(代理)

[分任] 契約担当官(代理)

印

請負者 住所

氏名

印

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。